

山口市地域防災計画

本編・震災対策編

令和7年度
山口市防災会議

本編 目次

第1編 総 則	編	章	頁
第1章 計画の方針	1	1	1
第1節 目的	1	1	1
第2節 計画の性格	1	1	1
第3節 計画の前提となる災害	1	1	2
第4節 防災に関する組織及び実施責任	1	1	2
第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	1	1	3
第2章 防災面から見た山口市の概況	1	2	1
第1節 地理的条件	1	2	1
第2節 社会的条件	1	2	1
第3節 気象と災害	1	2	3
第2編 災害予防計画	編	章	頁
第1章 防災思想の普及啓発	2	1	1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2	1	2
第2節 防災知識の普及啓発	2	1	2
第3節 災害教訓の伝承	2	1	3
第2章 防災活動の促進	2	2	1
第1節 消防団・水防団の育成強化	2	2	2
第2節 自主防災組織の育成	2	2	2
第3節 企業防災活動の促進	2	2	3
第4節 地区防災計画	2	2	4
第3章 防災訓練の実施	2	3	1
第1節 訓練の内容	2	3	2
第4章 自然災害に強い市土の形成	2	4	1
第1節 災害危険区域の設定	2	4	2
第2節 防災パトロールの実施	2	4	7
第5章 災害情報体制の整備	2	5	1
第1節 災害情報の収集、伝達体制	2	5	2
第6章 災害応急体制の整備	2	6	1
第1節 職員の体制	2	6	2
第2節 防災関係機関相互の連携体制	2	6	4
第3節 自衛隊との連携体制	2	6	4
第4節 海上保安部との連携体制	2	6	6
第5節 防災中枢機能の確保、充実	2	6	6
第6節 水防資器材の整備	2	6	6
第7章 避難予防対策	2	7	1
第1節 避難計画	2	7	2
第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	2	7	10
第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2	7	10
第8章 救助・救急、医療活動	2	8	1

第1節 救助・救急活動	2	8	2
第2節 医療活動	2	8	2
第9章 要配慮者対策	2	9	1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	2	9	2
第2節 在宅要配慮者対策	2	9	3
第3節 避難行動要支援者対策	2	9	3
第4節 防災知識の普及啓発・訓練	2	9	7
第5節 避難所対策	2	9	7
第10章 緊急輸送活動	2	10	1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	2	10	2
第2節 道路交通管理体制の整備	2	10	2
第3節 道路啓開	2	10	2
第4節 緊急輸送車両等の確保	2	10	2
第11章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	2	11	1
第1節 災害救助物資確保計画	2	11	2
第2節 災害対策基金計画	2	11	3
第12章 ボランティア活動の環境整備	2	12	1
第1節 ボランティアの位置付け	2	12	2
第2節 ボランティアの育成	2	12	2
第3節 ボランティアの登録	2	12	3
第4節 ボランティアの支援体制の整備	2	12	3
第5節 ボランティアセンターの体制強化	2	12	3
第13章 施設、設備等の応急復旧体制	2	13	1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	2	13	2
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	2	13	2
第14章 危険家屋移転促進対策	2	14	1
第1節 防災のための集団移転促進計画	2	14	2
第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進	2	14	2
第15章 火災予防対策	2	15	1
第1節 一般火災予防計画	2	15	2
第2節 林野火災予防計画	2	15	8
第16章 交通災害予防対策	2	16	1
第1節 陸上交通災害予防計画	2	16	2
第2節 航空災害予防計画	2	16	3
第3節 海上災害予防計画	2	16	3
第17章 産業災害予防対策	2	17	1
第1節 危険物等災害予防計画	2	17	2
第2節 営農災害予防計画	2	17	4
第3編 災害応急対策計画	編	章	頁
第1章 応急活動計画	3	1	1
第1節 活動体制	3	1	2

第2節 災害対策総合連絡本部	3	1	28
第2章 災害情報の収集・伝達計画	3	2	1
第1節 災害情報計画	3	2	2
第2節 災害情報収集・伝達計画	3	2	16
第3節 通信運用計画	3	2	20
第4節 災害時の放送	3	2	26
第5節 広報計画	3	2	28
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	3	3	1
第1節 事前措置計画	3	3	2
第2節 応急公用負担計画	3	3	3
第4章 救助・救急、医療等活動計画	3	4	1
第1節 救助・救急活動	3	4	2
第2節 医療等活動計画	3	4	4
第3節 集団発生傷病者救急医療計画	3	4	9
第5章 避難計画	3	5	1
第1節 避難指示等	3	5	2
第2節 避難所の設置・運営	3	5	7
第6章 応援要請計画	3	6	1
第1節 相互応援協力計画	3	6	2
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	3	6	5
第3節 県消防防災ヘリコプター応援要請計画	3	6	9
第7章 緊急輸送計画	3	7	1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	3	7	2
第2節 緊急道路啓開	3	7	4
第3節 輸送車両等の確保	3	7	6
第4節 輸送の実施	3	7	7
第5節 災害救助法による輸送基準	3	7	7
第6節 交通規制	3	7	8
第7節 臨時ヘリポート設定計画	3	7	11
第8章 災害救助法の適用計画	3	8	1
第1節 災害救助法の適用	3	8	2
第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	3	8	6
第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3	9	1
第1節 食料供給計画	3	9	2
第2節 飲料水供給計画	3	9	5
第3節 生活必需品等の供給計画	3	9	8
第10章 保健衛生計画	3	10	1
第1節 防疫及び食品衛生監視	3	10	2
第2節 遺体の処理計画	3	10	5
第3節 清掃計画	3	10	8
第11章 応急住宅計画	3	11	1

第1節 応急仮設住宅の供与	3	11	2
第2節 被災住宅の応急修理	3	11	4
第3節 公営住宅の応急修理	3	11	5
第12章 水防計画	3	12	1
第1節 計画の目的及び性格	3	12	2
第2節 水防実施機関の業務及び責任	3	12	2
第3節 水防組織	3	12	4
第4節 職員の配備体制及び所掌事務	3	12	5
第5節 重要水防箇所及び避難場所	3	12	8
第6節 気象状況等の連絡系統	3	12	8
第7節 水位、雨量等の情報収集	3	12	8
第8節 洪水予報	3	12	8
第9節 氾濫危険水位(特別警戒水位)の通知	3	12	11
第10節 水防警報	3	12	12
第11節 水防活動	3	12	13
第12節 水防信号及び水防通信連絡	3	12	16
第13節 水防用備蓄器具、資材の整備及び確保	3	12	18
第14節 身分を示す証票	3	12	18
第15節 公用負担	3	12	19
第16節 輸送	3	12	20
第17節 水防てん末報告	3	12	20
第13章 災害警備計画	3	13	1
第1節 陸上警備対策	3	13	2
第2節 海上警備対策	3	13	4
第14章 要配慮者支援計画	3	14	1
第1節 避難誘導・避難所の管理等	3	14	2
第2節 保健・福祉対策	3	14	3
第15章 ボランティア活動支援計画	3	15	1
第1節 一般ボランティアの支援体制	3	15	2
第2節 専門ボランティアの支援体制	3	15	3
第16章 応急教育計画	3	16	1
第1節 文教対策	3	16	2
第2節 災害応急活動	3	16	8
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画	3	17	1
第1節 災害発生時の対策	3	17	2
第2節 電力施設	3	17	2
第3節 ガス施設	3	17	3
第4節 水道施設	3	17	4
第5節 下水道施設	3	17	6
第6節 電気通信設備	3	17	7
第18章 公共施設等の応急復旧計画	3	18	1

第1節 公共土木施設	3	18	2
第2節 公共施設	3	18	5
第3節 鉄道施設	3	18	6
第19章 雪害対策計画	3	19	1
第1節 道路鉄道除雪計画	3	19	2
第2節 家屋の除雪計画	3	19	6
第3節 孤立対策計画	3	19	6
第20章 火災対策計画	3	20	1
第1節 火災防ぎょ計画	3	20	2
第2節 林野火災対策計画	3	20	8
第21章 交通災害対策計画	3	21	1
第1節 陸上交通災害対策計画	3	21	2
第2節 航空災害対策計画	3	21	3
第3節 海上災害対策計画	3	21	7
第22章 産業災害対策計画	3	22	1
第1節 化学工場等災害対策計画	3	22	2
第2節 ガス災害対策計画	3	22	7
第3節 農産物対策計画	3	22	10
第4節 家畜管理計画	3	22	13
第5節 貯木対策計画	3	22	14
第23章 広域消防応援・受援に係る計画	3	23	1
第1節 山口県内広域消防応援計画	3	23	2
第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画	3	23	7
第3節 山口市消防本部受援計画	3	23	14
第4節 広域航空消防応援の受援実施	3	23	19
第5節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	3	23	21
第4編 災害復旧・復興計画	編	章	頁
第1章 被災者の生活再建計画	4	1	1
第1節 被災者の生活確保	4	1	2
第2節 義援金及び見舞金の受入・配分	4	1	12
第3節 生活必需品、復旧資材等の供給	4	1	14
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画	4	2	1
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	4	2	2
第2節 災害復旧事業の推進	4	2	2
第3節 計画的な復興	4	2	5
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4	3	1
第1節 被災中小企業者の援助措置	4	3	2
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	4	3	2
第4章 金融計画	4	4	1
第1節 通貨の供給の確保	4	4	2

震災対策編 目次

第1編 総 則	編	章	頁
第1章 計画の方針	震	1	1
第1節 目的	震	1	1
第2節 計画の性格	震	1	1
第3節 計画の内容	震	1	1
第4節 計画の修正	震	1	2
第5節 計画の周知徹底	震	1	2
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画	震	1	2
第2章 計画の前提	震	1	2
第1節 災害素因としての地域の概況	震	1	2
第2節 災害誘因の把握	震	1	2
第3節 津波	震	1	2
第4節 被害想定	震	1	3
第3章 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	震	1	3
第1節 防災関係機関等の責務	震	1	3
第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置	震	1	3
第2編 災害予防計画	編	章	頁
第1章 防災思想の普及啓発	震	2	1
第1節 自主防災思想の普及啓発	震	2	1
第2節 防災知識の普及啓発	震	2	1
第3節 災害教訓の伝承	震	2	1
第2章 防災活動の促進	震	2	2
第1節 消防団の育成強化	震	2	2
第2節 自主防災組織の育成	震	2	2
第3節 自主防犯組織の育成	震	2	3
第4節 企業防災活動の促進	震	2	3
第5節 地区防災計画	震	2	4
第3章 防災訓練の実施	震	2	3
第1節 訓練の内容	震	2	3
第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成	震	2	4
第1節 避難地の整備	震	2	4
第2節 避難路の整備	震	2	4
第3節 延焼遮断帯の整備	震	2	4
第4節 道路の整備	震	2	4
第5節 公園の整備	震	2	4
第6節 河川・海岸の整備	震	2	4
第7節 港湾・漁港の整備	震	2	4
第8節 市街地防災対策の推進	震	2	4
第9節 農山漁村地域の防災対策の推進	震	2	4
第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化	震	2	5

第1節 建築物の耐震化	震	2	5	2
第2節 ライフライン施設の耐震化	震	2	5	3
第3節 交通施設の耐震性の確保等	震	2	5	3
第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保	震	2	5	4
第6章 土砂・地盤災害の予防	震	2	6	1
第1節 土砂災害の予防	震	2	6	2
第2節 地盤災害の予防	震	2	6	2
第7章 災害情報体制の整備	震	2	7	1
第1節 災害情報の収集、連絡体制	震	2	7	2
第8章 災害応急体制の整備	震	2	8	1
第1節 職員の体制	震	2	8	2
第2節 防災関係機関相互の連携体制	震	2	8	3
第3節 自衛隊との連携体制	震	2	8	4
第4節 海上保安部との連携体制	震	2	8	5
第5節 防災中枢機能の確保、充実	震	2	8	5
第9章 避難予防対策	震	2	9	1
第1節 避難計画	震	2	9	2
第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画	震	2	9	9
第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	震	2	9	9
第10章 救助・救急、医療活動	震	2	10	1
第1節 救助・救急活動	震	2	10	2
第2節 医療活動	震	2	10	3
第11章 火災予防対策	震	2	11	1
第1節 出火防止	震	2	11	2
第2節 初期消火	震	2	11	2
第3節 消防力の強化	震	2	11	3
第12章 要配慮者対策	震	2	12	1
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	震	2	12	2
第2節 在宅要配慮者対策	震	2	12	2
第3節 避難行動要支援者対策	震	2	12	3
第4節 防災知識等の普及啓発・訓練	震	2	12	6
第5節 避難所対策	震	2	12	6
第13章 緊急輸送活動	震	2	13	1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	震	2	13	2
第2節 道路交通管理体制の整備	震	2	13	2
第3節 道路啓開	震	2	13	2
第4節 緊急輸送車両等の確保	震	2	13	2
第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	震	2	14	1
第1節 災害救助物資確保計画	震	2	14	2
第2節 災害対策基金計画	震	2	14	3
第15章 ボランティア活動の環境整備	震	2	15	1

第1節 ボランティアの位置付け	震	2	15	2
第2節 ボランティアの育成	震	2	15	2
第3節 ボランティアの登録	震	2	15	3
第4節 ボランティア支援体制の整備・強化	震	2	15	3
第5節 ボランティアセンターの体制強化	震	2	15	3
第16章 施設、設備等の応急復旧体制	震	2	16	1
第1節 公共施設等の応急復旧体制	震	2	16	2
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	震	2	16	2
第17章 津波災害予防対策	震	2	17	1
第1節 津波防災意識の向上	震	2	17	2
第2節 津波からの避難	震	2	17	3
第3節 海岸保全施設等の整備	震	2	17	5
第3編 災害応急対策計画	編	章	頁	
第1章 応急活動計画	震	3	1	1
第1節 活動体制	震	3	1	2
第2章 災害情報の収集・伝達計画	震	3	2	1
第1節 災害情報計画	震	3	2	2
第2節 災害情報収集・伝達計画	震	3	2	11
第3節 通信運用計画	震	3	2	14
第4節 災害時の放送	震	3	2	17
第5節 広報計画	震	3	2	17
第3章 救助・救急、医療等活動計画	震	3	3	1
第1節 救助・救急計画	震	3	3	2
第2節 医療等活動計画	震	3	3	5
第4章 避難計画	震	3	4	1
第1節 避難指示等	震	3	4	2
第2節 避難所の設置運営	震	3	4	6
第5章 応援要請計画	震	3	5	1
第1節 相互応援協力計画	震	3	5	2
第2節 自衛隊災害派遣要請計画	震	3	5	5
第3節 県消防防災ヘリコプター応援要請計画	震	3	5	10
第6章 緊急輸送計画	震	3	6	1
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	震	3	6	2
第2節 緊急道路啓開	震	3	6	4
第3節 輸送車両等の確保	震	3	6	6
第4節 輸送の実施	震	3	6	7
第5節 災害救助法による輸送基準	震	3	6	7
第6節 交通規制	震	3	6	8
第7節 臨時ヘリポート設定計画	震	3	6	11
第7章 災害救助法の適用計画	震	3	7	1
第1節 災害救助法の適用	震	3	7	2

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画	震	3	7	2
第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	震	3	8	1
第1節 食材供給計画	震	3	8	2
第2節 飲料水供給計画	震	3	8	5
第3節 生活必需品等の供給計画	震	3	8	8
第9章 保健衛生計画	震	3	9	1
第1節 防疫及び食品衛生監視	震	3	9	2
第2節 遺体の処理計画	震	3	9	5
第3節 清掃計画	震	3	9	8
第10章 応急住宅計画	震	3	10	1
第1節 応急仮設住宅の供与	震	3	10	2
第2節 被災住宅の応急修理	震	3	10	4
第3節 公営住宅の応急修理	震	3	10	6
第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策	震	3	10	6
第11章 水防・消防、危険物等対策計画	震	3	11	1
第1節 水防活動計画	震	3	11	2
第2節 消防活動計画	震	3	11	3
第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	震	3	11	7
第12章 要配慮者支援計画	震	3	12	1
第1節 避難誘導・避難所の管理等	震	3	12	2
第2節 保健・福祉対策	震	3	12	3
第13章 ボランティア活動支援計画	震	3	13	1
第1節 一般ボランティアの支援体制	震	3	13	2
第2節 専門ボランティアの支援体制	震	3	13	3
第14章 応急教育計画	震	3	14	1
第1節 文教対策	震	3	14	2
第2節 学校施設等の防災対策	震	3	14	8
第3節 災害応急活動	震	3	14	8
第15章 ライフライン施設の応急復旧計画	震	3	15	1
第1節 地震災害発生時の対策	震	3	15	2
第2節 電力施設	震	3	15	2
第3節 ガス施設	震	3	15	3
第4節 水道施設	震	3	15	5
第5節 下水道施設	震	3	15	8
第6節 電気通信設備	震	3	15	9
第16章 公共施設等の応急復旧計画	震	3	16	1
第1節 公共土木施設	震	3	16	2
第2節 公共施設	震	3	16	5
第3節 鉄道施設	震	3	16	7
第17章 災害警備計画	震	3	17	1
第1節 陸上警備対策	震	3	17	2

第2節 海上警備対策	震	3	17	4
第18章 広域消防応援・受援に係る計画	震	3	18	1
第1節 山口県内広域消防応援計画	震	3	18	2
第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画	震	3	18	2
第3節 山口市消防本部受援計画	震	3	18	2
第4節 広域航空消防応援の受援実施	震	3	18	2
第5節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画	震	3	18	2
第19章 津波災害応急対策計画	震	3	19	1
第1節 避難指示の伝達	震	3	19	2
第2節 住民等の避難行動	震	3	19	2
第3節 避難誘導	震	3	19	3
第4節 津波災害情報等の連絡体制	震	3	19	3
第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画	震	3	20	1
第1節 総則	震	3	20	2
第2節 南海トラフ地震の概要	震	3	20	2
第3節 災害対策本部等の設置等	震	3	20	4
第4節 地震発生時の応急対策等	震	3	20	5
第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	震	3	20	6
第6節 時間差発生等への対応	震	3	20	9
第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	震	3	20	12
第8節 防災訓練計画	震	3	20	13
第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	震	3	20	13
第4編 災害復旧・復興計画	編	章	頁	
第1章 被災者の生活再建計画	震	4	1	1
第1節 被災者の生活確保	震	4	1	2
第2節 義援金及び見舞品の受入・配分	震	4	1	12
第3節 生活必需品、復旧資材等の供給	震	4	1	14
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画	震	4	2	1
第1節 公共施設災害復旧の基本方針	震	4	2	2
第2節 災害復旧事業の推進	震	4	2	2
第3節 計画的な復興	震	4	2	5
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	震	4	3	1
第1節 被災中小企業者の援助措置	震	4	3	2
第2節 被災農林漁業関係者の援助措置	震	4	3	2
第4章 金融計画	震	4	4	1
第1節 通貨の供給の確保	震	4	4	2

本 編

第 1 編

総 則

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山口市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び山口県の地域防災計画に基づき、本市地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものであり、各種の防災に関する計画は、本計画の一環として体型つけたものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
市が実施する防災の事務及び業務を主体とし、他の防災関係機関の処理すべき防災の事務又は業務の大綱をも掲げて、これらを統合化したものである。
- 4 計画の具体的な実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。
- 5 この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 災対法 災害対策基本法 (2) 救助法 災害救助法 (3) 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(法律第150号) (4) 指定行政機関 (5) 指定地方行政機関 (6) 指定公共機関 (7) 指定地方公共機関	} 災対法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関

第3節 計画の前提となる災害

1 自然災害

暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪その他異常な自然現象（地震、津波を除く）

2 事故災害

大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他大規模な人為的事故

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 山口市防災会議

山口市防災会議は、市長を会長として山口市防災会議条例に規定する者を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 山口市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

イ 山口県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

ウ 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

オ 教育長及び教育委員会事務局の教育部長

カ 消防長及び消防団長

キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

ケ アからクまでに掲げる者のほか、防災上、市長が特に必要と認める職にある者

(3) 専門委員

専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

※参考資料・・・ 山口市防災会議条例（資料編）、山口市防災会議運営要綱（資料編）
山口市防災会議委員名簿（資料編）

2 実施責任

(1) 市(災対法第5条)

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県(災対法第4条)

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関(災対法第3条)

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関(災対法第6条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所(災対法第7条)

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、概ね次のとおりである。

1 山口市

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口市	- 山口市防災会議に関すること。 - 市民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 - 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 - 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 - 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 - 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 - 市民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 - 被害情報の収集及び県、防災機関への伝達・報告に関すること。 - 消防、水防その他の応急措置に関すること。 - 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 - 被災者の救助及び救護措置に関すること。 - 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 - 施設設備の応急復旧に関すること。 - 緊急輸送の確保に関すること。 - 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 - 地域内の公共的団体及び市民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 - その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。 - 災害広報に関すること。 - ボランティアの活動支援に関すること。 - 義援金品の受入れ・配分に関すること。

2 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国財務局 山口財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資等に関する事。 2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関する事。 3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関する事。 4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸与等に関する事。
中国四国農政局	1 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関する事。 2 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設の防護に関する事。 3 自ら管理又は運営する施設設備の整備に関する事。 4 農林関係金融機関に対して金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。 5 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関する事。 6 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関する事。 7 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関する事。 8 被災農林漁業者に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、株式会社日本政策金融公庫の資金等の融資に関する事。 9 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所 (西山口森林事務所) (徳地森林事務所)	1 国有保安林、治山施設、保安施設等の整備及び管理に関する事。 2 国有林における予防治山施設による災害予防に関する事。 3 国有林における荒廃地の復旧に関する事。 4 災害対策用復旧用資材の供給に関する事。 5 森林火災防止対策に関する事。
中国運輸局 山口運輸支局	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事。 3 災害時における輸送用船舶・車両のあつせん、確保に関する事。 4 鉄道、軌道及び索道の安全確保並びにこれらの施設及び車両の安全確保に関する事。 5 船舶・港湾荷役施設等の安全確保に関する事。 6 船舶の安全性及び安全な運航の確保に関する事。
第六管区海上保安本部 徳山海上保安部	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関する事。 2 航路標識の施設の保全に関する事。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関する事。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者等の輸送の協力に関する事。 5 警報等の伝達、避難の勧告及びその誘導に関する事。 6 災害情報の収集、伝達及び災害広報に関する事。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関する事。

福岡管区気象台 (下関地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
山口労働局 山口労働基準監督署	1 工場等、事業場における安全衛生管理に関すること。 2 災害復旧事業実施に伴って発生が危惧される労働災害の防止の指導、監督に関すること。 3 労働者災害補償保険の給付に関すること。 4 失業者の雇用確保、雇用保険の給付に関すること。 5 被災地の復興に必要な労務の確保に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所 (佐波川出張所) (山口国道維持出張所)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関すること。 4 国土交通省所掌事務に係わる災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防除に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣。 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく応急措置に関すること。
中国地方整備局 山口河川国道事務所 (島地川ダム管理支所)	島地川ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力に関すること。 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査に関すること。

3 山口県・出先機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口県	県防災計画に掲げる所掌事務について防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関が管理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整に関すること。

山 口 県 民 局	県出先機関の地域防災連絡会議及び災害対策地方本部の運営に関する こと。
山口健康福祉センター	災害時における防疫、食品衛生、医療、助産、罹災の救護に関する こと。
防府土木建築事務所 山口支所	県管理国道、県道、河川などの防災管理及び水防のための警報などの 発表伝達に関すること。
佐 波 川 ダ ム 一 の 坂 ダ ム 荒 谷 ダ ム 各 管 理 事 務 所	ダムの防災管理及び水防のための警報等の伝達に関すること。
山口農林水産事務所	1 農林業関係の被害状況の調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に 関すること。 2 農地、農業用施設の二次災害防止に関すること。 3 農林水産省所管に係る地すべり防止地域並びに海岸保全区域の応急 復旧に関すること。 4 家畜の管理、防疫に関すること。 5 水産業施設等の災害に関すること。
山 口 警 察 署 山 口 南 警 察 署	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に 関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防衛活動に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第17普通科連隊	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 (2) 災害派遣計画の作成。 (3) 防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日 本 銀 行 (下 関 支 店)	災害発生時において、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円 滑な確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること。
日 本 赤 十 字 社 山 口 県 支 部	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関 すること。

	2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 山口放送局	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本高速道路株式会社中国支社 山口高速道路事務所	1 中国自動車道、山陽自動車道の防災対策及び災害応急対策に関すること。 2 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策への協力に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 関西支社広島支店	1 貨物列車の運行状況の広報に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）	1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること。
N T T 西日本株式会社 山口支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 N T T ドコモ 中国支社	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
K D D I 株式会社 （中国総支社）	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社 （中国ネットワーク技術部）	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
日本通運株式会社 防府支店	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。

西日本旅客鉄道株式会社 (中国統括本部) (山陽新幹線統括本部)	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
日本郵便株式会社 (山口中央郵便局)	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険事務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口市医師会 吉南医師会 防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
山口県看護協会	1 救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。
山口県トラック協会	災害時における緊急物資、復旧物資等運送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。
山口合同ガス株式会社 山口支店	1 ガス設備の防災対策の実施及び管理に関すること。 2 災害時におけるガスの供給確保に関すること。 3 被災設備の応急対策及び復旧に関すること。
山口県バス協会	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。

7 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
山口市歯科医師会 吉南歯科医師会 防府歯科医師会 山口市薬剤師会 吉南薬剤師会 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。
山口市 社会福祉協議会	1 ボランティア活動体制の整備に関すること。 2 市ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。

山 口 商 工 会 議 所	生活必需品、復旧資機材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
山口県農業協同組合 山 口 統 括 本 部 防府とくち統括本部 宇 部 統 括 本 部	被災者への融資のあっせん、資金の導入及び生産資材、被災者用物資等の確保及び協力に関すること。 ※山口県農業協同組合の一部地域については、災害時の有線放送電話に関すること。
山口県漁業協同組合 吉佐支店山口支所 嘉 川 支 店 大 海 支 店	被災者への融資のあっせん、資金の導入、海難の際の救助の協力に関すること。
山口ケーブルビジョン 株 式 会 社	災害時における市民への情報提供に関すること。

8 市民・事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
市 民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 市が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること。 3 地域や自治会単位の自主防災組織を結成するなど、平素から地域の防災力向上に努めること。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の市民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
そ の 他 の 企 業	市及び県が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。 ① 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施。 ② 従業員に対する防災教育訓練の実施。 ③ 防災組織体制の整備。 ④ 施設の防災対策及び応急対策の実施。 ⑤ 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄。

第2章 防災面から見た山口市の概況

第1節 地理的条件

本市は、県の中央部に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市、周南市、西は美祢市、宇部市、北は萩市、さらに島根県鹿足郡津和野町及び吉賀町に接し、また、南部は山口湾、山口東港、秋穂港、青江港に臨んでいる。東西46.3km、南北59.6km、面積1,023.23km²を有している。

地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨み、比較的幅の狭い市街地が北南に連たっている。北部にはなだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山陵には農山村地帯が散在している。

市の北部には、飯ヶ岳、西・東鳳凰山、十種ヶ峰、高岳山など標高700mから1,000mの山並みが続いている。

また、河川は、佐波川、樫野川及び阿武川の3河川が存在する。佐波川は、三ヶ峰に源を発し、途中多くの支流を合わせながら山口市徳地地域、防府市を経て、瀬戸内海（大海湾）に注ぐ流域面積460km²、長さ56kmの1級河川であり、洪水を防ぐため、昭和31年に佐波川ダムが、昭和56年に佐波川の支流である島地川に島地川ダムが造られている。樫野川は、龍門岳に発し、山口盆地を南西に流れ、途中山口市山口地域で最大支川の仁保川、一の坂川などの支川を合わせ、小郡仁保津の狭さく部を過ぎてその向きを南に変え、吉南平野を貫流して周防灘の山口湾に注ぐ、流域面積322.4km²、長さ30.3kmの2級河川であり、洪水を防ぐため、昭和59年に樫野川の支流である一の坂川に一の坂ダムが、昭和63年に荒谷ダムが造られている。阿武川は、阿東嘉年に発し、徳佐盆地を経てほぼ国道9号に並んで下り、長門峡で篠目川と合流し、阿武川ダムを経て萩市の日本海に注いでいる。

これらの河川により、浸食された深谷の地形は急傾斜地が多いため、地すべり、山崩れ及び土石流の発生が多く見られる。その他の河川として、佐波川の支流である、引谷川、樫野川の支流である問田川、四十八瀬川、そして井関川、さらに阿武川の支流である生雲川及び蔵目喜川などがあげられる。

また、港は、山口港、秋穂港、青江港、山口東港、湾は山口湾、秋穂湾、尻川湾、中道湾、大海湾が存在し、海岸地域では、過去の開墾等による造成地もあることから、また海岸線が複雑に入り組んでいることから、高潮、津波の危険性も大きい。

(位 置)

方位	極限経緯度	地名
東 端	北緯 34 度 26 分 0 秒，東経 131 度 47 分 44 秒	阿東徳佐
西 端	北緯 34 度 0 分 5 秒，東経 131 度 17 分 31 秒	阿知須
南 端	北緯 33 度 58 分 3 秒，東経 131 度 25 分 14 秒	竹島
北 端	北緯 34 度 30 分 16 秒，東経 131 度 39 分 27 秒	阿東嘉年

第2節 社会的条件

本市は、豊富な緑や清澄な水を有する自然に満ちた都市となっている。また、大内氏時代や明治維新関連の歴史や文化資源が今に残されており、約600年の歴史を持つ湯田温泉などを含めて、観光地としての魅力も備えた都市となっている。

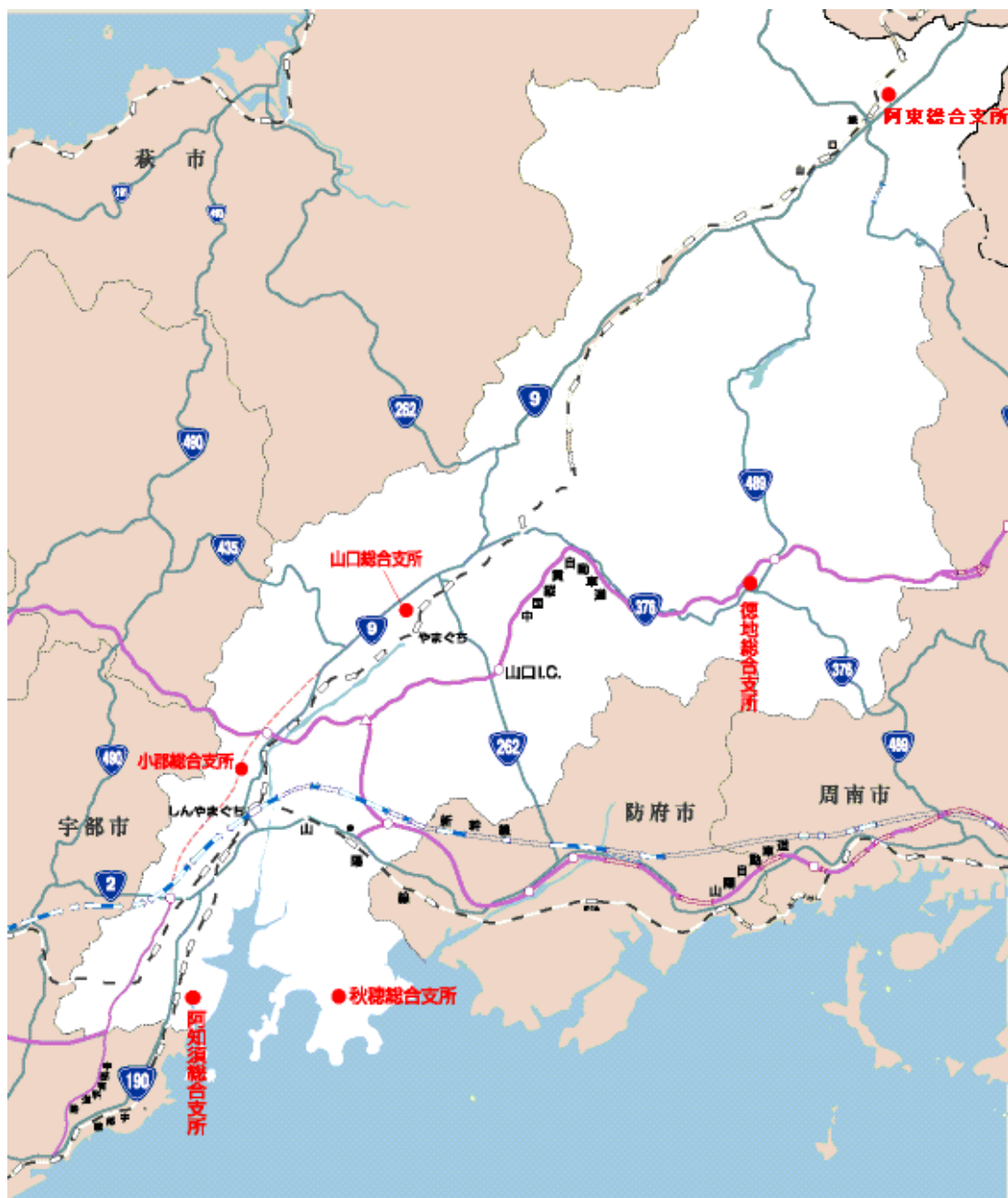
第1項 人口

令和2年国勢調査によると、山口市の人口は193,966人、世帯数は87,094世帯となっており、山口県全体の人口に占める割合は14.5ポイント、県内で2番目の規模の市となっている。

また、人口増加率は平成22年で1.3ポイントその前回と比べて低下、平成27年で0.4ポイント増加しており、このたびの調査では1.8ポイント低下に再び転じている。

第2項 交通

広域交通網が東西南北に走り、県内の主要な都市に1時間以内で移動できるとともに、高速道路や山陽新幹線、山口宇部空港といった高速交通網との接続の便もよく、広域交流の拠点としての優位性を有している。



第3節 気象と災害

第1項 気象の概況

1 気温

周防山地以南の瀬戸内側沿岸部は、それ以北の山間部よりも平均気温は高い。

年の平均気温は、山間部で13～14℃であるが、沿岸部では海洋の影響から15～16℃と高く、気温の特徴を示すものの一つに1日の気温の変化の大きさを表す日較差（日の最高気温と最低気温の差）があるが、沿岸部では海の影響で日較差が小さい。

2 雨

年の降水量は、山間部で2,000～2,300mm、瀬戸内側沿岸部で1,500～1,800mmである。月ごとの降水量を見てみると、梅雨期と台風期にピークが現れ、さらに山間部では冬期にも小さなピークがある。一日の降水量は100mmを超える大雨は5月から9月までの暖候期に集中して降っており、中でも200mmを超える豪雨は6月から9月に限られる。

3 日照

年間の日照時間は、沿岸部では1,900～2,100時間、山間部で1,600～1,800時間である。冬期には、瀬戸内海沿岸部では季節風は弱く晴れる日が多いが、その他の地域では季節風が強く曇る日が多い。

4 雪と冬の季節風

北西の季節風が卓越する冬型の気圧配置では、日本海上に流れ込む寒気の影響で発生する雲により雪が降る。初雪は山間部で最も早く11月の初め頃から11月の終わりにかけて、瀬戸内側沿岸部では最も遅く12月下旬頃となる。積雪は山間部で10～20cm、過去10年間では最高61cmの積雪をみているが、沿岸部では数cm以下と少ない。

第2項 被害

1 風による被害

本市における風の被害は、主として台風によるものである。6月頃から10月頃までの間に来襲するが特に8月、9月に注意を要する。

台風が九州西方海上と、四国西部との間を通過するときに多くの被害が発生し、特に昭和17年、昭和30年、昭和31年、平成3年、平成11年、平成16年などの災害があげられる。

2 雨による被害

本市の雨による被害は台風と梅雨によるものが多い。しかし、近年は台風の来襲が少なくなったため、台風によるものが減少し、梅雨によるものが増加している傾向がみられる。特に近年では、梅雨前線の影響により、記録的な豪雨が発生しており、平成21年7月21日の豪雨（山口で時間雨量77mm、日雨量277mm）では、市内各地で浸水被害や土石流被害が発生し、幸いにも人的被害は無かったが、全壊2棟、半壊9棟、床上浸水418棟に及び、避難指示及び勧告を延べ14,590人を対象に発令。また、平成25年7月28日の豪雨（山口で時間雨量143mm、日雨量254.5mm、徳佐で時間雨量66mm、日雨量324mm）では、山口及び阿東地域で局地的な豪雨となり、負傷者3名、全壊10棟、半壊71棟、床上浸水144棟に及び、避難勧告を述べ6,650人を対象に発令するなど、大災害となった。

台風による豪雨は、台風が九州に上陸し日本海に抜ける場合、または九州東部に上陸するか、豊後水道を北上して本県に接近あるいは上陸する場合に最も多い。また、水害、風

害と同時に発生するときは被害が倍加助長されることになり、大災害となったことがある。特に昭和17年、昭和47年の災害があげられる。

3 高潮による被害

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」というが、本市の場合注意を要するものは、台風に起因する高潮である。

台風が山口県の西部又は対馬海峡を北上するときは、沿岸に高潮が発生し被害を伴うことがある。気象条件と満潮が合致するときは高潮が起こりやすく、被害が多くなるので注意を要する。

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、室戸台風及び伊勢湾台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の襲来も将来的には考えておく必要がある。

また、豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水氾濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。

水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水氾濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、防波堤等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

本市の高潮ハザードマップは、山口南沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

本市における高潮被害は、昭和17年、昭和25年、昭和30年、昭和31年、平成11年、平成16年などの災害があげられる。

4 雪による被害

本市は、山間部を除けば積雪はそれほど多くない。しかし逆に、わずかの積雪でも道路や鉄道で交通障害が発生し、経済活動や市民生活に支障が出るため、その社会的影響は大きい。

雪による被害は、電線等に降雪が付着し雪の重みによる電線の切断・短絡や電柱・支柱等の傾斜・折損などを起こすことによる停電や電話の不通、ビニールハウスなどの倒壊や道路脇の樹木の折損による交通障害などがある。

また、阿東地域では、昭和37年12月28日未明から降り始めた雪が2mを超す豪雪となり、負傷者8名、全壊家屋6棟、半壊家屋13棟等の被害があり、自衛隊の救援を要請する事態となった。

5 火災による被害

本市は、一般火災については、近年大火の様相を呈するものはないが、出火率は全国平均に近い数値を示している。

また最近では、危険物等の貯蔵取扱いについては減少しているが、これに伴う火災は特異性があり、今後はこれら多様化する火災に対応する警防体制と予防体制の強化確立を図ることが必要である。

6 火山による被害

本市北部の阿東嘉年には、危険度が最も低いCランクとされる阿武火山群に属する台山が存在しているため、全く活動が見られないながらも一定の注意を要する。

第 2 編

災 害 予 防 計 画

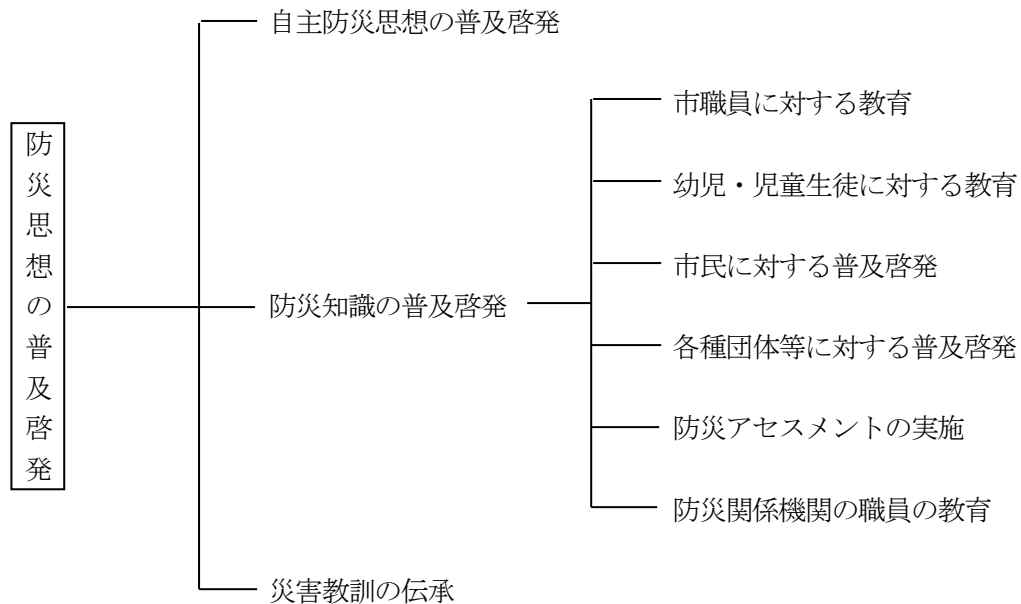
第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発

基本的な考え方

災害による被害を最小限にとどめるためには、市、県及び防災関係機関による各種の災害対策の推進と同時に、市民一人ひとりが、家庭や地域社会において、自らの生命と財産は自らが守る「自助」、あるいは、「共助」の心構え、行動が求められる。

このため、市は、市民に対し、災害に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災を生活に身近な暮らしの一部として位置づける「防災文化」の普及、定着の促進を図る。



第1節 自主防災思想の普及啓発

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自分の身を守るよう行動することが重要である。

また、初期消火を行う、近隣の負傷者、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）を助ける、避難施設で自ら活動する、あるいは市、国、県及び防災関係機関が行っている防災活動に対する協力などが求められる。

このため、市は、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。

第2節 防災知識の普及啓発

市は、防災対策を円滑に実施するため、市職員をはじめとした防災関係職員の研修を行う。

また、学校教育、社会教育等における防災教育の充実を図るとともに、一般市民に対しては、災害に対する正しい知識の普及啓発を図る。

第1項 市職員に対する教育

- 1 市職員として行政に取り組む中で、防災対策を積極的に推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えについて、研修会等を実施する。

実施する内容は、概ね次の事項が考えられる。

- (1) 災害に対する基礎知識
 - (2) 市地域防災計画に示す災害対策
 - (3) 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策
 - (4) 災害対策の課題その他必要な事項
- 2 各部署においては、次の点について所属職員に十分に周知しておくとともに、所管する防災対策活動について、所属職員に対し教育を行う。
 - (1) 注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、具体的にとるべき行動に関する知識
 - (2) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達）

第2項 幼児・児童生徒に対する教育

市教育委員会は、幼稚園、小・中学校（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童生徒（以下「児童生徒等」という。）に対する防災教育に関する指導計画の作成と、その実施を指導する。

- (1) ホームルーム、学校行事等教育活動全体を通じて災害の基礎的な知識、災害発生時の対策等の指導を行う。
- (2) 特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急手当習得のための指導を行う。

第3項 市民に対する普及啓発

注意報、警報、特別警報発表時、避難情報発令時及び発災時に、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や防災対応について、防災講座、研修、イベントの開催、広報紙、パンフレット、ポスター、インターネット及び報道媒体等を活用し、次のようなことを普及啓発する。

- 1 家庭での予防・安全対策
 - (1) ハザードマップ等を用いた災害リスクの確認
 - (2) 災害リスクを踏まえた避難行動や避難先の確認

- (3) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (4) 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- (5) 住宅用火災警報器・消火器の普及
- (6) 保険・共済等への加入
- 2 防災気象情報、避難に関する情報、5段階の警戒レベルに対応した取るべき行動
- 3 避難場所での行動
- 4 避難場所等における性暴力・DVを防止する意識の普及・徹底
- 5 自主防災組織の必要性(防災訓練の重要性)
- 6 災害時の連絡体制の確保(学校、職場、家庭内等)
- 7 災害時の地域内の避難体制の確保
- 8 その他
 - (1) 災害の基礎知識、山口市の災害発生状況
 - (2) 市の防災対策
 - (3) 浸水、土砂災害危険予想地域、災害危険区域の情報
 - (4) 避難地、避難路その他避難対策
 - (5) 応急手当等看護の知識
 - (6) 要配慮者対応

第4項 各種団体等に対する普及啓発

- 1 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。
なお、啓発にあたっては、各団体の性格等を考慮し、その内容について配慮する。
- 2 各種団体が開催する研修会、講習会に、防災を取り入れるよう要請し、防災意識の普及啓発を促進する。

第5項 防災アセスメントの実施

地域の防災的見地から防災アセスメントを実施し、防災マップ(各種ハザードマップ)、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアルを作成するなど、市民の安全確保に努めるものとする。

第6項 防災関係機関の職員の教育

防災関係機関においても、市及び県に準じて、職員に対する防災教育を実施する。

第3節 災害教訓の伝承

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援するものとする。

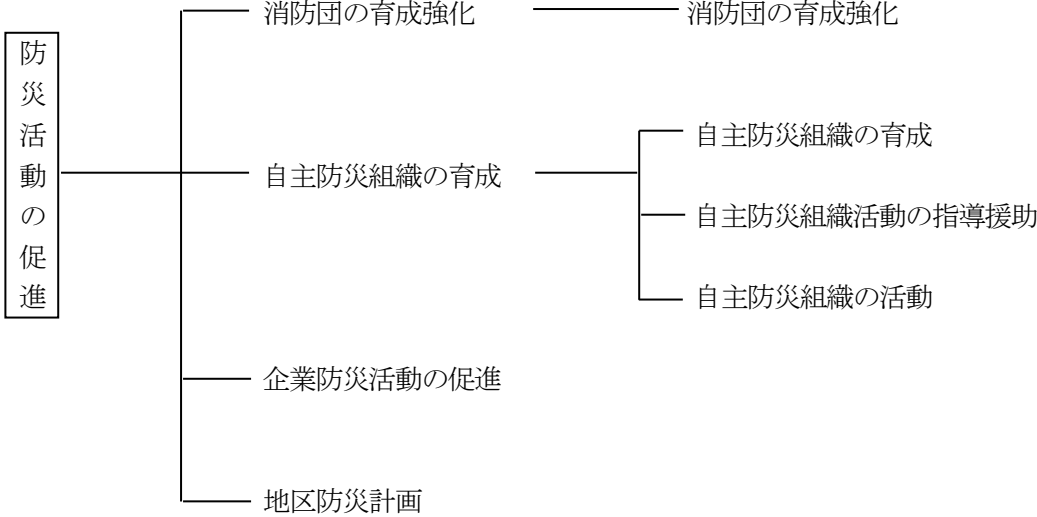
第2章 防災活動の促進

基本的な考え方

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図られて、初めてその目的が達成できる。

特に、大規模災害発生時には、これらの防災組織と消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊が一体となることにより、消火活動、救助活動、また避難者の誘導及び避難者への各種救援活動等に大きな成果が期待できる。

このため、地域での防災活動の拠点となる総合支所及び地域交流センター（以下「防災拠点」という。）と連携する消防団及び自主防災組織等の育成強化を図る。



第1節 消防団・水防団の育成強化

本市の消防団は水防団と兼務となっており、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしている。そのため、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、消防団の活性化を推進し、その育成を図っていく。

第1項 消防団の育成強化

- 1 消防団の活性化及びその育成強化を図る。
- 2 消防団活性化総合計画を策定する。
- 3 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- 4 大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を促進する。
- 5 消防防災活動の技術指導及び教育訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

災害に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要である。

このため、市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災組織の育成

災対法第5条第2項の規定に基づき、地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の設置、育成を推進するものとする。さらに、訓練の実施、資機材の充実を図る。

第2項 自主防災組織の指導援助

- 1 自主防災組織の設置推進
 - (1) 地域住民を対象とする自主防災組織の育成
 - ア 地域住民を対象とする自主防災組織については、自治会単位、学校区単位等が考えられるが、市民が無理なく活動できる規模とすることが望ましい。
 - (イ) 市民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模で組織する。
 - (ロ) 地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模で組織する。
 - イ 市民が自主的、積極的にその組織に参加し、実効ある活動を行うために、市民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として育成する。
 - ウ 消防団員の積極的な協力を得て、また自衛隊、警察、消防など専門的な知識を有する人材を活用するなどし、自主防災組織を育成する。
 - (2) 大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有している事業所等における自主防災体制の強化
 - ア 学校、病院及び百貨店等多数の者が利用する施設を対象とした防火管理体制の強化を図る。
 - イ 危険物施設及び高圧ガス施設等を対象とし、自衛消防組織の育成を図る。
 - ウ 多数の従業員がいる事務所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とした、自衛消防隊の育成を図る。
- 2 防災資機材等の整備促進
自主防災組織の活動に必要な防災資機材及び活動拠点等の整備を促進する。

3 防災資機材の操作方法の講習等

防災資機材の操作方法の講習会、応急手当の講習会を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。

4 防災知識の普及啓発

防災講演会等を実施し、地域住民の防災に対する関心を維持・向上していく。また、自主防災組織についての必要性、組織の作り方、活動内容等についての周知を図ることに努める。

5 自主防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、地域の要となる自主防災リーダーが必要であり、研修会等を実施し、この育成に努める。

第3項 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害時において効果的な防災活動を行うよう努める。また、防災活動のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の形骸化防止に努める。

1 平常時の活動

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 火気使用設備器具等の点検
- (4) 防災用資機材等の整備
- (5) 緊急連絡網をはじめとした、情報伝達体制づくり
- (6) 要配慮者の支援体制づくり

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 率先避難や避難の呼びかけの実施
- (3) 初期消火等の実施
- (4) 救出・救護の実施及び協力
- (5) 避難誘導の実施
- (6) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力

第3節 企業防災活動の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

また、災害時においては、市及び県、関係機関等と企業が連携、協力して、迅速・的確な防災対応を行う必要がある。

第4節 地区防災計画

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

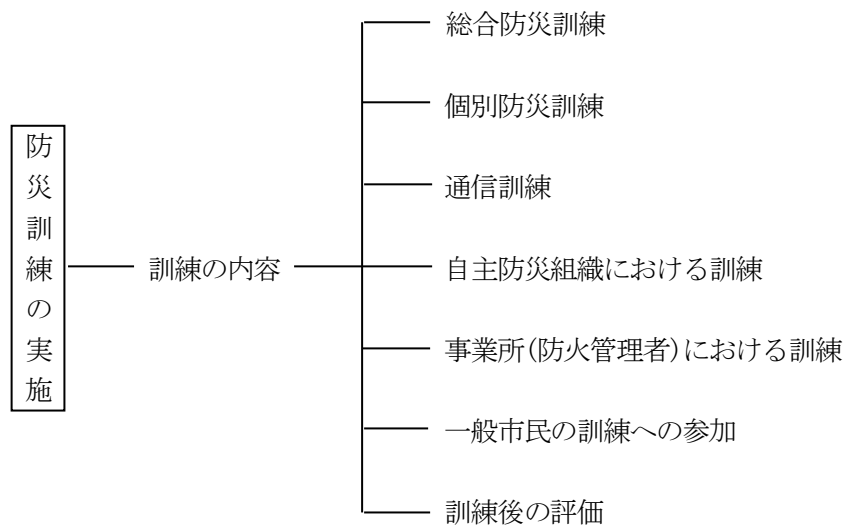
市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3章 防災訓練の実施

基本的な考え方

災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、地方公共団体、防災関係機関、住民それぞれが、発災時に取るべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。

防災訓練は、防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連携体制の確立、防災関係機関と住民との間の協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等副次的な効果も高く、防災関係機関のほか、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を継続的に実施する必要がある。その際、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するものとする。



第1節 訓練の内容

市は、国、県、他市町村、防災関係機関及び自主防災組織・住民と共同又は単独で、次の訓練を実施する。

第1項 総合防災訓練

- 1 大規模災害の発生を想定し、災害発生後における市、県及び防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。
- 2 訓練内容としては、地域の特性、危険性、過去の災害の教訓、防災環境の変化に対応した訓練とし、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定することに努めるものとする。

市	防災関係機関	自主防災組織・住民
・災害対策本部設置運営 ・情報の収集伝達、災害発生時の広報 ・消防、水防活動 ・救助、救急活動 ・高齢者等避難及び避難指示の発令並びに警戒区域の設定 ・避難所、救護所設置運営 ・応援受入 ・緊急交通路の確保 ・道路啓開 ・自主防災組織の活動支援 ・ボランティアの活動体制の確立 ・被災者に対する生活情報の提供 ・要配慮者の安全確保等	・消火活動 ・救助、救急活動 ・医療救護 ・ライフライン施設応急復旧 ・救援物資輸送 ・情報伝達、広報等	・初期消火 ・応急救護 ・炊き出し ・避難誘導 ・要配慮者安全確保 ・情報の収集伝達等

- 3 訓練を行うに当たっては、災害及び被害想定等を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。

第2項 個別防災訓練

- 1 情報の収集、伝達訓練
大規模災害発生時には、特に被災地の概況の早期把握が重要となることから、防災関係機関等と協力して実施する。
- 2 職員の参集訓練
大規模災害を想定した参集訓練を定期的 to 実施する。

第3項 通信訓練

非常時における緊急連絡体制の強化を図るため、防災行政無線等を使用して気象予警報等の伝達を主体とした通信訓練を実施する。

第4項 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域住民の防災意識の高揚及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

訓練内容は、避難、初期消火、応急救護、要配慮者の安全確保等について実施する。

第5項 事業所(防火管理者)における訓練

保育園、学校(幼稚園、小学校、中学校)、病院、社会福祉施設、工場、興行所、デパートその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

第6項 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市、県及び防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るよう努める。

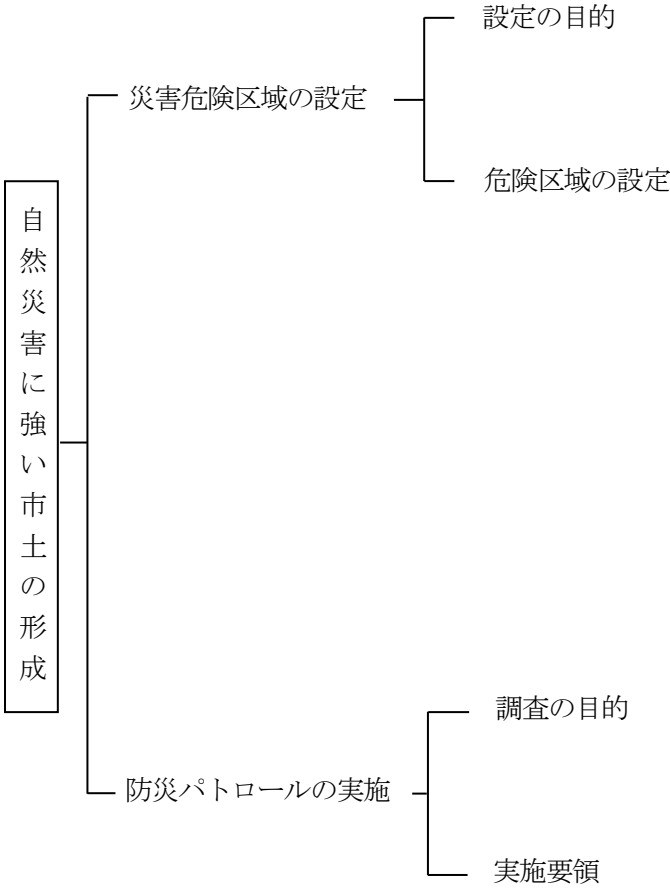
第7項 訓練後の評価

訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、今後の活動に反映していく。

第4章 自然災害に強い市土の形成

基本的な考え方

大雨、洪水、高潮等の自然災害から市土を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、さまざまな保全対策を実施するとともに、各種法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な予防対策事業の執行を図る。



第1節 災害危険区域の設定

第1項 設定の目的

河川、海岸その他土地の状況により、洪水、高潮、地すべり、山崩れ、なだれ、火災、その他異常な現象により災害の発生するおそれがある地域について、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐための必要な対策及び事前措置を的確に実施するために、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握するものとする。

第2項 危険区域の設定

河川関係災害危険区域				
設定の基準				
河川について、洪水又は高潮による災害予防に重点を置くべき区域として、次の重要水防箇所評定基準により設定した。				
【重要水防箇所評定基準】				
種別		重要度		要注意区間
		A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
1	堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区域の堤防にあっては計画高潮潮位)が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮潮位)と現況の堤防高の差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
2	堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
3	法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所	1 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所 2 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所	
4	漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所	1 漏水の履歴があるが、その対策が暫定施行の箇所 2 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所	

5	水衝・洗掘	1 水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所 2 橋台取付け部やその他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施行の箇所 3 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所	水衝部にある堤防の全面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所	
6	工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物が設置されている箇所	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
7	工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所
8	新堤防・破堤防・旧川跡			1 新堤防で築造後3年以内の箇所 2 破堤跡又は旧川跡の箇所
9	陸閘			陸閘が設置されている箇所

海岸関係災害危険区域

設定の基準

海岸について、高潮、波浪等による災害予防に重点を置くべき区域として、次の評定基準により設定した。

【海岸区域危険箇所評定基準】

1 堤防高

隣接の施設に比べて低く、海岸保全事業で新設又は改良計画がある場合、若しくは現在施行中である箇所

2 堤防構造

老朽施設（特に石積）で、コンクリート被覆による補強を必要とし、若しくは越波の影響を受けるため三面張り工法を必要とする箇所、又は過去の被害実績のある海岸で原型復旧のみにより施行された箇所

3 工事施工

- (1) 樋門、樋管等の工作物を施工中の箇所で、堤防を横断して開削をしているもの
- (2) 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に切開した箇所
- (3) その他工事の施工に伴い、一時的であるが危険が予想される箇所

地すべり危険箇所
設定の基準 「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。
地すべり防止区域
設定の基準(地すべり等防災法第3条) 1 地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域)及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きい地域の面積が5ha(市街化区域(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画区域が定められていない都市計画区域にあつては用途地域)にあつては2ha)以上で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (3) 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (4) 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの (5) 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (6) 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 2 前項の基準に該当するが地すべりにより人家等に被害を及ぼすおそれのあるもの
防災重点ため池
設定の基準 決壊した場合において、浸水区域に家屋や、公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池で、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水区域」という。)のうち、当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等(住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。)が在すること。 (2) 貯水する容量が1,000m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が在すること。 (3) 貯水する容量が5,000m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が在すること。 (4) 上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの。
危険ため池
設定の基準 防災重点ため池のうち、老朽化したため池であつて、次の各号のいずれかに該当し、早期に補強等を必要とするもので、ため池等が決壊した場合人家1戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれのあるもの (1) 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) (2) 取水施設の老朽化(斜樋及び底樋の破損又は漏水) (3) 余水吐の老朽化及び断面不足(破損又は断面不足) 設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池等整備事業等で継続実施中のものを設定している。

山地災害危険地区
設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家1戸以上又は公共施設に直接及びおそれのある地区で危険度によりA、B、Cに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区 崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区 溪流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区 地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は及ぼすおそれのある地区
土石流危険溪流等
設定の基準 「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」により、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流を「土石流危険溪流」とし、これに、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「土石流危険溪流等」という。 (1) 土石流危険溪流Ⅰ 土石流危険区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある場合の当該区域に流入する溪流。 (2) 土石流危険溪流Ⅱ 土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。 (3) 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ 土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。
砂防指定地
設定の基準(砂防法第2条) 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの
急傾斜地崩壊危険箇所等
設定の基準 「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」により、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家に被害を及ぼす恐れのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」とし、これに、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所(一定の要件を満たしたもの)を含めたものを「急傾斜地崩壊危険箇所等」という。 (1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 被害想定区域内に人家が5戸以上等(5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む)ある箇所 (2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所 (3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ 被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

急傾斜地崩壊危険区域
設定の基準(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条) (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第1条の2) 崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発される恐れがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さ5メートル以上であること。 (2) その崩壊により、5戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずる恐れがあること。
土砂災害警戒区域
設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として定める次の基準に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊 ア 傾斜度が30°以上で高さが5m以上の区域(急傾斜地) イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が2°以上の区域 (3) 地滑り ア 地滑り区域(地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域) イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域
土砂災害特別警戒区域
設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として定める次の基準に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動又は堆積により、建築物に作用する力の大きさが通常の建築物が土石等の移動等に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生じると認められるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により、建築物に作用すると想定される力の大きさが通常の建築物が土石流に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊の滑りに伴って生じた土石流等の移動により、力が建築物に作用したときから30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずると認められるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域

落石等通行危険箇所
設定の基準 防災パトロール点検及び日常の道路点検パトロールにより、対策が必要と確認された危険箇所を落石等通行危険箇所と設定した。
河川海岸関係
設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか1つの基準以上のものを設定した。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100m以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が10ha以上のもの
道路橋梁部事前規制区間
設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地滑り、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。
災害による孤立危険地区
設定の基準 災害を受けた場合、次の各号に該当する地区を想定する。 (1) 道路、橋梁が決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間、通信連絡、交通が途絶することが予想される地区

第3項 災害危険区域(箇所)一覧表

資料編〔P34〕・・・災害危険区域

第2節 防災パトロールの実施

第1項 目的

災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止対策及び応急措置の適切な実施を図るため、防災関係機関が合同して総合的な現地調査を行うものとする。

第2項 実施要領

- 1 調査時期

毎年、必要に応じて計画的に実施する。
- 2 調査区域

市内の各分野にわたる重要危険区域とする。
- 3 調査班の編成
 - (1) 山口市(総務部防災危機管理課・各土木事務所、各農林振興事務所及び地域交流センター、調査対象区域の主管課)
 - (2) 山口県
 - (3) 山口警察署、山口南警察署
 - (4) 陸上自衛隊

(注)調査区域の実情に応じ、必要最小限の班編成とする。
- 4 調査の方法
 - (1) 山口市並びに関係機関が把握している危険区域及び新たな危険が予想される区域を調査する。

- (2) 調査事項は各参加機関で検討し、協議して定める。
- (3) 調査結果は、現地において意見を調整する。

5 調査の内容

- (1) 道路、河川、橋梁、急傾斜地、港湾、海岸、漁港、農業施設等の現況及び災害予防事業の現況とその予防計画
- (2) 地すべり、山崩れ等の危険区域の現況とその予防計画
- (3) 洪水、高潮により危険が予想される地区の現況とその予防計画
- (4) 孤立予想地区の現況とその対策
- (5) ヘリポート適地の確認
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路等の確認
- (7) 応急対策用資機材の備蓄状況
- (8) 局地の気象及び各種観測所の状況
(注)危険事態発生要件となる基準事項の調査。例えば降雨量、通報水位、警戒水位等。
- (9) 各種観測施設設備
- (10) 過去の災害発生状況
- (11) 大規模な火災、爆発等により被害が拡大するおそれのある施設又は区域の実態

第3項 結果のまとめ及び公表

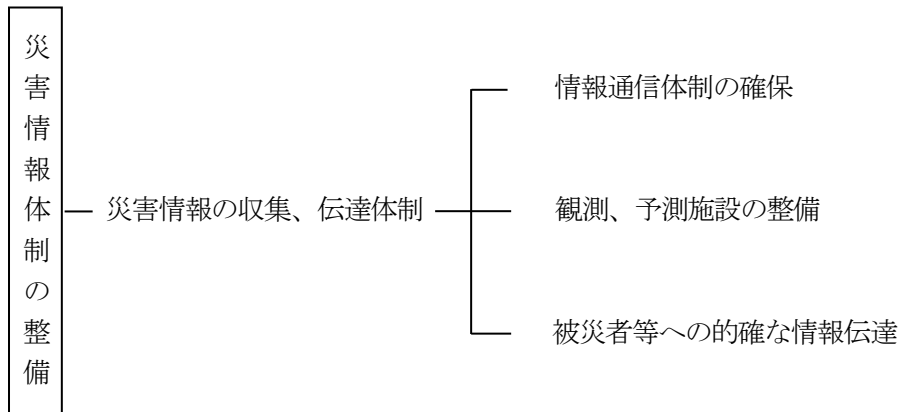
市は、調査結果を取りまとめ、毎年市地域防災計画を修正するとともに、防災関係機関及び住民に対し公表するものとする。

第5章 災害情報体制の整備

基本的な考え方

災害発生時に、的確な情報の収集が困難となれば、市、県及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施する上で支障となるため、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。

また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。



第1節 災害情報の収集、伝達体制

第1項 情報通信体制の確保

1 通信機器の安全対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように市及び防災関係機関は、通信機器に対し、次のような安全対策を講じる。

(1) 通信経路の充実

通信経路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図る。

(2) 非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また、通信施設のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していくものとする。

(3) 非常通信の確保

中国地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

2 通信網の拡充整備

(1) 市は、市全域の広域的な被害状況等の把握、防災関係機関との情報連絡及び被災住民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、さらに整備充実を図る観点から次のような対策を講じる。

ア 市防災行政無線の整備

管内防災機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備
地域住民に対する災害情報伝達手段の研究、整備促進
移動系の整備充実

イ 山口市庁内連絡メール等の整備促進

ウ 防災相互通信用無線の整備

エ 衛星携帯電話等の整備

(2) 民間企業等の通信設備の活用

多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等(タクシー無線等の業務用及びアマチュア無線等移動系の活用)、報道機関、住民等からの情報収集ルートについても整備を進める。

3 情報収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間、休日等においても適切に対処できる体制とする。

(1) 情報収集、連絡窓口の明確化、責任者、担当者の指定

(2) 被災現場での情報収集担当地域及び担当者の指定、情報収集資機材の確保対策等

(3) 通信機器の運用計画(移動系の通信集中等に関連して)

(4) 災害時に使用する災害応急用復旧無線の効果的活用、運用方法等の習熟

(5) 航空機、車両等による機動的な収集活動ができるよう関係防災機関で事前に調整するなど体制を整備

4 情報処理、分析体制等の整備

(1) 災害情報データベースシステムの整備

市は、日頃から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

(2) 情報の分析、整理

市は、収集した情報を的確に分析、整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステムづくりに努める。

第2項 観測、予報施設の整備

1 現況

山口市内にある観測設備は、水位観測所21、雨量観測所32ヶ所である。

資料編〔P19・P20〕・・・観測設備の現況

2 整備方針

県等と連携し、予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予警報を時期を失せず発表しうよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設の拡充整備を図る。

特に、高潮災害について、沿岸地区においては、あらかじめ監視場所、情報伝達方法等の高潮監視体制を定め、安全性を確保して高潮の監視を行うものとする。また、漁業協同組合等と協議し、海上の異常について情報収集体制の整備を図るものとする。

第3項 被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に伝達することが必要となることから、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図る。

1 情報伝達手段の整備

市は、防災拠点、避難場所等への防災行政無線をはじめとした伝達手段の整備を促進する。

2 情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、市及び県の対応だけでは十分でなく、放送事業者を含めた情報伝達体制の整備を進める。

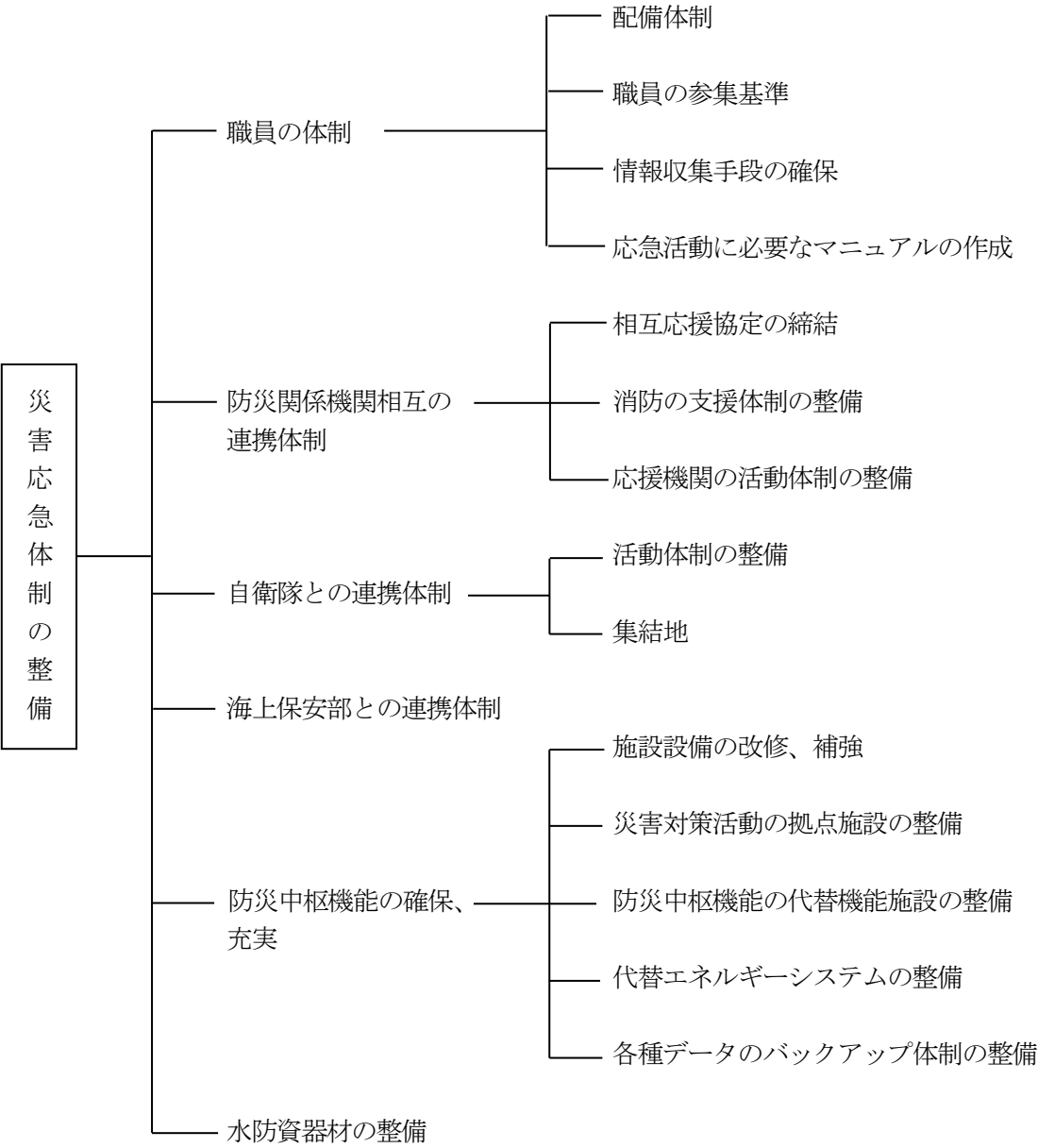
3 被災者に提供する情報の整理

市は、被災者等に提供すべき情報についてあらかじめ整理し、住民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておくものとする。

第6章 災害応急体制の整備

基本的な考え方

災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。



第1節 職員の体制

市は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

第1項 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。ただし状況により増員するなど柔軟な対応を行うものとする。

配備体制	配備基準	配備部署						
		本 庁	地域交流 センター	総 合 支 所				
				小郡	秋穂	阿知須	徳地	阿 東
第1警戒体制	山口市に 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報 1つ以上発表	勤務時間外は自宅待機				総合支所 2 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣) ※「高潮注意報」の発令時	勤務時間外は自宅待機	
第2警戒体制	河川の水位が 水防団待機水位に達したとき	道路管理課・道路 建設課・河川治水 課・都市整備課で2 (全河川)		総合支所 3 (南部農林振興 事務所1、南部 土木事務所2) (幸之江川水系、南若川水系、榎野川水系)		総合支所 3 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣) (井関川水系)	徳地土木事務所 2 (佐波川水系)	阿東土木事務所 2 (阿武川水系)
	河川の水位が 氾濫注意水位に達したとき	防災危機管理課2 道路管理課・道路 建設課・河川治水 課・都市整備課で2 (全河川)						
	山口市に 暴風警報 (陸上) 大雨警報 暴風雪警報 (陸上) 洪水警報 1つ以上発表	防災危機管理課2 農林整備課 2 水産港湾課 2 道路管理課・道路 建設課・河川治水 課・都市整備課で4 上下水道局 消防本部	大殿・白石・ 湯田・仁保・ 小鯖・大内・ 宮野・吉敷・ 平川・大歳・ 陶・鏝銭司・ 名田島・ 二島・嘉川・ 佐山 1	総合支所5～7 (南部農林振興 事務所、南部土木事務所含む)	総合支所 6 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣)	総合支所 6 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣)	総合支所 5 (徳地農林振興 事務所、徳地土木事務所含む)	総合支所 6 (阿東農林振興事務所、阿東土木事務所含む)
	山口市に 大雪警報	防災危機管理課2 道路管理課・道路 建設課・河川治水 課・都市整備課で2					総合支所 5 (徳地農林振興 事務所、徳地土木事務所含む)	総合支所 6 (阿東農林振興事務所、阿東土木事務所含む)
	山口市に 波浪警報 高潮警報 暴風警報 (海上) 暴風雪警報 (海上) 1つ以上発表	防災危機管理課2 農林整備課 2 水産港湾課 2 道路管理課・道路 建設課・河川治水 課・都市整備課で4 上下水道局 消防本部	名田島・ 二島・嘉川・ 佐山 1	総合支所5～7 (南部農林振興 事務所、南部土木事務所含む) ※波浪警報及び 暴風警報(海上)、暴風雪警報 (海上)を除く	総合支所 6 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣)	総合支所 6 (うち1は南部 土木事務所か ら派遣)		

避難受入体制の配備基準及び配備部署

避難受入体制	台風の接近が予測 される等により自 主避難の受入が必 要になったとき	防災危機管理課1	所長の判断 による(防災 危機管理課 に報告)	総合支所長の判断による (防災危機管理課に報告)

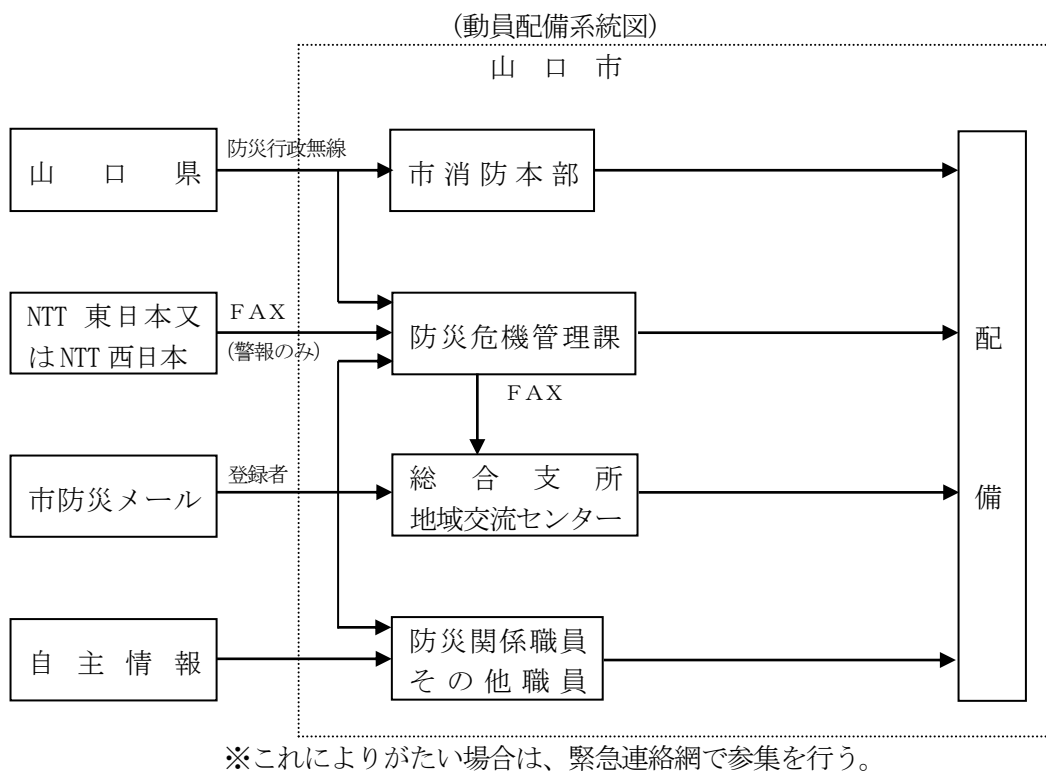
(注) 上下水道局・消防本部の配備人員は、別に定めておく。

第2項 職員の参集基準

- 1 第1・第2警戒体制については、輪番等によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって配備にあたる。
- 2 大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって第2警戒体制に入るものとする。
この場合、災害の状況によっては、市長は災害対策本部設置を命ずることがある。
- 3 交通途絶等のため所定の課・所等に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた課・所等に参集する。

第3項 職員の動員計画

- 1 第2警戒体制
 - (1) 登録された携帯メールで行う。
 - (2) 配備部署は、配備完了後、市総合防災情報システムにより報告する。
- 2 水防本部体制
 - (1) 登録された携帯メールで行う。
 - (2) 配備部署及び本部事務局は、配備完了後、市総合防災情報システムにより報告する。
- 3 災害対策本部体制
第3編第1章に定める。



第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

第5項 業務継続計画（BCP）実行マニュアルの策定

市は、大規模災害が発生し、市役所が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定したが、今後は各部署において実行性を高めるためのマニュアルの策定を進めるものとする。

第6項 受援計画の策定

市は、大規模災害が発生し、市外から広域的な支援を必要とする場合に、すみやかに要請し、円滑に受け入れる体制を定める受援計画を策定するものとする。

第2節 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、市及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化する。

第1項 相互応援協定の締結

資料編〔P184〕・・・応援協定

第2項 警察及び消防の支援体制の整備

警察及び消防は、全国的に組織された警察災害派遣隊及び緊急消防援助隊に係る体制及び資機材等の整備を図るものとする。

第3項 応援機関の活動体制の整備

- 1 国や近隣市町(消防本部)、隣接県、他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備する。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努める。
- 3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

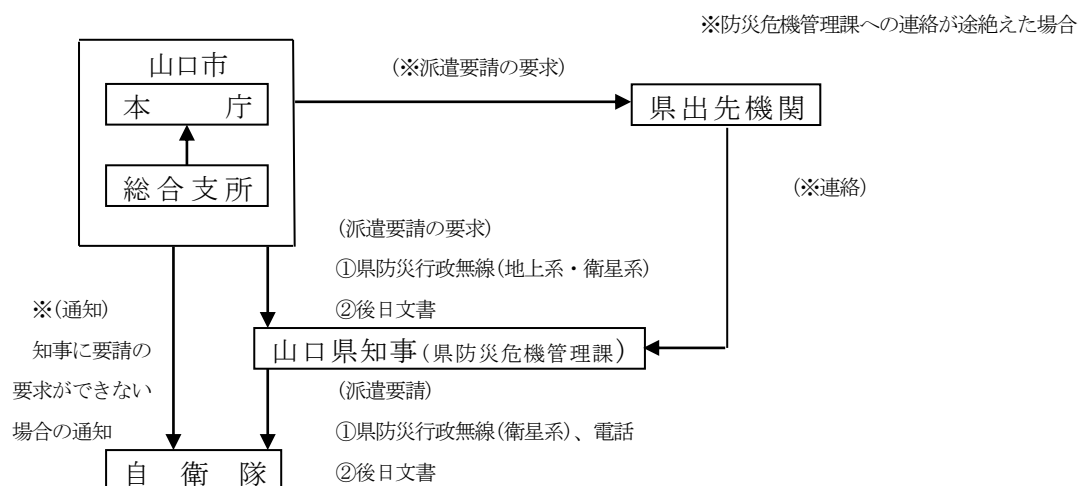
第3節 自衛隊との連携体制

第1項 活動体制の整備

市は、県との緊密な連携体制により、自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め、必要な準備を整える。

- (1) 要請の手順及び要請先
- (2) 連絡調整窓口
- (3) 連絡方法
- (4) 連絡先

なお、何らかの理由により市長が知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、市内の災害を防衛大臣又は指定する者に通知し、直接派遣要請することができる。ただし、連絡手段が復旧した場合には、速やかに知事にその旨を通知しなければならない



陸上自衛隊	第17普通科連隊	山口市	083-922-2281 防災無線(衛星系) 8-035-217
	第13旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系) 8-034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180
	第31航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158
	佐世保地方総監部	長崎県	0956-23-7111
航空自衛隊	第12飛行教育団	防府市	0835-22-1950 (内線231)
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031
	第3術科学校	福岡県	093-223-0981
	第17警戒隊	萩市	0838-23-2011

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておくものとする。

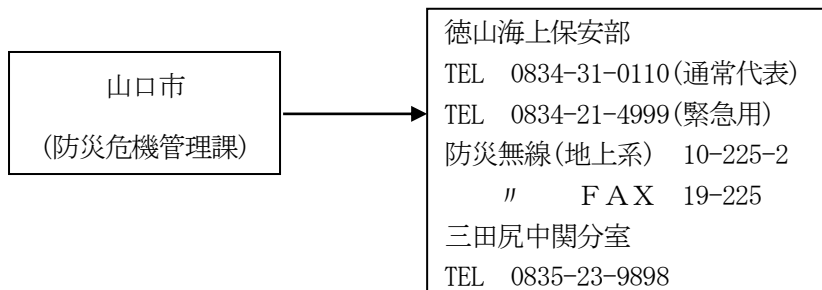
第2項 集結地

市は、自衛隊が災害派遣活動を迅速かつ的確に行うため、自衛隊集結地を定めるものとする。

本市の場合、災害派遣活動が想定される第17普通科連隊を市内に要すことから、北部と南部に集結地を定めることとし、北部は、「阿東運動広場」、「長者ヶ原運動公園」、南部は、「小郡運動公園グランド」、「山口市南部運動広場」、「山口南総合センター運動広場」とする。（3-6-8に掲載）

第4節 海上保安部との連携体制

市は、災害時における海上での、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、徳山海上保安部との間の連携体制を整備しておく。また、徳山海上保安部が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離発着場等を確保しておく。



第5節 防災中枢機能の確保、充実

災害発生時において、市及び防災関係機関が円滑に活動するためには、これらの機関の防災中枢機能の確保が前提となることから、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図ることが望まれる。

このため、次の対策を講じる。

- 1 既存の施設設備にあつては、安全点検を行い、浸水対策の強化を行う等必要に応じて改修・補強工事を実施していくよう努める。
- 2 防災中枢機能をもった災害対策活動の拠点施設(市庁舎、防災センター、総合支所、地域交流センター)の整備に努める。
- 3 市庁舎の防災中枢機能が被災した場合に備えた代替機能施設の整備について、業務継続計画(BCP)の中で定める。
- 4 市庁舎及び医療機関等災害応急対策に係る機関が保有する施設設備については、停電時への対応が可能となるよう、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備の整備を推進する。
- 5 資料の被災を回避するため、各種データの整備・保全、バックアップ体制の整備に努める。
- 6 市庁舎、総合支所、地域交流センター間の情報伝達手段の充実に努める。
- 7 防災関係機関は、市に準じて対策を講じる。

第6節 水防資器材の整備

第1項 水防資器材の整備状況

- 1 水防用の資器材は、市の水防倉庫、県の各土木建築事務所及び各土木事務所に備蓄されている。
- 2 市においては、危険箇所付近における土砂、竹木等の採取について、それらの所有者と事前に協議あるいは契約を締結する等により確保し、災害の発生に備えるものとする。

第2項 水防資器材の整備対策

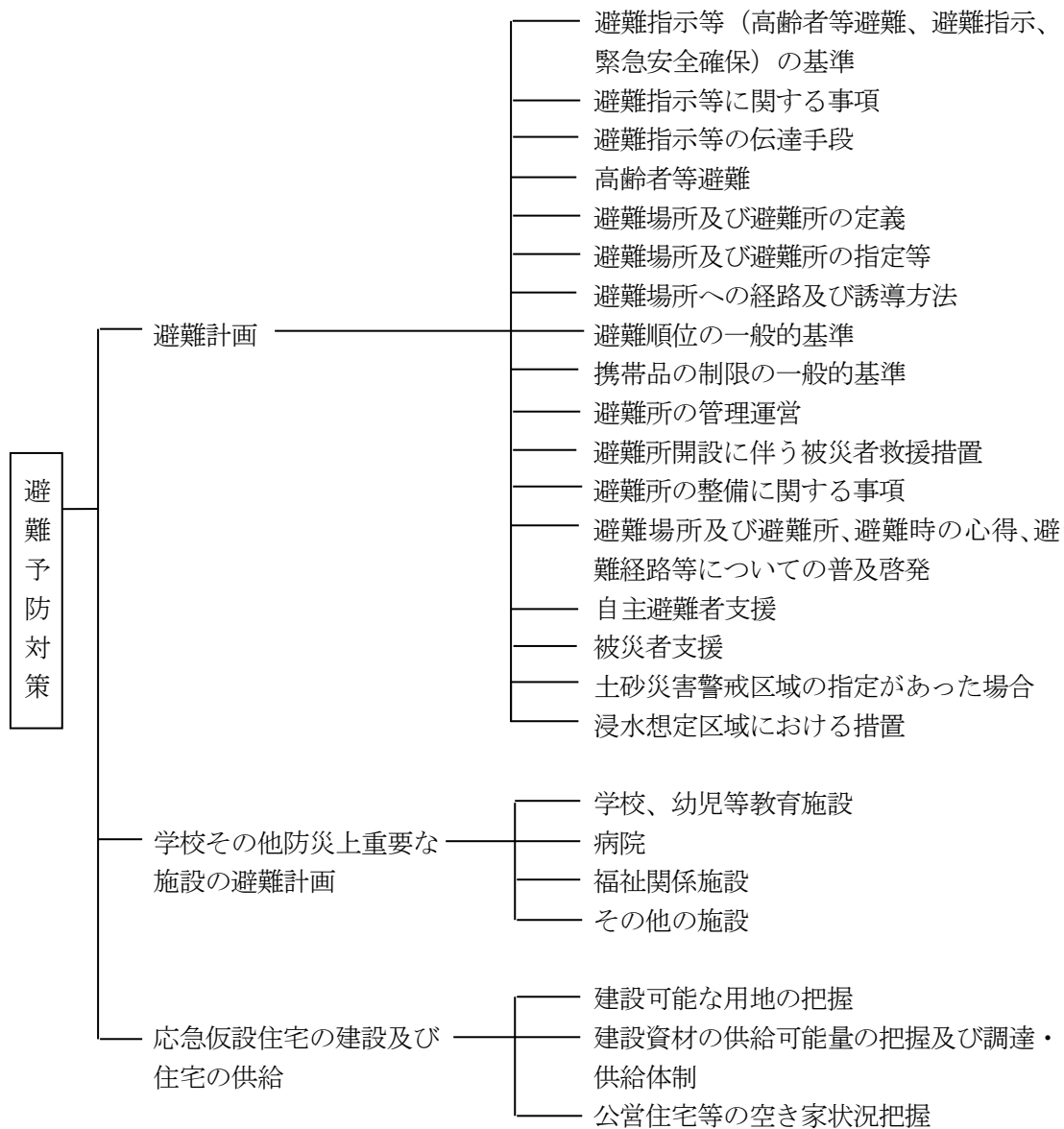
1 備蓄基準

指定水防管理団体である市は、おおむね重要水防箇所内の堤防の延長2kmについて1箇所の水防倉庫又は資材備蓄場所を設置し、資材器具を準備しておくものとする。

第7章 避難予防対策

基本的な考え方

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。



第1節 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、都市公園、地域交流センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図るものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第1項 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の基準

市は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して、避難指示等を発令すべきか等の発令基準や伝達方法等について取りまとめたマニュアル等を「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」等を参考に整備しておく必要がある。

なお、発令基準の策定については、雨量、水位の予測値または実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

	住民に求める行動
【警戒レベル1】 早期注意情報	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・要配慮者以外の人も必要に応じ、避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、危険を感じたら自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所等、安全な場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は「屋内安全確保」）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

	・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意。

※「屋内安全確保」：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第2項 避難指示等に関する事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

- 1 避難指示等の発令者
- 2 指示等の理由（避難を要する理由）
- 3 対象地域の範囲
- 4 避難の時期・誘導者
- 5 避難場所・経路
- 6 携帯品の制限等
- 7 その他 災害の状況により必要となる事項

第3項 避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等についてあらかじめ定めておく。

地域住民に周知徹底するため、伝達に当たっては市による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障がい者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

- 1 信号による伝達
サイレン等の利用
- 2 無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災行政無線、電話、FAX、メール、固定電話PUSHサービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等
テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立を含む。）
- 3 広報車、伝達員による直接伝達
災害時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど伝達員による伝達体制を整備しておく。

第4項 高齢者等避難

災害のおそれがある場合に、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を策定するものとする。

第5項 避難場所及び避難所の定義

災害時の避難場所及び避難所の定義は、次のとおりとする。

- 1 指定緊急避難場所
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに、市が指定した施設又は場所をいう。

2 指定避難所

被災者の一時的な避難生活の場所となる市が指定した施設をいう。

3 一時避難場所

災害発生直後に緊急に避難する自宅や職場等の近くの知人宅等や、公園、広場、空き地等の広く安全な場所で自治会、自主防災組織及び住民等が自ら定める避難場所をいう。

第6項 避難場所及び避難所の指定等

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

1 指定緊急避難場所

- (1) 市は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定する。

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに開設できる管理体制を有していること。

イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ 構造条件

イの区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、高潮、津波、内水氾濫については、想定される水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

エ その他

指定緊急避難場所の収容人員の算定については、1.65㎡当たり1人とする。

指定緊急避難場所のうち、大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するための避難場所（以下「広域避難場所」という。）については、次の基準をみたすこと。

- (ア) 広域避難場所を必要とする地域は、火災時広範囲に延焼拡大すると想定される市街地及びこれに準ずる地域とする。
- (イ) 大規模火災時の輻射熱を考慮して、安全面積が10,000㎡以上とれる場所とする。
- (ウ) 避難地内に危険物施設や延焼のおそれのある木造建築物等が存在しない場所とする。
- (エ) 広域避難場所の収容人員の算定については、2㎡当たり1人とする。

（注）「都市防災構造化対策に関する調査報告書（国土交通省都市局都市開発防災課都市防災対策室）」による。

2 指定避難所

- (1) 市は災害が発生した場合における被災者の一時的な避難生活の場所となる適切な避難所の確保を図るため、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

ア 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

指定避難所の収容人員の算定については、1.65㎡当たり1人とする。

イ 構造条件

速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

オ その他

指定避難所のうち、専ら要配慮者ための避難所（以下「福祉避難所」という。）については、バリアフリー化され、また相談や介護等の支援体制を有すること。

3 一時避難場所

一時避難場所は、災害発生直後に緊急に避難する場所であることから、山口市による選定は行わず、市民の責務として平常時の家庭での防災会議等で市民自らが確認しておくものとする。

※気象等の状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して避難（以下「自主避難」という。）する場所は、原則として各自があらかじめ探しておく知人宅等とするが、自主避難する場所が確保できない者に対し、山口市は避難可能な最小限の施設を提供する。

4 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により市が指定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表を作成し、所要事項を整備しておくものとする。

5 避難場所及び避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 市が指定した避難場所及び避難所について、施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取り交わしておく必要がある。
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく。
- (3) 管理責任者を選定しておく。

第7項 避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障がい者等の要配慮者に対する避難誘導（地域住民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

1 避難誘導體制

(1) 誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、市職員その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう、警察官、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選定するものとする。

(2) 避難指示者（市長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意志の疎通を図るものとする。

(3) 避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図るものとする。また、夜間照明、外国語表示等の設置に努めるものとする。

2 避難経路の選定

- (1) 避難経路を2箇所以上選定する。

- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 住民の理解と協力を得て選定する。

第8項 避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先するものとする。

第9項 携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておくものとする。

1 携帯品として認められるもの

貴重品(現金、預金通帳、印鑑、免許証、資格確認書、マイナンバーカード)、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ

2 余裕がある場合

上記のほか若干の食料品、日用品等

第10項 避難所の運営管理

避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等に基づき、必要となる事項について、あらかじめ定めておくものとする。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮するものとする。

感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

1 管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡)について、あらかじめ定めておくものとする。

2 避難者名簿(様式の作成)

3 避難収容中の秩序保持(管理要領)

集団生活に最低限必要な規律等

4 災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)

5 各種相談業務

第11項 避難所開設に伴う被災者救援措置

1 給水措置

2 給食措置

3 毛布、寝具等の支給

4 衣料、日用品の支給

5 負傷者に対する応急救護

第 12 項 避難所の整備に関する事項

- 1 避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
- 2 避難所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等)
- 3 災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)
- 4 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 13 項 避難場所及び避難所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

- 1 平常時における広報
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
 - (2) 住民に対する巡回指導
 - (3) 防災訓練等の実施
- 2 災害時における広報
 - (1) 広報車における広報
 - (2) 避難誘導員による現地広報
 - (3) 自治会等自主防災組織を通じた広報

第 14 項 自主避難者支援

自主避難者の受入要請があった場合、原則として各地区の地域交流センターへ避難させることとする。

受入後は、避難者名簿を作成し、随時防災危機管理課へ報告することとする。なお、食料や身のまわりの物については、避難者自ら用意し持参するものとする。

第 15 項 被災者支援

罹災認定、罹災証明書交付等の担当部署を明らかにし、被災者の支援体制の整備を図る。
また、被災者を円滑に援護するため、被災者台帳を作成するものとする。

第 16 項 土砂災害警戒区域における措置

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域において、次の事項を定める。

- 1 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項。
- 2 土砂災害警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者が利用する施設(要配慮者利用施設)がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行えるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者利用施設とは以下の定義に該当する施設とする。
 - (1) 医療施設
病院、診療所、助産所、医院、クリニックで、入院病床を有する施設。
 - (2) 社会福祉施設
老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)、障害者福祉施設で要配慮者を収容する施設

(3) 学校

幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

※資料編〔P 127〕・・・土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧表

- 3 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。
- 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
- 5 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
- 6 市長は、上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記4の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 上記4の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記4の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記4の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
- 9 市長は、上記5又は8の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第17項 浸水想定区域における措置（水防法第14条、15条関係）

水防法第14条の規定に基づく国及び県から公表された河川の洪水浸水想定区域において、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該浸水想定区域ごとに次の事項を定める。

山口市において洪水浸水想定区域を指定されている水系及び河川は、以下のとおりである。

（令和7年6月3日現在）

No	水 系	河 川
1	樫野川水系	樫野川、一の坂川、仁保川、前田川、吉敷川、九田川、干見折川、四十八瀬川、鍛冶畑川、山田川、茶屋川、朝田川、木崎川、錦川、問田川、菅内川、小鯖川、浅地川、牧川川、坂本川、並山川、油川、古甲川、石坂川、金山川
2	佐波川水系	佐波川、島地川、新田川、二ノ宮川、矢井川、立石川、串川、上角川、御所野川、三谷川、奥河内川、引谷川、野谷川、白井谷川、高巢川、引廻川

3	幸之江川水系	今津川、幸之江川
4	南若川水系	南若川、金毛川、百谷川
5	井関川水系	井関川
6	阿武川水系	阿武川、蔵目喜川、生雲川
7	土路石川水系	土路石川、由良川
8	長沢川水系	長沢川、天田川

1 洪水予報等の伝達方法

市は、防災行政無線、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、FAX、ホームページ等による周知、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオによる報知の依頼、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により、洪水予報または避難判断水位情報の伝達を行うものとする。

なお、具体的な伝達方法については、第3編災害応急対策計画、第2章災害情報の収集・伝達計画に定める気象情報、火災気象通報の伝達によるほか同編第12章水防計画に定めるところによる。

2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置

市は、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。

なお、具体的な措置については、第3編災害応急対策計画、第5章避難計画に定めるところによる。

3 想定浸水深が0.5m以上の区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が行えるよう、洪水予報、水位情報等、情報の伝達方法を定める。

高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者が利用する施設とは、前項において定義した施設とする。

4 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難が行えるよう、洪水予報、水位情報等、情報の伝達方法を定める。

5 住民への周知を図るため「洪水ハザードマップ」を作成するなど浸水想定区域の周知に努める。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令の定めるところにより、当該要配慮者利用施設における洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない。

7 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記6の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市長に報告する。これを変更したときも、同様とする。

8 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記6の計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設を利用している者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

9 市長は、上記6の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

10 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記6の計画で定めるところにより、当該要

配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

※ 資料編〔P 1 3 6〕・・・浸水想定区域内に所在する避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

第2節 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市関係機関と協議の上あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど避難について万全を期するものとする。

- 1 学校及び幼児教育施設については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項
- 2 病院については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項
- 3 福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
- 4 その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

※ 資料編〔P 1 3 7〕・・・土砂災害警戒区域内に所在する学校施設一覧表

第3節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

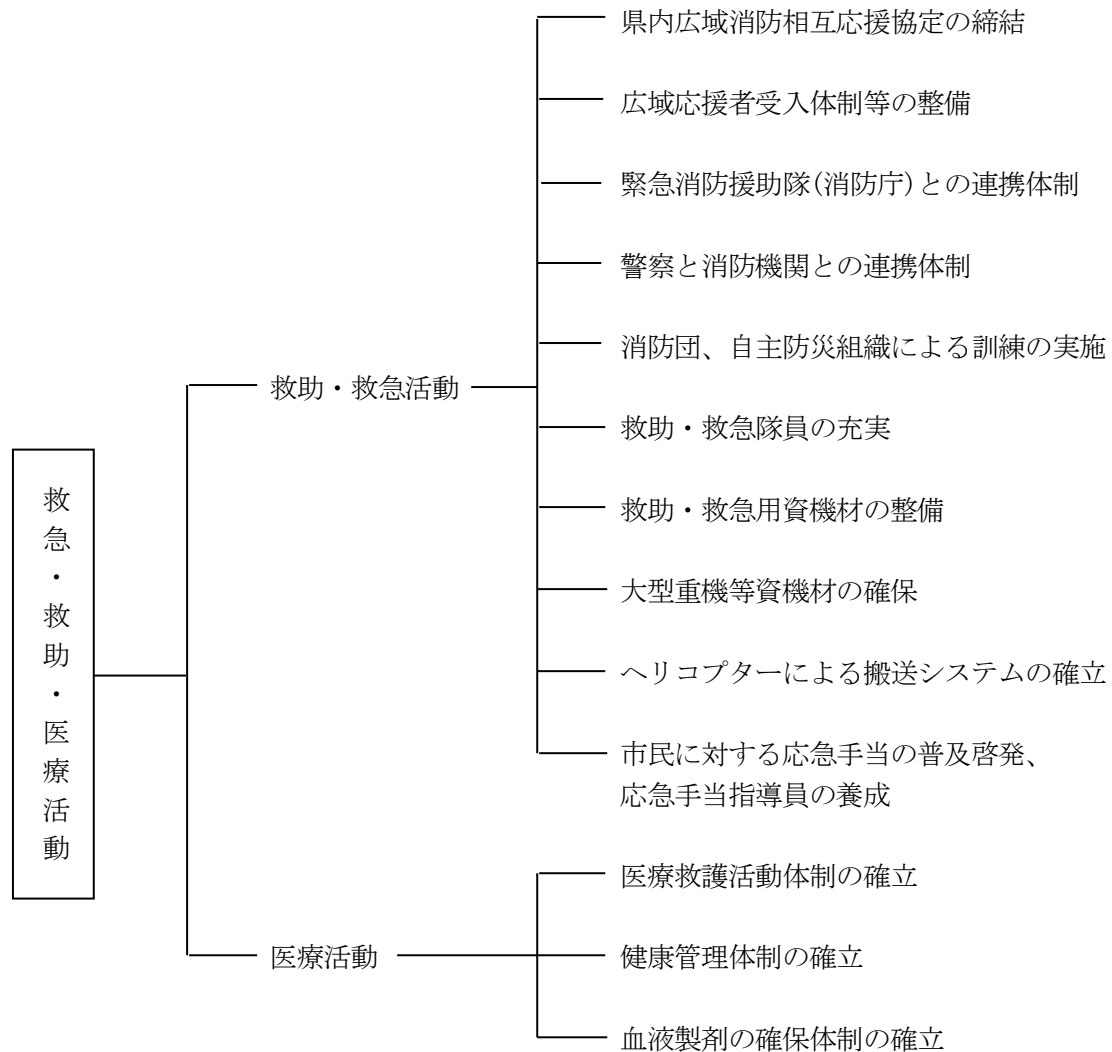
市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

- 1 応急仮設住宅の建築可能な用地をあらかじめ把握するなど供給体制を整備しておく。
- 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
- 3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第8章 救助・救急、医療活動

基本的な考え方

大規模災害発生時には、救助・救急、医療救護を必要とする大量の負傷者の発生が予想される。発災当初における市及び防災関係機関の最も重要な活動は、一人でも多くの人命を救助することにある。このため、市及び防災関係機関が一体となった活動が早期に実施できるよう、救助・救急、医療活動に係る初動体制の確立を図ることが求められる。



第1節 救助・救急活動

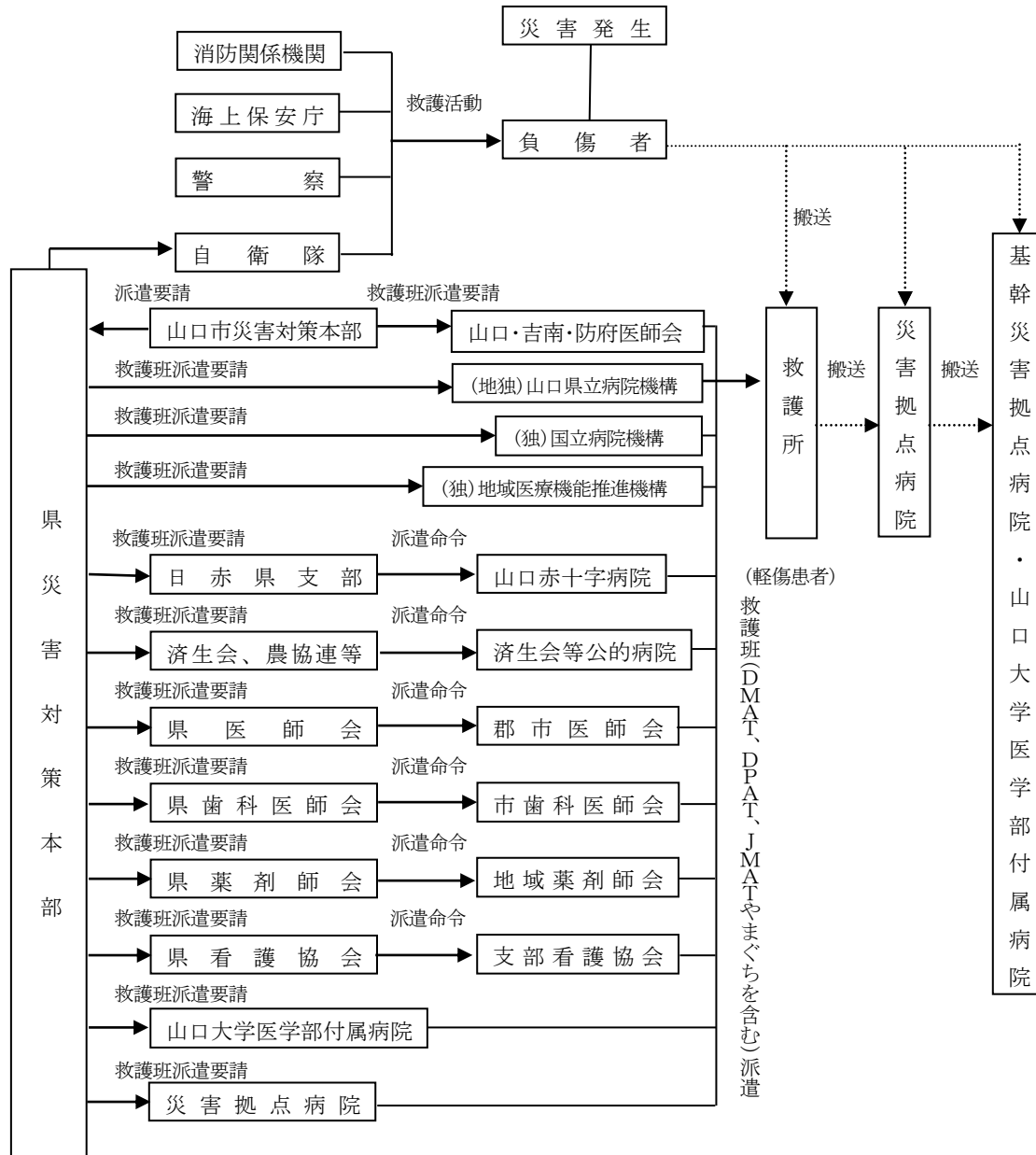
- 1 消防の広域化を推進することにより、救助や救急専門職員の増強や高度資機材の計画的整備を図る。
- 2 県内広域消防相互応援協定を締結する。
- 3 県内広域消防相互応援協定等に基づく応援者等の受入れや、現場における活動が円滑に実施されるよう受入窓口、活動体制についての計画をあらかじめ定めておく。
- 4 緊急消防援助隊(消防庁)との連絡体制の確保を図る。
- 5 警察、消防機関との連絡体制の確立を図る。
- 6 消防団、自主防災組織等に対する訓練を実施する。
- 7 大規模災害時に、的確に救助や救急に対応するため、救助・救急隊員の増強を図るとともに、都市型救助等の高度救助技術の導入や救急業務の高度化を推進する。
- 8 救助工作車、救急自動車、ファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。
- 9 救助・救急に必要な大型重機等の資機材について、緊急時に確保できるよう体制を整備しておく。
- 10 ヘリコプターによる患者の搬送連絡体制を確立しておく。
- 11 市民に対し応急手当の方法等について啓発指導するため、消防職員及び消防団員を応急手当指導員として養成する。

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

市は、災害時における医療救護活動体制を関係機関と調整の上、確立しておく。

【医療救護活動体系図】



- 1 救護所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。
設置場所は、原則として避難地、避難所、災害現場とする。
- 2 公的医療機関に対して、災害時の医療救護活動が円滑に行えるよう次の事項を指導する。
 - (1) 医療施設等の災害に対する安全性の確保及び不燃化の推進
 - (2) 災害に対する安全性をもった自家発電設備、貯水槽等の整備
 - (3) 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄や食料・水等の備蓄
 - (4) 医療従事者の非常参集システム及び緊急医療体制の整備
 - (5) 消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備(無線電話等)
 - (6) 医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備
 - (7) 感染症病棟の目的外使用

- 3 山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会に医療救護班の編成及び緊急出動体制の整備を要請する。

資料編〔P 16〕・・・救護班編成基準

- 4 医薬品及び医療資機材等の緊急調達を円滑に行うため、関係団体との間で供給体制を整備する。
- 5 傷病者の搬送や災害医療活動に必要な緊急輸送ルートを確保する。
- 6 傷病者の迅速な搬送を行うため災害救急医療情報システムを整備する。
- 7 救護所と災害拠点病院、基幹災害拠点病院との情報伝達体制を確立する。
- 8 ボランティアによる医師、看護師、薬剤師等医療関係者の派遣システムの構築を図る。
- 9 県、医療機関と連携して救急法、家庭看護知識の普及に努める。
- 10 市民のとりべき措置
 - (1) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
 - (2) 市、県、日赤山口県支部及び医療機関が実施する応急手当等の技術の習得に努める。
 - (3) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。

第2項 健康管理体制の確立

市及び県の保健師、栄養士は、被災者に対して巡回指導により、被災者の健康管理、栄養指導ができるよう保健指導体制を確立しておく。

第3項 血液製剤の確保体制の確立

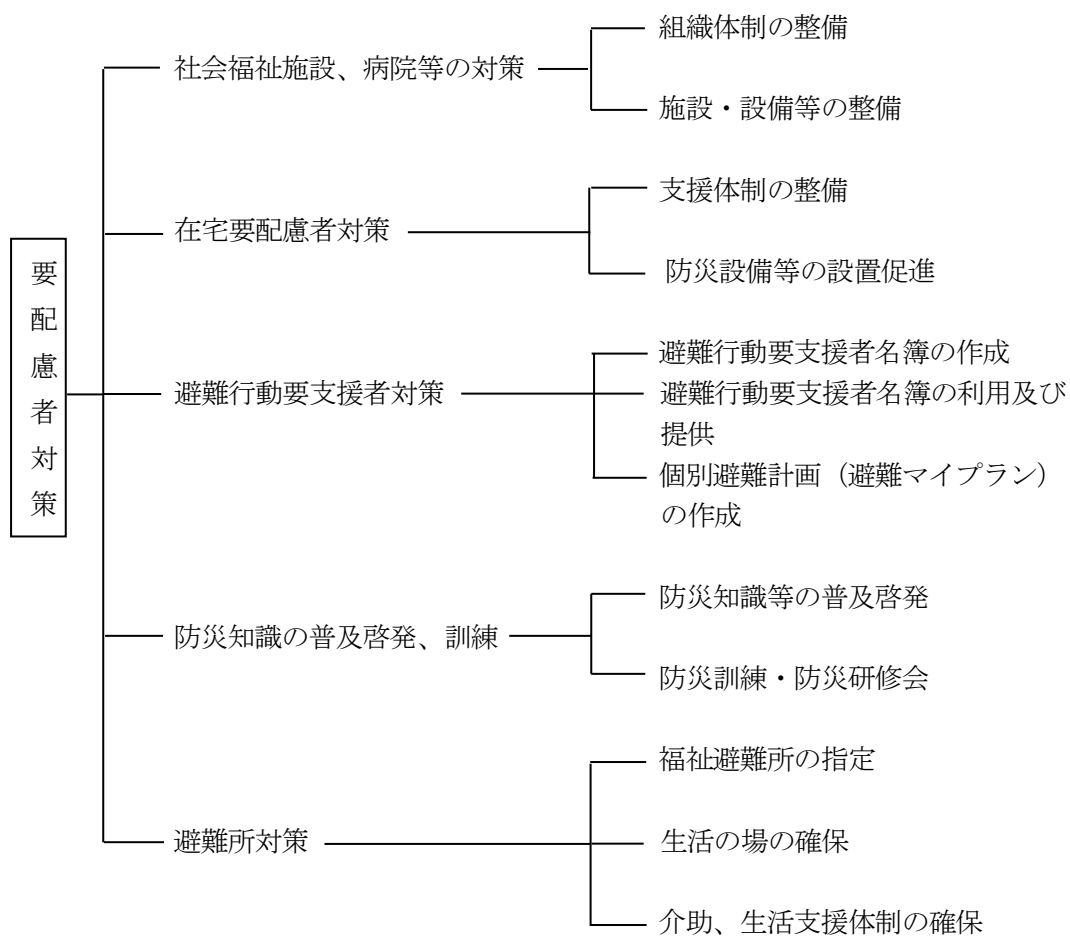
- 1 災害時の血液製剤の輸送体制の確立を図る。
- 2 市は、災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発する。

第9章 要配慮者対策

基本的な考え方

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、平常時からこれらの要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要がある。

このため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、避難所の確保対策等を推進する。



第1節 社会福祉施設、病院等の対策

第1項 組織体制の整備

- 1 市は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図るものとする。
 - (1) 社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障がい者、妊産婦等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。また、自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を図る。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 2 市は、社会福祉施設、病院等の防災共助マップの作成を通じた災害時の地域の協力体制の整備を支援するため、近隣施設や地域住民への協力の呼びかけや連絡協議会の設置など各種調整を行うものとする。
- 3 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、組織体制の整備を図る。
 - (1) 災害に備え、あらかじめ職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成するなど、組織体制の整備を図る。

特に夜間や休日における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。また、職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的に実施する。
 - (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告しなければならない。
 - (3) 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努める。
 - (4) 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得るなど万全を期すものとする。

第2項 施設・設備等の整備

- 1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における入所・入院者等の安全確保のための施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備を促進する。
- 2 市は、要配慮者利用施設における土砂災害防止等の防災対策を進める。
- 3 市は、社会福祉施設、病院等のうち土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設を把握するとともに、防災情報が確実に伝達できるよう、防災行政無線やメールの一斉配信などの防災情報伝達手段の整備を進める。また、施設の避難状況などを把握するため、施設との交信手段の取り決め等、連絡体制の整備を図るものとする。
- 4 社会福祉施設、病院等の管理者は、次の事項に留意し、施設・設備等の整備に努める。
 - (1) 入所・入院者等に対し継続してサービスの提供を行うことはもとより、災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対し、緊急受入れその他のサービスを可能な限り実施していくため、施設・設備の災害に対する安全性を確保するとともに、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需物資及び緊急医薬品等の備蓄に努める。
 - (2) 消防機関等への緊急通報設備や入所・入院者の避難誘導設備、施設の実態に応じた防

災資機材の点検・整備を進める。

第2節 在宅要配慮者対策

第1項 支援体制の整備

- 1 市は、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、要配慮者の迅速な避難を支援するため、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携のもとに、平常時からの情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努める。
- 2 市は、次の事項に留意し、要配慮者の事前把握に努める。
 - (1) 必要な支援内容に応じ、登録制度に基づき避難に関する相談受け等の支援を行う。
 - (2) 避難に際しての支援の必要性、地域の特性を考慮した把握を進める。
 - (3) 把握した情報は、住民のプライバシーに十分な配慮を行った上で、本人の同意が得られた範囲で防災関係部局等との共有を図る。
- 3 市は、要配慮者に対する情報伝達、救助、見守り活動等の支援体制づくりを促進するため、福祉の輪づくり運動等を実施している市社会福祉協議会、ボランティア等との連携強化に努める。

また、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導の実施、救出・救護の実施及び協力等が行える体制の整備に努める。
- 4 市は、迅速な避難を支援するため、同報系無線等の整備を図るとともに、メール、FAX、電話等により要配慮者に配慮した防災情報伝達手段の整備に努める。
- 5 市は、災害救助関係業務に加え、要配慮者に対する支援業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行っておくとともに、健康福祉センター、児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備しておく。
- 6 市は、洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難対策について、近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。
- 7 市は、避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を発令するための基準を策定する必要がある。
- 8 市は、災害時に地域の実情に応じて災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など被災者支援の取組を実施できるよう努める。

第2項 防災設備等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障がい者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、過熱防止装置付コンロ、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

第3節 避難行動要支援者対策

第1項 避難行動要支援者名簿の作成

市は、居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。このため、市は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ア 高齢者保健福祉総合調査の対象者（ただし、調査内容を関係部署、支援機関等へ情報提供することについて同意したものに限る。）のうち避難行動が困難な者
- イ 要介護3以上の者
- ウ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）で第1種の交付を受けている者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- エ 療育手帳(A)の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- カ 難病及び小児慢性特定疾患患者で人工呼吸器等を装着し、かつ避難行動が困難な者
- キ 上記ア～カまでに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
- ク 上記ア～カまでに該当しないが、避難支援等関係者から、本人または親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日、年齢
- ウ 性別
- エ 住所又は居所（行政区、地域名を含む）
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの区分など）
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿の更新は年1回とする。ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に適正に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市で保有している情報を集約して避難行動要支援者に該当するものの把握に努めるものとする。

また、難病に係る情報等、市で把握していない情報が名簿の作成に必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求めるものとする。

第2項 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施のために利用するとともに、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難

支援等関係者」という。) に対し、名簿を提供することについて本人の同意が得られた場合、または、災害対策基本法及び山口市個人情報保護法施行条例の定めにより、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは「災害対策基本法」を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。

1 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げる団体及び個人とする。

- (1) 自治会
- (2) 自主防災組織
- (3) 地域づくり協議会
- (4) 地区社会福祉協議会
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 福祉員
- (7) 山口県警察
- (8) 山口健康福祉センター
- (9) 山口市社会福祉協議会
- (10) 医師会
- (11) 消防団
- (12) 介護・障がい者・難病等関係団体
- (13) 福祉専門職
- (14) 福祉事業者
- (15) 避難支援者として登録している者等

避難支援者として登録している者等

2 名簿の情報提供に際し情報漏えいを防止するため市が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる管理を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導することとし、災害時等の緊急時を除き、複製した名簿の取り扱いは、避難支援等関係者に限ること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- (6) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いについて、研修等により周知を図ること。
- (7) 名簿情報の取り扱い状況を、市へ報告するよう指導すること。

3 避難支援等関係者の活動

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の活用により平常時及び災害時等において、市と協力して以下に掲げる活動に努めるものとする。

- (1) 個別避難計画（避難マイプラン）の作成のほか、避難行動要支援者の把握、情報の整理及び更新その他必要な措置

- (2) 災害時等における避難行動要支援者の迅速な安全の確保を支援するために行う、平常時における声かけ、防災訓練の参加への働きかけ及び情報の提供
- (3) 災害時等における情報伝達、避難誘導、安否確認及び避難生活の支援等
- (4) 様々な機会を利用した制度理解への働きかけ

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が行う避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

第3項 個別避難計画（避難マイプラン）の作成

市は、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための個別避難計画（以下、「避難マイプラン」という。）を作成するよう努めるものとする。ただし、避難マイプランを作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合には、この限りではない。

なお、避難マイプランの作成の優先度が高い避難行動要支援者については、作成目標期間を、令和3年の改正法施行後、概ね5年を目途に令和7年度末とする。

1 避難マイプランに定めるべき事項

- (1) 災害時等に避難支援等を行う者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他、避難支援等の実施に関し「山口市災害時要配慮者避難支援全体計画」に定める事項

2 避難マイプラン作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

本市の避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難マイプラン作成の優先度が高い避難行動要支援者の範囲については、難病及び小児慢性特定疾患で人工呼吸器を装着している者及び同意を得られた者のうち居住地の災害リスクが高い者とする。なお、このほかの避難行動要支援者の範囲及び進め方については、「全体計画」に定めるものとする。

3 避難マイプランの作成の進め方

避難マイプランの作成については、市から避難支援等関係者に、情報提供について同意の得られた避難行動要支援者名簿の提供を行い、その名簿を基に避難行動要支援者本人又はその家族等と避難支援等関係者が協力して、避難マイプランの作成を行い、市に提出することとする。市は、避難マイプランの作成を円滑に進めるため、推進体制の整備に努めるものとする。

4 避難マイプランの作成に必要な個人情報及び入手方法

市は、避難マイプランを作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市で保有している避難マイプラン作成の対象者に関する情報を集約するように努めるものとする。

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報が、避難マイプランの作成に必要があると認められるときは、県知事に対して、また必要に応じて民間事業者に対して情報提供を求めるものとする。

5 避難マイプラン情報の提供先

避難マイプラン情報の事前提供にあたっては、災害時等に備え、地域の避難支援者が避難マイプランの実効性を高めるため、避難行動要支援者本人又は家族の同意を得たうえで、避難マイプランに掲載された避難支援等関係者に「避難支援等の実施に必要な限度」で提

供するものとする。

また、災害時等に備え、福祉専門職や福祉事業者等の避難支援等関係者に対しても必要に応じて事前提供を行うものとする。

6 避難マイプランの更新

避難マイプランの更新については、避難行動要支援者の心身の状態、災害時の情報伝達、避難誘導等に変更が生じた場合に、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により、随時更新するものとする。

第4節 防災知識の普及啓発・訓練

第1項 防災知識等の普及啓発

- 1 市は、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。
- 2 外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの作成、防災標識等への外国語の付記等の対策を進める。
- 3 市は、地域における要配慮者支援の取組みを促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。

第2項 防災訓練

- 1 市は、市社会福祉協議会、民生委員、福祉員及び自主防災組織等と連携した訓練に参加して災害発生時に円滑な避難等が実施できるよう支援する。
- 2 市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

第5節 避難所対策

市は、要配慮者にとって厳しい環境となる避難所生活に配慮し、あらかじめ次のような生活の場の確保、支援体制の整備に努める。

また、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、被災時の男女のニーズの違い等多様な主体の視点に十分配慮するよう努める。

- 1 市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の確保や、社会福祉施設、病院等のうち入所・入院者が避難する際の施設専用避難所の指定に努める。

また、福祉避難所として指定する際には、必要に応じて受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、避難マイプラン等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- 2 避難所における高齢者、障がい者等の生活面でのハンディキャップを少しでも取り除くという観点から、生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市町、近隣県等の施設についてもその活用を図

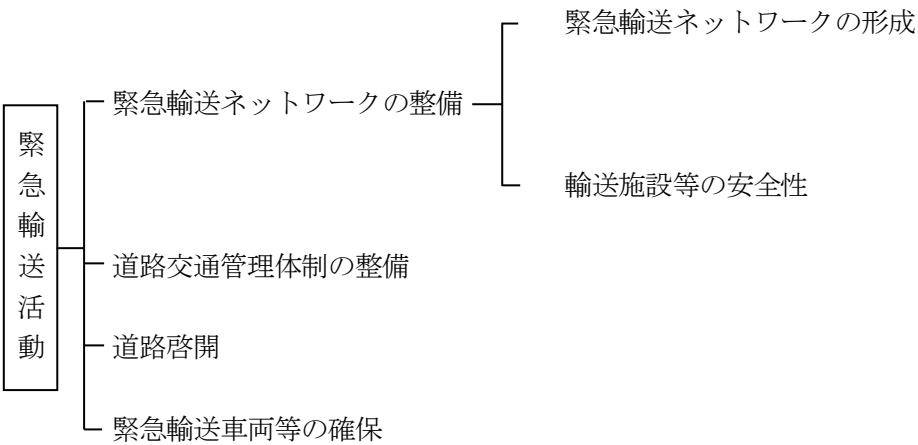
られるよう連携の強化に努める。

- 3 避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携・協力体制の整備に努める。

第 10 章 緊急輸送活動

基本的な考え方

災害応急対策活動を円滑に実施するうえで、緊急輸送路及び輸送手段の確保は極めて重要であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、緊急輸送車両等の確保が必要となる。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設及び輸送拠点を指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

また、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として、臨時ヘリポートを指定する。

輸送施設及び輸送拠点の指定に当たっては、あらかじめ施設の管理者と災害時の利用形態等について協議しておく。

1 輸送施設等の指定

(1) 道路

ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定

イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定

(2) 港湾

ア 海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定

イ 海上輸送基地を補完する港湾の指定

(3) 漁港

ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定

イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定

(4) 飛行場等

ア 臨時ヘリポートの指定

2 輸送拠点の指定

他市県からの緊急物資等の受入れ、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設を指定しておく。

3 輸送施設、拠点の指定

各地域の実情に応じた輸送施設、拠点を指定しておく。

4 上記により指定した施設については、防災計画へ掲載するとともに、広報誌等を活用するなどして、関係機関、市民等へ周知を図る。

第2項 輸送施設等の安全性

緊急輸送ネットワークとして指定した輸送施設及び輸送拠点については、緊急時における輸送の重要性から、災害に対する安全性の確保に配慮する。

第2節 道路交通管理体制の整備

道路管理者は、道路交通関連施設について、災害に対する安全性の確保を図る。

第3節 道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去及び応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。

なお、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第4節 緊急輸送車両等の確保

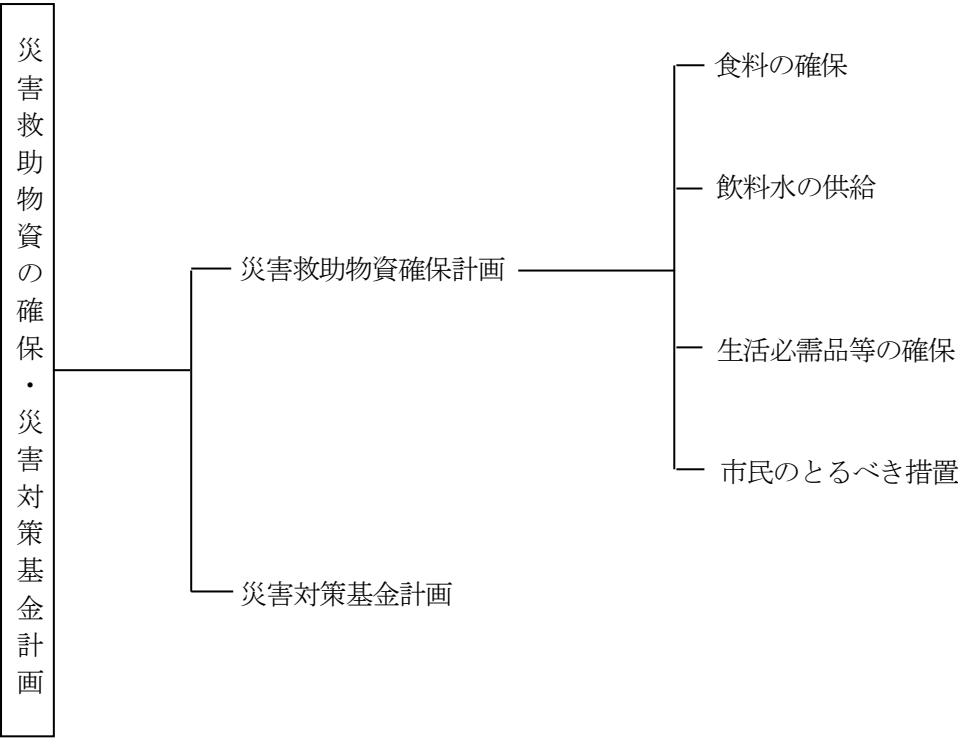
緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなどし、体制を整備する。

第 1 1 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本的な考え方

市は、大規模災害が発生した場合を想定し、災害時に必要な食料、飲料水、生活必需品等について、備蓄及び調達体制の整備に努める。

市は、山口県市町総合事務組合理約に基づく基金を積み立てる。



第1節 災害救助物資確保計画

第1項 食料の確保

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給を円滑にするため、その調達・供給体制の整備に努める。

1 応急用食料の調達・供給に関する基本方針

市は、災害時における応急用食料の調達・供給について、不測の事態に備えた体制を整備する。

市は、災害時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負い、その調達、輸送及び配送体制の整備を図る。

この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な応援体制の整備について十分留意する。

2 応急用食料の調達・供給体制の整備

市は、災害時を想定した応急用食料の調達・供給体制を、次により整備する。

- (1) 主食系として、米について、農林水産省等と連携し、災害が発生した場合、直ちに供給できるように体制を整備する。
- (2) 次の食料について、災害が発生した場合、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう応援協定を締結するなど体制を整備するとともに、これらの調達可能量(流通在庫量又は製造能力)の把握に努める。
 - ・精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、食物アレルギー対応食品等

第2項 飲料水の供給

1 応急給水活動計画

市（上下水道局）は、応急給水活動に係る給水拠点、給水基準、給水体制等応急給水活動計画を定めておくとともに、あらかじめ近隣市町村及び水道事業者との間に協定を締結するなど協力体制の確保を図る。

2 給水拠点の整備

応急給水活動計画に定められた給水拠点となる場所については、災害時に給水活動が円滑に実施できるような体制を整備しておく。

3 飲料水の確保

(1) 必要量の確保

市（上下水道局）は、大規模災害が発生した場合の被害想定を行い、被害想定を参考に、最大断水時の延べ影響人口を対象とする必要量を目標に飲料水の確保に努める。（1人1日3リットル）

(2) 井戸水の活用

市は、地域内の井戸の分布状況を把握し、井戸水を飲料水として活用する際の飲用方法等について指導するとともに、保健所との連携体制を整備する。

4 応急給水資機材の整備

市（上下水道局）は、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の必要な資機材の整備、備蓄に努める。

5 応急復旧体制の整備

市（上下水道局）は、応急復旧に必要な資機材の備蓄及び人員の確保に努めるとともに、近隣市町村及び水道事業者、民間業者団体等との間に応援協定を締結するなど応急復旧体制の充実に努める。

第3項 生活必需品等の確保

市は、毛布、下着、作業着、タオル、エンジン発電機、卓上コンロ、ボンベ等の生活必需品について流通業者、流通在庫量等の把握を行い調達体制の整備に努めるとともに、より迅速な救助を実施できるよう備蓄に努める。

第4項 市民のとりべき措置

市民は、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という考えに基づき、3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努める。

第2節 災害対策基金計画

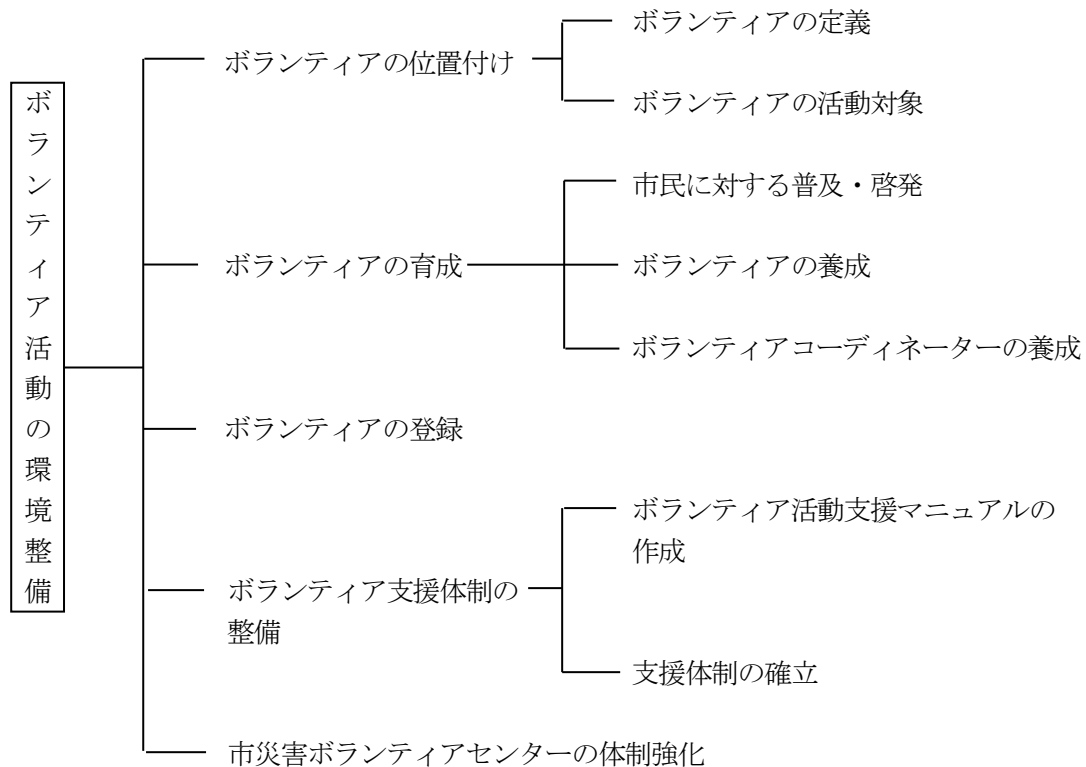
市は、災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源に充てるため、山口県市町総合事務組合災害基金の積立を行う。

第12章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害発生時には、市、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け

第1項 ボランティアの定義

市地域防災計画でいうボランティアとは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的、自発的に参加する者をいう。

第2項 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識、技術及び特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)とそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容 (例)
専門ボランティア	・被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等) ・建築物危険度判定(応急危険度判定士) ・土砂災害警戒区域等の調査(斜面判定士等) ・医療、看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等) ・福祉(手話通話、介護等) ・無線(アマチュア無線技士) ・特殊車両操作(大型重機等) ・通訳(語学) ・災害救援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等) ・その他特殊な技術を有する者 ・災害復旧技術専門家派遣制度(災害復旧活動の支援・助言)
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、給水、配送 ・清掃(撤去含む)、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・市災害ボランティアセンターの運営補助 ・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 市民に対する普及・啓発

市及び市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、関係団体と連携して災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

市、市社協、県及び日本赤十字社山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう必要な研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、市及び市社協は、県、日本赤十字社山口県支部、県社会福祉協議会等と協力してボランティアコーディネーターの養成に努める。

第3節 ボランティアの登録

市及び市社協は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるようボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティアの支援体制の整備

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

市及び市社協は、災害時におけるボランティアの活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

第2項 支援体制の確立

市は、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

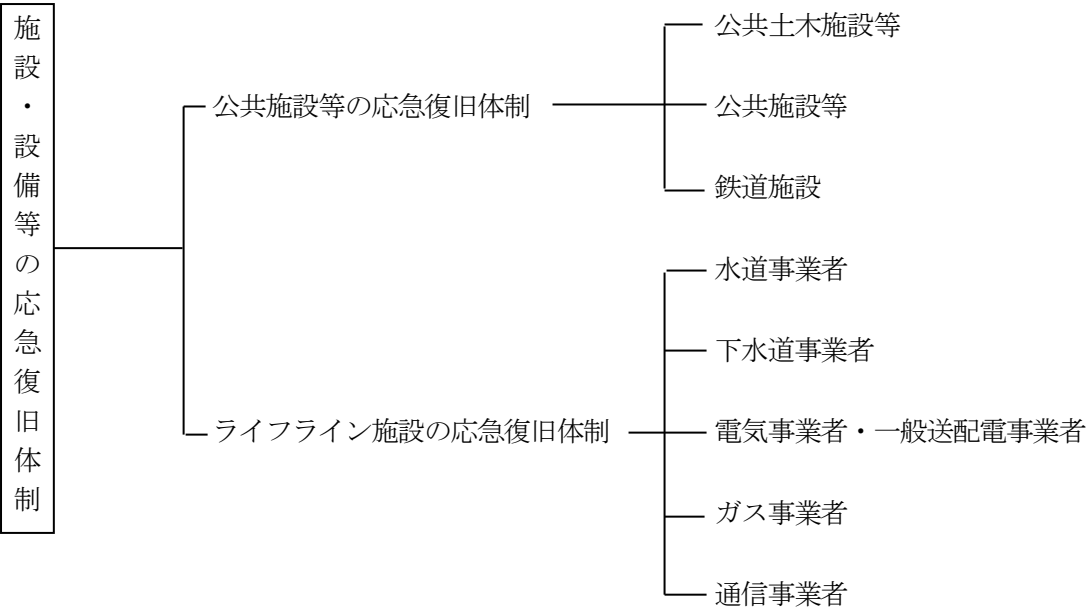
市は、平常時から災害時におけるボランティア活動支援の中核を担う市災害ボランティアセンターの体制の強化を図るため、その支援に努める。

第 1 3 章 施設、設備等の応急復旧体制

基本的な考え方

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営むうえで重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、市は、県等と定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努めるものとする。



第1節 公共施設等の応急復旧体制

第1項 公共土木施設等

- 1 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。
また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずる。
- 2 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

第2項 公共施設等

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等に係る体制を整備しておく。

第3項 鉄道施設

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等(運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等)に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努める。

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして応急復旧体制の充実に努める。

第2項 下水道事業者

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして応急復旧体制の充実に努める。

第3項 電気事業者・一般送配電事業者

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があることから、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第4項 ガス事業者

二次災害の発生を防止するため災害発生時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提としてあらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

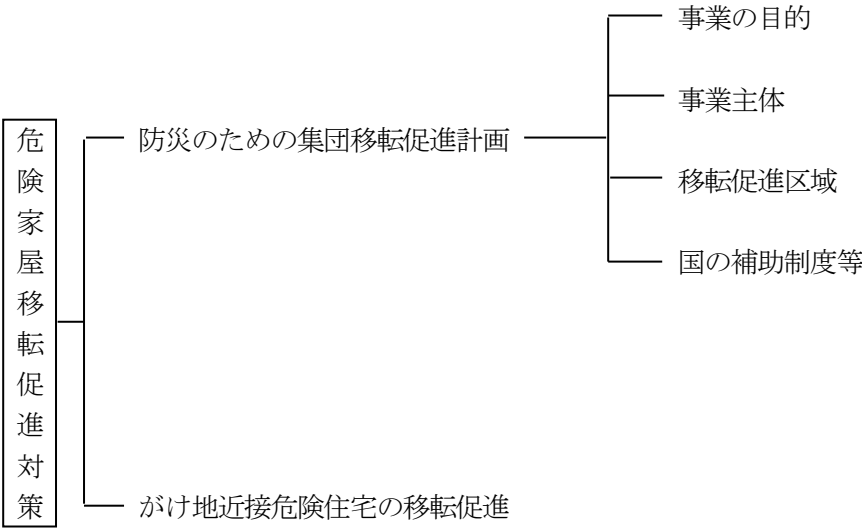
第5項 通信事業者

- 1 通信の途絶は災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいことから、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材備蓄、調達体制の整備に努める。
また、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。
- 2 通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（中国総合通信局）を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

第 1 4 章 危険家屋移転促進対策

基本的な考え方

住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転事業を推進する。



第1節 防災のための集団移転促進計画

第1項 事業の目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害による被災地域又は被災する危険の著しい地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあるすべての住居を他の安全な場所に移転させることを目的として、一定規模の住宅団地を整備する等の集団移転事業を推進し、併せてこれらの事業に対する国の財政上の特別措置等を定めるもの。

第2項 事業主体

市(例外として市の申出により当該事業の一部を県が実施することができる。)

第3項 移転促進区域

1 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの。

2 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域。

第4項 国の補助制度等

1 国の補助

次の各号に掲げる経費について政令で定めるところにより、それぞれ4分の3を下らない割合により、その一部を補助する。

- (1) 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費(当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。)
- (2) 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費
- (3) 住宅団地に係る道路、飲料水供給施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費
- (4) 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費
- (5) 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令で定めるものに要する経費
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費

2 地方債の特例措置

集団移転促進事業につき市が必要とする経費については、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第9条)。

第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進

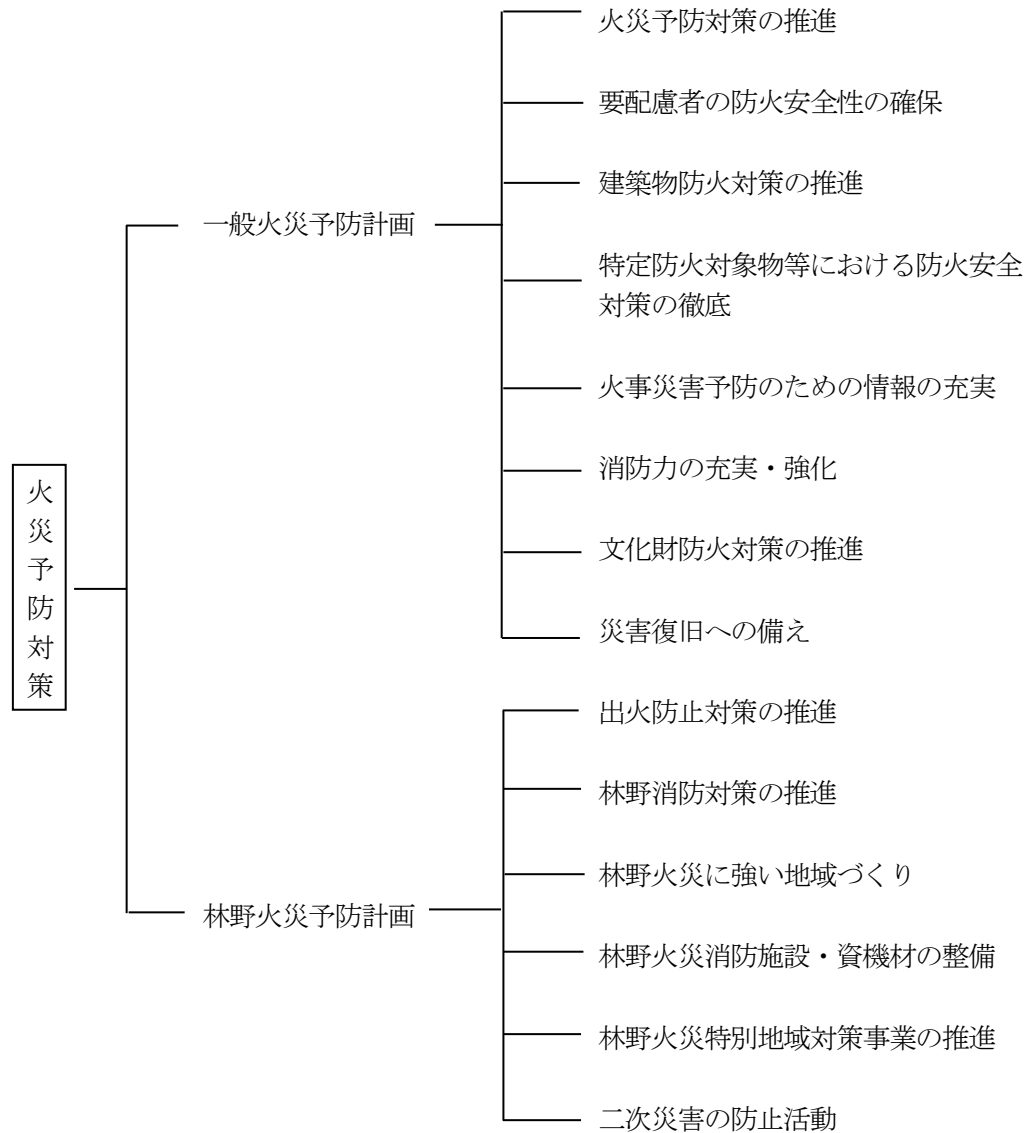
がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅(がけ地の崩壊及び土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第1項の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域―山口県建築基準条例第7条―及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅)の移転を行う者に対して必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保する。

第15章 火災予防対策

基本的な考え方

火災は、市民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。

火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市及び消防本部は必要な予防対策を推進する。



第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため市及び消防本部は、県や関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車による巡回広報、広報誌の配布、防災行政無線(同報系)、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

(1) 地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

(ア) 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

(イ) イベント、集会等を利用した啓発活動

(ウ) 巡回による啓発広報活動

(エ) 家庭訪問による防火指導

(オ) 学校、職場等における防火指導

(カ) 自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、市内の外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

(1) 国及び地方公共団体は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

(2) 国、地方公共団体、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等を定めた山口市火災予防条例の周知徹底を図る。

(1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準

(2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準

(3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品(指定可燃物)等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、市、消防本部、県等は効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

ウ 市、消防本部、県等の共催による住宅防火講習会及び住宅防火フェア等を開催する。

(2) 住宅防火等訪問指導の実施

住宅の居住者に対して火災予防の一層の普及を図るため、防火訪問の効果的な実施に努める。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして住宅用防災機器等の設置を促進する。

(5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の育成充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人一人の自覚と近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた町内会、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、既存の防火クラブ(幼年・少年・女性の各クラブ等)の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

(2) 防火(防災)教育の充実

企業の自衛消防隊員、一般市民等を積極的に消防学校に受け入れ、市全体としての防火防災知識・技術の向上に努める。

また、消防学校に入校困難な消防団員、市職員、住民等に対しては、移動消防学校の充実を図るなどして必要な知識・技能の習得の支援を行う。

(3) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障がい者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市、消防本部は県及び関係団体等とともに以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策(高齢者等の防火安全対策)の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障がい者

が被災する場合が多いことから、市、消防本部、県等は、高齢者・障がい者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- (1) 防火意識の高揚
- (2) 住宅用防災機器の普及
- (3) 住宅防火等訪問指導の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障がい者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、町内会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

- (1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報(緊急通報システム)の普及促進を図る。
- (2) 高齢者、障がい者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備(閃光型警報装置、点滅型誘導灯等)の設置促進に努める。

第3項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、市、消防本部は県とともに、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

1 関係者への指導の強化

(1) 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

(2) 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

(3) 重点的・効果的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

2 消防用設備等の設置、維持の適正化

(1) 消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

(2) 消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

(3) 国、地方公共団体、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

(4) 国、地方公共団体、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用

店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物質の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第4項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生する恐れがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防本部は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施について、きめ細やかな指導及び検証を行う。
- (2) 特に、高齢者、身体障がい者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 病院、社会福祉施設等で自力避難が困難な者を多数収容している施設にあつては、近隣住民やボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防本部は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反対象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防本部は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反対象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずる恐れがある。

このため、これらの防火対象物については消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第5項 火事災害予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努めるものとする。

第6項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、市における消防力の充実・強化が求められることから、市及び消防本部は、国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力(資機材、要員)の確保に努める。

1 消防計画の整備

- (1) 消防本部は、国が定める基準に従い消防計画を策定しているが、県の指導を受け、この計画が地域の実態に応じた計画となるようにする。
- (2) 消防本部は、策定した消防計画(大綱は次のとおり)に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防ぎよ活動の実施に努める。

- ア 消防組織に関すること。
- イ 消防力等の整備に関すること。
- ウ 防災のための調査に関すること。
- エ 防災教育訓練に関すること。
- オ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 消防本部及び消防署
予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 消防の広域化の推進
住宅や防火対象物等の火災予防や火災原因の調査、立入検査等を行う予防要員等の専門職員の増強を図るため、消防の広域化を推進する。
- (3) 広域消防応援体制の整備
消防本部は、締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう必要な運用体制の確立に努める。
- (4) 消防団の活性化の推進
消防活動(防災活動)等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市及び消防本部は、消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (5) 自主防災組織の育成
第1項4参照
- (6) 消防組織の連携強化
平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図るものとする。

3 消防教育・訓練の実施

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、市及び消防本部は、消防職員、消防団員が容易に教育を受けられる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

- (1) 消防施設等の整備
ア 市及び消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機

械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどしてその充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を促進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実を図る。

資料編〔P 1 2〕・・・災害時における消防対策部の組織図

〔P 1 3〕・・・消防本部及び消防団の人員

〔P 2 5〕・・・山口市消防本部の通信施設の現況

〔P 1 5 3〕・・・消防水利の現況

〔P 1 5 4〕・・・消防ポンプ自動車現有台数

(2) 化学消火剤の備蓄

化学消火剤については、関係者（消防本部、市町、県、海上保安部・署、事業所）において備蓄しているが、今後も整備充実に努める。

第7項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 文化財防火施設の現況

資料編〔P 1 5 5〕・・・文化財防火施設の現況

2 予防対策実施責任者

(1) 予防対策・・・所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導・・・県（文化振興課）・市教育委員会・消防機関

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」に基づき、建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

エ 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

(ア) 防火管理体制

(イ) 国、県への災害通報体制

(ウ) 災害の起こりやすい箇所の点検、確認、組織等の確立

- (エ) 自衛消防組織の確立
- (オ) その他注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等
- (3) 防火思想の普及啓発
 - ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発・防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く市民の意識の高揚を図る。
 - (ア) 防災思想の普及(新聞、ラジオ、テレビ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。)
 - (イ) 防火訓練の実施(地域住民、市町消防・消防団との連携協力により、通報、消火(初期消火体制の構築・強化)、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。)
 - イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第8項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2節 林野火災予防計画

市土の約76%を占める林野は、古くより木材その他の林産物の供給、市土の保全、水資源の確保、自然景観、健康保養の場として市民生活に大きく貢献している。

林野火災が一旦発生すると、これらの役割を担う森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大の労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。

このため、市及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、消防本部及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

市及び関係者は協力して市民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、消防本部及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

- (ア) ケーブルテレビ、ラジオ、有線放送、ホームページ、防災行政無線(同報系)等による啓発
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布

- (エ) 新聞その他広報紙による啓発
- (オ) 学校等を通じての広報（児童生徒等の防災思想の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

対 象	対 策 内 容
一般入山者対策	登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。 (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。 (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。 (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。 (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。 (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。
山林内事業者（作業）対策	山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。 (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。 (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期すものとする。 (ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備するものとする。 (エ) 鉦山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。
火入れ対策	火入れに当たって、市及び消防本部は、火入れに関する条例及び山口市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。 林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、できる限り11月から2月までの冬季に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。 (ア) 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。 (イ) 火入れ方法の指導 (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。 火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。 (エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。 (オ) 森林法及び市条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。
道路、鉄道沿線等における火災対策	西日本高速道路株式会社、ＪＲ西日本及び市内バス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

	(ア) 危険地帯の可燃物の除去 (イ) 路線の巡視 (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立 (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜 (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
森林所有者対策	森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施するものとする。 (ア) 一般住民に対する防火意識の啓発 (イ) 無許可入山者の排除 (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底

(3) 巡視・監視の強化

ア 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

イ 森林保全巡視指導員の設置

山火事が多発地帯、保安林、森林リクリエーション地帯等に森林保全巡視指導員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

(ア) 災害の早期発見に関すること。

(イ) 無許可伐採等に対する指導

(ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の破損等の防止に関すること。

(4) 関係団体との協力体制

ア 市及び消防本部は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。

イ 市及び消防本部は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野消防対策の推進

市及び消防本部は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

(1) 市及び消防本部は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民、関係者に周知するための体制の充実を図る。

(2) 市長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

市及び消防本部は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

市は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備するものとする。

平成8年4月、県内全市町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応ができるよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、市は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておくものとする。

3 林野火災消火訓練の充実

市及び消防本部は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実戦的な消火訓練を実施するものとする。

第3項 林野火災に強い地域づくり

1 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 防火道等の整備

市、県及び国は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施するものとする。

第4項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、市及び消防本部は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 市は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 市及び消防本部は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 市は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災の多発地域等については、市有林はもとより、一般民有林についても防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について市及び消防本部はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

市及び消防本部は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第5項 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

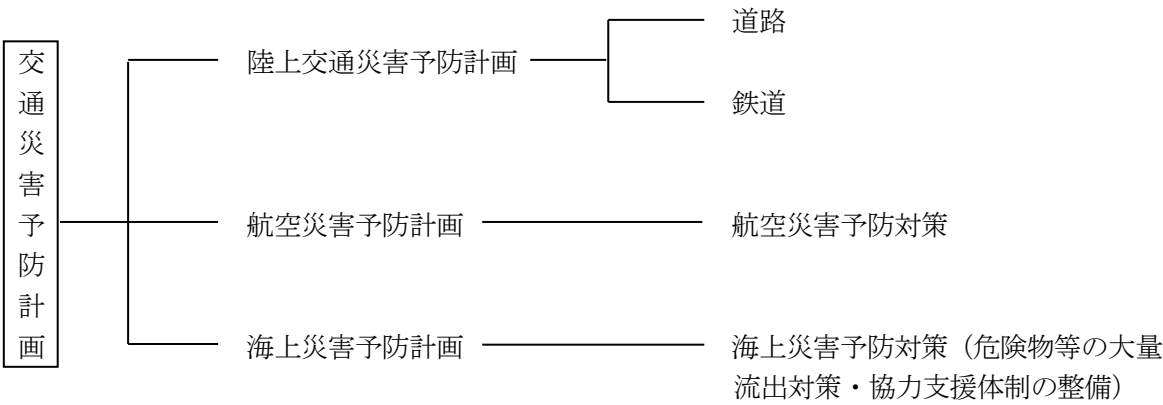
第6項 二次災害の防止活動

市、県及び国は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施するものとする。

第 1 6 章 交通災害予防対策

基本的な考え方

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等に対し、防災関係機関がとる災害予防対策について定める。



第1節 陸上交通災害予防計画

第1項 道路

1 現況

本市における現在の道路体系は、2つの高速自動車道そして市を縦断する国道9号をはじめ8本の国道、これに県道、市道が連携し、実延長2,134kmにおよぶ広域的な道路網を形成している。

その道路種別内訳は、高速道55km、国道177km、県道398km、市道1,504kmとなっている。

このうち、整備状況を舗装率でみると、国道では100%、県道では97.5%、市道においては96.9%となっており、全国平均を上回っている。

また、交通量も年々増加の一途をたどり、主要幹線道路は極度の交通混雑を来している。さらに、市街地を離れた道路においても交通量の増加から道路の整備が強く望まれている。

2 見通し

将来の自動車交通量は、経済社会の発展と広域交流によってその量の増加が見込まれ、一方、輸送革命の進展によって長距離、高速、大型輸送と貨物輸送の形も大きく変化すると想定される。

また、近年の自動車交通量の増加により、交通事故の要因は増大する傾向にあり、人間優先を理念とした総合的な対策を推進する必要がある。

一方、都市生活において、歩行、自転車の重要性が高まっていることを踏まえ、歩行者、自転車の交通対策を推進する。そのために歩行者が安全に歩けるよう道路構造を整備し、自動車交通、歩行者交通の諸体系化を図るとともに、交通安全思想の普及、交通弱者優先の社会の実現に一段の努力を必要とするであろう。

3 対策

近年の急速なモータリゼーションの進展により、道路交通網の整備は交通災害防止の立場からも緊急の課題であるので、これらの交通体系は、自動車道路体系、生活道路体系、公共輸送体系の3つが有機的に連携し、国県道を含めた市内主要道路の一元化と、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、国道9号、262号の自動車道路体系を再編し、交通ネットワークの確立に努める。また、長距離輸送バス、トラック、ダンプカー等の運転者の労働管理を改善、指導し、運転者の過失、車両の整備不良等による交通災害を防止する。

道路網を性格的に分類してみると、

- (1) 国土の基幹的な交通施設であり、長距離、高速交通を担当する高速道路網(インターチェンジと拠点都市を結ぶ道路を含む。)
- (2) 地域間の中距離交通を処理する国道(バイパスを含む。)と幹線県道
- (3) 県内拠点地域間、特に県中央部と各拠点地域とを連結する国県道
- (4) 地域内の日常的な交通施設で生産と生活の両面の役割をもつ一般県道と市道

以上のように考えられるが、これら道路網の有機的結合を図り、質量に応じた整備を行う。なお、路線別整備は、次のとおりである。

- (1) 高速自動車道
 - ア 高速道路との連絡道の整備
- (2) 一般国道と幹線県道
 - ア バイパスの建設
 - イ 国道の改築
 - ウ 主要地方道の国道昇格

- エ 観光道路の整備
- (3) 一般県道と市道
- ア 一般県道の整備
- イ 都市計画道路の整備
- ウ 市道の整備
- エ 市道の県道昇格
- 4 自動車運転者の労働管理等の改善指導
労働基準局等により、労働基準法の遵守徹底、労務管理の改善等について監督指導を行い、運転者の疲労等による災害の防止を図る。

第2項 鉄道

鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善等の整備を促進する。

- 1 新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。
- 2 通勤通学輸送の強化を図る。
- 3 貨物輸送の近代化を図る。
- 4 地域社会との調和を図る。
- 5 山口線と宇部線の直結化及び電化を促進する。

第2節 航空災害予防計画

第1項 航空機災害予防対策

航空機災害対策を推進するに当たって、市、県及び関係機関は、その所掌する消防防災責任と相互協力により必要な措置を講ずるものとする。

- 1 市及び消防本部は、航空機災害発生時においてその消防責任を遂行するため、次に掲げる事項を推進するものとする。
 - (1) 消防力の強化
化学消防車、化学消火薬剤等の整備充実を図る。

第3節 海上災害予防計画

第1項 海上災害予防対策

タンカー等による重油等危険物の大量流出による海洋及び海岸の汚染、火災、爆発等の発生又は船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故の発生による多数の被災者の発生を防止するため、関係機関・団体と協力して予防対策の推進を図る。

市は、港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため、次の対策を推進する。

- (1) 港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。
- (2) 消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。
- (3) 関係機関による危険物の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。
- (4) 重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (5) 海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。

第2項 危険物等の大量流失対策

油、有害液体物質等の海上への流失・排出等にかかる防止対策については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により各種の規制がなされている。

また油の排出に係る海洋汚染防止への対応については、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月8日閣議決定）」及び海上保安庁が作成した排出油防除計画が策定されており、必要な対策が推進されている。

市及び防災関係機関は県内沿岸及びその地先海域においてタンカー及び貯油施設（屋外タンク貯蔵所等）等の事故により、大量の油の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため必要な対策を実施する。

1 情報収集・伝達体制の整備充実

油汚染事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市（消防本部）は徳山海上保安部、中国地方整備局、県、警察等関係機関と早期の情報収集ができるよう情報連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

2 対応体制の整備

市及び県は、海上災害発生時における応急活動体制の強化を図る。

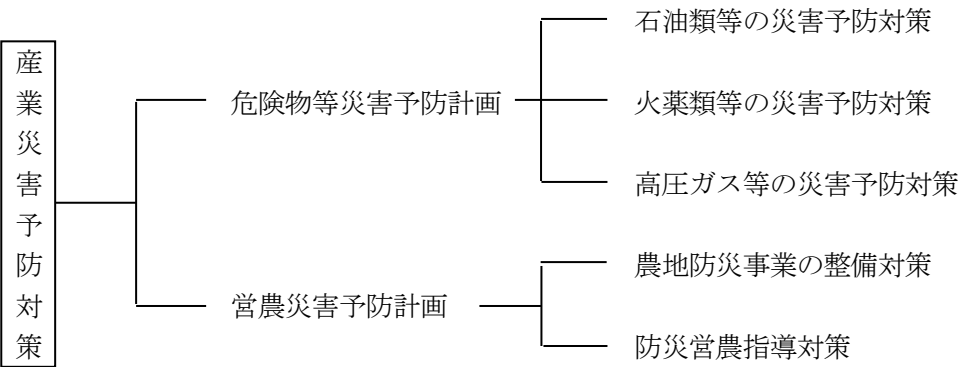
第3項 協力支援体制の整備

関係機関、事業所等は、海上災害の防止・防除活動の迅速円滑な対応を図るため、従来から関係者相互間で協定等を締結しているが、さらにその充実を図っていく。

第 17 章 産業災害予防対策

基本的な考え方

危険物取扱施設等における火災、爆発、ガス漏えい等各種産業災害について、市及び防災関係機関がとるべき災害予防対策について定める。



第1節 危険物等災害予防計画

第1項 石油類等の災害予防対策

1 石油類の危険物の範囲(消防法別表1、労働安全衛生法)

石油類をはじめとする消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう、その主なものは以下のとおりである。

(1) 引火性液体

液体(第3石油類、第4石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において温度20度で液状であるものに限る。)であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

(2) 特殊引火物

ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。

(3) 第1石油類

アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。

(4) アルコール類

1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

(5) 第2石油類

灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

(6) 第3石油類

重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

(7) 第4石油類

ギヤー油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

(8) 動植物油類

動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

2 石油類等の危険物及び危険物貯蔵所等の現況

資料編〔P30〕・・・危険物(石油類)、高圧ガス製造所所在状況

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策(消防法第10条)

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合する次の措置を行う。

ア 実施責任者(消防法第11条、労働基準法第97条)

(イ) 市長

(ロ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準(危険物の規制に関する政令、労働安全衛生規則)

製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備の基準を示す。

ウ 指導対策

- (ア) 立入検査(消防法第16条の5)
消防長及び労働局長、労働基準監督署長は、危険物施設が技術上の基準に適合するよう必要に応じて随時立入検査を行い、施設の整備改善、安全管理の徹底を図る。
- (イ) 自主点検
危険物施設の所有者、管理者等は、(社) 山口県危険物安全協会連合会と協調して危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを自主的に点検し、必要に応じて施設の整備改善に努める。
- (2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策
(消防法第10条、労働安全衛生法第20条、第91条)
指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

ア 実施責任者

- (ア) 市長
- (イ) 労働局長、労働基準監督署長

イ 危険物規制の技術上の基準(消防法第10条)

貯蔵所又は取扱所において危険物の貯蔵又は取扱いの基準を示す。

ウ 指導対策

- (ア) 立入検査
消防長及び労働局長、労働基準監督署長は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を行い、危険物施設での危険物の貯蔵又は取扱いについて指示する。
- (イ) 自主管理対策
危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、(社) 山口県危険物安全協会連合会と協調して、危険物取扱者に対し、危険物の貯蔵取扱い等について講習会等を実施し、安全管理の徹底を図る。
- (ウ) 運搬対策
危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について「危険物の規制に関する政令」第28条、第29条、第30条で定める技術上の基準に従って行うものとする。

第2項 火薬類の災害予防対策(火薬類取締法、労働安全衛生法)

1 火薬類の範囲(火薬類取締法第2条)

- (1) 火薬
黒色火薬、無煙火薬等
- (2) 爆薬
雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬等
- (3) 火工品
工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、導火線、信号焰管、信号火せん、煙火、その他

2 火薬類の販売所、貯蔵所の現況

資料編〔P33〕・・・火薬類所在状況

3 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止する。

4 保安教育計画の策定

販売業者又は指定消費者がそれぞれの区分に従って、保安意識の高揚、火薬類一般の性質の概要等についての保安教育の実施に関する計画を策定する。

第3項 高压ガス等の災害予防対策

(高压ガス保安法、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則)

1 高压ガスの範囲(高压ガス保安法第2条、高压ガス保安法施行令第1条)

- (1) ゲージ圧力が常用の温度で1MPa以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が1MPa以上であるもの又は温度35℃において圧力が1MPa以上となる圧縮ガス。(圧縮アセチレンガスを除く)
- (2) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は温度15℃において圧力が0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス。
- (3) 常用の温度で圧力が0.2MPa以上となる液化ガスであって、現にその圧力が0.2MPa以上であるもの又は圧力が0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下となる液化ガス。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、温度35℃において圧力0Paを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン。

2 高压ガスの製造、販売、貯蔵等の施設の現況

資料編〔P30〕・・・危険物（石油類）、高压ガス製造所所在状況

3 災害予防対策

高压ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費並びにボイラー、圧力容器の製造及び取扱いを規制するとともに、高压ガス保安協会、日本ボイラー協会等による高压ガスの保安ボイラー、圧力容器の安全確保に関する自主的な活動を促進することにより、高压ガス等による災害を防止する。

4 保安教育計画の作成

高压ガスによる災害を防止するために、高压ガス保安協会が高压ガスの種類ごとに示す保安教育計画の基準に従い作成するものである。

第2節 営農災害予防計画

第1項 農地防災事業の整備対策

洪水、高潮、土砂崩壊、溢水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、湛水防除、ため池補強、農地保全、海岸保全、防災ダム等の対策を防災事業長期計画に基づき実施するものとする。

1 湛水防除事業の促進

豪雨時の湛水のため、農地、農業用施設、農作物等の被害の発生を防除するため、湛水地域に対し湛水防除の調査を行い、施設整備事業の実施を図る。

2 ため池等整備事業

農業用ため池の堤体、樋管等が老朽化し、速やかに施設の補強を要するもの及び立地条件等からみて適切な維持管理を行う必要があるため池について、ため池整備事業を行う。

3 農地保全事業

豪雨等の災害による農地の被害を防止するため、特殊土質地帯、急傾斜地帯の農用地を対象に災害防止とともに農地の滅失防止のための農地保全事業の実施を進める。

4 海岸保全事業

高潮及び浸食による被害から海岸を防護し、もって国土保全に資するため、農林水産省所管海岸保全区域について海岸堤防の整備を図る。

5 地すべり対策事業

地すべり現象を防止し、国土保全に資するため、農林水産省所管地すべり防止区域について地すべり防止施設の整備を図る。

6 防災ダム事業

洪水による被害を未然に防止するため、洪水調節用ダム及び関連施設整備事業の実施を図る。

7 土砂崩壊防止事業

風水害等による土砂崩壊の危険を生じた箇所において、農地及び農業用施設の災害を防止するための事業を進める。

8 農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害発生を未然に防止するため、治水機能の劣っている施設の整備補強を図る。

第2項 防災営農指導対策

1 指導対策

(1) 長期、短期予報、災害警報等により、予想される被害に対する防除技術について指導を行う。

(2) 各種の災害が発生した場合には、防除対策を早期に樹立し、高度な技術を要するときは、現地において指導する。

2 防災営農方式の確立

災害常襲地域又は異常災害が発生したときは、それぞれの地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、麦、花き、野菜、飼料作物、畜産等の作目ごとに必要とする防災営農方式を確立する。

第 3 編

災害応急対策計画

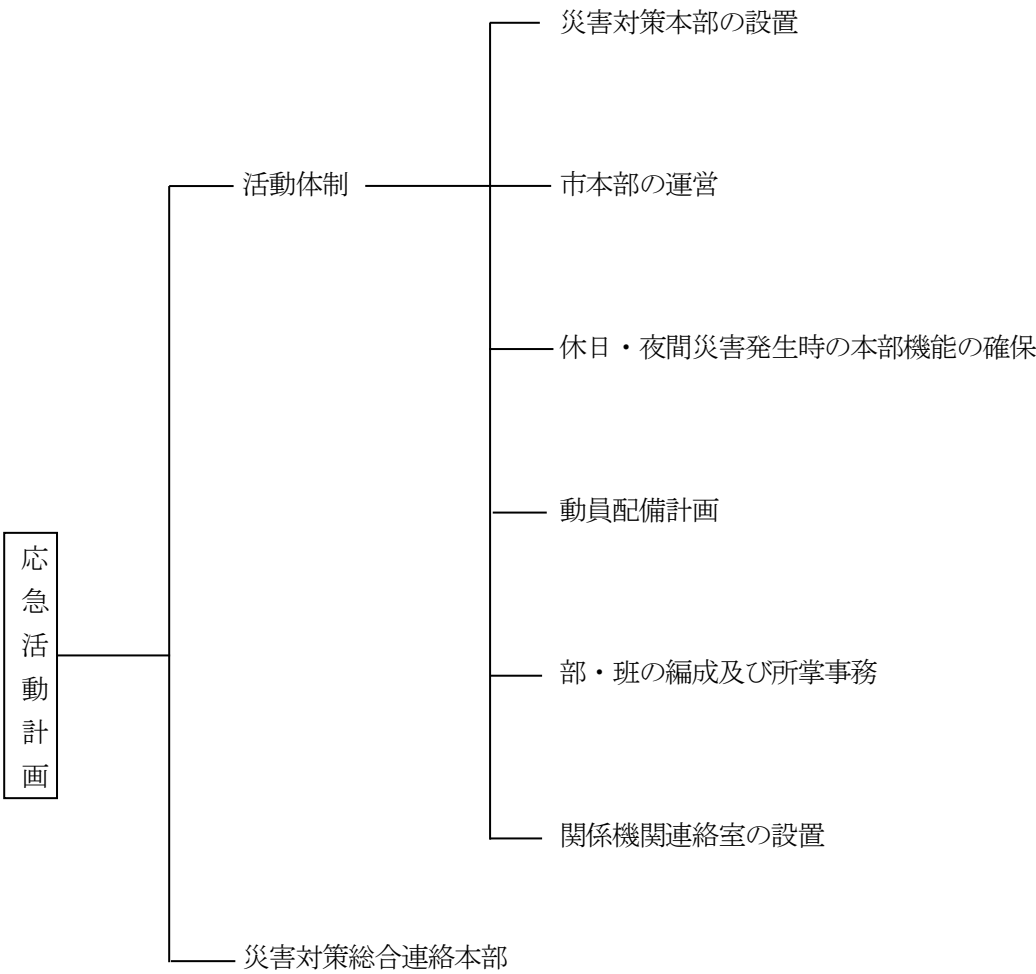
第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画

基本的な考え方

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国、県、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮しつつ、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期する。



市長は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関の協力を得て災害応急対策を実施する。



第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部に係る責務を遂行するため必要があるときは、山口市災害対策本部(以下「市本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

資料編〔P5〕・・・山口市災害対策本部条例

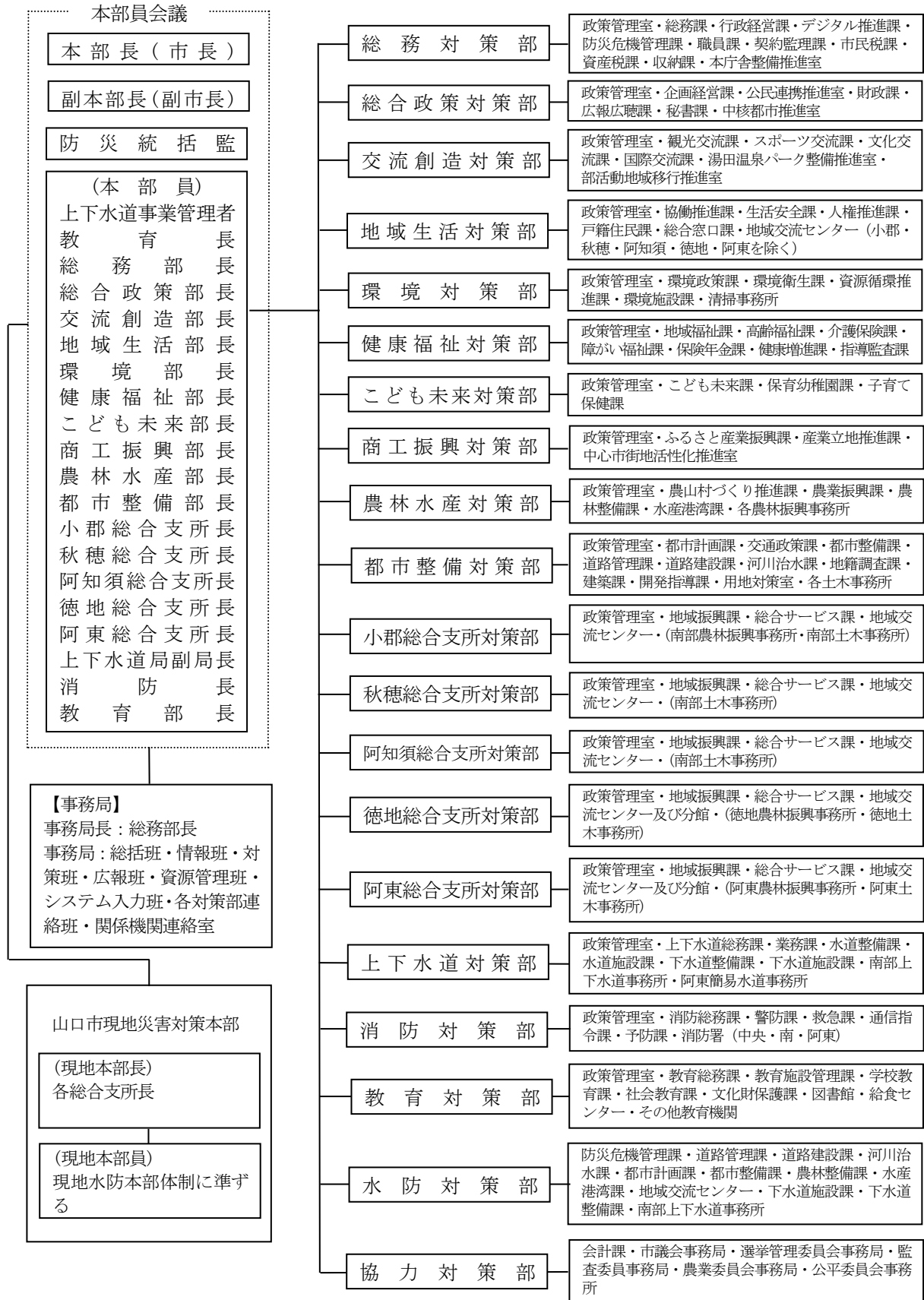
1 市本部の設置基準

気象災害の場合	その他の災害の場合
(1) 山口市に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、または発生の恐れがあるとき。 具体的には、 ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 イ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 ウ 台風の暴風域が12時間以内に山口市にかかると予想されているとき。 (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき。 (3) 上記以外の場合であっても、被害が発生するなどして水防本部長(副市長)又は防災統括監からの進言を受け、市長が配備を決定したとき。 ※(2)の「必要と認められるとき」の基準は、原則として応急対策の範囲が市本部の2以上の対策部にわたる場合をいうものとする。	(1) 市内に大規模な火災又は爆発等が発生し、必要と認められるとき。 (2) 市内に有害物、放射性物質の大量放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認められるとき。 ※(1)及び(2)の「必要と認められるとき」の基準は、左欄の場合に準ずる。

2 市本部の組織

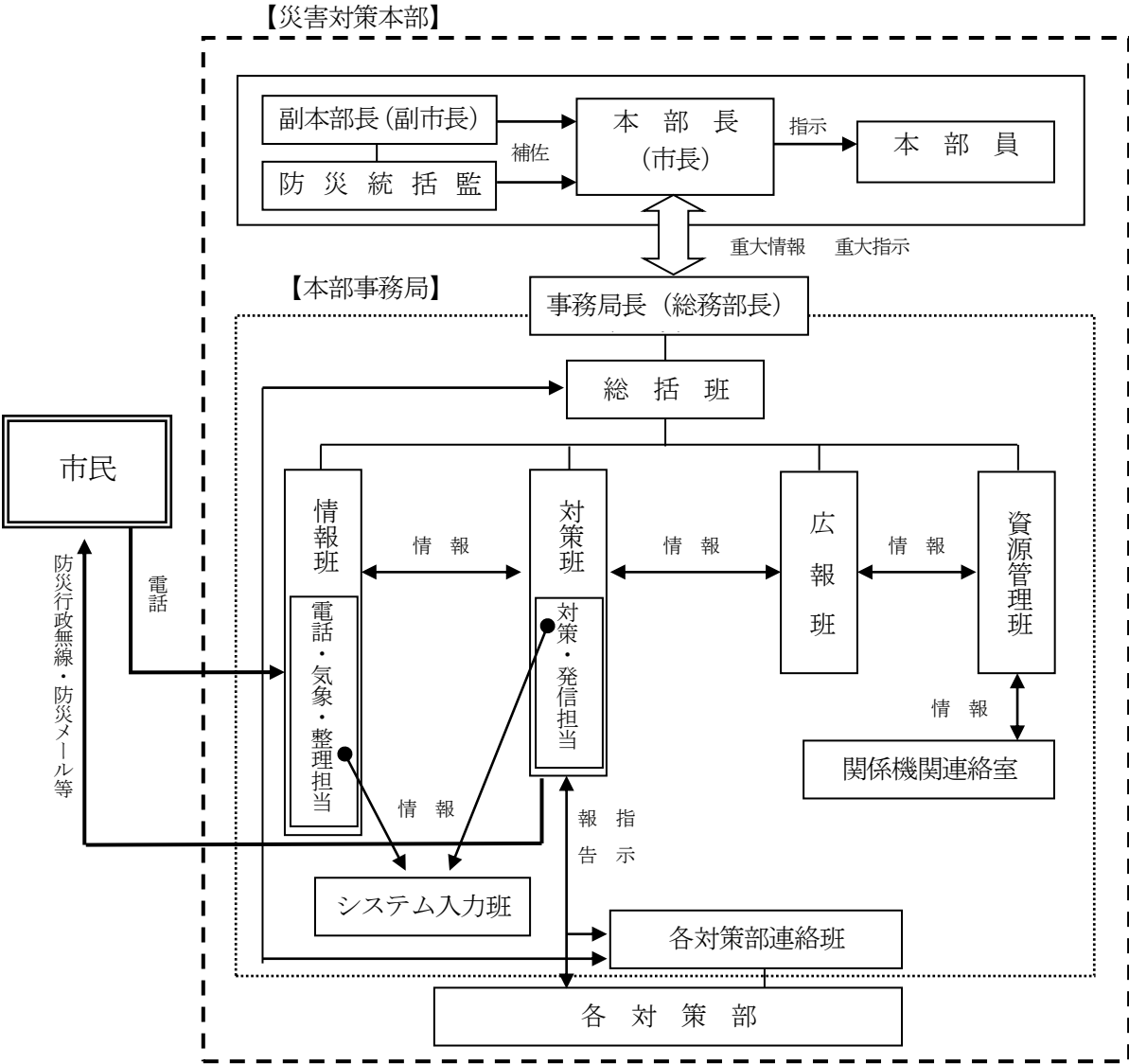
市本部の組織は、本部長(市長)、副本部長(副市長)、防災統括監及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる現地災害対策本部をもって構成する。

【山口市災害対策本部組織図】（令和7年5月7日～）



- 1 市本部は、災害対策室に置く。
- 2 協力対策部は、それぞれの対策部に属し、協力する。

[災害対策本部系統図]



3 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

4 市本部の設置(廃止)の通知等

総務部長は、市本部が設置又は廃止されたときは、直ちにその旨を次により通知し、公表する。

通知及び公表先	方 法	担当
本庁、総合支所、地域交流センター	市総合防災情報システム、庁内連絡メール、庁内放送、FAX、移動系防災行政無線、Web会議システム等	対策班発信担当
県災害対策本部	県総合防災情報システム、電話	対策班発信担当
防災関係機関	電話、メール	関係機関連絡室
報道機関	FAX	広報班
市民	報道	

第2項 市本部の運営

1 本部員会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度、本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。

- (1) 市本部及び現地対策本部体制の配備及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- (3) 災害救助法の適用に関すること。
- (4) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (5) 県、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他の市町村に対する応援要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費に関すること。
- (7) 避難指示等の決定及び警戒区域の設定に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 対策部

(1) 部の構成

対策部は、本庁及び総合支所における災害対策活動実施組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施に当たる。

市本部に置く対策部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部(班)の名称	部を構成する組織	部長となる本部員	副部長となる職員
本部事務局	関係課	総務部長	総務部次長
総務対策部	総務部	総務部長	総務部次長
総合政策対策部	総合政策部	総合政策部長	総合政策部次長
交流創造対策部	交流創造部	交流創造部長	交流創造部次長
地域生活対策部	地域生活部	地域生活部長	地域生活部次長
環境対策部	環境部	環境部長	環境部次長
健康福祉対策部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
こども未来対策部	こども未来部	こども未来部長	こども未来部次長
商工振興対策部	商工振興部	商工振興部長	商工振興部次長
農林水産対策部	農林水産部	農林水産部長	農林水産部次長
都市整備対策部	都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長
小郡総合支所対策部	小郡総合支所	小郡総合支所長	小郡総合支所副総合支所長
秋穂総合支所対策部	秋穂総合支所	秋穂総合支所長	秋穂総合支所副総合支所長
阿知須総合支所対策部	阿知須総合支所	阿知須総合支所長	阿知須総合支所副総合支所長
徳地総合支所対策部	徳地総合支所	徳地総合支所長	徳地総合支所副総合支所長
阿東総合支所対策部	阿東総合支所	阿東総合支所長	阿東総合支所副総合支所長
上下水道対策部	上下水道局	上下水道局副局長	上下水道局参事
消防対策部	消防本部	消防長	消防本部次長
教育対策部	教育委員会事務局	教育委員会教育部長	教育委員会教育部次長
協力対策部	会計課 市議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 公平委員会事務所	—	—

(2) 設置基準

予想される災害の程度又は発生した災害の形態により異なるが、おおむね次のとおりとする。

名 称	風水害	豪 雪	火事・爆発	その他の災害
本部事務局	必置	必置	必置	必置
総務対策部	必置	災害規模による	必置	災害規模による
総合政策対策部	必置	必置	必置	必置
交流創造対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
地域生活対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
環境対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
健康福祉対策部	必置	必置	必置	必置
こども未来対策部	必置	必置	必置	必置
商工振興対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
農林水産対策部	必置	必置	災害規模による	災害規模による
都市整備対策部	必置	必置	災害規模による	災害規模による
小郡総合支所対策部	必置	必置	必置	必置
秋穂総合支所対策部	必置	必置	必置	必置
阿知須総合支所対策部	必置	必置	必置	必置
徳地総合支所対策部	必置	必置	必置	必置
阿東総合支所対策部	必置	必置	必置	必置
上下水道対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
消防対策部	必置	必置	必置	必置
教育対策部	必置	必置	災害規模による	災害規模による
協力対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による

(注) 1 その他の災害は、大規模な干害、放射性物質の大量放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他の重大な事故とする。

2 災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

3 本部長等の職務

(1) 本部長(市長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

(2) 副本部長(副市長)

本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 防災統括監

災害状況を統括的に把握し、本部長の職務を補佐する。

(4) 本部員(市本部を構成する部局長等)

本部長の命を受け、各々が所掌する災害対策に従事する。

4 現地災害対策本部

災害の規模その他の状況により、災害対策を強力に推進する必要があると本部長が判断したときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、総合支所長とする。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関、その他の組織等に関する必要な事項は、現地本部長である総合支所長が定める。

5 指揮命令系統の確立

(1) 市本部

市長が不在の場合は、副市長、防災統括監の順で指揮を執る。

(2) 各対策部

各対策部長、副部長、主管課長の順で指揮を執る。

(3) 登庁までの協議・重要事項の決定（勤務時間外のみ）

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、本部員会議で決定を行う重要事項の項目について協議し、必要な意思決定を行う。

この場合、防災危機管理課長は、電話等により連絡可能な最上位意思決定者との間で協議し、必要な指示を得るとともに、迅速な判断を要求される事項については進言し、先決を仰ぐ。

6 国・県の現地対策本部との連携体制

国・県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 休日・夜間災害発生時の本部機能の確保

災害の発生時には、初期段階でのすばやい対応がその後の防災対策の成否を左右する。

このため、休日・夜間を含め勤務時間外における本部機能確保を目的として、あらかじめ指定した職員をもって「緊急初動対策班」を編成し、初期における活動体制の確保を図る。

1 緊急初動対策班

(1) 20分以内(徒歩、自転車及びバイク)に出勤できる者で所属長からあらかじめ指名された職員をもって編成する。

(2) 前号により指名された職員は、災害発生後直ちに登庁し、あらかじめ定められた職務を遂行し、本部機能の確保に努める。

2 配備体制の確保

庁内連絡メール、緊急連絡網などを整備し、非常時の職員参集体制の確保に努める。

具体的には、自主参集が可能となるよう、初動要員および各対策本部員等に携帯電話を保有させ、初動時の配備体制の確保を図る。

3 24時間体制の確保

宿日直者は、休日・夜間等における勤務時間外であっても、災害発生時の場合において、緊急連絡網等により職員に連絡をとるものとする。

第4項 動員配備計画

1 配備体制

(1) 市本部未設置

第2編第6章に定める。

(2) 市本部設置

種 別	体制の時期の基準	体制の概要
第1 非常体制	1 山口市に気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかの警報が発表され、市内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 具体的には、気象情報等により市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (1) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (2) 梅雨前線が停滞するなど、先行雨量その他の状況から特にその対策を要するとき。 (3) 台風の暴風域が12時間以内に山口市にかかり、かつ大きな影響がでると予想されるとき。 2 気象情報等の有無に関わらず、市内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。	1 災害の発生を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制 2 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 3 事態の推移によって緊急非常体制に切り替える体制
緊急非常体制	1 市全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき又は大規模な災害発生を免れないと予想されるときで、市の全組織を挙げて災害対応が必要なとき。 2 市内(山口)に気象業務法に基づく大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の特別警報が発表されたとき。	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の全力を挙げて災害対策に取り組む体制

2 職員の配備連絡体制

(1) 配備連絡体制の確立

ア 各部局長等(各対策部長)は、それぞれの部や本部各班の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

また、交代要員も含めた動員計画を作成し、職員に周知しておく。

イ 各所属長(班長)は、各所属における災害発生初期の情報収集等をする職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

また、夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え初動体制、情報連絡体制を確保しておく。(配備要員は、防災メールの登録により気象警報の発令及び地震発生に係る情報をいち早く入手できるように努める。)

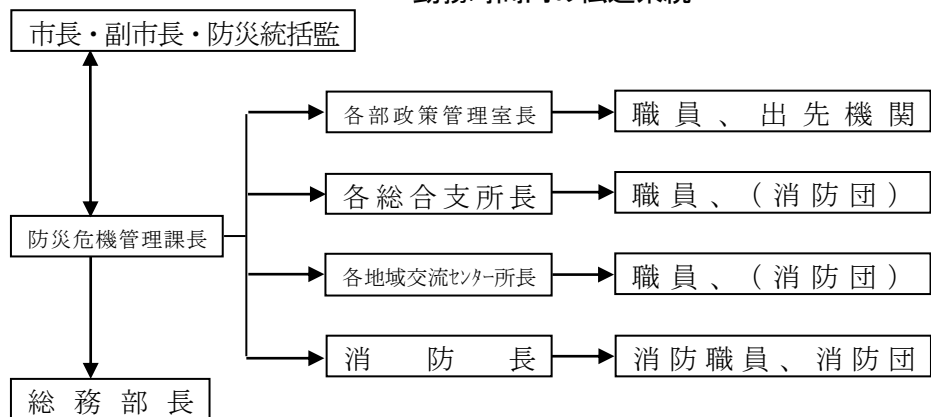
(2) 職員の動員

ア 勤務時間中における動員

防災危機管理課長は、庁内放送、防災行政無線、電話及び携帯電話へのメール送信等により職員に動員の伝達を行う。

庁内放送及び庁内電話が使用不可能なときは、課員を連絡に向かわせ動員の伝達を行う。

勤務時間内の伝達系統

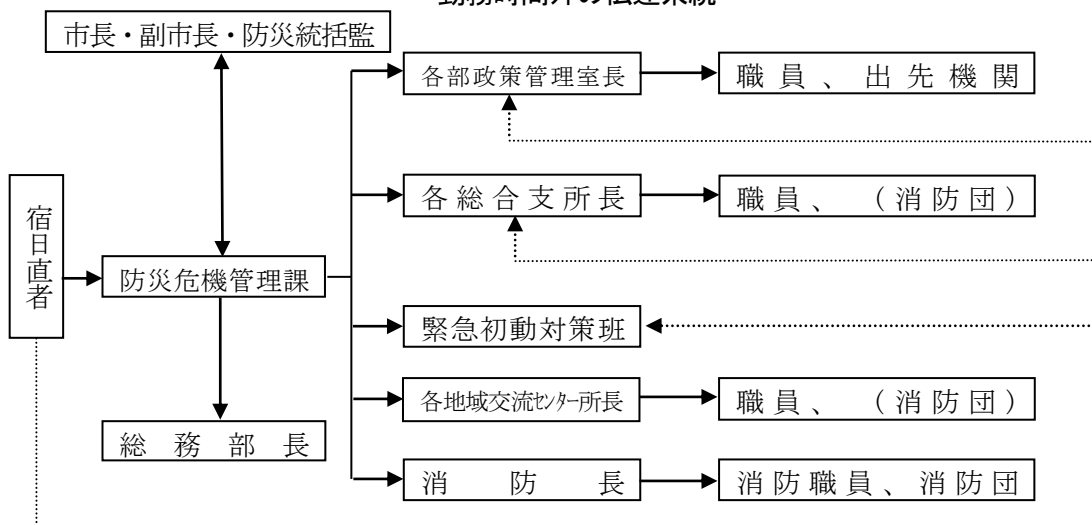


イ 勤務時間外における動員

勤務時間外における動員は次の系統で行うが、通信手段が途絶することもあるため、配備職員はテレビ、ラジオ・インターネット等を視聴し、動員の基準により自主的に参集する。

道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄の出先機関に参集し、所属課等に現在の所在地等の連絡をした上で指示を受けるものとする。

勤務時間外の伝達系統



ウ 動員に関する留意事項

- (ア) 関係課長等は、あらかじめ配備担当者及びその連絡方法を定めておく。
- (イ) 関係課長等は、出先機関を含めた職員の動員状況を速やかに把握し、防災危機管理課長に登庁人員等を報告

第5項 部、班の編成及び災害時の所掌事務

本 部		所 掌 事 務（意思決定）
本部長（市長） 副本部長（副市長） 防災統括監 本部員		1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 避難指示等の発令に関すること。 3 自衛隊派遣要請に関すること。 4 県及び他市町等への応援要請に関すること。
本部事務局(担当)	班	所 掌 事 務
事務局長 (総務部長)	総括班 (各班員※)	1 市災害対策本部体制の確立及び運営に関すること。 2 災害対策本部事務局内の活動に関すること。 3 被災地・活動状況・課題の把握及び応急対策の検討・調整に関すること。 4 国、県及び防災関係機関との連絡調整及び被害状況等の報告に関すること。 5 災害対策本部員会議に諮る下記の資料作成に関すること。 ・被害状況の現状分析及び将来予測 ・避難指示等、人命救助等の重大情報 ・これまでの対応・措置事項と当面の課題(特に懸案事項) ・当面の災害応急対策の基本方針 ・応援・派遣要請の判断材料 県及び他市町等への応援要請 自衛隊派遣要請 6 災害対策本部員会議の運営に関すること。 7 各班からの情報集約と記録等の整理に関すること。
	情報班 (各班員※)	電話担当 1 電話対応をし、入手した情報を「クロノロジー(聞き取り・記録用)」に記載して整理担当へ渡す(必要に応じて地図を印刷する)。 2 被害情報以外の事項に関しては、担当班及び所掌部署に転送等により確実に引継ぎを実施する。
		気象担当 1 雨量情報、水位情報、気象情報(警報等)の監視、報告に関すること。 2 気象台等関係機関への状況等の聴取に関すること。 3 土砂災害危険度情報(メッシュ)の監視、報告に関すること。 4 土砂災害警戒情報の報告に関すること。 5 停電情報、ダム情報、河川管理情報の受領確認に関すること。
		整理担当 1 情報班に上がってくる情報の収集(報告の受理・整理)に関すること。 2 必要な地図を準備し、被害状況などを図示する。 3 市総合防災情報システム「クロノロジー」を常時確認する。 4 本部員会議録の作成及び災害対応全体の内容を整理・記録する。 5 必要に応じて基幹系パソコンを使い避難者等の個人情報を抽出する。 6 LoGoチャットによる報告受付の確認をし、対策班に転送する。
	対策班 (各班員※)	対策担当 1 避難情報等に関する事項 ・市総合防災情報システム上の情報、関係機関連絡室及び情報班から入手した情報に基づき、避難情報等の発令を検討する。この際、避難情報を「何を(危険度)、いつ(何時)、どこ(範囲)、どれだけ(対象者数)」に発令するのか「避難情報検討・発令シート(案)」を作成し、総括班に示す。また、決定した避難情報の発令に関し、発信担当に避難情報の発令を依頼する。この際、現地水防本部又は水防支部に連絡し、関係住民への周知徹底を依頼する。 2 避難所に関する事項(避難所対策) ・市総合防災情報システム「避難所」の状況を適時把握する。 ・地域交流センター等以外の指定緊急避難場所の開設の必要性が生じた場合(予測される場合も含む)、開設の可否について地域生活対策部に対応を市総合防災情報システムにより指示する。 ・避難所の運営・管理状況については、地域生活対策部を通じて確認する。この際、人的資源(職員の動員、職員派遣)、物的資源(災害主食・副食、生活必需品等)の需要等は、資源管理班に対応を指示する。 3 下記の事項について対応状況を確認する。 ・道路被害に関する事項(道路対策) ・河川治水被害に関する事項(河川治水対策) ・農林被害に関する事項(農林対策) ・要配慮者に関する事項(要配慮者対策) ・保健・医療に関する事項(保健・医療対策) ・衛生に関する事項(衛生対策) 4 LoGoチャットによる災害情報を入手した場合には確認するとともに、関係部署に提供する。 5 状況により情報班の業務を応援する。

		6 その他、本部長及び事務局長、総括班長から命じられた事項
	発信担当	1 情報発信原稿の作成 2 防災行政無線の放送及びモーターサイレンの吹鳴(山口・小郡・秋穂・阿知須地域) 3 市総合防災情報システム、一斉同時配信サービスによる市民への情報伝達(市防災メール、CATV、市ウェブサイト、緊急速報メール、X(旧Twitter)、FAX)、LINE、固定電話PUSHサービス等)及び市職員への情報共有、参集連絡等 4 受領した「避難者名簿」を基に避難者の集計、また、「避難者名簿」を健康福祉部にFAX送信 5 広報車依頼 5 受領した「避難者名簿」を健康福祉部にFAX送信する。 6 Lアラート登録操作(山口県総合防災情報システム)
	広報班 (各班員※)	1 報道発表資料の作成・配布に関する事。こと。 2 報道機関からの問い合わせへの対応に関する事。こと。 3 市ウェブサイトへの掲載に関する事。こと。 4 広報実施状況の把握に関する事。こと。 5 所掌事務に関する市総合防災情報システム「クロノロジー」への入力。
	資源管理班 (各班員※)	1 職員の参集及び配備状況の把握と総括班への報告に関する事。こと。 2 各班の活動人員の調整に関する事。こと。 3 動員職員及び職員派遣に関する事。こと。 4 災害用主食・副食及び生活必需品等の物資の供給・配給に関する事。こと。 (職員の必要物資を含む) 5 電力、通信、ネットワーク等に関する事。こと。 6 応援協定等に基づく受援窓口に関する事。こと。 7 市総合防災情報システム「体制表」を確認し、職員の参集状況を把握すること。 8 所掌事務に関する市総合防災情報システム「クロノロジー」への入力。
	システム入力班 (各班員※)	1 市総合防災情報システム上の反映状況の確認に関する事。こと。 ・情報班・対策班からの依頼事項の入力を担当するとともに、未入力項目を確認した場合は、所掌班に確認を依頼する。 ・公開に関する処置については、確実に総括班の許可を得た後、公開処置を行うものとする。 2 その他事務局からの依頼事項に関する事。こと。
	各対策部連絡班 (各部政策管理室が兼ねる)	1 各対策部と本部の調整や、各本部員の補佐を行い、必要に応じて本部に参集する。(基本的には本部員会議時以外は政策管理室内に待機) 2 本部から指示等があった場合は、対策部内関係課に伝達し、経過及び結果を本部へ報告する。 3 対策部内各課から重要な情報や対応状況を収集した場合は、直属の本部員に報告し、本部総括班にも伝達する。

※各班員については災害対策運用マニュアルに定める。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
総務対策部 (総務部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	総務班 (総務課長)	総務課	1 災害用主食の調達、配給及び副食の確保等に関すること。 2 生活必需品等の調達及び配給に関すること。 3 庁内電話等通信施設、電気施設の管理に関すること。 4 災害時における公用車等の管理に関すること。 5 来庁者の避難誘導、保護安全対策に関すること。 6 本部事務局の応援に関すること。
	行政経営班 (行政経営課長)	行政経営課	1 市有財産(普通財産)の防災計画、緊急使用に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。
	デジタル推進班 (デジタル推進課長)	デジタル推進課	1 情報通信網に関すること。 2 情報システム・情報資産の保全及び応急復旧に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	防災危機管理班 (事務局) (防災危機管理課長)	防災危機管理課	1 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 2 通信手段の確保に関すること。 3 気象・異常現象等の情報の収集、伝達に関すること。 4 被害情報資料の作成及び報告に関すること。 5 臨時ヘリポートの設置に関すること。 6 災害対策本部の事務局に関すること。 7 罹災証明の発行に関すること。 8 水防対策部に関すること。 9 自衛隊への派遣要請に関すること。 10 避難行動要支援者支援に関すること。 11 被災者台帳に関すること。 12 市総合防災情報システムの運用に関すること。
	職員班 (職員課長)	職員課	1 災害対策業務従事職員の動員及び派遣計画並びに派遣に関すること。 2 他の地方公共団体等の派遣要請に関すること。 3 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること。 4 災害対策従事職員の食料等の確保に関すること。 5 被災職員の救済に関すること。 6 本部事務局の応援に関すること。
	税政班 (資産税課長)	資産税課	1 被災地等における土地、家屋等の被害調査に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。
	応援班 (契約監理課長) (市民税課長) (収納課長) (本庁舎整備推進室長)	契約監理課 市民税課 収納課 本庁舎整備推進室	1 当該課の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
総合政策対策部 (総合政策部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。 6 総合相談窓口に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。
	広報広聴班 (広報広聴課長)	広報広聴課	1 災害に関する各種情報の広報に関すること。 2 報道機関に対する情報提供その他連絡調整に関すること。 3 災害記録写真等の制作に関すること。 4 出版、放送による広報に関すること。 5 庁内広報に関すること。
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 市長会との連絡に関すること。 3 市長及び副市長の対外事務の総合処理に関すること。
	応援班 (企画経営課長) (公民連携推進室長)	企画経営課 公民連携推進室	1 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
交流創造対策部 (交流創造部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	観光交流班 (観光交流課長)	観光交流課	1 市内の観光客への情報提供及び安否情報の確認に関すること。 2 市内観光施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。
	スポーツ交流班 (スポーツ交流課長)	スポーツ交流課	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 スポーツ関係団体との連絡調整に関すること。 3 避難場所の開設・運営の応援に関すること。
	文化交流班 (文化交流課長)	文化交流課	1 市内文化施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 雪舟サミット構成市町との連絡調整に関すること。
	国際交流班 (国際交流課長)	国際交流課	1 災害時における外国人への支援に関すること。
	応援班 (湯田温泉パーク整備推進室長) (部活動地域移行推進室長)	湯田温泉パーク整備推進室 部活動地域移行推進室	1 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
地域生活対策部 (地域生活部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 避難所の運営体制の整備に関すること。 2 避難所の管理責任者に関すること。 3 災害用主食の需要の把握に関すること。 4 生活必需品等の需要の把握に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
			5 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 6 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 7 部の庶務に関すること。 8 部内職員の活動計画に関すること。 9 部内業務計画の総合調整に関すること。
	協働推進班 (協働推進課長)	協働推進課	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 市民活動(ボランティア・NPO等)の支援に関すること。
	生活安全班 (生活安全課長)	生活安全課	1 被災地の防犯に関すること。 2 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保及び運用に関すること。 3 埋火葬に関すること。
	戸籍住民班 (戸籍住民課長)	戸籍住民課	1 埋火葬の許可に関すること。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
	応援班 (人権推進課)	人権推進課・総合窓口課	1 当該課の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター (小郡・秋徳・阿知須 徳地・阿東を除く)	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関すること。 2 管内における避難者の収容、地域交流センターにかかる避難所の開設、運営及び避難指示等の伝達に関すること。 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 4 災害に関する諸証明の発行に関すること。(大殿・白石・湯田を除く) 5 水防支部に関すること。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。
環境対策部 (環境部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	環境衛生班 (環境衛生課長)	環境衛生課	1 災害時における防疫に関すること。 2 衛生材料の確保及び配分に関すること。 3 災害時における公害に関すること。 4 し尿収集業者との連絡調整に関すること。
	資源循環推進班 (資源循環推進課長)	資源循環推進課	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 廃棄物等取扱業者との連絡調整に関すること。
	環境施設班 (環境施設課長)	環境施設課	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 災害時におけるごみ及びし尿の処理に関すること。
	清掃班 (清掃事務所長)	清掃事務所	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 災害時におけるごみの収集等に関すること。
	応援班 (環境政策課長)	環境政策課	1 当該課の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
健康福祉対策部 (健康福祉部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
			3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	地域福祉課	1 ボランティア(福祉関係)に関すること。 2 災害救助法に基づく救助活動や事務処理に関すること。 3 被災者に対する生業資金の融資に関すること。 4 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付に関すること。 5 被災者生活再建支援金の申請に関すること。 6 義援金及び救援物資の受領・分配に関すること。 7 義援金配分委員会に関すること。 8 避難行動要支援者支援に関すること。
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	高齢福祉課	1 高齢者世帯の安全確保及び支援に関すること。 2 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3 避難行動要支援者支援に関すること。
	介護保険班 (介護保険課長)	介護保険課	1 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 2 避難行動要支援者支援に関すること。
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	障がい福祉課	1 障がい者世帯の安全確保及び支援に関すること。 2 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3 避難行動要支援者支援に関すること。
	健康増進班 (健康増進課長)	健康増進課	1 災害時における感染症予防に関すること。 2 災害時における衛生検査に関すること。 3 災害時における応急医療に関すること。 4 医療機関との連絡等に関すること。 5 医療品、衛生材料の確保及び配分に関すること。 6 被災者の健康管理に関すること。※総合支所含む
	応援班 (保険年金課長) (指導監査課長)	保険年金課 指導監査課	1 当該課の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
こども未来対策部 (こども未来部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	こども未来班 (こども未来課長)	こども未来課	1 放課後児童クラブ等の児童等の安全確保に関すること。 2 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3 放課後児童クラブ等との連絡調整に関すること。
	保育幼稚園班 (保育幼稚園課長)	保育幼稚園課	1 保育所等及び市立幼稚園の園児等の安全確保に関すること。 2 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 3 臨時保育所の開設に関すること。 4 保育所等及び市立幼稚園との連絡調整に関すること。
	子育て保健班		1 妊産婦及び乳幼児世帯の安全確保及び支援に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	(子育て保健課長)	子育て保健課	2 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関する こと。 3 災害時における保健活動に関すること。
商工振興対策部 (商工振興部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関する こと。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への 報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	ふるさと産業振興班 (ふるさと産業振興課長)	ふるさと産業振興課	1 商工施設及び被災商工業者の被害調査及び報告に関する こと。 2 被災商工業者に対する応急金融に関すること。 3 被災商工業者に係る罹災証明書に関すること。 4 災害に係るふるさと納税の受付に関すること。
	応援班 (産業立地推進課長) (中心市街地活性化推進室長)	産業立地推進課 中心市街地活性化推進室	1 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
農林水産対策部 (農林水産部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関する こと。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への 報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	農業振興班 (農業振興課長)	農業振興課	1 農業施設及び農産物の被害調査及び報告並びに復旧対策 に関する こと。 2 被災農業者に対する融資に関すること。 3 各種制度に係る被災認定等に関すること。 4 家畜の被害調査及び報告に関すること。 5 農協等関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。
	農林整備班 (農林整備課長)	農林整備課	1 耕地・ため池・林業施設等の被害調査及び報告並びに復旧 対策に関する こと。 2 その他応急の土地改良対策に関すること。 3 山崩れ等の応急対策に関すること。 4 被災林業者に係る罹災証明に関すること。 5 水防対策部に関すること。
	水産港湾班 (水産港湾課長)	水産港湾課	1 漁業施設、漁港施設、港湾施設及び水産物の被害調査及び 報告並びに復旧対策に関する こと。 2 被災水産業者に係る罹災証明に関すること。 3 水防対策部に関すること。
	各農林振興事務所班 (各農林振興事務所長)	各農林振興事務所	1 農林業施設及び農林産物の被害調査及び報告並びに復旧 対策に関する こと。 2 被災農業者に対する融資に関すること。 3 被災林業者に係る罹災証明に関すること。 4 各種制度に係る被災認定等に関すること。 5 家畜の被害調査及び報告に関すること。 6 農協等関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。 7 耕地・ため池等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関す ること。 8 その他応急の土地改良対策に関すること。 9 山崩れ等の応急対策に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	応援班 (農山村づくり振興課長)	農山村づくり振興課	1 当該課・室の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
都市整備対策部 (都市整備部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	交通政策班 (交通政策課長)	交通政策課	1 交通関係機関との連絡調整に関すること。 2 交通関係機関の運行状況に関すること。 3 災害時の交通確保に関すること。
	都市整備班 (都市整備課長)	都市整備課	1 公園等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。
	道路管理班 (道路管理課長)	道路管理課	1 道路橋りょう等の被害調査及び報告に関すること。 2 緊急啓開道路の確保に関すること。(仮設道路の建設、障害物除去等に関すること) 3 災害時における交通規制等応急交通対策に関すること。 4 水防対策部に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。
	道路建設班 (道路建設課長)	道路建設課	1 道路橋りょう、河川等の復旧対策に関すること。 2 水防対策部に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	河川治水班 (河川治水課)	河川治水課	1 河川等の被害調査及び報告に関すること。 2 道路橋りょう、河川等の復旧対策に関すること。 3 総合浸水対策に関すること。 4 水防対策部に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。
	建築班 (建築課長)	建築課	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。 3 公営住宅の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 4 災害救助法による住宅の応急修理対象者の選考に関すること。
	開発指導班 (開発指導課長)	開発指導課	1 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること。 2 被災家屋復旧の技術的相談等に関すること。
	各土木事務所班 (各土木事務所長)	各土木事務所	1 現地対策本部の庶務及び総合支所内の連絡調整に関すること。(徳地) 2 現地対策本部の庶務に関すること。(阿東) 3 消防団各方面隊に関すること。(徳地・阿東) 4 総合支所内の公用車の管理に関すること。(徳地・阿東) 5 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること。(徳地・阿東) 6 通信手段の確保に関すること。(徳地・阿東) 7 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。(徳地・阿東) 8 市民への被害情報及び活動状況の周知に関すること。(徳地・阿東) 9 管内の観光施設等の応急復旧対策に関すること。(徳地) 10 避難場所(地域交流センターを除く)の開設運営に関すること。(徳地・阿東)

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
			11 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。(徳地・阿東) 12 公園等の保全管理に関すること。(南部・徳地・阿東) 13 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。(南部・徳地・阿東) 14 道路橋りょう、河川等の保全管理に関すること。(南部・徳地・阿東) 15 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。(南部・徳地・阿東) 16 公営住宅の保全管理に関すること。(南部・徳地・阿東) 17 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。(南部・徳地・阿東) 18 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。(南部・徳地・阿東) 19 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関すること。(南部・徳地・阿東) 20 排水業務に関すること。(南部)
	応援班 (都市計画課長) (地籍調査課長) (用地対策室長)	都市計画課 地籍調査課 用地対策室	1 当該課の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。
小郡総合支所対策部 (小郡総合支所長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1 交通関係機関との連絡調整に関すること。 2 管内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関すること。 3 管内の観光施設の被害調査及び報告に関すること。 4 管内の被災商工業者の被害調査及び報告に関すること。 5 罹災証明の発行に関すること。 6 現地対策本部の庶務及び総合支所内の連絡調整に関すること。 7 消防団小郡方面隊に関すること。 8 小郡総合支所内の公用車の管理に関すること。 9 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 10 通信手段の確保に関すること。 11 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。 12 市民への被害情報及び活動状況の周知に関すること。 13 避難場所(地域交流センターを除く)の開設運営に関すること。 14 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。
	総合サービス班 (総合サービス課長)	総合サービス課	1 災害用主食の需要の把握及び配給に関すること。 2 生活必需品等の需要の把握及び調達に関すること。 3 埋火葬に関すること。 4 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 5 高齢者世帯及び障がい者世帯の安全確保及び支援に関すること。 6 所管施設の保全管理に関すること。 7 義援金及び救済物資の受領に関すること。(地域福祉班へ送付)
	南部農林振興事務所班		1 農林業施設及び農林産物の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	(南部農林振興事務所長)	南部農林振興事務所	2 被災農業者に対する融資に関すること。 3 被災林業者に係る罹災証明に関すること。 4 各種制度に係る被災認定等に関すること。 5 家畜の被害調査及び報告に関すること。 6 農協等関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。 7 耕地・ため池等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 8 その他応急の土地改良対策に関すること。 9 山崩れ等の応急対策に関すること。
	南部土木事務所班 (南部土木事務所長)	南部土木事務所	1 公園等の保全管理に関すること。 2 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 3 道路橋りょう、河川等の保全管理に関すること。 4 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 5 公営住宅の保全管理に関すること。 6 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 7 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。 8 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関すること。 9 排水業務に関すること。
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関すること。 2 管内における避難者の収容、避難所の開設、運営に関すること。 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 4 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。
秋穂総合支所対策部 (秋穂総合支所長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1 交通関係機関との連絡調整に関すること。 2 管内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関すること。 3 管内の観光施設の被害調査及び報告に関すること。 4 管内の被災商工業者の被害調査及び報告に関すること。 5 罹災証明の発行に関すること。 6 現地対策本部の庶務及び総合支所内の連絡調整に関すること。 7 消防団秋穂方面隊に関すること。 8 秋穂総合支所内の公用車の管理に関すること。 9 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 10 通信手段の確保に関すること。 11 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。 12 市民への被害情報及び活動状況の周知に関すること。 13 避難場所(秋穂保健センター・地域交流センターを除く)の開設運営に関すること。 14 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	総合サービス班 (総合サービス課長)	総合サービス課	1 災害用主食の需要の把握及び配給に関する事 2 生活必需品等の需要の把握及び調達に関する事 3 埋火葬に関する事 4 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関する事 5 高齢者世帯及び障がい者世帯の安全確保及び支援に関する事 6 所管施設の保全管理に関する事 7 義援金及び救済物資の受領に関する事。(地域福祉班へ送付) 8 避難場所(秋穂保健センター)の開設運営に関する事
	南部土木事務所班 (南部土木事務所長)	南部土木事務所	1 公園等の保全管理に関する事 2 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事 3 道路橋りょう、河川等の保全管理に関する事 4 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事 5 公営住宅の保全管理に関する事 6 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事 7 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関する事 8 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関する事 9 排水業務に関する事
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関する事 2 管内における避難者の収容、避難所の開設、運営に関する事 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関する事 4 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関する事
阿知須総合支所対策部 (阿知須総合支所長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事 3 部の庶務に関する事 4 部内職員の活動計画に関する事 5 部内業務計画の総合調整に関する事
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1 現地対策本部の庶務及び総合支所内の連絡調整に関する事 2 消防団阿知須方面隊に関する事 3 阿知須総合支所内の公用車の管理に関する事 4 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関する事 5 通信手段の確保に関する事 6 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関する事 7 市民への被害情報及び活動状況の周知に関する事 8 避難場所(地域交流センターを除く)の開設運営に関する事 9 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関する事 10 交通関係機関との連絡調整に関する事 11 管内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関する事 12 管内の観光施設の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事 13 管内の被災商工業者の被害調査及び報告に関する事 14 罹災証明の発行に関する事 15 漁業施設、漁港施設及び水産物の被害調査及び報告に関する事

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	総合サービス班 (総合サービス課長)	総合サービス課	1 災害用主食の需要の把握及び配給に関する事。 2 生活必需品等の需要の把握及び調達に関する事。 3 埋火葬に関する事。 4 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関する事。 5 高齢者世帯及び障がい者世帯の安全確保及び支援に関する事。 6 所管施設の保全管理に関する事。 7 義援金及び救援物資の受領に関する事。(地域福祉班へ送付)
	南部土木事務所班 (南部土木事務所長)	南部土木事務所	1 公園等の保全管理に関する事。 2 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事。 3 道路橋りょう、河川等の保全管理に関する事。 4 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事。 5 公営住宅の保全管理に関する事。 6 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関する事。 7 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関する事。 8 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関する事。 9 排水業務に関する事。
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関する事。 2 管内における避難者の収容、避難所の開設、運営に関する事。 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関する事。 4 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関する事。
徳地総合支所対策部 (徳地総合支所長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関する事。 3 部の庶務に関する事。 4 部内職員の活動計画に関する事。 5 部内業務計画の総合調整に関する事。
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1 交通関係機関との連絡調整に関する事。 2 管内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関する事。 3 管内の観光施設の被害調査及び報告に関する事。 4 管内の被災商工業者の被害調査及び報告に関する事。 5 水産物の被害調査及び報告に関する事。 6 所管分館の災害情報の取りまとめ及び調整班への報告に関する事。 7 罹災証明の発行に関する事。 8 東大寺サミット構成市町との連絡調整に関する事。
	総合サービス班 (総合サービス課長)	総合サービス課	1 災害用主食の需要の把握及び配給に関する事。 2 生活必需品等の需要の把握及び調達に関する事。 3 埋火葬に関する事。 4 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関する事。 5 高齢者世帯及び障がい者世帯の安全確保及び支援に関する事。 6 所管施設の保全管理に関する事。 7 義援金及び救援物資の受領に関する事。(地域福祉班へ送付)
	徳地農林振興事務所班		1 農林業施設及び農林産物の被害調査及び報告並びに復旧対策に関する事。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
	(徳地農林振興事務所長)	徳地農林振興事務所	2 被災農業者に対する融資に関すること。 3 被災林業者に係る罹災証明に関すること。 4 各種制度に係る被災認定等に関すること。 5 家畜の被害調査及び報告に関すること。 6 農協等関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。 7 耕地・ため池等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 8 その他応急の土地改良対策に関すること。 9 山崩れ等の応急対策に関すること。
	徳地土木事務所班 (徳地土木事務所長)	徳地土木事務所	1 現地対策本部の庶務及び総合支所内の連絡調整に関すること。 2 消防団徳地方面隊に関すること。 3 徳地総合支所内の公用車の管理に関すること。 4 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 5 通信手段の確保に関すること。 6 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。 7 市民への被害情報及び活動状況の周知に関すること。 8 管内の観光施設等の応急復旧対策に関すること。 9 避難場所(地域交流センターを除く)の開設運営に関すること。 10 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。 11 公園等の保全管理に関すること。 12 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 13 道路橋りょう、河川等の保全管理に関すること。 14 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 15 公営住宅の保全管理に関すること。 16 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 17 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。 18 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関すること。
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関すること。 2 管内における避難者の収容、地域交流センターにかかる避難所の開設、運営及び避難勧告等の伝達に関すること。 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 4 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。
		地域交流センター分館	1 管内の被害情報等の収集及び報告に関すること。 2 食料及び救助物資等の受領及び配布に関すること。 3 管轄消防分団との連絡調整に関すること。
阿東総合支所対策部 (阿東総合支所長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部並びに部内との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	地域振興班 (地域振興課長)	地域振興課	1 交通関係機関との連絡調整に関すること。 2 管内の観光客への情報提供、安否情報の確認に関すること。 3 管内の観光施設の被害調査及び報告及び応急復旧対策に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
			4 管内の被災商工業者の被害調査及び報告に関すること。 5 水産物の被害調査及び報告に関すること。 6 所管分館の災害情報の取りまとめ及び調整班への報告に関すること。 7 罹災証明の発行に関すること。
	総合サービス班 (総合サービス課長)	総合サービス課	1 食料需要の把握及び配給に関すること。 2 生活必需品等の需要の把握及び調達に関すること。 3 埋火葬に関すること。 4 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 5 高齢者世帯及び障がい者世帯の安全確保及び支援に関すること。 6 所管施設の保全管理に関すること。 7 義援金及び救済物資の受領に関すること。(地域福祉班へ送付)
	阿東農林振興事務所班 (阿東農林振興事務所長)	阿東農林振興事務所	1 農林業施設及び農林産物の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 2 被災農業者に対する融資に関すること。 3 被災林業者に係る罹災証明に関すること。 4 各種制度に係る被災認定等に関すること。 5 家畜の被害調査及び報告に関すること。 6 農協等関係機関との連絡調整、協力要請に関すること。 7 耕地・ため池等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関すること。 8 その他応急の土地改良対策に関すること。 9 山崩れ等の応急対策に関すること。
	阿東土木事務所班 (阿東土木事務所長)	阿東土木事務所	1 現地対策本部の庶務に関すること。 2 消防団阿東方面隊に関すること。 3 阿東総合支所内の公用車の管理に関すること。 4 管内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること。 5 通信手段の確保に関すること。 6 警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。 7 市民への被害情報及び活動状況の周知に関すること。 8 避難場所(地域交流センターを除く)の開設運営に関すること。 9 食糧及び救助物資の受領及び配布に関すること。 10 公園等の保全管理に関すること。 11 公園等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 12 道路橋りょう、河川等の保全管理に関すること。 13 道路橋りょう、河川等の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 14 公営住宅の保全管理に関すること。 15 公営住宅の被害調査及び報告並びに応急復旧対策に関すること。 16 応急仮設住宅の入居者の選考及び管理に関すること。 17 被災時の交通確保及び交通規制等応急交通対策に関すること。
	地域交流センター班 (地域交流センター所長)	地域交流センター	1 管内の情報収集及び報告並びに市本部、協働推進班との連絡に関すること。 2 管内における避難者の収容、地域交流センターにかかる避難所の開設、運営及び避難勧告等の伝達に関すること。 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること。 4 食糧及び救助物資等の受領及び配布に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
		地域交流センター分館	1 管内の被害情報等の収集及び報告に関すること。 2 食料及び救助物資等の受領及び配布に関すること。 3 管轄消防分団との連絡調整に関すること。
上下水道対策部 (上下水道局副局長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	上下水道総務班 (上下水道総務課長)	上下水道総務課	1 上下水道関係災害復旧工事及び給水の総括に関すること。 2 民間工事業者等との連絡調整に関すること。
	業務班 (業務課長)	業務課	1 被災地区に対する給水に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。
	水道整備班 (水道整備課長)	水道整備課	1 水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 被災地区に対する給水に関すること。
	水道施設班 (水道施設課長)	水道施設課	1 水源の確保に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。
	下水道整備班 (下水道整備課長)	下水道整備課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 水防対策部に関すること。 3 排水ポンプ車の運用に関すること。
	下水道施設班 (下水道施設課長)	下水道施設課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 下水道施設の復旧計画の策定に関すること。 3 水防対策部に関すること。
	南部上下水道班 (南部上下水道事務所長)	南部上下水道事務所	1 水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 2 被災地区に対する給水に関すること。 3 下水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 4 水防対策部に関すること。
	阿東簡易水道事務所班 (阿東簡易水道事務所長)	阿東簡易水道事務所	1 水源の確保に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急復旧工事に関すること。 3 被災地区に対する給水に関すること。
消防対策部 (消防長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関すること。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への報告に関すること。 3 部の庶務に関すること。 4 部内職員の活動計画に関すること。 5 部内業務計画の総合調整に関すること。
	消防総務班 (消防総務課長)	消防総務課	1 消防関係機関との連絡に関すること。 2 対策本部事務局の応援に関すること。 3 消防相互応援協定相手先との連絡調整に関すること。
	警防班 (警防課長)	警防課	1 災害警備体制に関すること。 2 警戒区域の設定及び避難等の応急措置の協力に関すること。 3 緊急消防援助隊に関すること。 4 消防団に関すること。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
			5 消防団による情報収集及び避難指示等災害広報に関する事 こと。
	救急班 (救急課長)	救急課	1 救急活動に関する事 こと。
	通信指令班 (通信指令課長)	通信指令課	1 気象警報及び災害情報の収受、伝達に関する事 こと。 2 災害情報の収集・整理に関する事 こと。
	予防班 (予防課長)	予防課	1 被害調査に関する事 こと。 2 災害等の予防対策に関する事 こと。
	消防署班 (消防署長)	消防署	1 消防、救急、救助活動に関する事 こと。 2 被災者の避難誘導に関する事 こと。 3 被害状況の調査及び伝達に関する事 こと。 4 避難指示等災害広報に関する事 こと。
教育対策部 (教育委員会教育部長)	調整班 (政策管理室長)	政策管理室	1 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事 こと。 2 部に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに本部への 報告に関する事 こと。 3 部の庶務に関する事 こと。 4 部内職員の活動計画に関する事 こと。 5 部内業務計画の総合調整に関する事 こと。
	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課	1 応急食料の非常炊き出しに関する事 こと。 2 教育関係義援金の受入れ・配分に関する事 こと。 3 災害時の学校給食の復旧に関する事 こと。
	教育施設管理班 (教育施設管理課長)	教育施設管理課	1 避難収容施設の供与及び管理に関する事 こと。 2 学校施設及び設備の被害調査及び報告並びに復旧対策に 関する事 こと。
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童及び生徒の避難に関する事 こと。 2 被災児童及び生徒の教育対策に関する事 こと。 3 災害時における教材器具の調達、指導に関する事 こと。
	社会教育班 (社会教育課長)	社会教育課	1 所管施設の被害調査及び報告並びに復旧対策に関する事 こと。 2 婦人会等協力団体との連絡調整に関する事 こと。 3 PTA等教育関係団体との連絡調整に関する事 こと。
	文化財保護班 (文化財保護課長)	文化財保護課	1 文化財等の被害調査及び報告並びに復旧対策に関する事 こと。 2 文化財等の災害対策に関する事 こと。
	応援班 (図書館長)	図書館	1 当該室・施設の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関する事 こと。
水防対策部 (総務部長) (都市整備部長) (農林水産部長) (上下水道局副局長)	管理班	防災危機管理課 道路管理課 水産港湾課	1 水防警報及び水防緊急対策に関する事 こと。 2 水防用具資機材及び器具の確保並びに輸送に関する事 こと。 3 水防支部の相互協力、応援に関する事 こと。 4 雨量、水位、流量、潮位の観測資料の収集及びこれに伴う状 況判断等の資料作成に関する事 こと。 5 水防関係機関との連絡等に関する事 こと。
	水防班	防災危機管理課 道路管理課 道路建設課 河川治水課	1 水防に係る監視、警戒及び技術指導に関する事 こと。 2 道路、河川、港湾等の水防に関する事 こと。 3 砂防施設及び地すべり防止区域に関する事 こと。

部(部長)	班(班長)	担当課・室	災害時の所掌事務
		水産港湾課 農林整備課 下水道施設課 下水道整備課 南部上下水道事務所	
	水防支部	地域交流センター (小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東地域交流センターを除く)	1 情報収集や、本部・消防・関係機関との連絡調整。 2 監視、警戒、指導、応援、協力に関すること。
協力対策部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	会計課	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 緊急機材用品の出納に関すること。 3 義援金の受け入れ口座の開設に関すること。 4 他部の応援に関する応援班との調整。
	応援班 (市議会事務局長) (選挙管理委員会事務局長) (監査委員事務局長) (農業委員会事務局長) (公平委員会事務所長)	市議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 公平委員会事務所	1 当該部・事務局の災害対策関連事務の処理。 2 部内他班、他部の応援に関すること。

第6項 関係機関連絡室の設置

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、初動を含めた応急対策の充実に
図るため、警察、自衛隊、消防等の関係機関が常駐・協議できる関係機関連絡室を設置する。

第2節 災害対策総合連絡本部

災害応急対策責任者は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県、市町村、警
察、他の地方公共団体、公共的団体、医師会、企業体等の各種機関の応援を受けて災害応急対策を
実施する場合は、各機関が有機的な関連をもって役割分担を明確にし、有効に防災活動を実施する
ため、下記により災害対策総合連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置するものとする。

連絡本部を設置すべき機関以外の機関が連絡本部設置の必要を認めたときは、設置すべき機関に
その旨を申し出るものとする。

1 設置機関

- (1) 市町長・・・主として陸上災害の場合
- (2) 知事・・・2以上の市町にわたる主として陸上の大災害の場合
- (3) 管区海上保安本部長・・・主として海上災害の場合
- (4) 空港事務所長・・・主として航空事故の場合
- (5) 西日本旅客鉄道(株)中国統括本部長又はその指名する者・・・J Rの事故の場合
- (6) その他・・・主として前各号以外の機関の管理に属する施設等に係る災害又は事故

2 構成機関

災害応急対策の実施にあたる機関の長又は災害現地に出勤した部隊等の指揮者をもって構成
するものとし、各機関は積極的に参加するものとする。

3 連絡本部の長

設置機関の長又はその指名する者が本部の長となるものとする。

本部の長は、連絡本部を設置しようとするときは、関係機関にその旨を連絡するとともに、
本部の所掌事務を統括するものとする。

4 設置場所

設置機関の事務所又は被災地付近の適当な場所

5 所掌事務

- (1) 災害応急対策を効果的に推進するための協議
- (2) 災害情報の収集、分析、検討
- (3) 総合的応急活動計画の樹立とその実施の推進
- (4) 各機関の活動の連絡調整
- (5) その他災害応急対策実施についての必要な事項

6 各機関との関係

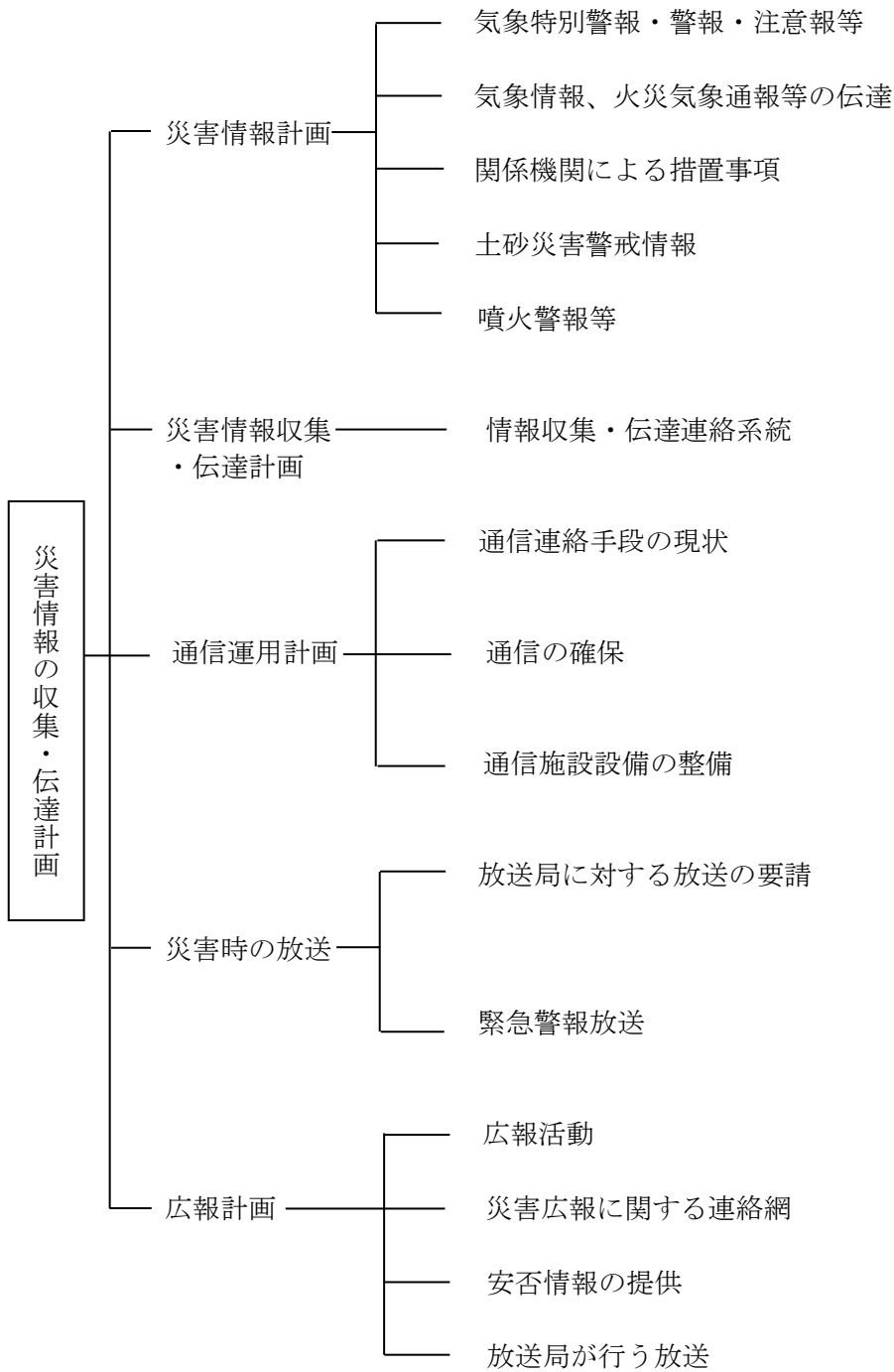
連絡本部で協議した応急対策部は、各機関の責任のもとに実施するものであるため、連絡本
部の各構成員はそれぞれの所属機関の長又は災害対策本部長と密接な連絡をとり、応急対策の
円滑な実施の推進に努めるものとする。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方

災害時において、防災関係機関が迅速・的確に応急対策を講じる上で災害情報の収集、伝達は最も重要なものとなる。

また、市をはじめとする防災機関が実施する広報は、被災地の混乱を防ぎ民心を安定させる上で重要な役割を担う。



第1節 災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、市、県をはじめとして防災関係機関が得た情報を市民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。

このため本節では、災害に関する特別警報・警報・注意報等の発表・伝達について必要な事項を定める。

第1項 気象特別警報・警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

1 気象特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

種 類		概 要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	著しい融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域名で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非

	常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

3 気象特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

4 気象警報・注意報等発表基準（令和7年5月29日現在）

山口市	府県予報区	山口県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域	山口・防府		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	27
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	138
	洪水	流域雨量指数基準	阿武川流域=22.1, 南若川流域=7.2, 沖田川流域=16.7, 生雲川流域=17.1, 蔵目喜川流域=19.9, 篠目川流域=10.5, 坂本川流域=10.5, 問田川流域=16.2, 九田川流域=3.8, 吉敷川流域=8.8, 一の坂川流域=6.6, 四十八瀬川流域=9.8, 今津川流域=4.2, 井関川流域=9.4, 島地川流域=24.8, 矢井川流域=5.6, 三谷川流域=13, 滑川流域=10.3	
			阿武川流域= (11, 19.8), 南若川流域= (11, 6.8), 問田川流域= (23, 14.3), 吉敷川流域= (11, 7.9), 榎野川流域= (11, 26.4), 今津川流域= (21, 3.6)	
		複合基準		

		指定河川洪水予報 による基準	佐波川〔漆尾・堀〕, 榎野川水系榎野川〔朝田・鰐石〕, 榎野川水系仁保川〔御堀橋〕	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3. 0m	
	高潮	潮位（標高）	2. 8m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	阿武川流域=16. 5, 南若川流域=5. 7, 沖田川流域=13. 3, 生雲川流域=13. 6, 蔵目喜川流域=15. 5, 篠目川流域=8. 4, 坂本川流域=8. 4, 問田川流域=12. 9, 九田川流域=3, 吉敷川流域=7, 一の坂川流域=5. 2, 四十八瀬川流域=7. 8, 今津川流域=3. 3, 井関川流域=7. 5, 島地川流域=19. 8, 矢井川流域=4. 4, 三谷川流域=10. 4, 滑川流域=8. 2	
		複合基準	阿武川流域=（11, 16. 3）, 南若川流域=（7, 5. 7）, 生雲川流域=（13, 13. 6）, 蔵目喜川流域=（7, 15. 5）, 坂本川流域=（9, 8. 4）, 問田川流域=（7, 12. 9）, 九田川流域=（7, 3）, 吉敷川流域=（11, 7）, 榎野川流域=（11, 18. 8）, 今津川流域=（11, 2. 6）	
		指定河川洪水予報 による基準	佐波川〔漆尾・堀〕, 榎野川水系榎野川〔朝田・鰐石〕, 榎野川水系仁保川〔御堀橋〕	
	強風	平均風速	10m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
			山地	12 時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	1. 5m	
	高潮	潮位（標高）	2. 3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 80cm 以上で、次のいずれかが予想される場合 1. 気温 3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ 40cm 以上		

	低温	夏期(平均気温)：平年より 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期(最低気温)：-5℃以下
	霜	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上
記録的短時間大雨情報(1 時間雨量)		100mm

※基準欄の「－」は、該当する基準を設定していないことを示します。

※基準欄の空白は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていないことを示します。

※大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「以上」は省略しています。

※乾燥、濃霧、霜の各注意報基準値における「以下」は省略しています。

※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域です。（パーミル＝1000分率）

※大雪警報・注意報基準において、平地とは、標高200m以下を、山地とは200mを超える地域です。

※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数です。この表では市内における土壌雨量指数の最低値を示しています。

※流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数です。

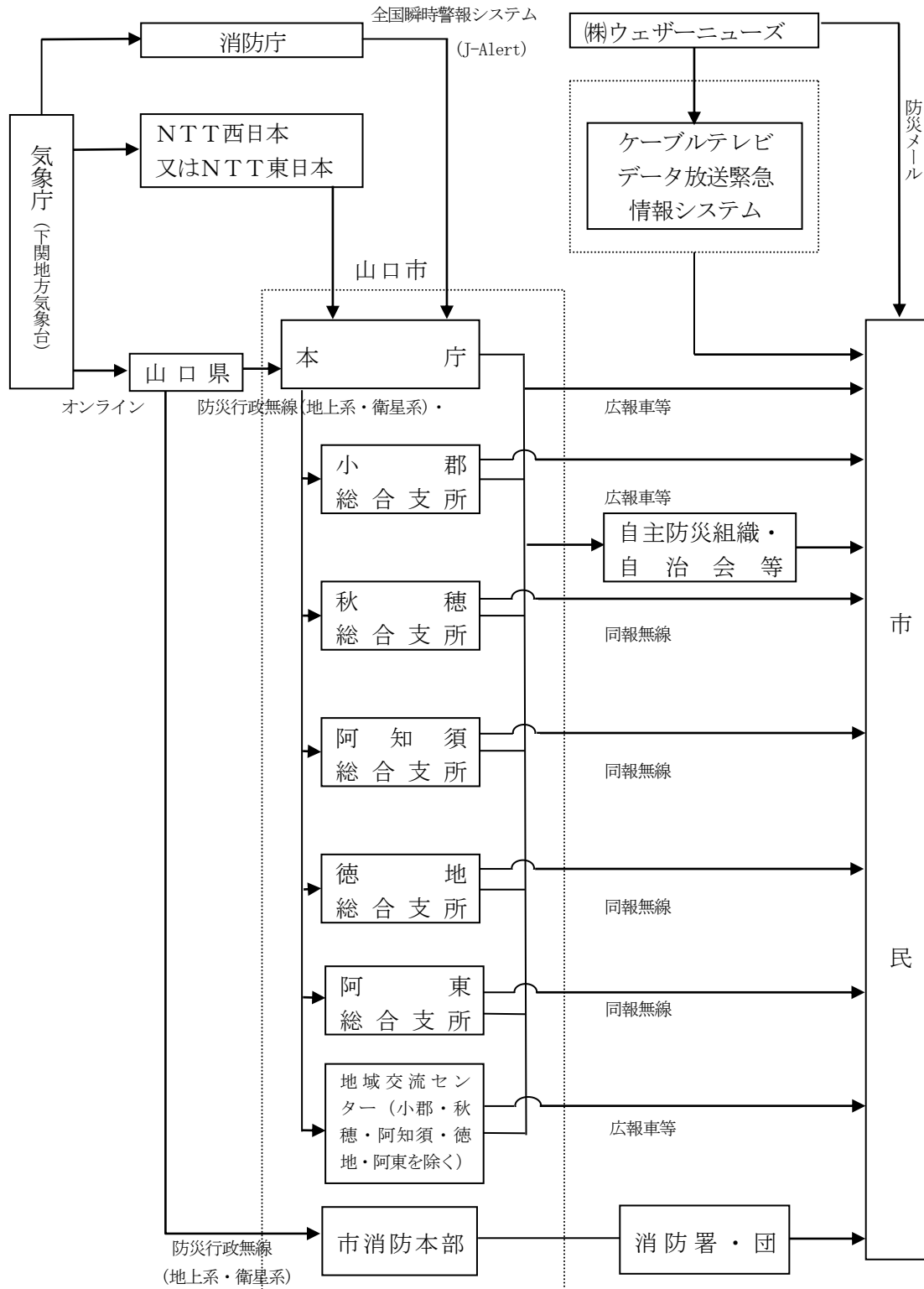
※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数です。

※複合基準は、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

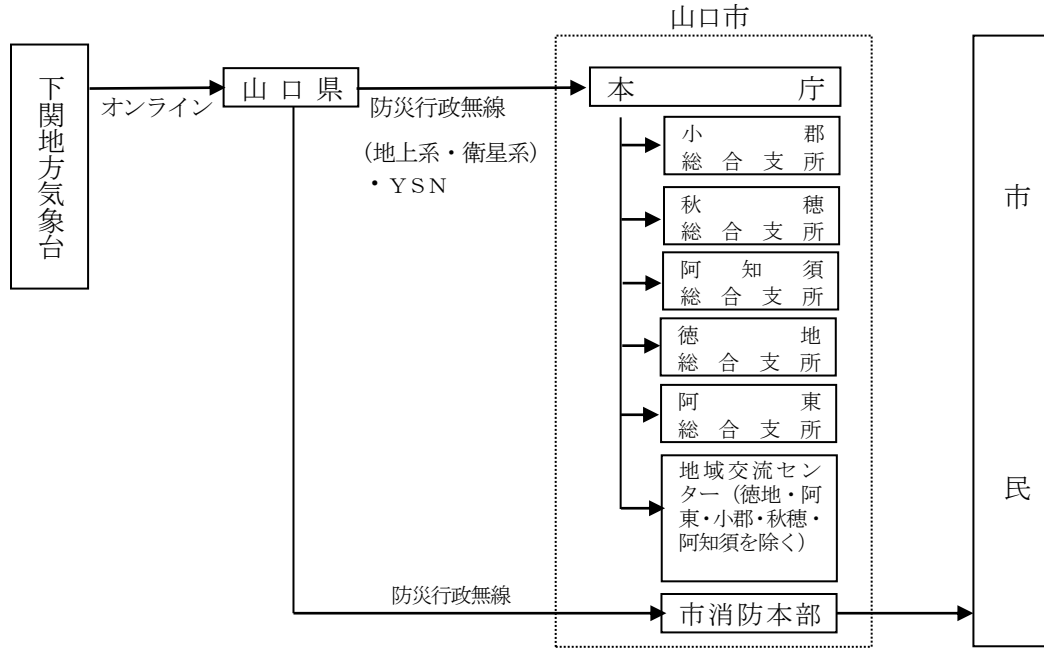
第2項 気象情報、火災気象通報等の伝達

市及び各防災関係機関は、相互の有機的な連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を防災情報伝達体系の基本的な考え方（平成24年2月作成）に基づき速やかに市民及び関係機関に伝達する。

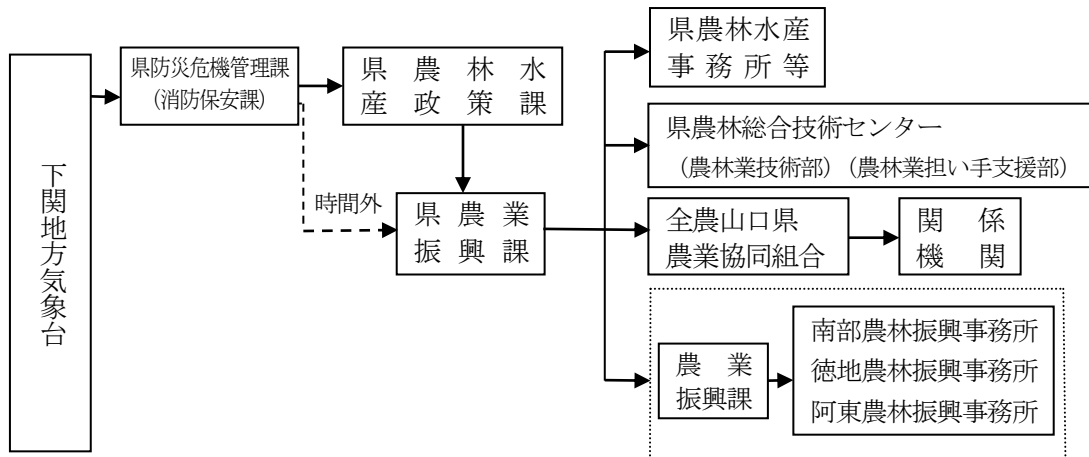
1 気象台からの伝達系統図



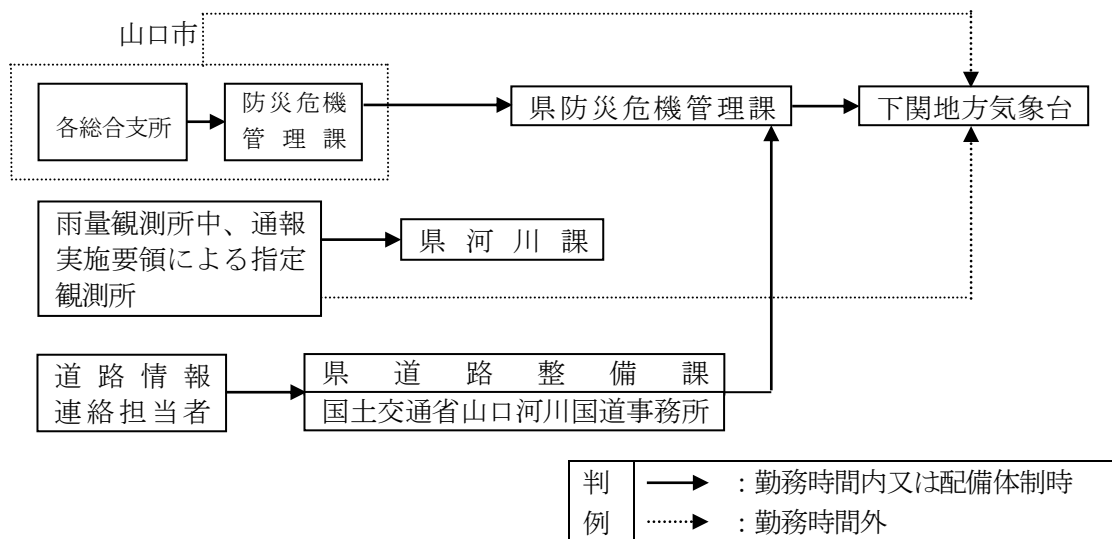
2 火災気象通報の伝達(消防法第22条)



3 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達



4 異常気象(降雨、降雪)に対する情報伝達



第3項 関係機関による措置事項

1 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達

関係機関	措置内容
気象台	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 本章第1節第2項1「気象台からの伝達系統図」により気象情報等を関係機関に伝達する。
山口県	1 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象特別警報・警報・注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものである。なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 2 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災関係機関に通報する。通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警察本部	1 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署等に通知する。 2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は住民からの通報を受けたときは、速やかに山口市に通報する。
山口市	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等について、県、N T Tから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共団体、重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通知するとともに、直ちに市民に周知する。この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして万全の措置を講ずるものとする。 2 市民等への避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。また、伝達先等に漏れがないよう平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。
消防本部	1 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある特別警報・警報・注意報等について、県、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民への周知を図る。 2 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市(防災危機管理課及び当該地域の各土木事務所もしくは各農林振興事務所)、県(防災危機管理課又は守衛室)及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて市民に周知する。

海上保安部	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある特別警報・警報・注意報等について、気象庁等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
NTT西日本株式会社	特別警報及び警報の伝達 「気象業務法施行令」8条1項の通知先に基づく警報種類について、下関地方気象台から伝達された警報内容を関係市町に連絡する。
報道機関	本章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

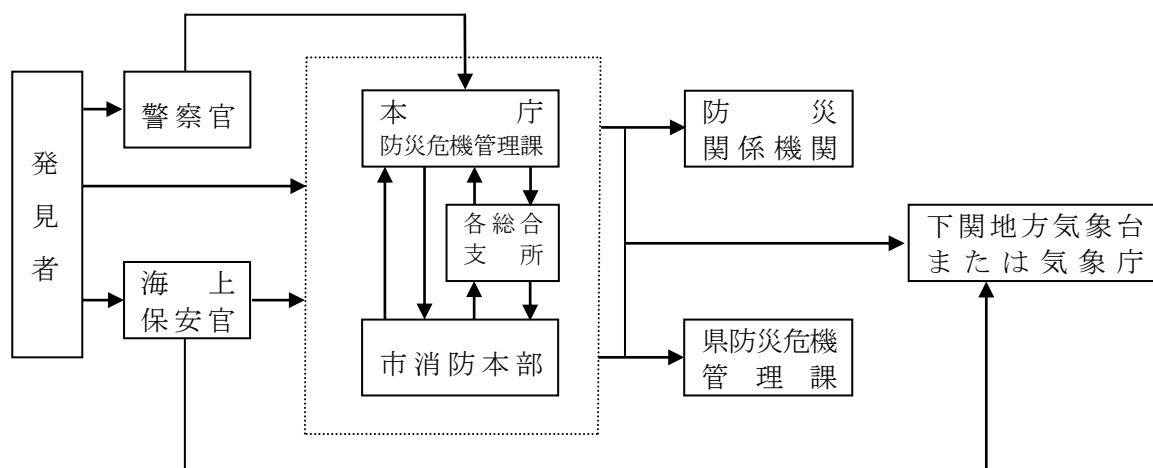
2 異常現象発見時の措置

(1) 異常現象の種別等

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮から著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
なだれ	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

(2) 通報系統



(3) 通報項目

- ア 現象名又は状況
- イ 発生場所
- ウ 発現日時分(発見日時分)
- エ その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災害対策基本法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の発令の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

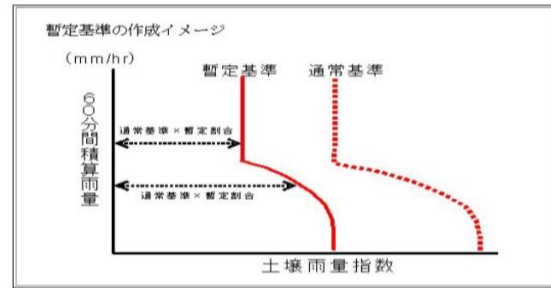
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乗じる割合]

要素	状況	地震	
		震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数		8割	7割



6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

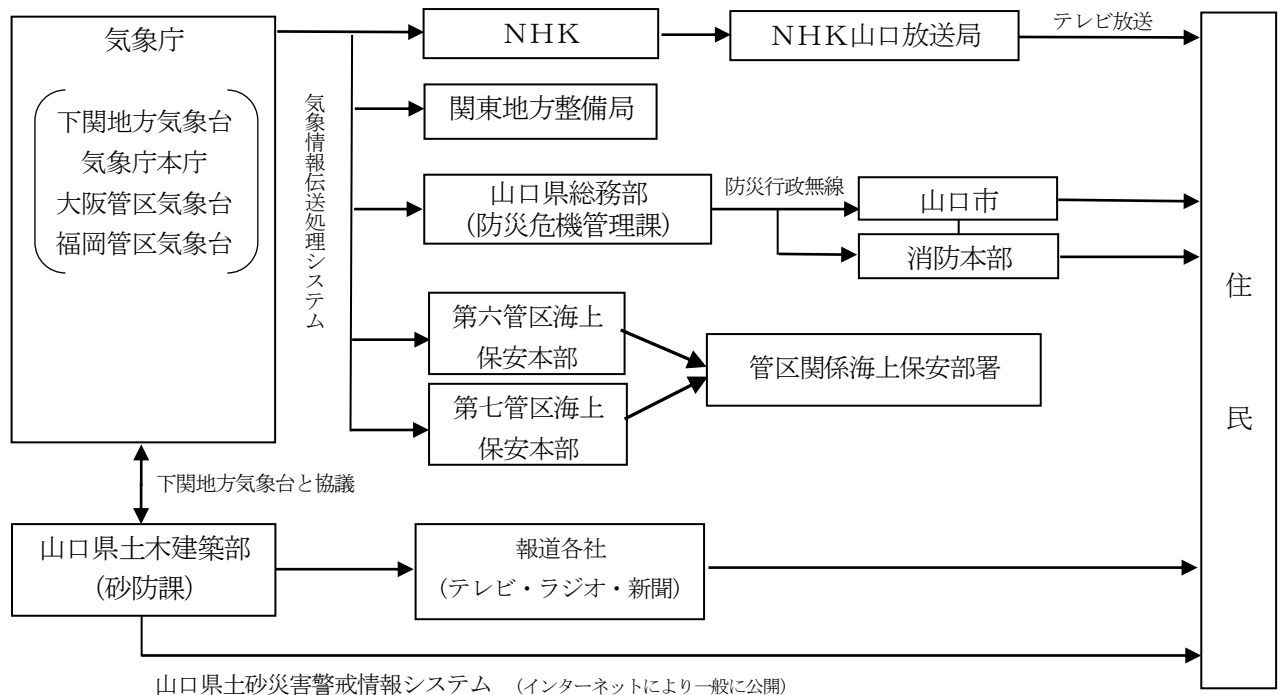
7 土砂災害警戒情報に係る市の対応

市長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用し、判断を行う（直ちに避難指示等を発令することを基本とする）。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するように努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第5項 噴火警報等

1 噴火警報等の発表

福岡管区気象台地域火山監視・警報センターは、阿武火山群にて火山活動が予想される場合、気象業務法第13条等の規定により噴火警報等を発表する。

2 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報等

ア 噴火警報・予報等の種類

(ア) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に、噴火予報を発表する。

(ウ) 降灰予報

噴火発生後、どの地域にどれだけの降灰があるかの情報を提供する。また、活動が活発化している火山では、現在噴火が発生したと仮定した場合に予報される降灰の範囲を提供する。降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3段階に区分してそれぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」を示す。

a 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火の発生に関わらず活動の状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。18時間先までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

b 降灰予報（速報）

降灰予報（定時）を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

c 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報を用いて、より精度の高い降灰予報を発表。降灰予報（定時）を発表中の火山では「やや多量」以上が予測された場合、降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」のみであっても必要に応じて発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

(エ) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

イ 阿武火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等

種別	名称	対象範囲*	火山活動の状況	警戒事項等 (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。	居住地域及びそれにより 火口側の範囲における厳 重な警戒 居住地域厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火山周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が発 生、あるいは発生すると予想され る。	火口から居住地域近くま で広い範囲の火口周辺に おける警戒 入山危険
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範 围に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。	火口から少し離れた所ま での火口周辺における警 戒 火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内 で火山灰の噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

(2) 火山情報等

火山活動の状況等をお知らせするための情報等で気象庁及び福岡管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、常時観測火山を対象に発表する(常時観測火山以外の活火山については、関係機関からの通報等により噴火の発生が確認できた場合に、噴火発生後間もないなど、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合は発表する)。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて発表する。

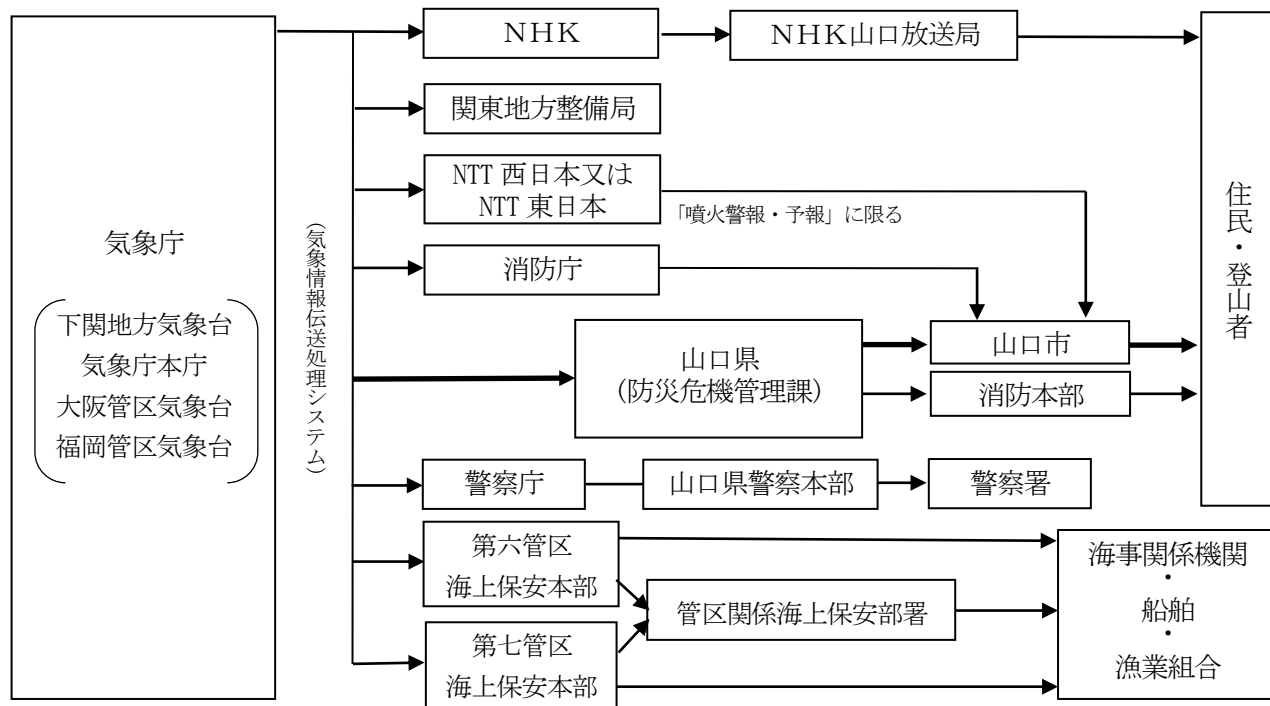
エ 月間火山概況

毎月一ヶ月の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

3 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報等は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。関係機関は住民への伝達等、必要な措置をとる。

噴火警報等の伝達系統図



第2節 災害情報収集・伝達計画

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等あらゆる災害応急対策を実施する上で基本となる。

このため、市、県、防災関係機関は、災害の発生に際して速やかに管内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、国等関係機関に報告することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

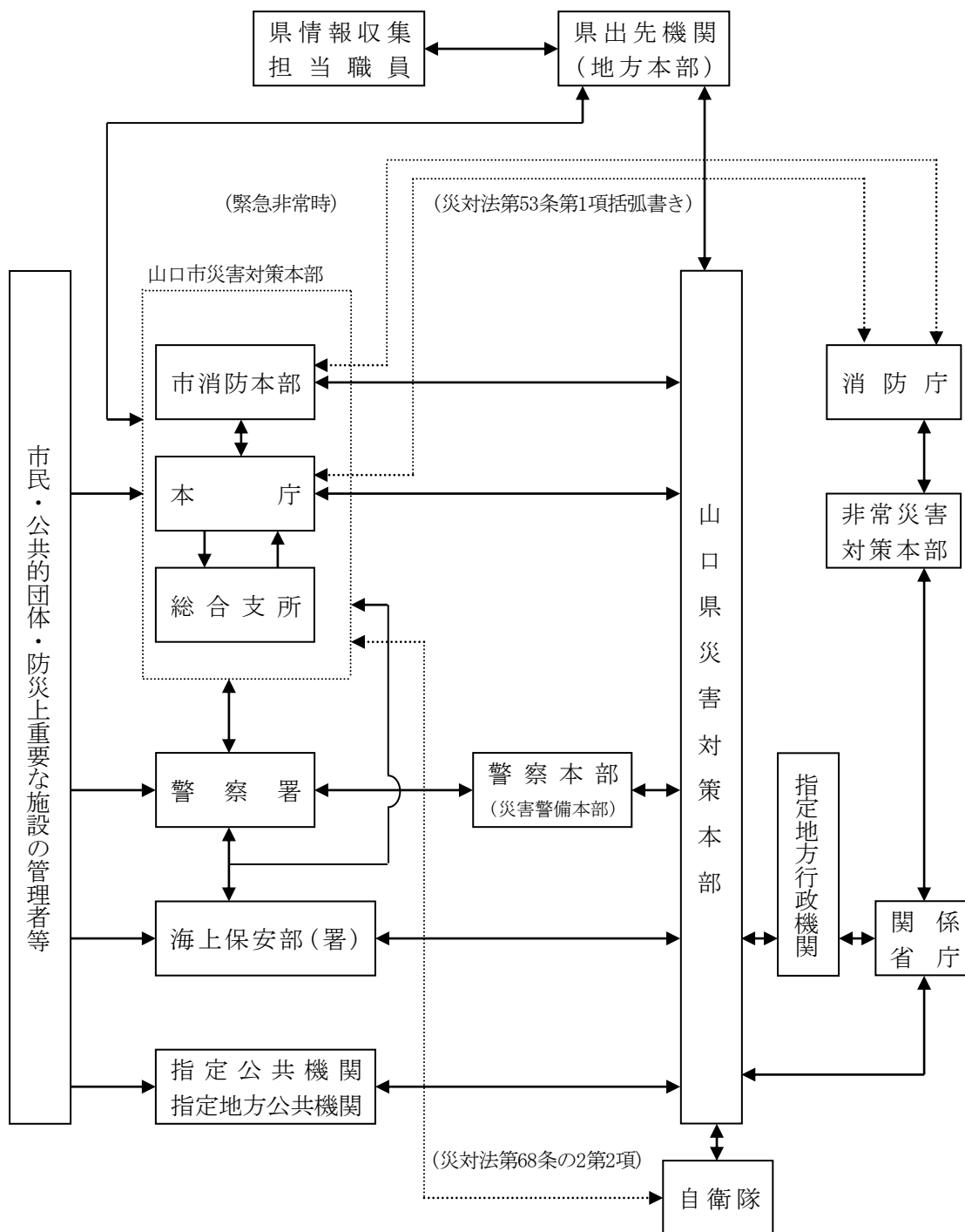
市は、所掌する事務又は業務に関して、必要な情報を迅速・的確に収集するとともに、市民及び関係機関に速やかに伝達する。

また、状況に応じて住民に対して適時適切な災害情報の伝達を行うものとする。

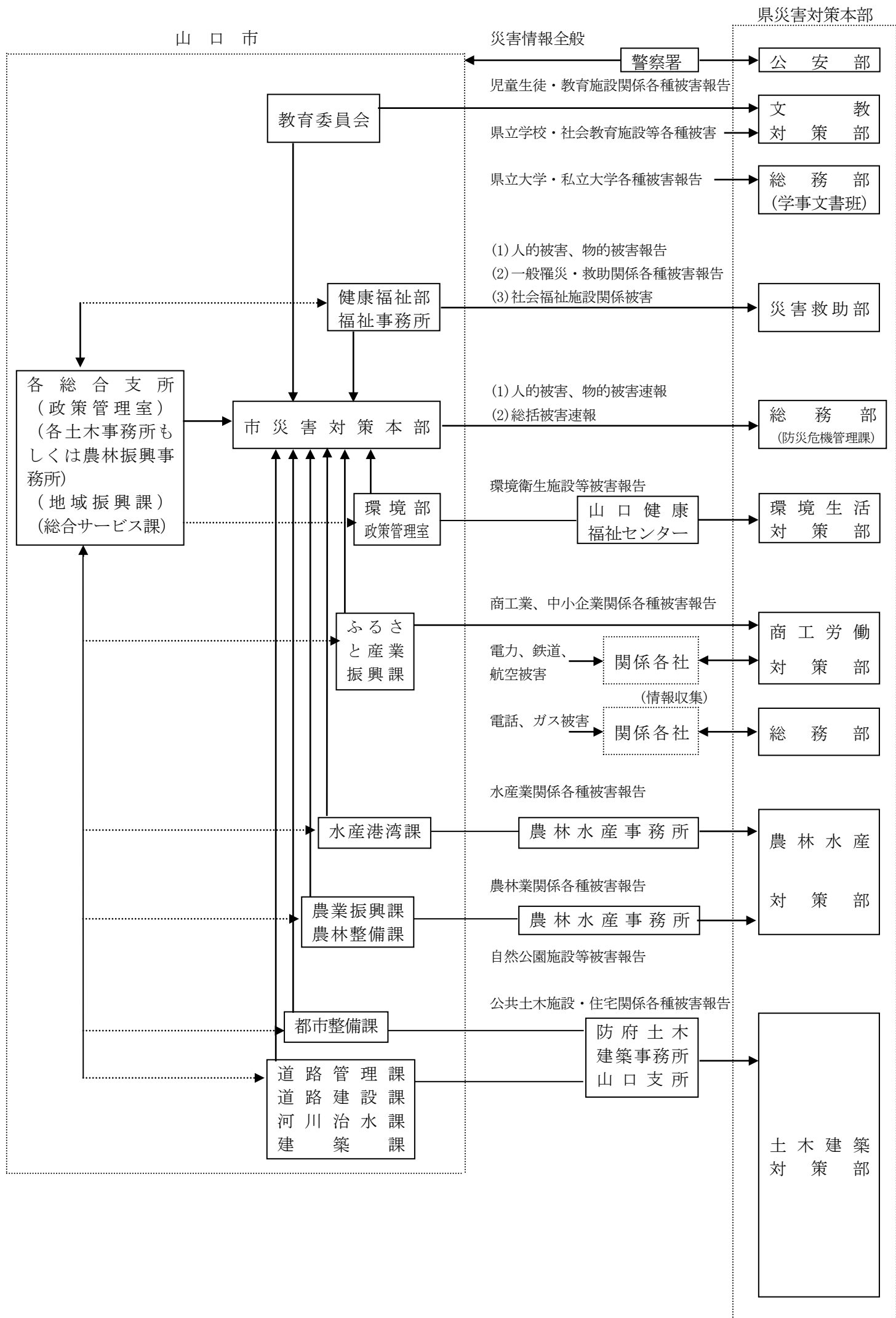
なお、情報伝達に際しては、要配慮者に配慮するとともに、市民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

1 情報収集連絡系統

(1) 連絡系統図



(2) 市から県への災害情報の報告 図内
市から県への被害報告は、次による。



第2項 市の措置

1 情報収集体制

- (1) 職員の巡回等により積極的に情報収集を行う。特に災害危険箇所、危険ため池等災害の発生が予想される箇所については、重点的な警戒を実施する。
- (2) 情報収集の実施については、市民等からの通報のほか、消防本部への出動指示(要請)、消防団の活動、警察署への協力要請・情報交換等関係機関との連携を図る。
- (3) 被害規模を早期に把握するため、消防本部に119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

2 情報伝達体制

- (1) 気象情報、災害発生の予想、避難に関する情報等は、市民その他の関係機関に伝達して初めて効果が現れるものであり、その伝達については防災行政無線をはじめ電話、広報車、連絡員等状況に応じた方法により行うとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (2) 市において収集した情報は、県、警察署その他の関係機関に対して報告・伝達を行う。特に人命に関わる場合、又は堤防の決壊等大規模な災害が予想される場合は、応援体制等の準備が必要となることから、早期の伝達を行う。

3 被害報告

被害報告は、全体の被害状況が把握してからでは国、県が実施する市への応援活動に支障を来すため、災害が発生した場合は、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報するとともに、災害に対してとった措置の概要を県に速報し、応援の必要性等を連絡する。

ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁に連絡する。

(1) 被害発生報告

次の重要事項について、発生の都度直ちにその概要を文書又は電話等により報告する。特に死傷者、住家被害を優先的に取り扱う。

人 的 被 害	死者、行方不明者、重傷者、軽傷者
家 屋 被 害	・住 家：全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、広範囲な床下浸水 ・非住家：全壊、半壊
そ の 他 被 害	・ため池、河川、がけ崩れ等の公共施設関連の重要被害 ・広範囲な停電 ・断水等による市民生活影響被害
避 難 措 置	・市が立ち退きを指示した場合 ・警察官、海上保安官、水防管理者等が避難措置を行ったことの通知を受けた場合
災害対策本部 設 置 状 況	災害対策本部を設置又は廃止した場合

(2) 中間報告

被害状況調査の進展に伴い、文書により順次報告する。

(3) 被害状況報告

災害に対する応急措置完了後20日以内に文書により最終報告する。

4 直接即報

火災・災害等即報要領の即報基準に該当する火災・災害等のうち、次のものを覚知した場合、第一報について県に報告するとともに、直接消防庁にも原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対し行う。

[消防庁報告先]

回線別		平日（9：30～18：30） ※広域応援室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7552	03-5253-7553
防災無線 (衛星系)	電 話	回線選択-048-500-90-49013	回線選択-048-500-90-49102
	FAX	回線選択-048-500-49033	回線選択-048-500-49036

(1) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

- ア 航空機火災(火災の発生するおそれのあるものを含む。)
- イ 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災(火災発生のおそれのあるものを含む。)
- ウ トンネル内車両火災
- エ 列車火災

(2) 危険物等に係る事故

- ア 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取扱う施設の火災・爆発事故で、当該工事等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- イ 危険物等を貯蔵し、又は取扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川に危険物等が流出したもの又は流出するおそれのあるもの
 - (イ) 大規模タンクからの危険物の漏えい等
- ウ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

5 その他の報告

被害報告以外の報告は、関係法令、通達等に基づき取扱う。

119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

第3節 通信運用計画

大規模災害発生時には、通信施設の損壊等により通信回線の途絶や輻輳、混信が予想される。このような状況の中で、市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報の伝達、被害情報の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、報告等を行うこととなる。

このため、これら重要通信の受信、伝達が円滑かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定める。

第1項 通信の確保

市は、災害時の通信を次により確保する。

1 通信取扱責任者及び通信担当者の選任

- (1) 災害発生時における通信連絡事務を迅速かつ円滑に行うため、通信取扱責任者及び通信担当者をあらかじめ選任しておく。
- (2) 通信取扱責任者は、自己の通信回線の確保及び関係機関の通信施設の使用優先利用等について、適時適切に通信の確保が図られるよう努める。

2 通信の確保

市は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信等の確保に努める。

- (1) 災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 災害時優先電話は、出来る限り受信には使用せず、発信の際の支障を軽減するように関係機関に周知徹底する。

3 通信手段の確保が困難な場合

大規模災害により通信の確保が困難になったときは、防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設等を使用するなどして通信の確保を図る。

(1) 電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	市は、災害時における非常通話等の迅速・円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として、NTT西日本株式会社山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。
2 非常・緊急扱い電報	「非常扱いの電報」については、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合、すべての電報に優先して接続される。 また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報(非常扱いの電報を除く。)に先立って取り扱われる。 ○電報の申し込み 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号115番に申し出る。その際、発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

イ 専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話、電気事業電話があり、利用方法については次による。

(ア) 一般的使用

有線電気通信法により防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を使用して、通信の確保を図る。

(イ) 災対法の規定に基づく使用

市長が、市民、関係機関に対し緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告等を行う必要が生じたとき、また、市が応急措置の実施に当たり必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図る。

なお、使用するに当たっての必要事項(使用者、通信内容、使用条件、事前協議等)については、次のとおりである。

使用者	使用条件等	災 対 法 第 5 7 条	災 対 法 第 7 9 条	他の法律に特別の定めがあるもの
市長	通信内容	1 法令の規定により、災害に関する予報、警報の通知を受けたとき(災対法第56条) 2 自ら災害に関する予報、警報を知ったとき(災対法第56条) 3 法令の規定により、自ら災害に関する警報をしたとき(災対法第56条) 4 知事が上掲による通知を受けたとき(災対法第56条)	災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるとき。	消防組織法第23条 水防法第20条 災害救助法第11条
		5 1～4の場合における市民その他関係のある公私の団体に対する伝達(災対法第56条) ※上記の場合において予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告(災対法第56条)		
	利用条件	1～5が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき(災対法第56条)		
	事前協議	利用する場合の手續きについては、あらかじめ関係機関と協議して定める。(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22条)	利用に際しては、関係機関との手續きについての事前の協議は要件としていないが、災害時における通信は、それぞれの関係機関自体の緊急通信も輻輳すること等から、左に準じた配慮を行い、通信確保の迅速化を図る。	

(ウ) 使用手續き

災対法の規定に基づく通信設備の利用等使用しようとする理由、通信の内容及び発信者、受信者等の用件を示して、当該通信設備設置機関の責任者へ申し出る。

(エ) 非常通話の発受人

下記(2)2「非常通信の利用」の項に記述

(オ) 非常通信の内容及び利用料金

下記(2)2「非常通信の利用」の項に記述

ウ 携帯電話の使用

市は、情報の収集伝達、応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

あらかじめ市民に登録させた携帯メールアドレス宛にメールを一斉送信することや山口市LINE公式アカウントによる通知により、気象注警報、雨量・水位、避難情報を伝達する。

エ 災害用伝言サービスの活用

市は、無線、電話等の通信手段が有効に活用できない状態となった場合には、応急連絡手段として災害用伝言サービスを活用する。

(ア) 災害用伝言ダイヤル

NTT西日本が提供する災害用伝言サービスには、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル171（電話サービス）」とインターネットを活用する「災害用伝言板Web171」がある。

電話による安否確認の連絡がとりにくい時の、被災地域内やその他の方々との伝言板として使用する。

サービスの提供開始については、発災後、テレビ、ラジオ等で報道される。

(イ) 災害用伝言板(携帯電話・スマートフォン)

大規模災害発生から30秒以内を目途に、NTTドコモ、au、softbank上に災害用伝言板が開設され、「無事です」、「被害があります」、「自宅にいます」、「避難所にいます」のいずれかのメッセージの中から複数選択可能かつ、全角100文字以内（半角200文字以内）までコメント入力可能。

(2) 無線通信の利用

市は、激甚な災害が発生し、自己の無線通信機能が不通になったときは、代替無線設備の配備、あるいは他の機関が設置している無線通信を使用(非常通信)するなどして必要な通信を確保する。

事 項	措 置 事 項
代替設備の配備	市は、通信が途絶したとき、又は途絶のおそれがあるときに備え、災害に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するよう努めるとともに、次に掲げる手段について整備あるいは活用を推進し、地域の円滑な情報の伝達に努める。 (1) 携帯電話 (2) アマチュア無線 (3) インターネット又は携帯メール
非常通信の利用	市及び防災関係機関は、有線通信が途絶し利用することができないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図る。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 (1) 非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信、受信する。

	(2) 非常通信協議会 非常通信(無線・有線)の利用を円滑かつ的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 ア 中央非常通信協議会(会長：総務省総合通信基盤局長) イ 中国地方非常通信協議会(会長：中国総合通信局長) (3) 非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄の無線局に「非常」と表示して差し出す。 ア 電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 イ 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で出来る限り簡略化し、なるべく200文字以内にまとめること。 (4) 非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 ア 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 イ 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置する。 ウ 船舶無線局の利用 陸上移動無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。 (5) 非常無線・有線に共通する事項 ア 非常通報の伝送に要する事項 (ア) NTT以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 (イ) 伝送途上において、発信局、着信局のうち1局でもNTT所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除き、すべて有料となる。 イ 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信(無線・有線)として取り扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 (ア) 人命の救助に関するもの (イ) 天災の予警報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害に関するもの (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 (エ) 電波法第74条の規定に基づく実施の指令及びその他の指令 (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの (ク) 避難者救護に関するもの (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

	(㏸) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの (㏿) 災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの				
防災相互通信用無線	(1) 石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町村、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。 (2) この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡はこれを使用するなどして通信の確保を図る。				
臨時災害放送用機器の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備している。 【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時災害放送用機器（FM 送信機）</td><td> 機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。 </td></tr> </tbody> </table> (2) 市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。	種 類	貸 与 条 件 等	臨時災害放送用機器（FM 送信機）	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。
種 類	貸 与 条 件 等				
臨時災害放送用機器（FM 送信機）	機器貸与：無償 注 他の総合通信局に配備されている臨時災害放送用機器についても、貸与可能である。				
災害対策用移動通信機器等の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。 【総務省が所有する災害対策用機器】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>貸 与 条 件 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話</td><td> 機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償 </td></tr> </tbody> </table> (2) 市及び県は、必要に応じ中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受ける。	種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償
種 類	貸 与 条 件 等				
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：無償				

(3) 民間団体等の通信施設の活用

大規模災害が発生した場合、アマチュア無線、タクシー等の業務用無線は、被害概況の情報提供に、また応急対策活動時においては、その機動力を活用しての情報収集・伝達等に威力を発揮する。

このため、市及び県は、通信途絶時における情報収集・伝達手段を補完するものとして、これらの円滑な協力が得られるよう必要な措置を講じておく。

ア アマチュア無線の活用

- (ア) 市は、地域内に所在するアマチュア無線局開設者に対し、あらかじめ災害時における協力の要請をしておく。また、支援を受ける業務等についてあらかじめ検討しておく。

- (イ) 県は、日本アマチュア無線連盟山口県支部に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておく。
- (ウ) 日赤山口県支部においては、災害時における各種の救助活動を円滑に実施するため、又は通信途絶時非常通信活動に備え、山口県赤十字アマチュア無線奉仕団が結成されている。
- イ タクシー用業務無線の活用
 - (ア) 市は、地域内に所在するタクシー事業者に対し、あらかじめ災害時における協力の要請をしておくとともに、支援を受ける業務等について検討協議しておく。
 - (イ) 県は、山口県タクシー協会に協力要請を行い、災害時の協力体制を整えておく。

第2項 通信施設設備の整備

災害情報の伝達、収集等に基本的な責任を有する市は、災害時等の通信の確保を図るため、通信施設設備の整備を図っていくものとする。

1 市における整備

市においては、市防災行政無線等の整備を進めてきているが、情報の一斉伝達等により災害の未然防止に大きな効果があることから、今後とも計画的に整備を進める。

(1) 市防災行政無線(同報系)

令和3年度にデジタル防災行政無線等整備事業の第3次整備工事により、市内全域デジタル化への更新を完了している。

なお、使用できる周波数の違いから、山口・小郡・秋穂・阿知須地域はMCA、徳地・阿東地域は減災コミュニケーションシステムを運用している。

(2) その他通信手段

災害時の庁内や関係機関との新たな通信手段として公共安全モバイルを導入し、令和7年度から運用している。

第4節 災害時の放送

災害時においては、通信施設の損壊、輻輳等により防災機関、市民とも必要な情報が入らない、伝達できないという事態が生じるおそれがある。

市は、被害の拡大防止に必要となる予警報、災害情報の迅速な伝達とともに、市民に適時的確な情報(ライフラインの復旧状況、市が実施する各種応急対策、安否情報等)を提供し、被災地の社会的混乱を最小限に止める必要がある。

これらの情報を信頼性のあるものとして、迅速に被災者等に伝達するには、放送機関の協力を必要とする。

このため、これに必要な事項について定める。

第1項 放送局に対する放送の要請

市長は、災害に関する予警報、災害に対してとるべき措置について通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別な必要があるときは、放送機関に放送を要請(災対法第57条)し、市民等へ必要な情報を提供する。

1 放送機関との協定

県は、災害時における放送要請が円滑に行えるよう放送要請手続きについて、あらかじめ放送機関との間に協定を締結している。

2 放送要請取扱要領

(1) 放送要請ができる災害等

ア 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

イ 放送対象地域の範囲

知事と放送機関がその都度協議して定める。

(2) 放送手続

ア 災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として県を通じて行う。ただし、県との間に通信途絶等特別な事情がある場合は、市長は放送機関に対し直接要請を行うことができる。この場合、市長は、事後速やかに県に報告する。

イ 県を通しての要請は、県災害対策本部本部室班に対し放送要請書【様式2-1】により行う。

ウ 市長は、放送要領に関する要望事項を広報広聴班において取りまとめ、本部事務局を通じて県に送付する。

3 放送機関

放送機関	要請受付窓口	電話番号
NHK山口放送局	コンテンツセンター長	083-921-3707 防災無線（地上系）10-219-3 防災無線（地上系）FAX19-219
山口放送株式会社(KRY)	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系）10-220-3 防災無線（地上系）FAX19-220
テレビ山口株式会社(TYS)	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系）10-221-3 防災無線（地上系）FAX19-221
株式会社エフエム山口(FMY)	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系）10-223-2 防災無線（地上系）FAX19-223
山口朝日放送株式会社(YAB)	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系）10-222-3 防災無線（地上系）FAX19-222

第2項 緊急警報放送

大災害の危険が迫っているとき、事前に市民等に情報を提供する手段として緊急警報放送がある。緊急警報放送は、放送機関が発する緊急信号電波を専用の受信機又はこれを内蔵したラジオ・テレビ等が受信し、警報音等により市民に知らせるもので、知事も緊急時にはこれを使用して災害情報の伝達ができる。

1 緊急警報信号の使用

緊急警報信号は、次に該当するときで、災害情報の伝達に緊急を要し、かつ、広域伝達に適した場合に使用される。

(1) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合

(2) 気象業務法の規定に基づき、津波警報が発せられたことを放送する場合

(3) 災対法第57条の規定に基づく知事からの要請により放送する場合

2 緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関

日本放送協会(NHK山口放送局)

3 利用方法等

市長は、知事を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求める。

4 緊急警報受信機等の普及

緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したテレビ・ラジオ等が必要であ

るが、その普及がまだ十分でないため、今後、県、市、防災関係機関は災害予防の観点からその普及に努める。

第5節 広報計画

災害時における市民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、各防災機関は災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。このため、市、県をはじめとする各防災機関が実施する災害時の広報活動及び報道機関への発表について必要な事項を定める。

第1項 市が行う広報

1 広報の方法

- (1) 市防災行政無線(同報系)による広報
- (2) 窓口、庁内放送による広報
- (3) 広報車の巡回、ハンドマイク等による広報
- (4) 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示による広報
- (5) 広報紙、ビラの配布等による広報
- (6) ケーブルテレビ緊急情報システム(緊急告知テロップ)による広報
- (7) 山口市防災ポータル及び市ウェブサイトによる広報
- (8) メール配信による連絡(予め登録した方)
- (9) 緊急速報(エリア)メールによる連絡(市域にある対応機種への強制配信メール)
- (10) 自主防災組織、自治会を通じての連絡
- (11) 県に対する広報の要請
- (12) 報道機関への情報提供、放送要請
- (13) アマチュア無線局への依頼
- (14) Lアラートの活用
- (15) ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の活用
- (16) 固定電話PUSHサービスの活用
- (17) 聴覚障がい者向けFAX
- (18) 防災行政無線聞き直しサービス

2 災害の広報

広報内容は、おおむね次の場合が考えられる。市は、適時適切な広報を実施する。

事前情報	1 気象に関する情報 2 交通情報 3 その他必要な事項
中間情報	1 避難に関する情報 2 災害発生情報 3 交通規制情報 4 その他必要な情報
発災直後情報	1 交通規制情報 2 ライフライン情報 3 安否情報 4 避難所情報 5 食料・生活物資の情報 6 復旧情報 7 その他必要な情報

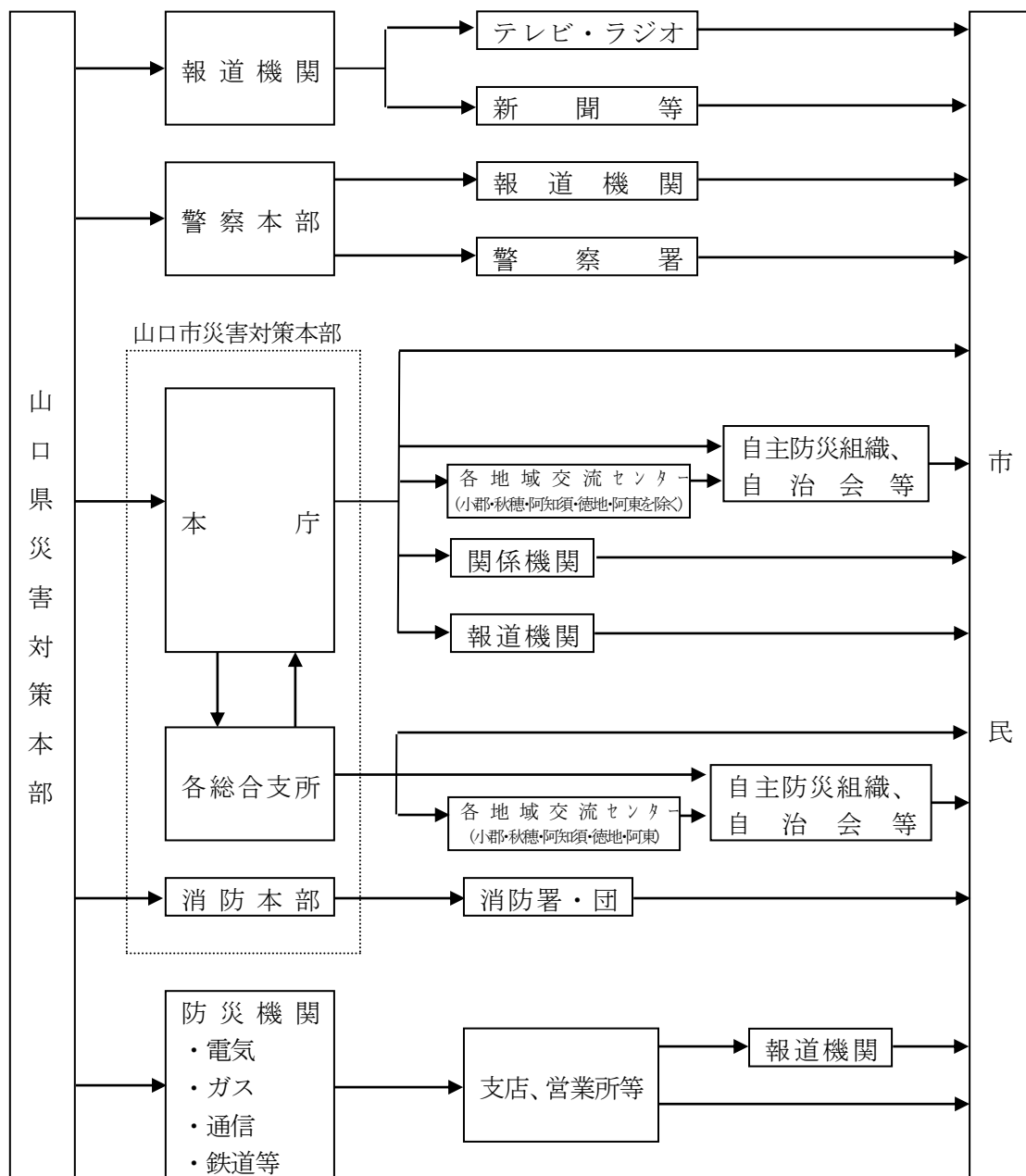
3 広報の体制

災害広報を迅速かつ円滑に実施するため、また、情報の輻輳、混乱を防止するため、広報広聴班を編成し、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておく。

第2項 災害広報に関する連絡網

1 災害広報活動の流れ

災害時の広報活動の主な流れは、次のとおりである。



2 災害広報に関する連絡

(1) 連絡手段

電話、FAX、文書送達、連絡員の派遣、放送等の方法を選択活用する。

(2) 関係機関に対する連絡事項

機 関	連絡の内容となる事項
市	1 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 2 市民に対する広報事項についての広報の依頼 3 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 4 災害全般の情報提供についての依頼
県	1 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについて依頼 2 被害状況の取りまとめについての依頼
報道機関	1 被害状況及び応急対策の状況の発表 2 市民への広報事項の周知についての協力依頼 3 情報提供についての依頼 4 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

3 情報、資料の収集及び広報資料の作成

(1) 収集の方法

市は、市民、県、防災関係機関の協力を得て総合的な情報、資料の収集にあたり、必要に応じて取材員、連絡員等を現地に派遣するなどして対応する。

(2) 収集事項、収集内容及び収集対象機関

収集事項	収集の内容	担当
1 気象情報	1 情報の出所 2 情報発表の日時 3 情報の内容 4 市民の心得及び対策	本部事務局情報班
2 災害情報及び資料	1 情報の出所 2 災害発生の日時及び場所 3 災害の対象、範囲及び程度 4 災害発生の経過	各対策部各班
3 避難等の措置の状況	1 情報の出所 2 避難措置の実施者 3 避難した地域、世帯及び人数 4 避難先及び避難日時 5 理由及び経過	本部事務局対策班 地域生活対策部地域交流センター班 北部・南部振興対策部総合支所班 消防対策部警防班
4 消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	1 情報の出所 2 応急対策実施日時及び場所 3 出動日時、出動対象及び目的 4 出動人員、指揮者、携行機械器具等 5 経過	本部事務局関係機関連絡室 地域生活対策部地域交流センター班 北部・南部振興対策部総合支所班 消防対策部
5 応急対策の情報及び資料	1 情報の出所 2 応急対策実施日時及び場所 3 応急対策の内容 4 実施経過及び効果	各対策部各班

6 その他災害に関する各種措置の状況	1 情報の出所 2 措置の実施者 3 措置の内容、対象及び実施時期 4 実施理由、経過及び効果	各対策部各班
7 美談などの災害関連情報	1 情報の出所 2 日時及び場所 3 内容及び経過 4 連絡先	各対策部各班

(3) 市民に対する災害広報の実施方法

災害広報の実施概要は下記のとおりであるが、適時適切な判断のもと、多様な広報手段を活用し実施する。

広報する事項	実施主体	広報手段	備考
1 防災情報等の周知及び防災上の一般的留意事項 2 被害状況、応急対策の状況及び住民の一般的注意事項	市 県 気象台 防災関係機関	1 報道機関へ依頼 2 同報無線、有線放送の活用 3 広報車巡回 4 広報紙（誌）への掲載 5 チラシ、掲示による周知 6 組織を利用した口伝 7 アマチュア無線局への依頼 8 臨時災害FM放送局の活用 9 コミュニティ放送の活用 10 パソコンネットワークサービス会社の活用 11 Lアラートの活用 12 ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用 13 山口市防災ポータル及び市ウェブサイトへの掲載 14 固定電話PUSHサービスの活用 15 聴覚障がい者向けFAX 16 防災行政無線聞き直しサービス	1 必要に応じ民間広報車の借り上げを行う。 2 自治会等の組織を活用する。

(4) 報道機関に対する発表

ア 発表者

原則として総合政策対策部広報広聴班が発表する。

イ 発表場所及び時間

広報広聴班が関係者と協議して定める。

(5) 県及び公共機関等との連携

市は、情報の公表、広報活動の際、必要に応じその内容について県及び公共機関と連絡を取り合う。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れが

ある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4項 放送局が行う放送

1 法令に基づく放送送出(災対法第57条、気象業務法第5条、日本赤十字社法第34条)

NHK山口放送局、山口放送、テレビ山口、エフエム山口、山口朝日放送は、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上次の事項に留意してその都度決定し、放送を実施する。

- (1) 放送送出内容
- (2) 要請側の連絡責任者
- (3) 優先順位
- (4) その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放 送 要 領
臨時ニュース	(1) チャイムを鳴らす。 (2) 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出。
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり。
気 象 警 報 等	気象警報、緊急地震速報(地震動警報)津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出。

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
 - イ 定時の天気予報の時間で放送
 - ウ 番組の途中又はステーションブレイクにニュース速報として送出。
 - エ 報道特別番組の制作、放送
- (3) テレビ山口
- ア 定時ニュースでの放送
 - イ 天気予報の利用による報道
 - ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
 - エ 緊急事態発生時の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクにニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

- ア ANNニュース、YABニュースによる定時のニュース放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は自社制作番組を変更し、報道特別番組を制作、放送

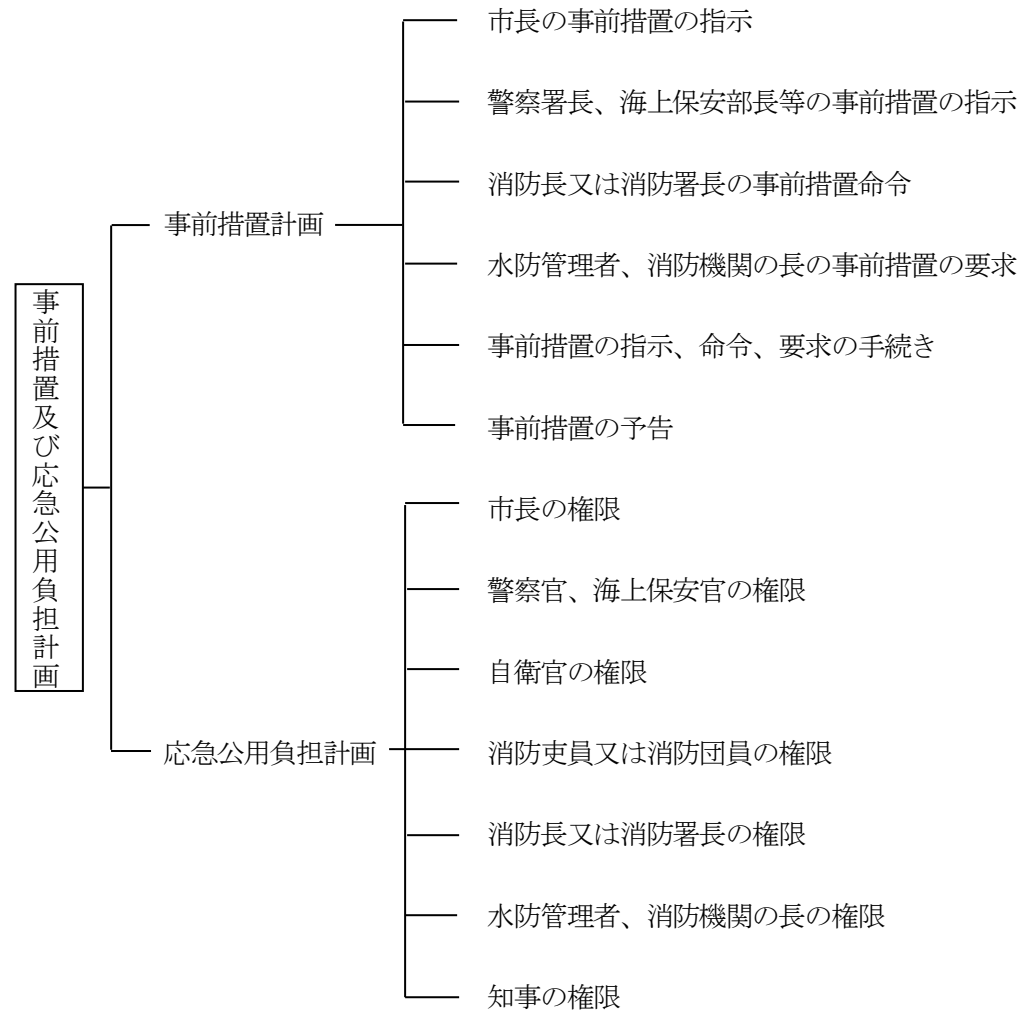
3 放送機関の活動体制

大規模災害等が発生した場合、初期の段階では行政機関の情報伝達手段が十分ではなく、被災住民に適時的確な情報提供が困難になる場合がある。テレビ・ラジオ等の公共放送は、市民が必要とする災害情報を広範囲に一斉に伝達できる手段として大変有効であり、これが途絶した場合、被災住民に与える影響は極めて大きい。このため、各放送機関(NHK山口放送局・山口放送・テレビ山口・エフエム山口・山口朝日放送)は、放送設備の確保、災害時の活動体制、応急措置等について必要な事項を定め、大規模災害が発生した場合の円滑な対応に備えている。

第3章 事前措置及び応急公用負担計画

基本的な考え方

災害は発生するおそれのある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。



第1節 事前措置計画

第1項 市長の事前措置の指示(災対法第59条第1項)

1 指示権発動の条件

災害が発生するおそれがあるときで次のようなときが考えられる。

- (1) 予警報が発表されたとき。(災対法第59条第1項)
- (2) 警告をしたとき。(災対法第56条)
- (3) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。(水防法第12条)
- (4) 水防上危険であると認められる所があるとき。(水防法第9条)
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があったとき。(消防組織法第24条の2)

2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置その他必要な措置

(注) 災害の拡大を防止するため必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づき市長が代執行できる。(第2節応急公用負担関連)

第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示(災対法第59条第2項)

警察署長、海上保安部、署の長は、市長から要求があったときは、第1項の市長の指示を行うことができる。

(注) 指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 消防長又は消防署長の事前措置命令(消防法第3条)

1 命令発動の条件

- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障があると認める場合

2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障があると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

3 命令の内容

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) みだりに存置された物件の整理又は除去

第4項 水防管理者、消防機関の長の事前措置の要求(水防法第9条)

1 事前措置要求の条件

随時(梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。)区域内の河川、海岸堤防

等を巡視して、水防上危険と認められる箇所があるとき。

2 要求の対象

- (1) 準用河川については市長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事
- (3) 1級河川については国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は市長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) 漁港施設たる海岸堤防については漁港管理者
- (7) その他の海岸については県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸を改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるため、口頭により、事後文書を交付する。

第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は、緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、そのときになって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して別に定める様式により予告を行うものとする。

第2節 応急公用負担計画

第1項 市長の権限(災対法第64条、65条)

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担(災対法第64条)

ア 土地建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、移転、伐採等

(2) 人的公用負担(災対法第65条)

住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

(1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要する。(災対法第64条、同法施行令第24条～第27条、行政代執行法第5条、第6条)

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害補償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

第2項 警察官、海上保安官の権限(災対法第64条第7項、第65条第2項、第63条第2項)

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつ

たときは、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第3項 自衛官の権限(災対法第63条第3項、第64条第8項、第65条第3項)

市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限(消防法第29条)

(注)火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

1 権限行使の要件と権限の内容

(1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

(3) 損失補償及び損害補償

消防法第36条の3の規定による。

第5項 消防長又は消防署長の権限(消防法第29条、第30条、第36条)

(注)火災のほか、水災を除く災害に準用する。(消防法第36条)

1 権限行使の要件と内容

(1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1)以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。

(3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 損失補償及び損害補償

消防法第29条第3項、第36条の3の規定による。

第6項 水防管理者(市長)、消防機関の長の権限(水防法第24条、第28条、第45条)

1 物的公用負担(水防法第28条)

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用、収用

(3) 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器

(4) 工作物その他の障害物の処分

2 人的公用負担(水防法第24条)

水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害補償

水防法第28条、第45条の規定による。

第7項 知事の権限(災害救助法第7条、第8条、災対法第71条、第81条)

1 災害救助法を適用した場合(災害救助法第7条)

(1) 従事命令

ア 権限行使の要件

救助を行うため、特に必要があると認めるとき。

イ 命令の対象(災害救助法施行令第4条)

(ア) 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師

(イ) 土木建築工事関係者

土木技術者又は建築技術者、大工、左官、とび職、土木業者、建築業者及びこれらの従業者

(ウ) 輸送関係者

地方鉄道業者、軌道経営者、自動車運送事業者、船舶運送業者、港湾運送業者及びこれらの従業者

(注) 内閣総理大臣より他の都道府県の救助の応援を命ぜられた場合は、医療又は土木建築関係者のみが対象となる。

ウ 命令の内容

救助に関する業務に従事させる。

エ 命令の手続き(災害救助法第7条第4項)

公用令書を交付して命ずる。

オ 実費弁償

災害救助法第7条5項の規定による。

カ 扶助金の支給

災害救助法第12条5項の規定による（協力命令についても同様）。

(2) 協力命令(災害救助法第8条)

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 物的公用負担(災害救助法第9条)

ア 権限行使の条件

救助を行うため特に必要があると認めるとき、又は内閣総理大臣の命令を実施するとき。

イ 権限の内容と対象(災害救助法施行令第6条)

(ア) 病院、診療所、旅館又は飲食店の施設の管理

(イ) 土地、家屋若しくは物資の使用

(ウ) 物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管又は物資の収用

ウ 公用負担の手続き(災害救助法第9条第2項)

公用令書により命ずる。

エ 損失補償

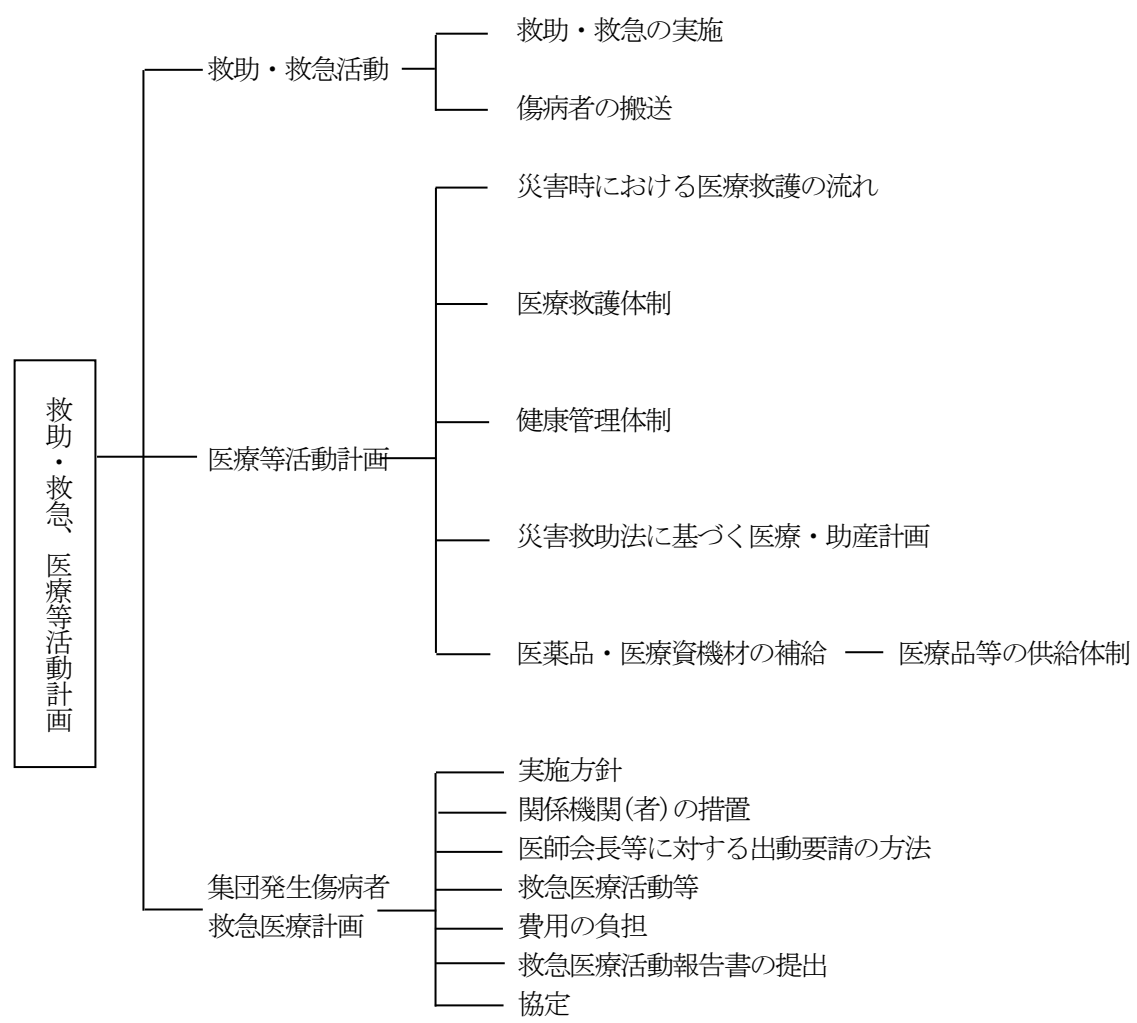
災害救助法第9条第2項の規定による。

第4章 救助・救急、医療等活動計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、建物・工作物の倒壊、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり発生することが考えられ、これらの災害による負傷者の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、大規模災害時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動が必要になる。



第1節 救助・救急活動【消防対策部】

救助・救急活動は、被災者の生命の確保を図るため実施するもので、その対応は迅速、的確に実施することが必要となることから救助・救急に関し必要な事項を定める。

第1項 救助・救急の実施

1 救助・救急活動

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
 - ア 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - イ 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
 - ア 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
 - イ 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

2 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
市 消防本部	(1) 救助・救急活動は、消防機関が行い、消防機関は災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 (2) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊(救助隊等)が連携して出動する。 (3) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。 (4) 救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達する。 (5) 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (6) 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所、又は必要に応じ災害現場付近に救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 (7) 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (消防保安課) (厚政課)	(1) 市(消防)が実施する救助・救急活動が、迅速かつ円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 (2) 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 (3) 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町(消防本部・消防団)、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
海上保安部	(1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその検索救助を行う。 (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。

	(3) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 (4) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 (5) 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 (6) 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自 衛 隊	県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

3 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は人命救助の上から重要となるため、積極的に行うよう努める。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 救出のための費用

国庫負担の対象となる費用の範囲は次のとおり。

ア 借上費又は購入費

船艇その他救出に必要な機械器具の直接搜索及び救出に使用した期間中の借上費又は購入費

イ 修繕費

救出のため使用(借上使用含む。)した機械器具の修繕費

ウ 燃料費

機械器具を使用する場合のガソリン代、石油代、搜索、救出作業を行う場合の照明代、又は救出した者を蘇生させるために必要な採暖用燃料費

(2) 救出の実施期間

ア 災害発生の日から3日以内

イ 災害の状況により、内閣総理大臣の同意を得て救出期間を延長することができる。

第2項 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送手順

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、救助隊から運び込まれた傷病者の医療救護を行ったのち、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 医療救護班又は消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、県、市及びその他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

イ 傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他の関係機関は、救護班で示された順位に基づき、收容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 重傷者等の場合は、必要に応じ県、自衛隊、海上保安部等に対し、ヘリコプターによる搬送を要請する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等の情報の把握が必要となる。

(2) 搬送順位

あらかじめ、地域ごとに医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、およその搬送可能者数を想定しておく。

(3) 搬送経路の確保

緊急道路の確保に係る県関係対策部(道路整備課、交通規制課)との連携体制を図り、柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。また、同様に市道の確保についても必要なことから、これとの情報連絡体制を確保する。

(4) トリアージ・タグの整備

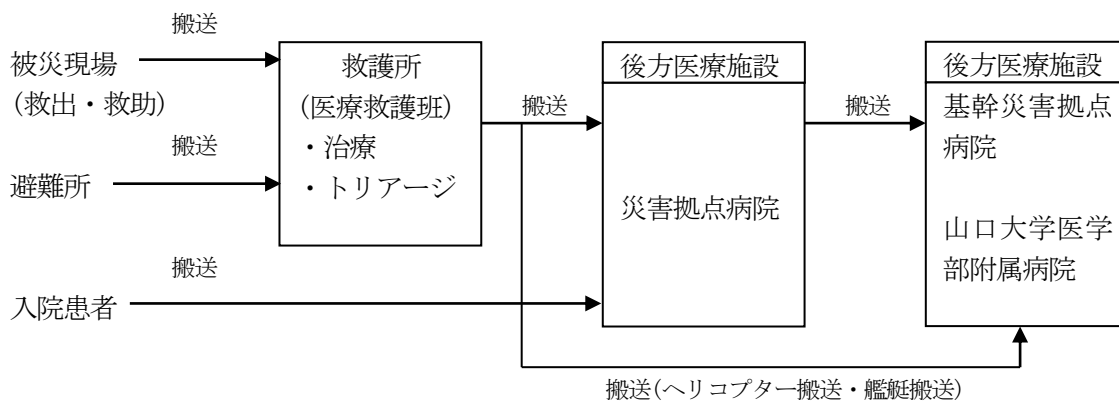
大規模災害時における傷病者の適切な処置、搬送を混乱なく行うため、医療救護活動に関わる関係機関(医療機関、消防機関等)は、治療順位を決定する際に必要となるトリアージ・タグ【様式3-2】の標準化を図る。

第2節 医療等活動計画【健康福祉対策部】

大規模災害時には、家屋の全・半壊等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、これらの負傷者の治療を行う医療機関においても、停電、断水、施設設備の被災等により診療機能が低下することが予想される。

医療機関は、市民の生命の安全に直接関わるものであり、迅速かつ的確な対応が要求されるため、医療救護活動を実施するうえで必要となる医療救護体制、後方医療体制等について定める。

第1項 災害時における医療救護の流れ



第2項 医療救護体制【健康増進班】

1 応急医療需要の把握

災害発生時の応急医療に関する各班活動内容は次のとおりである。

- (1) 本部事務局は、在宅の要配慮者について適切な避難の実施及び避難を行った場所(避難所名等)の把握を行う。
- (2) 消防本部は、救急医療の需要状況及び救急医療情報システムによる医療可能病院の情報を健康増進班に報告する。
- (3) 本部事務局は、消防本部からの情報や各対策部からの被害情報、自主参集時の被害情報を整理し、応急医療の需要情報を健康増進班へ伝達する。これとともに、県災害対策本部へ連絡を行い、山口市周辺市町の医療機関の被害状況及び医療可能病院の情報を把握する。

(4) 健康増進班は、山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会との連絡手段を確保し、医療機関の被害情報や周辺の応急医療需要情報を収集するとともに、本部事務局からの情報を把握し、必要な医療救護所数、医療救護班数を算出する。

(5) 消防団は、私設消防団、地区とともに応急医療需要者を把握し、この救護に当たることを喚起する。

2 医療救護班の編成・派遣

医療救護班の編成は、健康増進班が山口市医師会、吉南医師会及び防府医師会へ協力を要請するが、病院自体が被害を受ける、又は病院へ傷病者が殺到する等の理由で医療救護班の編成が困難になることや多数の医療救護班が必要となることが予想される。

この場合は、山口健康福祉センター所長へ県立総合医療センターや日本赤十字社山口県支部、県医師会、独立行政法人国立病院機構、山口大学医学部等の医療救護班の編成・派遣を要請する。

要請は、下記事項を示して行うが、緊急を要する場合は電話等で行い、後日正式に文書で行う。

また、緊急を要する場合は、隣接の市町等に応援の要請を行い、事後山口健康福祉センターにその状況を報告する。この場合の要請内容も下記事項を示して行う。

- (1) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- (2) 必要とする医療活動の内容(内科、外科、産婦人科等の別)及び必要資機材
- (3) 応援必要班数
- (4) 現地への進入経路、交通手段
- (5) その他参考となる事項

医療救護班の編成基準は、おおむね次のとおりとする。

- 医師 1～2名(うち1名は班長)
- 看護師：3～5名(うち1名は師長又は主任)
- 薬剤師：1名(必要に応じ編入)
- 事務職員：1名
- 診療車等の車両を有するときは、運転手1名

3 救護所の設置

救護所の設置及び医療救護班の派遣先の調整は健康増進班が担当し、設置場所、業務内容は原則として次のとおりとする。

設置を行った際は、広報広聴班、消防団、地区を通じて広く住民に周知する。

医療救護班の状況によっては、救護所への巡回診療により対応を行う。

- (1) 設置場所
避難場所、避難所、災害現場等
- (2) 業務内容
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定(トリアージ)
 - ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認、遺体の検案、処理

4 後方医療体制の確立

被災地での応急治療が十分でない中等傷及び重傷者又は特殊な治療を必要とする被災者等に対し、次のような後方医療体制を確立する。

- (1) 県(医務班)による医療体制の確保
 - ア 2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、現場救護所で救急処理された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。

イ 基幹災害拠点施設を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者又は高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。救護所等と後方医療機関との連絡調整、情報提供。

(2) 後方医療機関への搬送体制の確立

ア 医療救護班の班長は、転送順位の決定(トリアージ)、トリアージ・タグ【様式3-2】の作成を行い、後方医療機関への救急車等による搬送を消防本部に指示する。

イ 消防本部での対応が困難な場合は、県、他市町その他の関係機関に搬送用車両の手配、配車を依頼する。

ウ 上記1で把握した医療可能病院・空きベッド情報をもとに、搬送を行う。搬送のための緊急道路の確保については、各道路管理者、警察等との連携により柔軟な後方医療機関への搬送経路を確保する。ヘリコプター等の広域応援要請の必要が生じた場合は、広域応援医療体制の確保により実施する。

5 市内医療機関による医療・助産

災害が発生し、医療救護班の到着を待ついとまがないとき、又は災害の範囲が広範で医療救護班の派遣能力、活動能力の限界を超える場合は、市内の医療可能な病院、診療所等医療機関又は助産機関へ収容するため、次のような措置を講じる。

- (1) 健康増進班は、応急医療の需要情報を消防本部に伝えるとともに、市内の医療可能病院、診療所等の情報を広報広聴班、消防団、地区を通じて広く住民に周知する。
- (2) 消防本部は、救急医療情報システムにより市内及び市周辺の受入可能病院を把握し、救急車等による傷病者の搬送を行う。
- (3) 消火活動、救出活動の状況により可能な場合、市内受入可能医療機関を把握した上で、消防団、地区による医療機関への搬送も行う。

6 避難所救護センターの設置

避難生活が長期にわたる場合、県、市、山口市医師会、吉南医師会、防府医師会と協議の上、避難所救護センターを設置することとなるが、その設置運営は医療機関の稼動状況を勘案して行う。

避難所救護センターの医師については、初期においては内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医等を含めた編成に切り替える。

7 個別疾病対策

災害時においては、医療機関の被災、混乱等から各種の問題点が生じるが、人工透析患者、難病等の慢性的疾病者への対応も重要となることから、これらの対応について定める。

(1) 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対し実施することが必要となる。

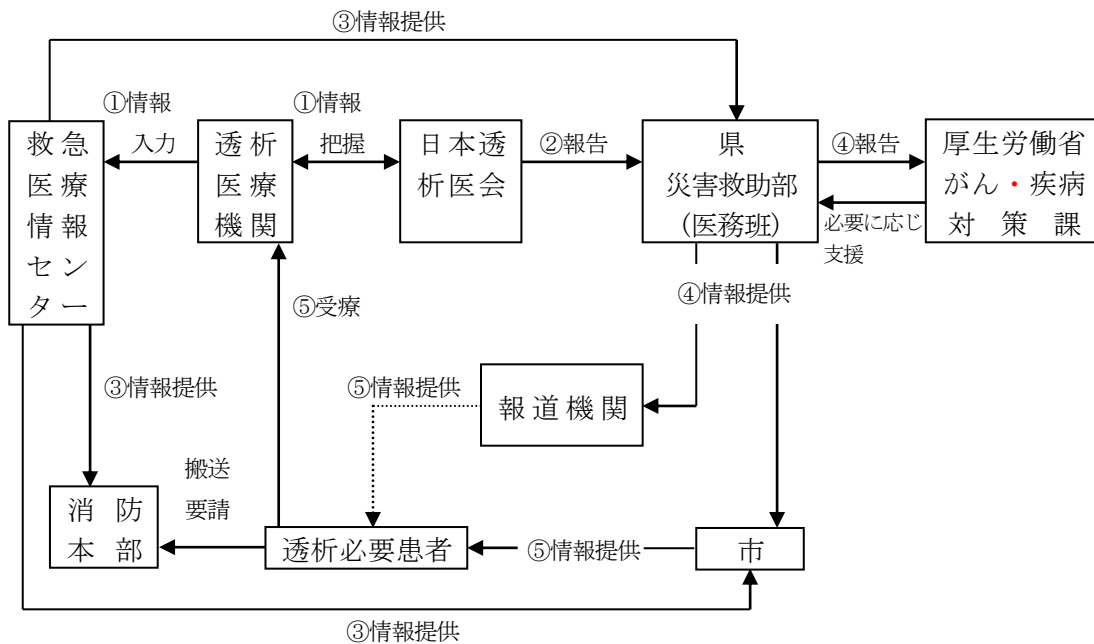
このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

ア 発生時には、日本透析医会が被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況を把握し、県(災害救助部)に伝達する。

イ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼動状況を県、市町、消防本部に提供する。

ウ これらの情報をもとに市及び県(医務班)は、広報紙、報道機関等を通じ透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。

エ 処置に必要な水、医薬品の確保については、日本透析医会が必要な情報を提供するとともに、必要な措置を要請する。

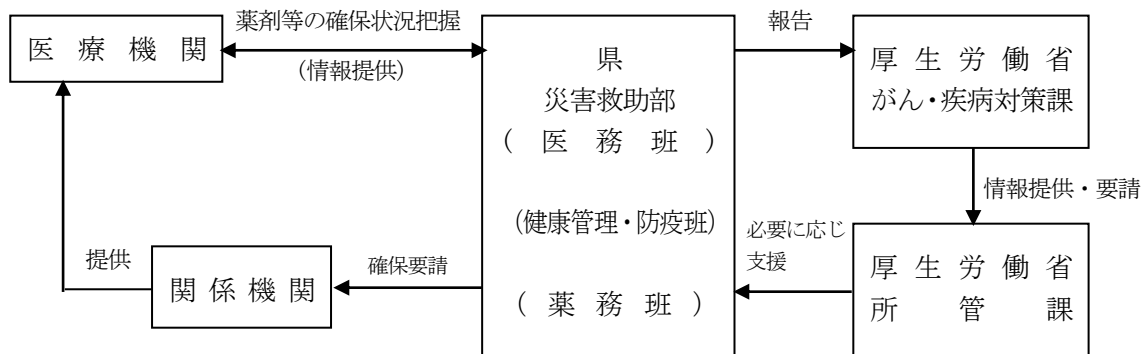


(2) 難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

ア 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。

イ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。



第3項 健康管理体制【健康増進班】

- 1 医療救護班との連携のもと、保健師等により被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。
- 2 市のみでは十分対応できないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。
- 3 緊急を要する場合は、直接近隣の市町に応援要請を行い、事後山口健康福祉センター所長にその状況を報告する。
- 4 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により計画的な対応を行う。

第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画

災害救助法が適用される災害により医療機関が混乱し、被災地の市民が、医療又は助産の途を失った場合、これに必要な応急措置を実施し、被災者の保護を図る。

1 医療救護対象の範囲

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

(2) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 医療のために支出できる費用(患者の移送費は別途計上)

ア 救護班による場合

治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合

医療保険制度の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

厚生労働大臣が定める協定料金の額以内

(4) 実施期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。)

2 助産対象の範囲

(1) 対象者

災害発生の日以前又は7日以内に分べん(死産及び流産含む。)した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産のために支出できる費用(妊婦の移送費は別途計上)

ア 救護班等により措置した場合

使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費

イ 助産師により措置した場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 実施期間

助産を実施できる期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対し、分べんした日から7日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。)

第5項 医薬品・医療資機材の補給

医療及び助産を実施するために必要な医薬品及び医療用資機材は、災害支援病院に備蓄したものを使用するほか、各病院において備蓄しているものを使用し、なお不足するときは、県指定の業者から調達する。

第3節 集団発生傷病者救急医療計画

第1項 実施方針

1 目的

天災、地変、交通、産業災害等により集団的に多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な救急医療体制を実施するために必要な事項について定める。

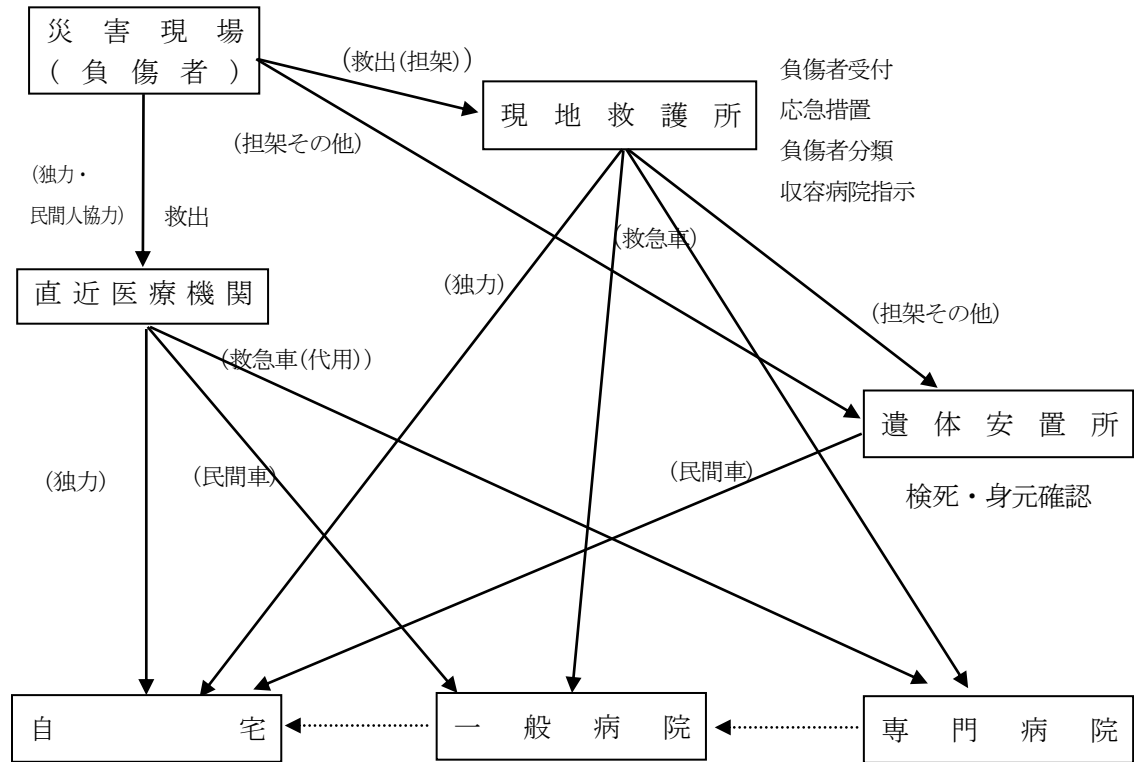
2 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質、有害物の流出、列車、航空機、船舶等の転覆、墜落、沈没その他の事故で集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる事態(以下、この節において「災害」という。)を対象とする。

3 救急医療の範囲

本対策における救急医療の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的処置とし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 災害現場での救出
- (2) 現場付近での応急手当
- (3) 負傷者の分類
- (4) 収容医療施設の指示
- (5) 医療施設への輸送
- (6) 遺体の処理
- (7) 関係機関への連絡通報その他の応急措置
- (8) 救急医療活動の範囲図



4 この対策に定める事項以外の救急医療対策に必要な事項は、関係法令及び県又は本計画に定めるところによるものとする。

第2項 関係機関(者)の措置

1 災害発生責任者の措置(災対法第7条)

災害発生責任者(企業体等)は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じ海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。

2 消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の措置

消防及び警察機関、海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか、適切な措置を講ずるものとする。

3 市の措置(災対法第62条等)

市長は、前項の通報を受けたとき、又はその他の方法により災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに医師会その他の関係機関に通達するとともに、必要に応じて救護班に出動を命じ、地区医師会長等又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるなど必要な措置を講ずる。

なお、市長は適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連携を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ次の事項について整備しておく。

- (1) 災害発生時における通信連絡方法
- (2) 現場活動部隊、救護班の編成
- (3) 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認
- (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送計画
- (5) その他必要な事項

4 県の措置(災対法第70条等)

知事は、災害の状況等から、市だけでは適切な措置を講じることが困難と認めるとき、又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて県立総合医療センター救護班(災害派遣医療チーム(DMAT))を含む)の出動を命じ、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、独立行政法人国立病院機構その他の関係機関に応援を要求するほか、連絡調整その他の必要な事項を講じるものとする。

5 日本赤十字社山口県支部の措置(日本赤十字社法第27条第2項、第28条、第33条)

日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。

6 医師会長等の措置

医師会長等は、知事又は市長から出動の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者(以下「医師等」という。)に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。

7 自衛隊の措置(自衛隊法第83条)

自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は空港事務所長からの派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出、救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。

8 その他の協力(災対法第65条、災害救助法第7条～第9条、消防法第29条第5項、警察官職務執行法第4条第1項、海上保安庁法第16条)

その他の関係機関、団体、企業、市民は、知事、市長、消防職員、警察官、海上保安官の求めに応じ救急医療活動に協力するものとする。

第3項 医師会長等に対する出動要請の方法

災害の発生により、知事又は市長が医師会長等に対し医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) 出動の時期及び場所
- (5) その他必要な事項

第4項 救急医療活動等

1 災害対策等の総合調整

地域防災計画に基づく災害対策総合連絡本部が設置された場合は、各関係機関はこれに参加し、又は連絡員を派遣して、救急医療活動が迅速かつ適切に行えるよう相互に緊密な連携を保つよう努めるものとする。

災害対策総合連絡本部が設置されない場合は、設置された場合の措置に準じて関係機関が相互に連絡を取り、効果的な活動ができるよう努めるものとする。

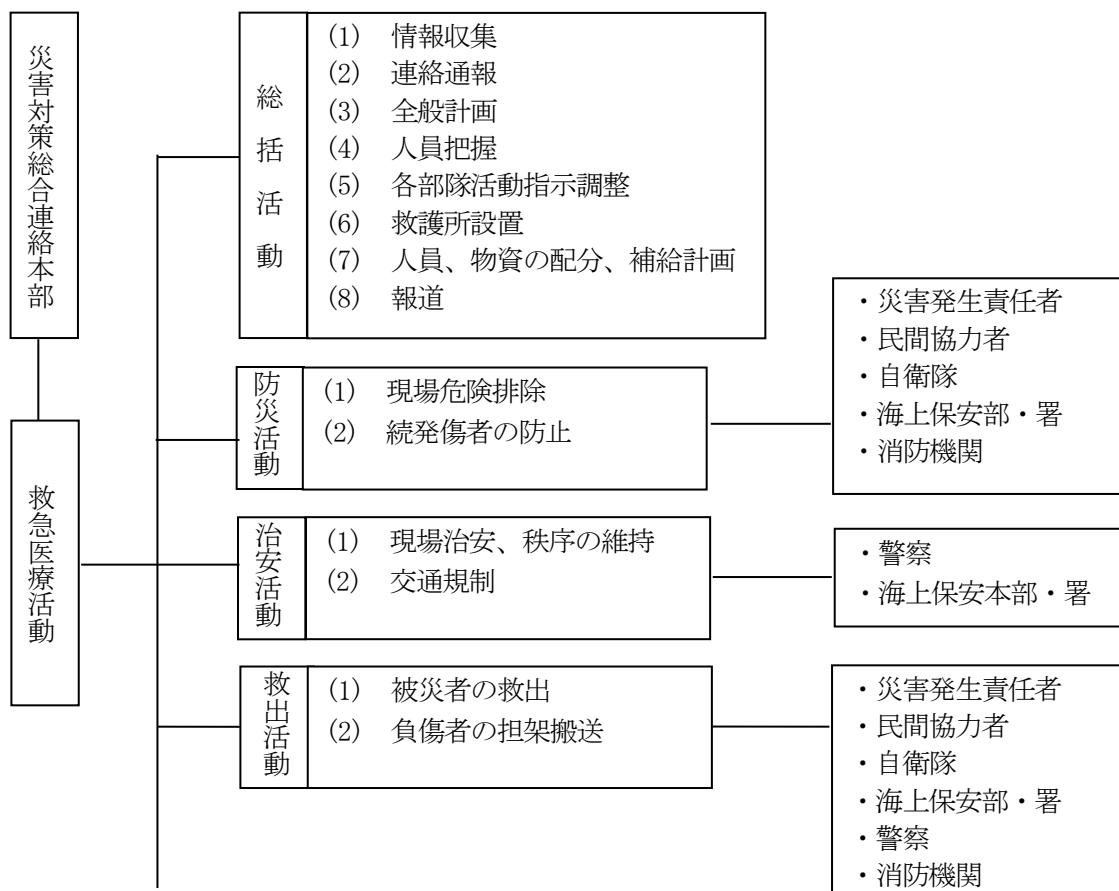
2 現地救護所

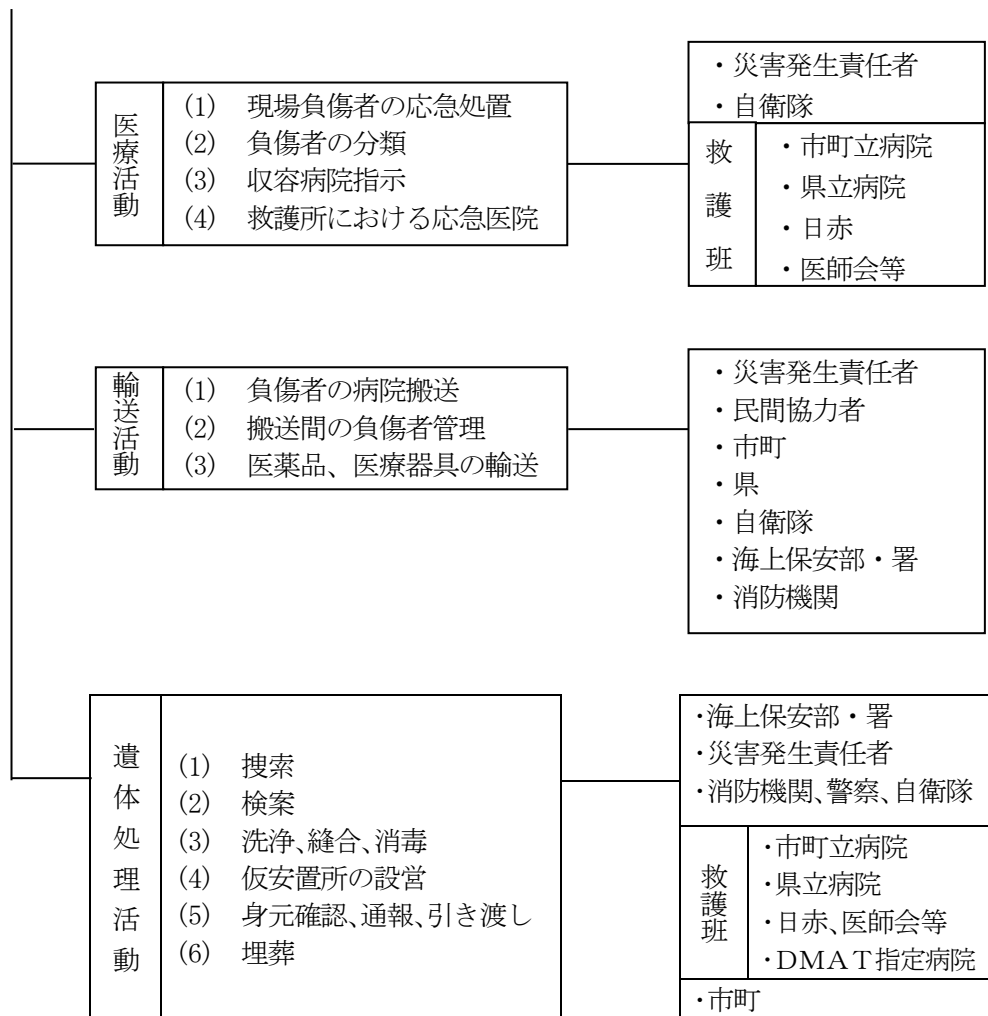
災害応急対策責任者は、災害の状況に応じて関係機関と協議の上、現地救護所を設置する。現地救護所においては傷病者を秩序と統制のもとに受け付け、応急処置及び救命初療を行い、症状程度の分類、傷票の作成交付、搬送順位の決定、収容病院の指示その他の措置を行う。

3 災害現地に出勤した部隊の活動

災害現場に出勤した各部隊の具体的な活動は次のとおりとする。

《災害現場における救急医療活動》





4 事前対策

緊急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同し、又は単独で訓練を実施するものとする。

第5項 費用の負担

1 実費弁償等の負担区分

災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害補償は、次の区分により負担するものとする。

- (1) 市が対策を実施する責務を有する災害で(2)及び(3)以外の場合は市
- (2) 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用内において県(県が支弁し、国が負担)
- (3) 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
- (4) 特別の事情がある場合は、関係機関(者)が相互に協議の上定めることができる。

2 実費弁償

知事又は市長の要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額(災害救助法施行細則第13条)とする。

医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償するものとする。

3 損害賠償

知事又は市長の要請に基づき出動した医師等が救急医療活動に従事したために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は重度心身障がいとなったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により補償するものとする。

知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が損害を受けたときは、その損害の程度に応じ、これを補償するものとする。

第6項 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させる救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

- (1) 出動場所
- (2) 出動者の種別、人員(出動者の出動時間及び期間別に記載)
- (3) 受診者数(重症、軽症、死亡別)
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- (5) 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- (6) 救急医療活動の概要
- (7) その他必要な事項

第7項 協定

市長、山口市医師会長、山口市歯科医師会長、山口市薬剤師会長は、本節の対策実施に関し、次のとおり協定書を取り交わしている。

集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

山口市長は、山口市医師会長、山口市歯科医師会長及び山口市薬剤師会長と協議の結果、次のとおり協定する。

昭和46年6月30日

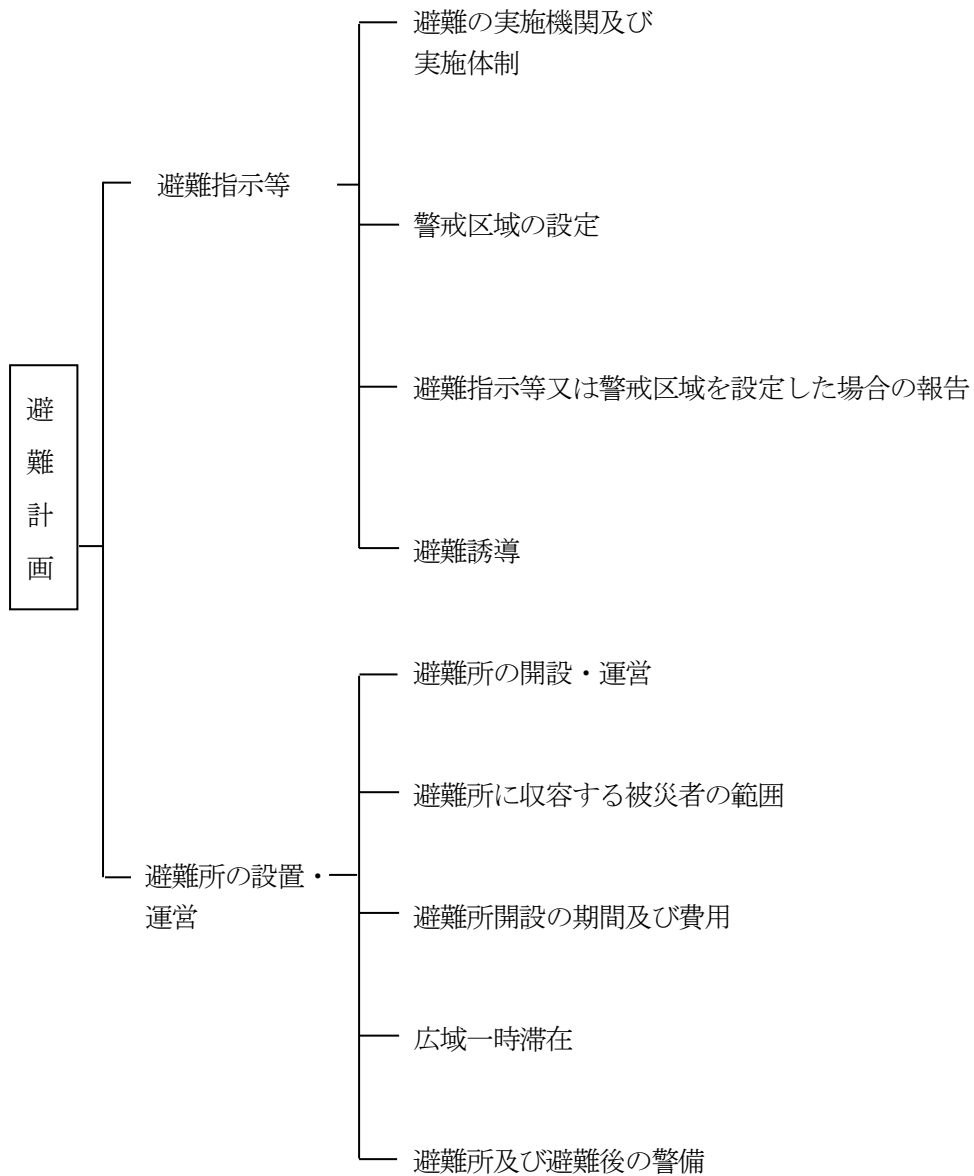
山口市長
山口市医師会長
山口市歯科医師会長
山口市薬剤師会

災害に際して集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策を実施するため、民間医療関係者の活動を必要と認める場合は、山口市地域防災計画第3編第4章第3節集団発生傷病者救急医療対策計画に定めるところにより措置するものとする。

第5章 避難計画

基本的な考え方

災害発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながることから、的確な避難誘導、避難所の開設等について定める。



第1節 避難指示等

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた職員又は消防職員)	災対法第60条第1項 第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるとき。 ・避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者等	・立退きの指示 ・立退き先の指示 ・緊急安全確保措置の指示	県知事に報告 (防災危機管理課)
知事 (委任を受けた職員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条	全災害 ・市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。 ・重大な被害が切迫したと認めるとき又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	・立退き又は緊急安全確保措置の指示 ・警告を発すること。 ・必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は市長に通知 (市長は知事に報告)
海上保安官	災対法第61条 海上保安庁法第18条(昭和23年法律第28号)	全災害 ・市長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき。	同上	同上	同上

		・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき。	船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	船舶の進行停止、指定場所への移動、乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他必要な措置	
自衛官	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。）	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 （その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認められる区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 （その命を受けた県職員） 水防管理者	水防法第22条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上 （水防管理者による場合のみ）

2 高齢者等避難

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、一般住民に対して避難準備を呼びかける必要があるとき、又は避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

3 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が、管内の地理的、社会的条件、発生する災害の想定に基づき、本防災計画に定める。

一般的な例示として次の事態を挙げることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

- (1) 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- (2) 水位周知河川・その他河川等の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過し、今後も継続し、引き続き指数の上昇が予測されるとき。
- (3) 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。
- (4) 河川の水位が氾濫危険水位を超えた後も上昇すると予想され、かつ、今後も継続した降雨が見込まれるとき。
- (5) 河川の上流地域が被害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- (6) 土砂災害降雨危険度がレベル3に達し、かつ、土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- (7) 記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- (8) 土砂災害の前兆現象が認められるとき
- (9) 大規模な火事で風下に拡大するおそれがあるとき。

- (10) 大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (11) 有毒ガス流出等突発的事故が発生したとき。
- (12) 雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。
- (13) その他危険が切迫していると認められるとき。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

4 避難指示等の区分【本部事務局情報班】

避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速な収集とその情報に基づく判断にある。また、発令のタイミングは、要配慮者に十分配慮するものとする。

区 分	事 前 避 難	緊 急 避 難	収容避難（指定避難所への避難）
概 要	被害が発生し始めた場合等で、被害を受ける前に、避難準備又は安全な場所に避難させる必要があり、時間的に余裕がある場合	事前避難の余裕がなく、現に災害が発生し、又は危険が切迫していると判断される場合	通常、居住の場所を失った場合、又は比較的長期にわたり避難の必要がある場合
予想される事態	(1) 気象警報が発表され、避難の準備又は事前に避難を要すると判断されたとき (2) 河川が避難判断水位（洪水予報河川では氾濫警戒情報が発表されたとき）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき (3) あらかじめ災害形態別に危険が日頃から予想されるとき（地滑り指定地域等） (4) その諸般の状況から避難準備又は事前に避難させる必要がある場合	避難の指示等を突発的に行うケースが多いので、速やかな伝達手段、避難場所の周知、避難方法等平常時に確立しておく	(1) 収容に当たっては輸送用車両、船舶等あらゆる手段を講じて迅速かつ安全に収容避難を行う。 (2) 居住地の問題、保健衛生等の面について特に考慮する。 (3) 応急住宅の建設等について総合的に配慮する。

5 避難指示等の判断に係る助言

市は、避難指示等の判断に際し必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関、指定地方行政機関又は県は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

6 避難指示等の伝達

避難指示等を発令した場合は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- (1) 避難指示等を発令した場合は、防災行政無線等の情報伝達手段の運用（平成27年12月作成）に基づき、速やかに、その内容を市防災行政無線、市防災メール、広報車、サイレン、報道機関の協力等あらゆる伝達手段を通じ又は直接住民に対し、確実に伝わるよう周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。（サイレンは、広範囲への避難指示等発令時に「1分吹鳴、5秒休み、1分吹鳴」するものとする）

この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

また、利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等要配慮者利用施設に対しては、特に当該施設とあらかじめ定められた情報伝達手段により、確実に伝達する。

(2) 避難の伝達に当たっては、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

(3) 避難の指示等をしたときが、夜間、停電時または風雨が激しく、各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団、自治会等の組織を利用して家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

なお、この方法については、市、消防、警察の職員及び消防団員、自治会等と協議し定めておく。

7 避難指示等の解除

避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第2項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内 容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警察官 海上保安官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	同上
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上的場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り設定する。	同上 (自衛隊法第94条)
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する。	消 防 法 第 2 8 条、第36条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場合において設定する。	水防法第21条

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災対法第63条)【本部員会議】

警戒区域の設定は、住民の保護を目的としていることから、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、市長からの要求等により警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられる部隊等の自衛官が市長の職権を行った場合、その旨を市長に通知する。

なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域について、どのような処分を行うかは市長の自由裁量行為であることから、立入制限を行う場合においてもどのような制限(どのような立入許可をするか)を行うか等について、混乱を来さないように十分留意しておく。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った場合、避難指示等と同様、住民及び関係機関にその内容を伝達する。

【本部事務局・広報広聴班】

※ 警戒区域の設定が、避難の指示(災対法第60条)と異なる点は、

第1に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとらえて立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される(災対法第116条第2項)ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項に基づき、市の職員に委任することができる。

第3項 避難指示等又は警戒区域を設定した場合の報告

1 知事及び警察署長に対する報告通知

避難のための高齢者等避難の発令、立退きの指示、又は警戒区域を設定したときは、次により速やかに必要事項を通知する。【本部事務局】

報告事項

- (1) 避難の指示等の発令
- (2) 避難を要する理由
- (3) 対象地区名・世帯数・人数
- (4) 避難所の開設時期・名称

2 関係機関との連絡

避難の指示等の発令又は警戒区域の設定は、警察官と相互に緊密な連絡をとりながら行う。

なお、警察官、自衛官及び海上保安官が単独で避難の指示を行ったとき、又は警戒区域を設定したときは、直ちにその旨の報告を受ける。

第4項 避難誘導

避難指示等が発令された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は区、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもとに次により避難させる。【地域交流センター班・総合支所対策部】

1 被災地近傍の空き地等の一時集合場所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。

この場合、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。

2 避難経路は、できるだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

3 危険な地点には表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。

4 浸水地帯では、船艇又はロープ等を使用して、安全を期する。

5 高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難経路等の状況に応じ、車両、船艇等を活用するなど配慮する。

6 誘導中は、事故防止に努める。

7 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ他機関に応援を要請し、実施するものとする。

第2節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のため被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、災害救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになる。

避難所の開設は、他機関、協力団体等(消防団、婦人会、青年団、ボランティア団体等)の協力を得て実施する。【地域交流センター班・各総合支所対策部・関係各班】

第1項 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 避難所は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時において、先に選定した避難施設のうちから、災害規模、被災状況等を勘案し、管内の学校、公共施設等において開設する。

また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者等の同意を得て避難場所として開設する。なお、開設にあたっては、建築物の安全を確認したうえで、開設すること。

利用者が入所、入院する社会福祉施設、病院等から、施設専用避難所の開設について依頼があった場合には、あらかじめ、指定されている避難先施設の管理者に開設(受入)の要請をし、施設専用避難所を開設する。

- (2) 避難所を開設した場合には、付近住民に対し周知徹底を図るとともに、関係機関(警察署、消防署等)へ連絡する。

また、施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。

- (3) 避難所開設と併せ、情報提供に必要な窓口を設ける。

2 避難所の管理・運営

- (1) 避難所を開設した場合には、市長は管理責任者を指名するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

- (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら避難者の確認を行い、避難者名簿【様式3-1】を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用するものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。

- (3) 避難所においては、水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

- (4) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、ほかの地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

- (5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

- (6) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境、情報伝達、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点、また同伴した補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)及び同行したペット等に配慮する。

特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。

また、ペットとの同行避難について、市は飼い主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意など、飼い主による平時からの備えや避難先のルールについて普及啓発に努める。また、避難所におけるペットの扱いについては、環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる

- (7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (8) 避難所においては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (9) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (10) 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2項 避難所に収容する被災者の範囲

1 災害によって現に被害を受けた者

- (1) 住家被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水等(破壊消防による全半壊を含む。)の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

- (2) 現実に被害を受けた者

自己の住家の直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば旅館・下宿の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人など

2 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

- (1) 避難指示等が発せられた場合

- (2) 避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある場合

(注)・ 被害を受けるおそれがある者が避難所に収容された者は、その被害を受けるおそれが解消したときは、直ちに退所しなければならない。(災害救助法の基準)

・ 収容に際しては、物資配給の便宜等を考慮し、出来る限り同一町内単位等にまとめることが望ましい。

第3項 避難所の開設期間及び費用

災害救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、次のとおりである。

1 期間

災害発生の日から7日以内。災害の状況により内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

2 費用

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費及び購入費
- (5) 光熱水費

- (6) 仮設炊事場、便所及び風呂の設置費等
- (7) 福祉避難所設置に係る実費

第4項 広域一時滞在

- 1 市長は、被災地区の市の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町又は隣接県等における広域一時滞在について知事に要請する。【本部事務局】
- 2 市長は広域一時滞在のための要請したときは、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。【関係各班】
- 3 県から被災者の受入を指示されたときは、直ちに避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。【本部事務局・関係各班】
- 4 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請を行った市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所での運営に協力する。
- 5 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。
- 6 被災者の移送方法は、県が当該市町の輸送能力を勘案し決定実施するが、この場合県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

第5項 避難所及び避難後の警備

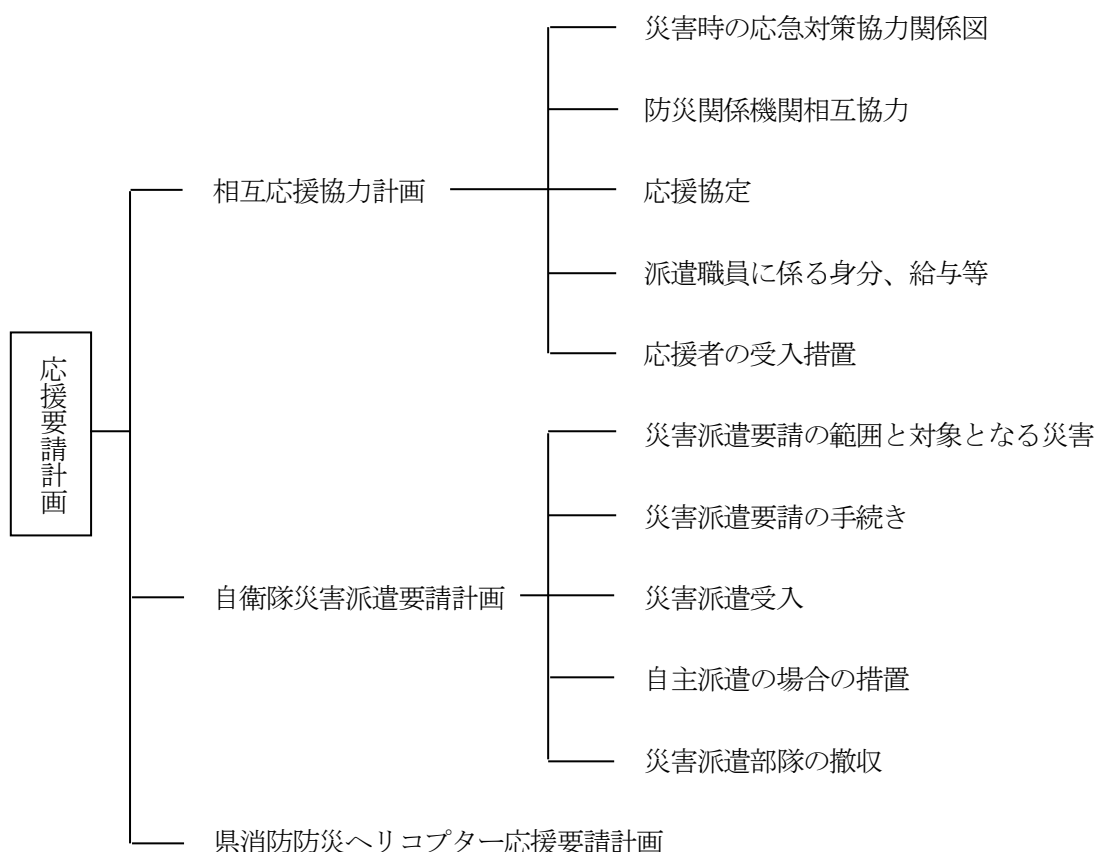
避難所及び避難後の留守宅等の治安維持並びに不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第6章 応援要請計画

基本的な考え方

災害が発生した場合、あらかじめ定めてある地域防災計画等に基づき、各種の応急対策を実施することになるが、大規模災害発生時には被害が広範囲にわたり発生することから、被災地市町のみでの対応が困難なばかりか、県及び県内の各機関をもってしても十分な対応ができないことも考えられる。

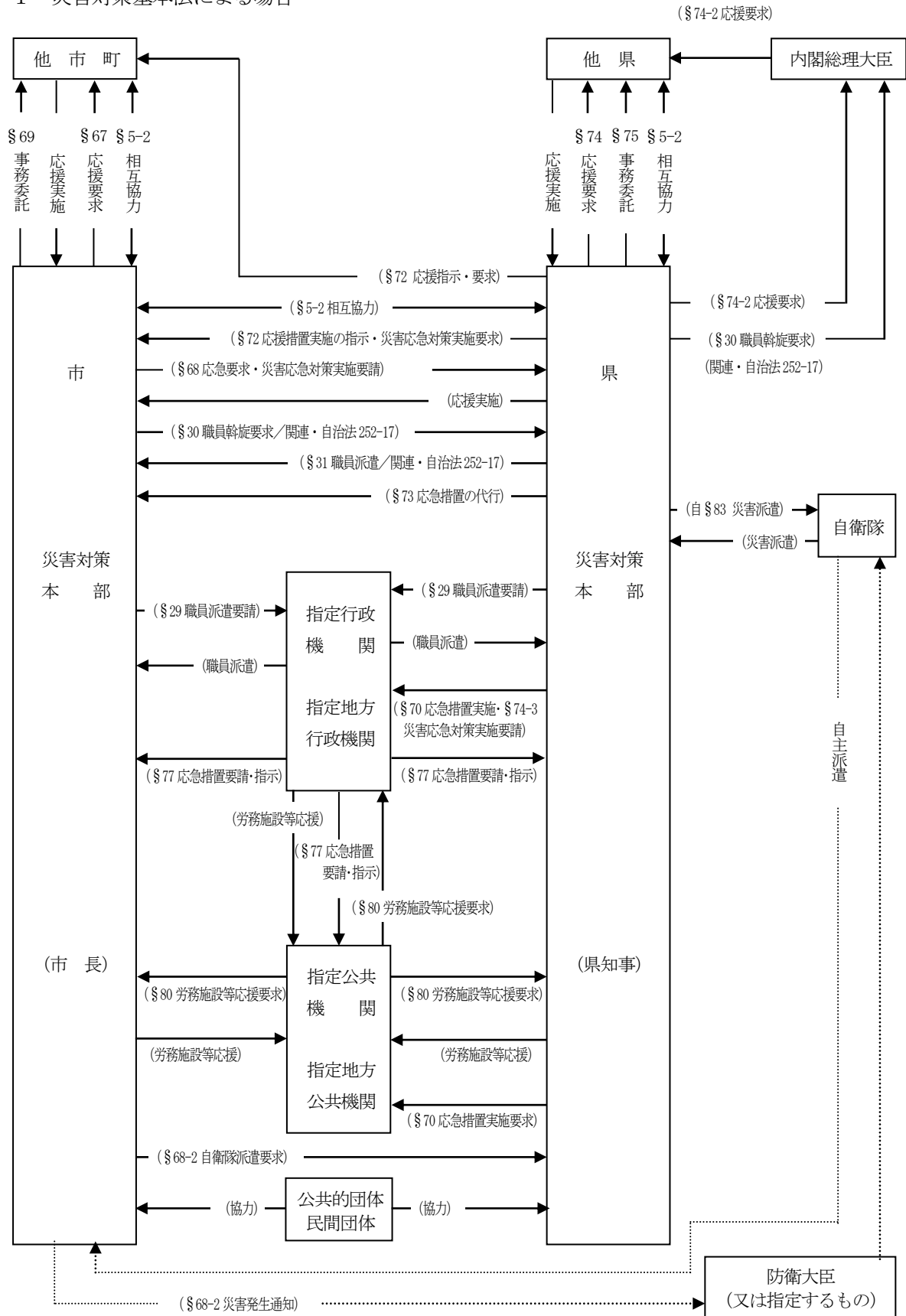
このような場合、被災の受けていない市町や隣接県、国、自衛隊及び民間団体等の協力、応援を得て災害対策を実施することとなり、県においては山口県災害時広域受援計画等に基づいた受援体制を整えられる。



第1節 相互応援協力計画

第1項 災害時の応急対策協力関係図

1 災害対策基本法による場合



第2項 防災関係機関相互協力

被災地域での災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるには、国(指定地方行政機関)、県、市町村及び指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に協力して対応することが求められることから、これに必要な事項について定める。

1 相互協力体制

(1) 他の市町村へ応援要請

市長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援要請を行う。【本部事務局】

この場合の円滑な対応を期するため、隣接市町等を対象に、相互応援協定等を締結するなど、充実を図っておくものとする。

(2) 県への応援要請又はあっせんの要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請する。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県知事に対し他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求める。

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派 遣 要 請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あっせん (要 請 先)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第2項 (知 事)	災対法第30条第1項 (知 事)

ウ 派遣要請者は、市長である。

エ 要請先及び要請必要事項

県への要請は、県災害対策本部本部室班に対し行い、要請についてはとりあえず電話等により行い、後日文書で改めて処理する。

要請必要事項は、次のとおりとする。

要請の内容	要請に必要な事項	備 考
1 他の市町村に対する 応援要請 2 県への応援要請又は 災害応急対策の実施要 請	(1) 災害の状況 (2) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする災害応急対策) (6) その他必要な事項	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第2節 自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は 都道府県の職員の派遣 のあっせんを求める場 合	(1) 派遣のあっせんを求める理由 (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件 (5) その他参考となるべき事項	災対法第30条 地方自治法第252条の17

他県消防の応援のあつせんを求める場合	第11章 水防・消防、危険物等対策計画 第2節参照	消防組織法第24条の3
放送機関への災害時放送要請	第2章 情報収集・伝達計画参照 NHK山口放送局、山口放送(株)、テレビ山口(株)、 (株)エフエム山口、山口朝日放送(株)	災対法第57条

(3) 自主防災組織との協力体制の確立

市は、「避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力」、「その他の災害応急対策業務(地域、市町村の体制等を勘案して)への協力」、「要配慮者の保護」等の協力体制を確立する。

(4) 資料の整備

市は、被災市町村からの応援要請に迅速に対応できるよう、平素から応援職員、必要資機材等の確認をしておくとともに、必要資料について整備しておく。

2 相互協力の実施

(1) 基本的事項

ア 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り協力又は便宜を供与する。【本部事務局】

イ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、協議、協定等を締結しておく。

(2) 応援を受けた場合の費用の負担

ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は災対法第92条によるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、それによる。

イ 費用の負担の対象となるものは、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣職員の旅費相当額
- (イ) 応急措置に要した資材の経費
- (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
- (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定

大規模な災害が発生した場合の災害応急対策は、被災市町村及び県のみでは十分な対応ができないことが予想される。このため、他の市町村との間に相互応援協定を締結するなどして、円滑な災害応急対策を講じると共に、他の市町村からの支援が円滑に受入られるよう体制の整備に努める。

(1) 市町村の相互応援協定

ア 消防相互応援

県内各市町及び消防本部は、隣接市町(消防本部)及び全県下を対象とする広域消防相互応援協定を締結し、大規模災害等による不測の事態に備えている。

イ 自動車専用道における消防相互応援

関係市町は、中国自動車道、山陽自動車道において、火災、救急及び救助事故等が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的とした消防に関する相互応援協定を締結している。

(2) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

(3)遠隔自治体との相互応援協定

広範囲な災害の発生に備え、遠隔地の自治体との応援協定締結に努める。

2 民間団体との協定

市は、災害応急対策を実施する上で支援を受ける必要がある場合、積極的な協力が得られるよう、関係民間団体との協力体制の確立に努める。

第4項 派遣職員に係る身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災対法第32条、同法施行令第17条、第18条にその取扱いが規定されている。

災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に係る災害派遣手当については、「山口市災害派遣手当に関する条例」による。

第5項 応援者の受入措置

1 応援者の受入先

他の市町村、他県からの応援者の受入に関し必要な措置を講じる。【本部事務局・関係各班】

- (1) 到着場所の指定
- (2) 連絡場所の指定
- (3) 連絡責任者の氏名
- (4) 指揮系統の確認及び徹底
- (5) 使用資機材の確保、供給に必要な措置

2 応援者の帰属

要請に応じ派遣された者は、本市災害対策本部の下に活動するものとする。

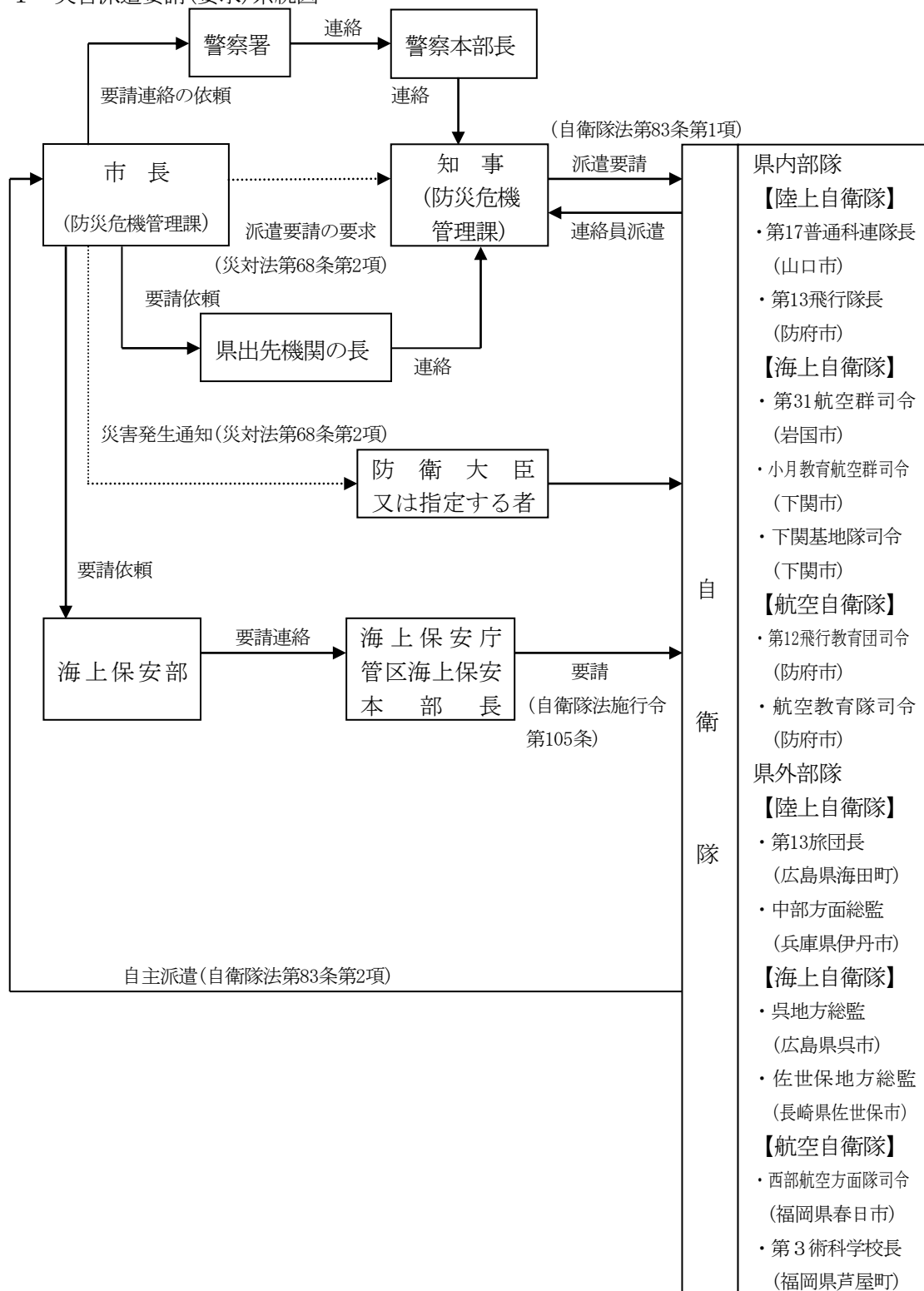
第2節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生し、人命又は財産保護のため必要な応急対策又は災害復旧を実施するため急を要し、かつ市において救助活動に必要な人員、物資、設備及び用具等を確保することが困難な場合がある。

このような場合、市長は、被害の状況に応じ県知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行うことになるため、これに必要な事項を定める。

第1項 災害派遣要請の範囲と対象となる災害

1 災害派遣要請(要求)系統図



2 要請の基準

自衛隊による救助活動は多岐にわたるが、要請に当たっての統一見解としておおむね次に掲げる事項を満たすものについて派遣要請を行うものとする。なお、派遣要請をしない場合、その旨を連絡するものとする。

- (1) 災害に際し、人命又は財産の保護のため必要であること。

- (2) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況から自衛隊の活動が必要であり、かつ適当であること。
- (3) 救援活動の内容が、自衛隊の活動にとって適切であること。

第2項 災害派遣要請の手続き

市長(本部長)は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断する場合は、速やかに本部会議に諮り、必要事項を検討し直ちに災害派遣要請書を知事(県災害対策本部本部室班)に提出する。

派遣要請に係る必要事項は下記のとおりとする。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

緊急を要するときは、口頭又は電話等迅速な方法により依頼し、事後速やかに災害派遣要請依頼書【様式2-3】を提出する。

自衛隊派遣要請依頼先				
県災害対策本部・本部室班 (防災危機管理課)	昼間	TEL	083-933-2370	県防災行政無線 821
		FAX	083-933-2408	
	夜間	TEL	083-933-2390	

市長は、県(知事)に対し派遣要請ができない場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において、市長は事後速やかにその旨を知事に通知する。(災対法第68条の2)

区 分	要 請 先	所 在 地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784 (083-922-2281) (防災無線(衛星系)8-035-217)	車両・船舶・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101)	
	中部方面総監	(防災無線(衛星系) 8-034-101-941-157) 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	広島県呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181)	
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180)	
	下関基地隊司令	下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	

航空自衛隊に 対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島 (0835-22-1950内線231)	主として航空 機による偵察・人 員・物資輸送等
	航空教育隊司令	防府市中関 (0835-22-1950)	
	西部航空方面隊司令	福岡県春日市原町3-1-1 (092-581-4031内線2348)	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	

第3項 災害派遣受入

1 受入準備

知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿泊所、車両資機材等の保管場所の確保その他受入のために必要な措置を講じる。【本部事務局】

【集結地】

施設名	面積(㎡)	住所	電話番号
山口南総合センター運動広場	17,000	山口市名田島1218-1	083-972-8333
山口市南部運動広場	15,060	山口市嘉川5458-1	083-989-4390
小郡運動公園グラウンド	20,390	山口市小郡円座西町1500番地109	083-973-0638 (小郡地域交流センター)
長者ヶ原運動公園	26,045	山口市徳地船路10668番地	0835-52-0217 (徳地地域交流センター)
阿東運動広場	30,377	山口市阿東地福下235番地4	083-956-0116 (阿東地域交流センター)

- (1) 市の職員の中から派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- (2) 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- (3) 部隊が集結した後、直ちに指揮官と応援作業等の計画について協議調整の上、必要な措置を講じる。

2 部隊誘導

地理に不案内の部隊のため、消防団員又は自主防災組織構成員等をもって集結地に誘導する。

3 自衛隊の活動等に関する報告

市長は、派遣部隊の指揮官から当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時の報告を受け、又は従事している作業の内容及びその進捗状況等について報告を受け、適宜県災害対策本部本部室に報告する。

4 経費の負担区分

(1) 自衛隊が負担する経費

- ア 部隊の輸送費
- イ 隊員の給与
- ウ 隊員の食料費
- エ その他部隊に直接必要な経費

(2) 市が負担する経費

- (1) に掲げる経費以外の経費

第4項 自主派遣の場合の措置

- 1 指定部隊の長は、出来る限り早急に知事等に自主派遣したことを連絡する。
- 2 知事等は、1の連絡を受けたときは、直ちに市長に通知する。
- 3 市長は、知事等からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けたときは、直ちに前記第3項の規定に準じた措置を講じる。

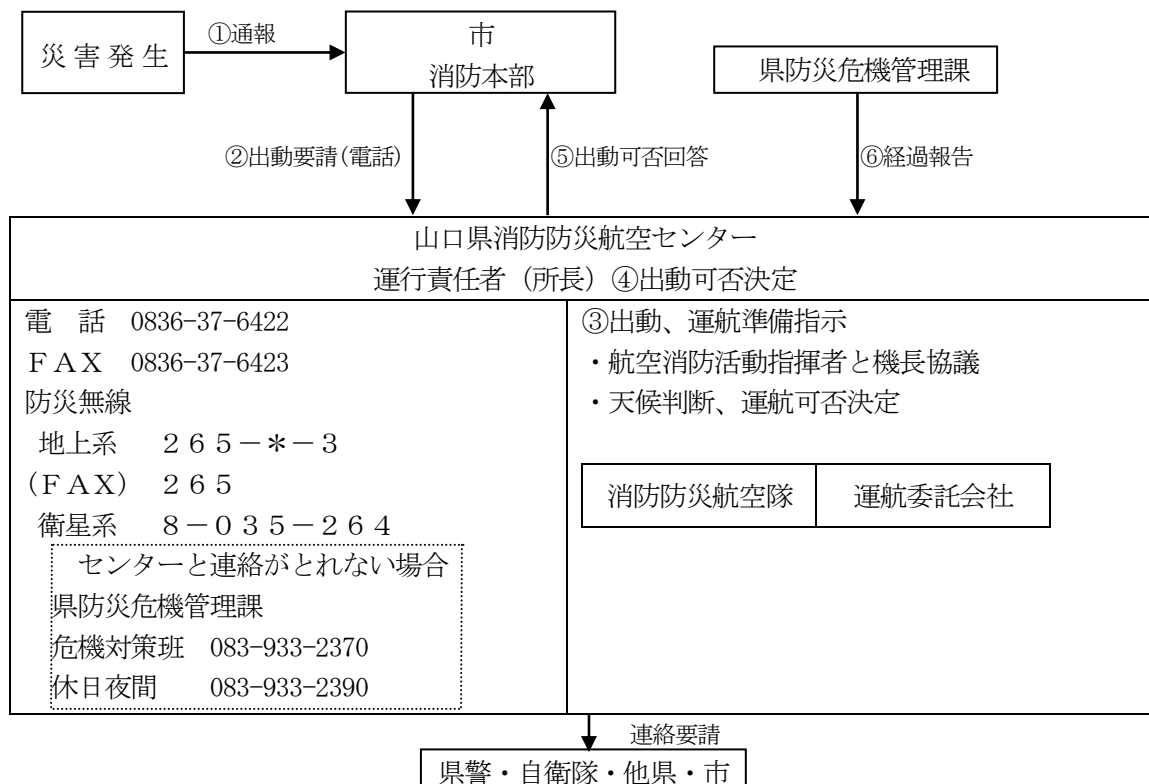
第5項 災害派遣部隊の撤収

- 1 撤収要請の時期
市長が災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- 2 撤収要請の手続き
撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書【様式2-4】による。

第3節 県消防防災ヘリコプター応援要請計画

市長は、知事に対し「山口県消防防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- 1 応援要請の原則
市長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。
 - (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
 - (2) 要請市町等の消防力によって防御が困難な場合又は消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
 - (3) その他救急救助活動において、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と判断される場合
- 2 要請方法
県に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、次の図による。

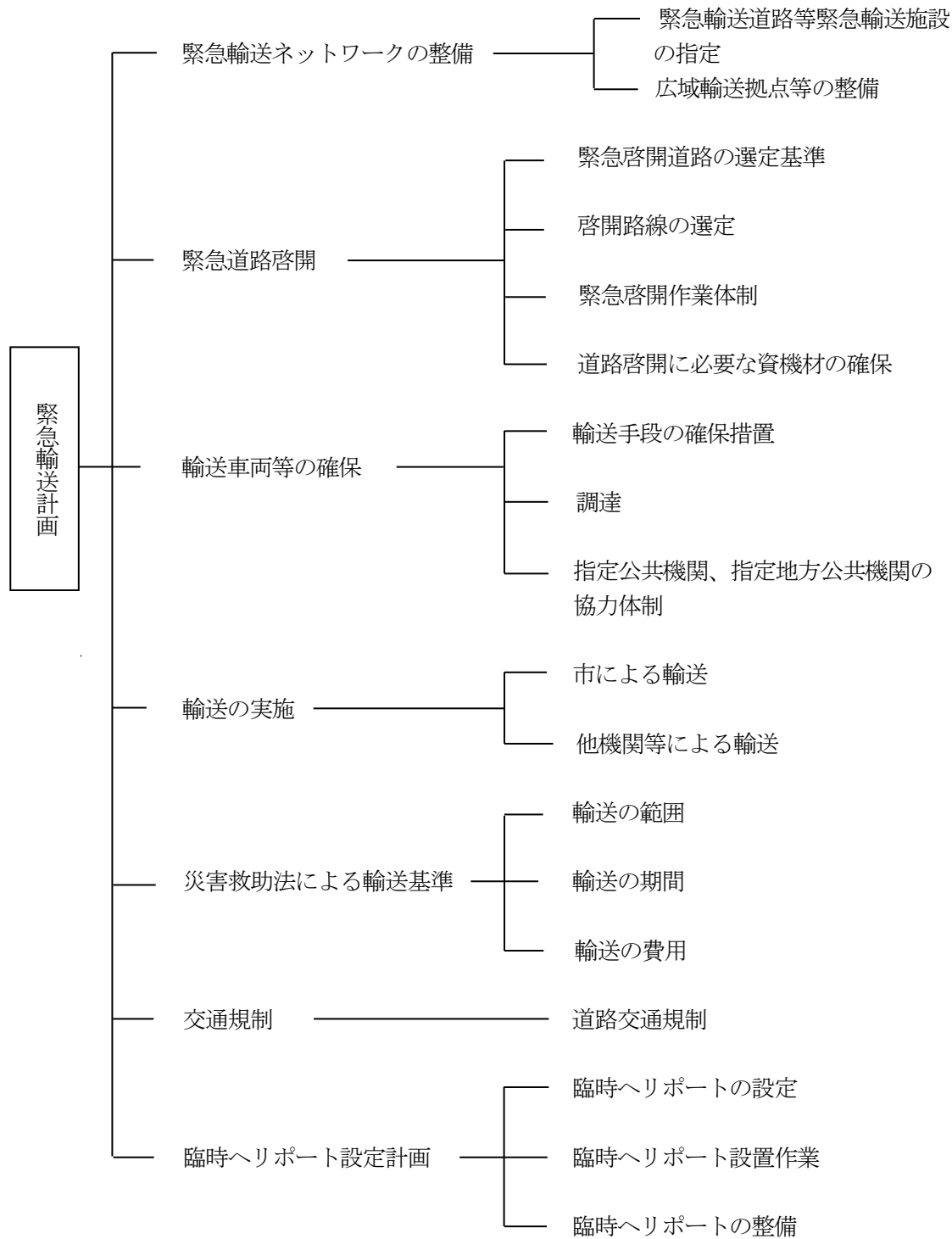


第7章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資、要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たり、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保に関し定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定【都市整備対策部】

市は、大規模災害時に物資の受入、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等緊急な輸送対応が確保されるよう緊急輸送道路等輸送施設を指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

1 道路

路 線 名	路 線 名	路 線 名
中国縦貫自動車道	県道山口秋穂線(194)	市道今宿西和西線
山陽自動車道	県道陶湯田線(200)	市道八幡馬場江良線
国道2号	県道巖島早間田線(203)	市道山手津市線
国道9号	県道宮野大歳線(204)	市道山手公民館線
国道190号	県道きらら浜沖の原線(213)	市道中市線
国道262号	県道新山口停車場長谷線(214)	市道宮島町間田線
国道315号	県善和阿知須線(216)	市道上矢原上東2号線
国道376号	県道大海秋穂二島線(338)	市道葵一丁目線
国道435号	市道浜田飛石線	市道勝井高井線
国道489号	市道岩倉浜線	市道下千坊上千坊2号線
県道山口宇部線(6)	市道東側線	市道矢足新山口駅線
県道徳山徳地線(9)	市道黄金町野田1号線	市道宮島町白石二丁目線
県道萩篠生線(11)	市道糸米羽板2号線	市道大殿大路野田線
県道萩津和野線(13)	市道糸米羽板1号線	市道流通センター1号線
県道山口防府線(21)	市道長野御堀2号線	市道鷹ノ子西線
県道防府徳地線(24)	市道黄金町野田4号線	産業団地北産業団地南線
県道宇部防府線(25)	市道石観音伊勢橋2号線	
県道小郡三隅線(28)	市道上仁保津1号線	

2 臨時ヘリポート

名 称	所 在 地	管理者	電話番号
維新百年記念公園 (ラグビー・サッカー場)	維新公園4丁目1番1号	管理事務所	083-922-2754
山口県消防学校	鑄銭司6440-1	学校	083-986-4001
一の坂ダム運動公園	上天花1-1	県河川課 (自治会)	083-933-3770 (924-2399)
徳地山村広場	徳地堀1745-1	徳地農林振興課	0835-52-1116
国立山口徳地少年自然の家	徳地船路668	少年自然の家	0835-56-0111
阿知須ヘリポート	阿知須10509-11	阿知須総合支所 地域振興課	0836-65-4112
阿東運動広場	阿東地福下235-4	阿東地域交流センター	083-956-0116
やまぐちリフレッシュパーク(第1グラウンド)	大内長野1107	管理事務所	083-927-7211
山口市スポーツの森(第2球場)	宮野上253	管理事務所	083-928-1120
山口南総合センター(グラウ	名田島1218-1	センター事務所	083-972-8333

ンド)			
小郡中学校(グラウンド)	小郡下郷 8 7 9 - 1	学校	083-973-0508
防府高校佐波分校(グラウンド)	徳地堀 2 4 4 9	学校	0835-52-1311
阿知須中学校(グラウンド)	阿知須 5 0 9 4 - 3	学校	0836-65-2074
阿知須小学校(グラウンド)	阿知須 4 2 5 1	学校	0836-65-2014
井関小学校(グラウンド)	阿知須 1 6 3 9	学校	0836-65-2053
山口きらら博記念公園 (北駐車場)	阿知須 1 0 5 0 9 - 7 2	山口きらら博記念 公園管理事務所	0836-65-6900
秋穂中学校(グラウンド)	秋穂東 6 1 5 - 1	学校	083-984-2114
大海小学校(グラウンド)	秋穂東 2 2 4 8	学校	083-984-2253
秋穂小学校(グラウンド)	秋穂東 6 7 7 1	学校	083-984-2250
大海総合センター(グラウン ド)	秋穂東 1 1 3 0 - 5	大海総合センター 事務所	083-984-2053
阿東東中学校(グラウンド)	阿東徳佐中 7 6 8 - 1	学校	083-956-0039
旧篠目小学校(グラウンド)	阿東篠目 3 7 9 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
山口市嘉年体育館(グラウン ド)	阿東嘉年上 3 4 3 6 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
旧柚野木小学校(グラウン ド)	徳地柚木 2 0 1 8 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
三田工業株式会社徳地工場 (グラウンド)	徳地船路 8 3 8 番地	三田工業株式会社	0835-56-1111
やまぐちサッカー交流広場 引谷体育館(グラウンド)	徳地引谷 1 1 9 9 番地 3	やまぐちサッカー 交流広場	0835-56-0888
新田橋東詰佐波川河川敷	徳地伊賀地新田地内	山口河川国道事務 所佐波川出張所	0835-22-0898
旧島地中学校(グラウンド)	徳地島地 4 3 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
旧串小学校(グラウンド)	徳地鯖河内 1 4 2 1 番地	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
維新百年記念公園(スポーツ 文化センター前芝広場)	維新公園 4 丁目 1 番 1 号	管理事務所	083-922-2754
維新百年記念公園(球技場)	維新公園 4 丁目 1 番 1 号	管理事務所	083-922-2754
生雲小学校(グラウンド)	阿東生雲中 3 1 9	学校	083-954-0109
旧亀山小学校(グラウンド)	阿東徳佐上 1 4 8 5 - 1	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
旧柚野中学校(グラウンド)	徳地柚木 1 8 0	教育委員会 教育施設管理課	083-934-2860
平川中学校(グラウンド)	黒川 1 2 3 1 - 1	学校	083-924-7700
白石中学校(グラウンド)	白石 2 丁目 7 - 1	学校	083-922-0387
大殿小学校(グラウンド)	大殿大路 2 1 3	学校	083-922-0343
小鯖小学校(グラウンド)	下小鯖 2 5 1 9	学校	083-927-0051
鑄銭司小学校(グラウンド)	鑄銭司 4 0 1 0	学校	083-986-2609
川西中学校(グラウンド)	嘉川 4 3 5 2 - 2	学校	083-989-2209
佐山小学校(グラウンド)	佐山 2 7 3 1	学校	083-989-3020

二島小学校(グラウンド)	秋穂二島 5 5 2 - 1	学校	083-987-2009
東鯖地区ヘリポート	下小鯖 5 0 7 9	小鯖 16 区自治会	083-927-2321
山口秋穂園	秋穂二島 4 3 4 - 1	山口秋穂園	083-984-5151
山口県山口南警察署敷地	小郡下郷 3 8 4 8 - 1	山口南警察署	083-972-0110
山口市中央公園	中園町 7 - 7	都市整備課	083-922-4111

3 港湾・漁港

港 湾 ・ 漁 港 名	所 在 地
秋穂港	秋穂東 7 6 9 6 - 7 地先
秋穂漁港(浦地区)	秋穂東 5 9 1 5 - 4 9 地先
秋穂漁港(大海地区)	秋穂東 6 4 3 - 6 地先
山口漁港	秋穂二島 1 0 4 3 7 - 4 地先
阿知須漁港	阿知須 3 7 2 5 - 1 2 5 地先

第2項 広域輸送拠点等の整備

- 1 市は、他市町村等からの緊急物資の受入、一時保管及び各地域内輸送拠点への積載・配分等の拠点としての輸送基地を次のように定める。

所在は、臨時ヘリポート地、港湾・漁港地に準ずるが、天候等により屋内施設が必要な場合は、県が定める陸上輸送基地の使用について県と協議する。

- 2 輸送拠点の整備

市は、地域内の輸送拠点として、前号で定める広域輸送拠点に加え、市内の道の駅を指定する。また、地域の社会特性(人口、交通施設の整備状況、交通利便性等)や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。

なお、道の駅は被災地における他市町村等からの応援部隊の集合地点としての活用も兼ねるものとする。

- 3 市外拠点の確保

災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、県や近隣市、関係運輸局に要請し、市外に物資の集積・輸送拠点を確保する。

第2節 緊急道路啓開【都市整備対策部】

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修理を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、路面の損壊等の応急補修を優先的に行う。【道路管理班】

第1項 緊急啓開道路の選定基準

各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し選定する。

- 1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路

- 2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と市災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (4) 他の市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

1 警戒道路の選定

市及び県は、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路㈱等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

2 災害対策基本法に基づく区間指定

【各道路管理者】

各道路管理者は、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、当該区間内にある者に対して当該区間を周知し、以下の措置をとることができる。

- (1) 当該車両その他の物件の所有者等に対し、当該車両等の道路外への移動その他必要な措置をとることの命令。
- (2) 所有者等が(1)の命令によっても当該措置をとらないとき又は現場にいないとき等には、道路管理者自らによる当該措置の実施。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記の措置をとるため必要な限度において、他人の土地の一部利用又は竹木その他の障害物の処分。
- (4) (2)又は(3)の措置をとったときは、通常生ずべき損失の補償。

3 国土交通大臣、県知事からの指示

国土交通省（中国地方整備局）は、道路管理者である県又は市町に対し、県は道路管理者である市町に対し、広域的な見地から、必要に応じて上記2の措置をとることについて指示をすることができる。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、各道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

市は、区域内の道路被害及び道路上の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、次により啓開作業を実施する。

- (1) 市は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他の機関からの情報収集に努め、県及び国土交通省に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる待避所を設置する。
- (5) 被害の規模、状況により各機関と連携し、自衛隊の支援を要請するとともに受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

市は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保に関する計画を定める。【管財班・交通政策班】

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については各対策部が行うこととするが、災害が激甚で市において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断し、最も効率的で適切な方法による。

このため、市はあらかじめ輸送力の確保に係る計画を定め、災害時の輸送力の確保を図る。

(1) 車両による輸送

市が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じる。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業所有者の車両
- ウ その他自家用の車両

(2) 列車による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、ＪＲ西日本及びＪＲ貨物に要請して輸送を行う。

(3) 船艇による輸送

海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じる。

- ア 海上保安部所属船艇への支援要請
- イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
- ウ 漁業協同組合等の公共的団体所有の船舶による輸送の協力要請

(4) 上記手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行う。

- ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
- イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請
- ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調達

- 1 市は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合に、次の事項を明示して他の市町又は県にあっせんを依頼する。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両等の種類及び必要台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
 - (6) その他参考となる事項

【主な民間輸送業者の連絡先】

連 絡 先	電 話 番 号
JRバス中国株式会社山口支店	0 8 3 - 9 2 2 - 2 5 1 9
日本通運株式会社防府支店 山口輸送引越センター	0 8 3 - 9 2 3 - 0 2 3 0
防長交通株式会社山口営業所	0 8 3 - 9 2 2 - 2 5 5 5

第3項 指定公共機関、指定地方公共機関の協力体制

1 日本貨物鉄道株式会社

災害時における県又は市町からの物資輸送の協力要請は、本社営業部又は広島支店で対応し、輸送力の確保及び運賃減免等を行う。

第4節 輸送の実施【関係対策部】

第1項 市による輸送

輸送の実施については、各分担業務に属するものは、各対策部・班が行うこととし、輸送に関し明確な定めがないものは本部事務局が輸送を担当する対策部・班の調整を行う。

また、緊急通行車両による輸送を行う際は、県公安委員会が交付する緊急通行車両確認証明書（様式3-7）を常に携行し、標章については当該車両に向かって前面ガラスの右側下に掲出する。

第2項 他機関等による輸送

他機関等による輸送手段が確保されたときは、輸送が可能となっている各対策活動の担当となる対策部・班が協力を得られた輸送機関等との輸送活動の調整を行う。

緊急通行車両の確認申請は、各輸送機関等により行うが、上申書等が必要な場合は総務班が担当する。

輸送の際は、場所や輸送先での連絡事項が不明確なときは、各対策部・班員が随行を行うが、極力輸送機関等による積込、搬送、積卸等の対応ができるよう調整を行う。

第5節 災害救助法による輸送基準【各対策部】

第1項 輸送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりとする。

1 被災者を避難させるための輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送

2 医療及び助産のための輸送

(1) 重症患者で救護班が処理できない場合等の病院又は産院への輸送

(2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送

(3) 救護班の人員輸送

3 被災者の救出のための輸送

救出された被災者の輸送及び救出のために必要な人員、資材等の輸送

4 飲料水供給のための輸送

飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送

5 救済用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送

6 遺体の捜索のための輸送

(1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処理のための衛生材料の輸送

(2) 遺体を移動させるための輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送

7 輸送の特例

応急救助のため、輸送として1～6以外の措置を必要とするときは、知事は内閣総理大臣に対し特別基準の協議を行う。

第2項 輸送の期間

- 1 災害救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長(特別基準)されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第3項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金(国土交通省認可料金以内)とする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費(運賃)、借上料、燃料費、消耗機材費及び修繕費とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用(借上料)は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両等の所有者と協議して定める。
- 4 官公署及び公共的団体(農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等)の所有する車両、船舶を借り上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。(燃料費、運転者付の場合の運賃、修繕料の負担程度とする。)

第6節 交通規制【都市整備対策部・地域生活対策部・総務対策部】

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に第一次交通規制、第二次交通規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じ地域指定し規制を実施する。

ア 第一次交通規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため。

- (ア) 被災地域方向へ向かう車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通を抑制する。

【様式 車両通行止め標識3-8】

- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次交通規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
		県内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1箇月を超えないものについて実施するとき。	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において交通の危険を防止するため、緊急措置として必要があると認めたとき。	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の自由により交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項

2 緊急通行車両の確認

災害発生時において、県公安委員会が緊急輸送を行う車両以外の一般車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害対策に従事する緊急輸送車両であることの確認が必要である。

この確認は、県公安委員会(警察本部及び警察署)が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により行う。【様式 緊急輸送車両確認標章3-6・緊急通行車両確認証明書3-7】

3 交通情報の収集伝達

市は、警察本部(交通管制センター)が収集した交通情報を地域住民及び道路利用者に対し広く伝達することに協力する。

4 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し道路外への移動等の必要な措置をとることを命ずることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項

	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	前記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合、通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る場合の通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接、又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行う。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接、又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して行う。 (7) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。 (4) 破損行為を行った場合は、原則として破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積を通知の際送付する。	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項 目	内 容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止が行われたときは、速やかに車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難なときは、出来る限り道路左側に添うなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

5 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置をとることを要請することができる（第2節第2項2参照）。

第7節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場(ヘリポート)の設定に関し必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

(1) 市は、災害時の対応に備え、地域内に臨時ヘリポート予定地を確保する。

(第7章緊急輸送計画第1節第1項2による。)

2 臨時ヘリポートの選定

(1) 消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、市長が県(防災危機管理課)と協議し定める。

(2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、市長が県(防災危機管理課)を経由して陸上自衛隊第17普通科連隊(第13飛行隊)と協議し、現地調査のうえ、定める。

3 臨時ヘリポートの選定条件

臨時ヘリポートの選定条件は、おおむね次の要件を満たすものであること。

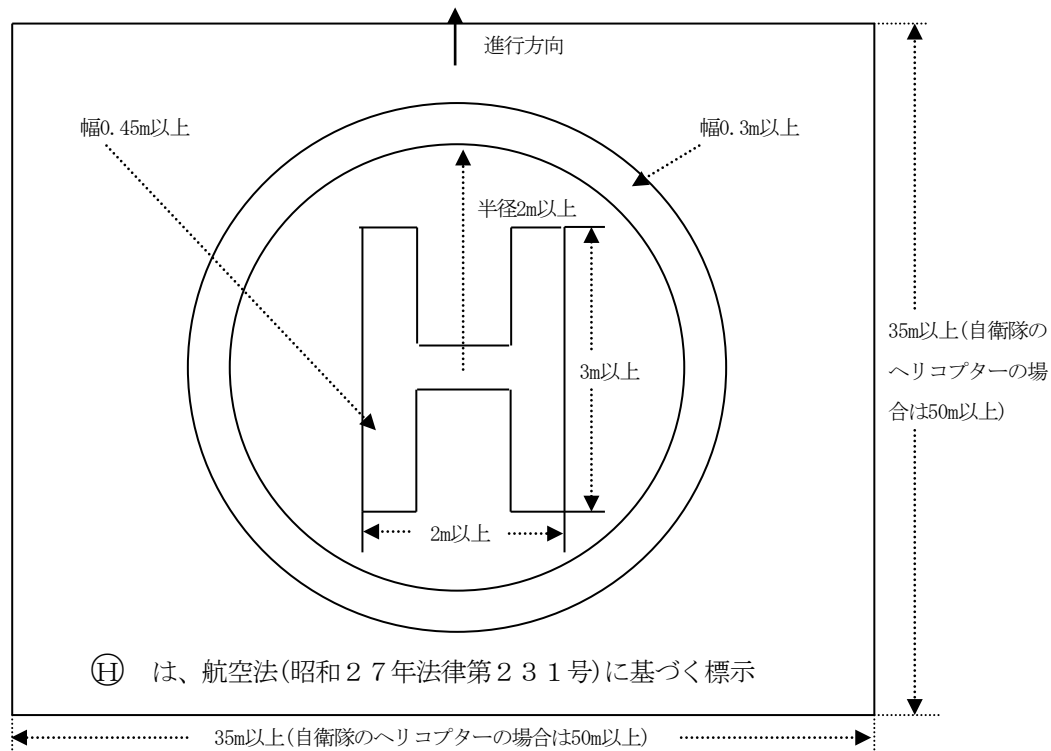
具 体 的 事 項	備 考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯れ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等を行う。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・ 消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m(自衛隊のヘリコプターについては、50m)以内は平坦で、障害物がないこと。 ・ 着陸地点中心から半径約100m以内は、高さ12m以上の障害物がないこと。 着陸地点中心から半径約150m以内は、高さ20m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流(風)の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置作業【本部事務局・関係各班】

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げる。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

標示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の固い場所	石灰(その他白い粉)等で規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので吹き飛ばされ易いもの(布類等)は使用しない。
積雪のある場所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使用して標識図を表示する。 (注) 原則として積雪のある場所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積(3.3m×3.3m(自衛隊のヘリコプターの場合は5.0m×5.5m))の雪を取り除き周囲を踏み固める。
風向認識の標示	ポール等に紅白(紅白がない場合は識別しやすい色)の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等(3m以上)の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

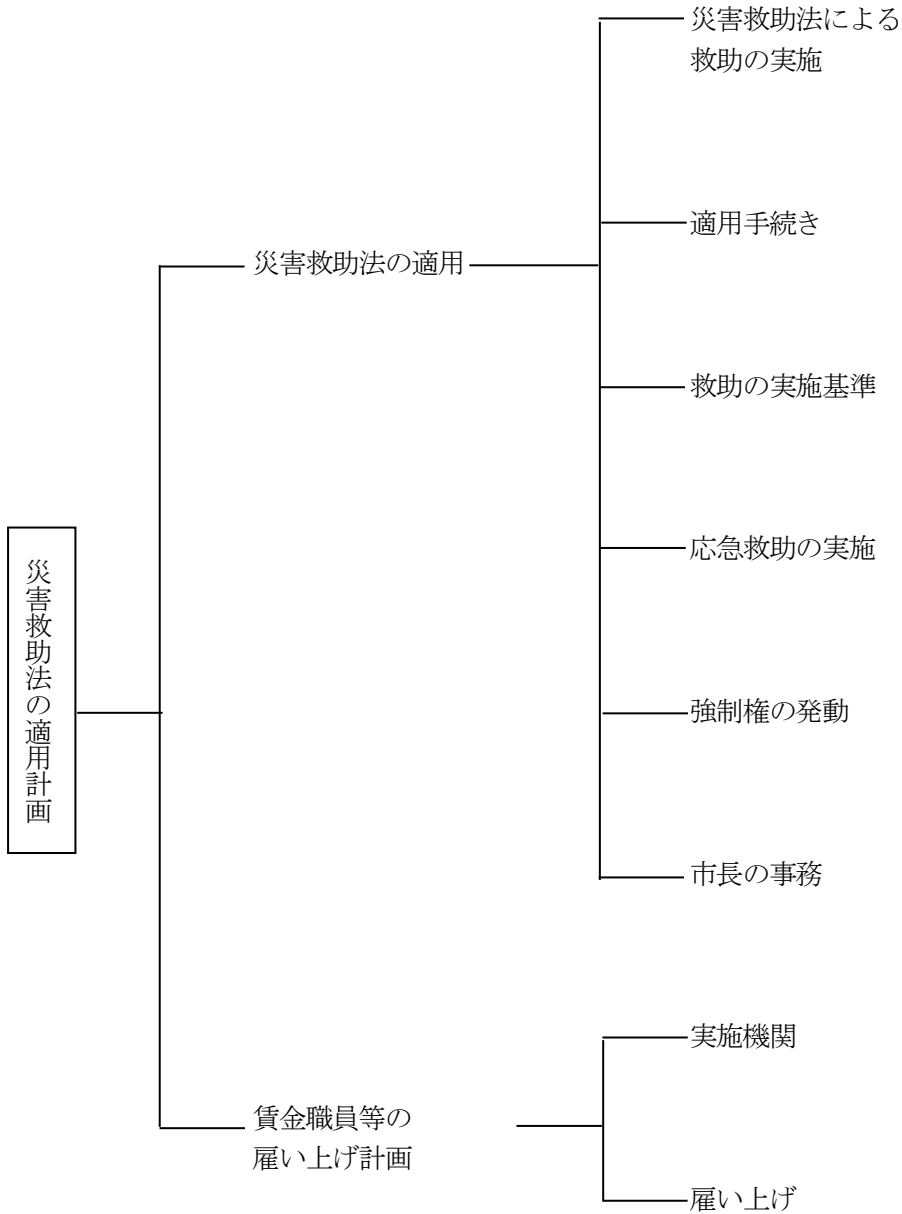
市は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努める。

第8章 災害救助法の適用計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るため、市及び県は、応急的かつ一時的な救助対策を実施することになる。

この救助対策を迅速かつ的確、円滑に実施するため、災害救助法が定められており、各応急対策の中でそれぞれ実施されるものであるが、これの運用取扱い等に関し必要な事項を定める。

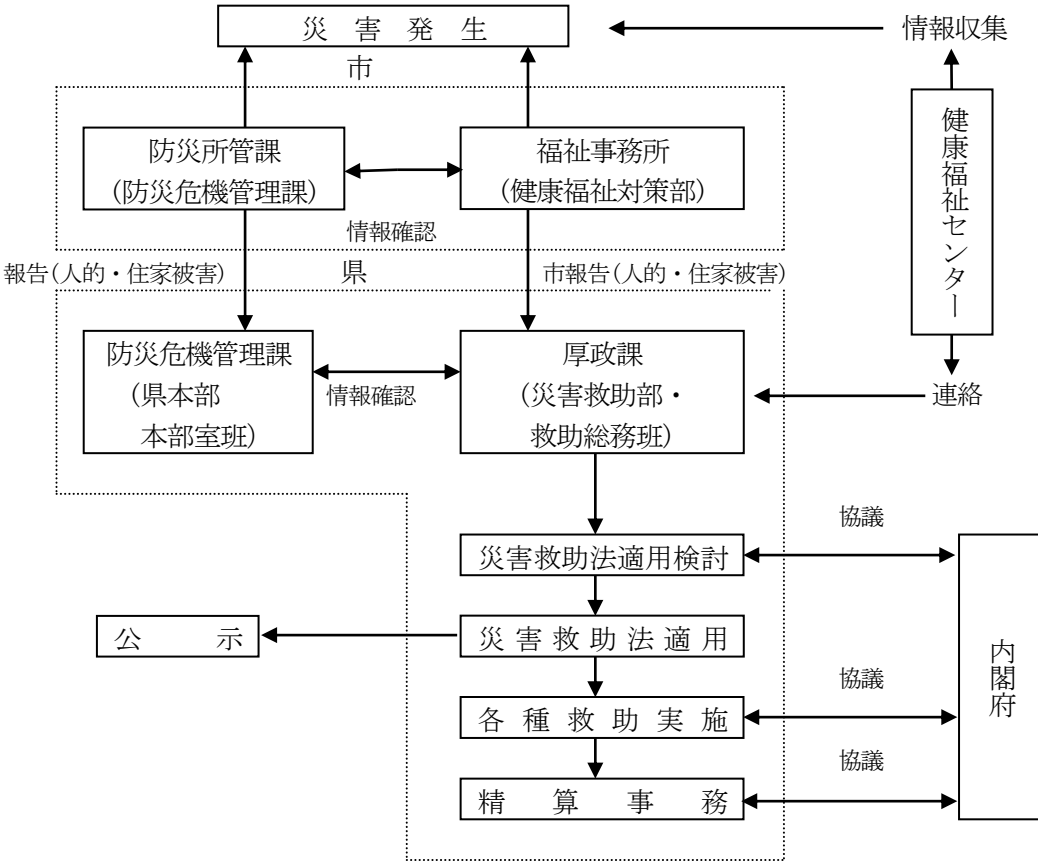


第1節 災害救助法の適用

市の地域に災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は同法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

第1項 災害救助法による救助の実施

1 災害救助法事務処理系統図



2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については県の法定受託事務とされている。
- (2) 市長は、救助に関し知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間が市長に通知される。
- (4) 市長へ委任されることとなる事務の内容は次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	関 係 対 策 部
1 避難所の設置	市	【地域交流センター班】・【総合支所対策部】 教育対策部 【関係各班】
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	県 市	都市整備対策部 【建築班】
3 炊き出しその他による食品の給与	市	総務対策部、地域生活対策部
4 飲料水の供給	市	上下水道対策部

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市	総務対策部、地域生活対策部
6 医療及び助産	県、市	健康福祉対策部【健康増進班】
7 被災者の救出	市	関係対策部、消防対策部、消防団
8 被災した住宅の応急修理	市	都市整備対策部【建築班】
9 障害物(土石、竹木等)の除去	県、市	都市整備対策部【道路管理班】
10 生業に必要な資金の貸与	県	健康福祉対策部【地域福祉班】
11 学用品の給与	県、市	教育対策部【学校教育班】
12 遺体の搜索	市	関係対策部、消防対策部、消防団
13 遺体の処理	市	地域生活対策部【市民班】
14 埋葬	市	地域生活対策部【市民班】

(5) 委任事項の報告

市長は、救助の実施に関し知事の職権の一部の委任を受け、その職権を行使したときは、直ちにその内容を詳細に知事(厚政課)に報告する。

3 適用基準

市及び県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する見込みがあると認めたときは、第2項に示す手続きを行う。

- (1) 当該市町の区域内の人口に応じて次の表に定める数以上の世帯の住家が滅失していること。

ア 住家滅失世帯基準数

市町の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

イ 山口市の適用基準は次のとおり。

該当・・・人口100,000人以上300,000人未満 住家滅失世帯適用・・・100世帯

- (2) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が1,500世帯以上であって、当該市町の被害住家のうち、滅失した世帯の数が適用基準表に掲げる基準の1/2以上に達したとき。
- (3) 県の区域内の住家のうち、滅失した世帯の総数が7,000世帯以上であって、当該市町の区域内の被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護が著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

備考：適用基準の算定方法(単位：世帯)

適用基準=(全壊・全焼・流失等)+{(半壊・半焼等)×1/2}+{(床上浸水・土砂の堆積等)×1/3}

第2項 適用手続き

1 適用手続きに係る処理事項

救助法を適用するに当たって、市長及び知事が行う報告等に係る事務処理は、下記によるものとする。

(1) 報告	ア 市長 (ア) 市長は、区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事(厚政課)に報告する。 (イ) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行う。 (ウ) 報告内容 被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (エ) 報告系統 「第1項1 災害救助法事務処理系統図」による。 (オ) 報告主任の設置
	イ 知事 (ア) 災害報告主任の設置(厚政課) (イ) 内閣府に対する情報提供事項 ・災害の発生日時及び場所 ・災害の原因及び被害の概況 ・被害状況調 ・既にとった措置及びとろうとする措置 ・救助法適用の有無 ・適用した場合は市町別適用地域名 ・適用見込みの場合はその旨及び市町名 ・救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・その他必要な事項 (ウ) 情報提供の区分及び時期 ・発生情報：災害発生直後 ・中間情報：応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・確定情報：被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
(2) 適用の 公告	知事は、災害救助法を適用したときは、次により速やかに公告する。 (公告形式) ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○市町の区域に災害救助法による救助を実施する。

2 適用時における市長の措置

市長は、災害の事態が切迫し、知事による救助の実施を待つことができないときは、単独で救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を知事(厚政課)に報告しなければならない。【本部事務局】

第3項 救助の実施基準

救助法に基づき、各種の救助実施に当たって必要となる救助の方法、程度、期間、国庫補助限度額、必要な書類等に係る具体的な取扱いについては、厚政課作成の「災害救助マニュアル」によるものとする。

(山口県地域防災計画 資料編「災害救助法による程度、方法及び期間」参照)

第4項 応急救助の実施

災害救助法の適用とともに応急救助を実施することとなるが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

救 助 の 種 類		該 当 章	担 当 部 局 名
救助の総括		本章	健康福祉部
被害状況等の調査・報告		本章及び第 2 章	健康福祉部
避難所の設置		第 5 章	各総合支所・各地域交流センター・所管関係部
応急仮設住宅の供与		第 1 1 章	都市整備部
被災住宅の応急修理			都市整備部
炊き出しその他による食品の給与		第 9 章	総務部・地域生活部
飲料水の給与			上下水道局
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与			総務部・地域生活部
学用品の給与		第 1 6 章	教育委員会事務局
医療及び助産		第 4 章	健康福祉部
被災者の救出			消防本部
遺体の搜索		第 1 0 章第 2 節	消防本部
遺体の処理			地域生活部
埋葬			地域生活部
障害物の除去		第 1 0 章第 3 節	都市整備部・環境部
業 務 協 力	輸送協力	第 7 章	総合政策部 総務部
	労務協力	本章	商工振興部

第5項 強制権の発動

知事は、災害の混乱期において、迅速に救助業務を遂行するに当たり特に必要があると認めるときは、次に掲げる強制権を発動することができる。

1 従事命令及び協力命令

(1) 従事命令

一定の職種の者(医療、土木建築工事又は輸送関係者)を救助に関する業務に従事させることができる。(災害救助法第7条)

(2) 協力命令

被災者その他近隣の者を、救助に関する業務に協力させることができる。(災害救助法第8条)

2 管理、使用、保管命令及び収用・損失補償

(1) 管理、使用、保管命令及び収用

ア 知事は、次に掲げる場合において、施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、特定業者に保管命令を発し又は救助に必要な物資を収用することができる。(災害救助法第9条第1項)

(イ) 救助を行うために特に必要があると認めるとき。

(ロ) 災害救助法第14条の規定による内閣総理大臣の応援命令を実施するため必要があると認めるとき。

イ 管理

病院、診療所、助産所、旅館、飲食店等を管理する権限。

ウ 使用

土地、家屋等を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋の物資を物的に利用する権限。

エ 保管

災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれがある救助その他緊急措置に必要な物資を一時的に業者に保管させておく権限。

オ 収用

災害の場合、必要物資を多量に買いだめ、売り惜しみしているような場合、その物資を収用する権限。

カ 公用令書の交付

物資の保管命令、物資の収用、施設の管理又は土地若しくは物資を使用する場合には、当該物資、施設、土地又は家屋の所有者に対し、公用令書を交付して行う。

(2) 損失補償

知事は、管理、使用、保管命令及び収用の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。(災害救助法第9条第2項)

第6項 市長の事務

救助事務の処理上必要な帳簿の整理、記録、保存【本部事務局・各対策部】

(1) 市長は、知事の補助機関として救助を実施するときは、救助の種類ごとに必要な台帳、帳簿及び関係書類を整備して保存する。

(2) 救助の種類ごとに整備すべき帳簿等は、県厚政課作成の「災害救助マニュアル」による。

(3) 罹災証明書の発行

市町長は、救助の実施のため必要があるとき又は被災者からの要求があったときは、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、「罹災証明書」を発行するものとする。

罹災証明書は、「被災者台帳」に基づき、発行するものとする。

第2節 賃金職員等の雇い上げ計画【総務対策部・商工振興対策部】

大規模災害時には、他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できないことが考えられる。

このような場合において、救助法では救助活動に万全を期すために、救助の実施に必要な賃金職員等の雇い上げができることになっており、これに関し市がとるべき措置について定める。

第1項 実施機関

賃金職員等の確保に必要な措置は、市及び県の各応急対策実施部局が担当部局(救助法実施機関)及び関係機関と調整の上実施する。

第2項 雇い上げ

1 方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な賃金職員等の雇い上げは、公共職業安定所を通じて行う。

2 給与の支給

賃金職員等に対する給与は、法令その他により別に基準のあるものを除き、労務者等を使用した地域における通常の実費を支給する。

3 災害救助法による賃金職員等の雇い上げ

(1) 賃金職員等の雇い上げの範囲

救助法による被災者の救助を目的として、その救助活動に万全を期するため、市長及び知事は、次の範囲で必要な賃金職員等を雇い上げる。

種 別	内 容
被災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため、雇い上げる賃金職員等
医療及び助産における移送	(ア) 救護班にすることができない場合において、患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員等 (イ) 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等 (ウ) 傷病が治癒せず重症ではあるが、今後自宅療養によることとなった患者の輸送のための賃金職員等
被災者の救出	(ア) 被災者救出行為そのものを行うための賃金職員等 (イ) 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための労務者
飲料水の供給	(ア) 飲料水そのものを供給するための賃金職員等 (イ) 飲料水の供給のための機械、器具の運搬、操作等のための賃金職員等 (ウ) 飲料水を浄化するための医療品の配布に要する賃金職員等
救済用物資(義援物資を含む。)の整理、輸送及び配分	(ア) 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員等 (イ) 救済用物資の被災者への配布にかかる賃金職員等
遺体の搜索	(ア) 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員等 (イ) 遺体の搜索に要する機械、器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員等
遺体の処理(埋葬を除く。)	(ア) 遺体の洗浄、消毒等の処置をするための賃金職員等 (イ) 遺体を安置所等まで輸送するための賃金職員等
特例(特別基準)	上記のほか、次の場合は内閣総理大臣の同意を得て賃金職員等の雇い上げをすることができる。 (ア) 埋葬のための賃金職員等 (イ) 炊き出しのための賃金職員等 (ウ) 避難所開設、応急仮設住宅建築、住宅の応急修理等のための資材を輸送するための賃金職員等

(2) 雇い上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。ただし、これにより難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 賃金の限度は、雇い上げた地域における通常の実費とする。

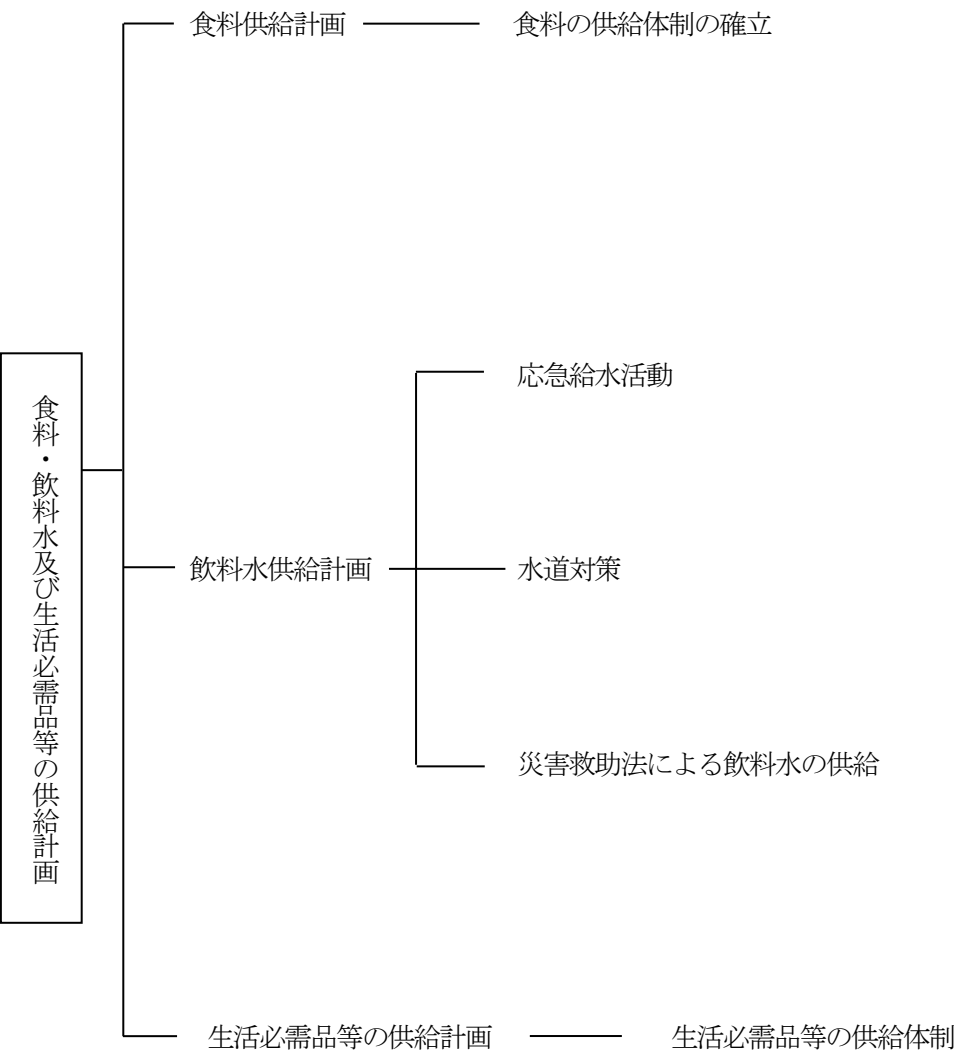
第3項 市の雇い上げ

上記県の雇い上げに準じて行うものとする。

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本的な考え方

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、中でも食料・飲料水の供給は被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となる。



第1節 食料供給計画【総務対策部・地域生活対策部・教育対策部・関係対策部】

大規模な災害の発生等により流通機能が著しく低下した場合においては、食料の確保が困難になることが予想される。

このため、応急用食料の供給に関し必要な事項を定める。

第1項 食料供給体制の確立

災害により住民が食料と自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料供給体制を確立する。

なお、食料の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。【総務班・地域交流センター班・各総合支所対策部・教育総務班】

1 食料供給需要の把握

次の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者(電気、水道供給停止等による。)数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者数についても把握する。

〔応急食料の実施対象者〕

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受け、一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給を受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食料を得ることができない状態にある者
- (6) 救助活動に従事する者(注：災害救助法による救助にはならない。)

〔食料供給需要把握の実施方法〕

食料供給需要の把握については以下のように実施する。

- (1) 避難所、住宅残留者及び縁故先等の避難者等については、地域交流センター班及び総合支所班が地区の協力を得て把握する。
- (2) 救助活動に従事する者については、本部事務局が把握する。

2 食料供給能力の把握

(1) 給食関係施設の被害状況の把握

避難所の中で給食設備を有する施設について、当該施設を所管する班が炊き出し可能か、被害を受けていないかを把握する。

給食設備に被害が生じているときは、ガス事業者等修理業者に修理を要請し、機能の回復を図るか、若しくは、炊飯施設の仮設を要請する。

(2) 業者調達可能量の把握

市内の小売業者又は卸売業者等が保有している米穀等食料を把握する。

3 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は、おおむね以下によることとするが、最終的には上記1、2の状況把握に基づき決定する。

(1) 応急供給品目

応急供給品目は、市が調達する米穀及び食料品(パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップ麺、おにぎり、弁当、食物アレルギー対応食品等)であり、特に要配慮者(高齢者、食事管理を要する者等)へは、温かいもの、柔らかいもの等健康状態に応じた品目を考慮する。(全般に季節、気温を考慮する。)

また、乳児に対しては、原則として市内業者その他からの調達による粉ミルクとする。

(2) 食料品目の要望把握

上記の食料品目以外の食料の要望については、地域交流センター班や地区を通じて把握し、被災者の健康上必要と判断したものについては応急食料品として総務班が調達する。

4 給食活動の実施

(1) 食料等の調達

ア 応急用米穀の供給

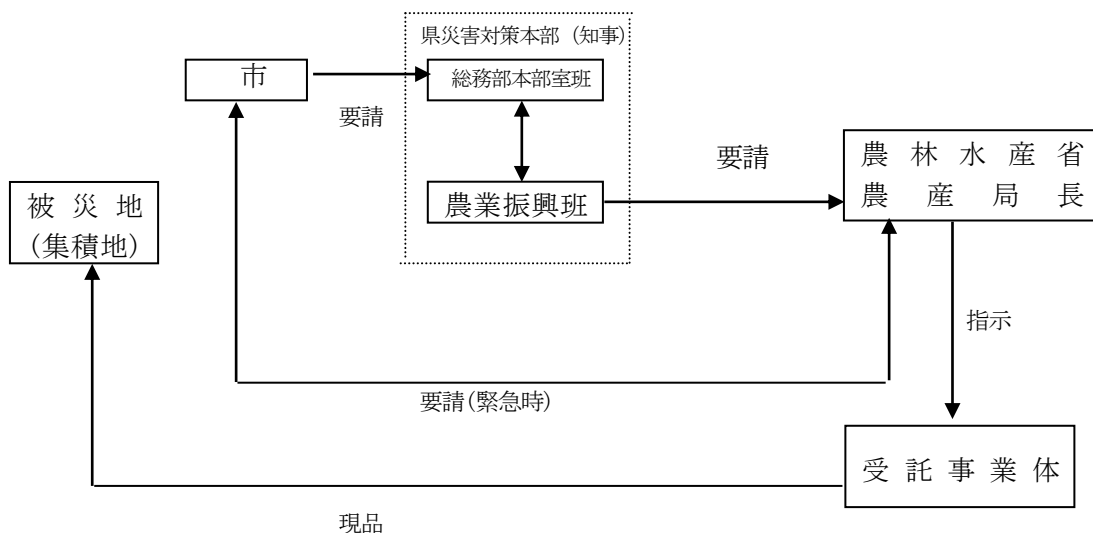
災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により確保を行うとともに、市内の小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。

(ア) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」による措置

災害救助法が適用された場合は、次により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。

- a 災害救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。
- b 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。
- c 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対し、知事又は知事の指定する者（原則として被災市町長とする。）に必要な災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- d 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体より災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。
- e 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であつて、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。

〈災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図〉



イ 弁当、副食、調味料等

弁当、副食、調味料等については、総務班が市内業者から調達する。(災害発生直後で炊き出しが不可能な場合は、弁当等の調理食料の確保を優先して行う。)

ただし、市で調達が困難な場合は、県本部(救助総務班)に対し調達支援の要請を行う、若しくは、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。

(2) 食料の配布

調達した食料は、地区の協力を得て避難者等への配布を行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、食料供給対象者を避難所収容者に限定し、食料供給需要の明確化を図る。

(3) 炊き出しの実施

ア 給食可能設備を有する施設については、速やかに炊き出しができるように、総務班は当該施設を所管する班の協力を得て連絡調整、指揮に当たる。

イ ガスの供給が停止したときは、県本部(防災危機管理課)に対しLPガス、ガス器具の供給((社)山口県LPガス協会)についてのあっせん要請を検討し、状況に応じ調達を行う。

ウ 炊き出しの実施は、原則として配給対象者、地区が中心になって行う。

エ 地域交流センター班又は総合支所班は、地域の団体、日赤奉仕団や一般ボランティアの調整を行い、被災地域の円滑な炊き出しの実施を図る。

オ 自衛隊の協力を得て、移動炊飯器による野外炊飯も考慮する。

5 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者。なお、旅館の宿泊者、一般家庭の来訪客等で当該災害に遭遇した者については、被災地の市町において炊き出しの対象とすることができる。

(2) 給与のための費用

救助法に基づく炊き出しその他の食品の給与に関する経費は、県が負担する。

(3) 期間

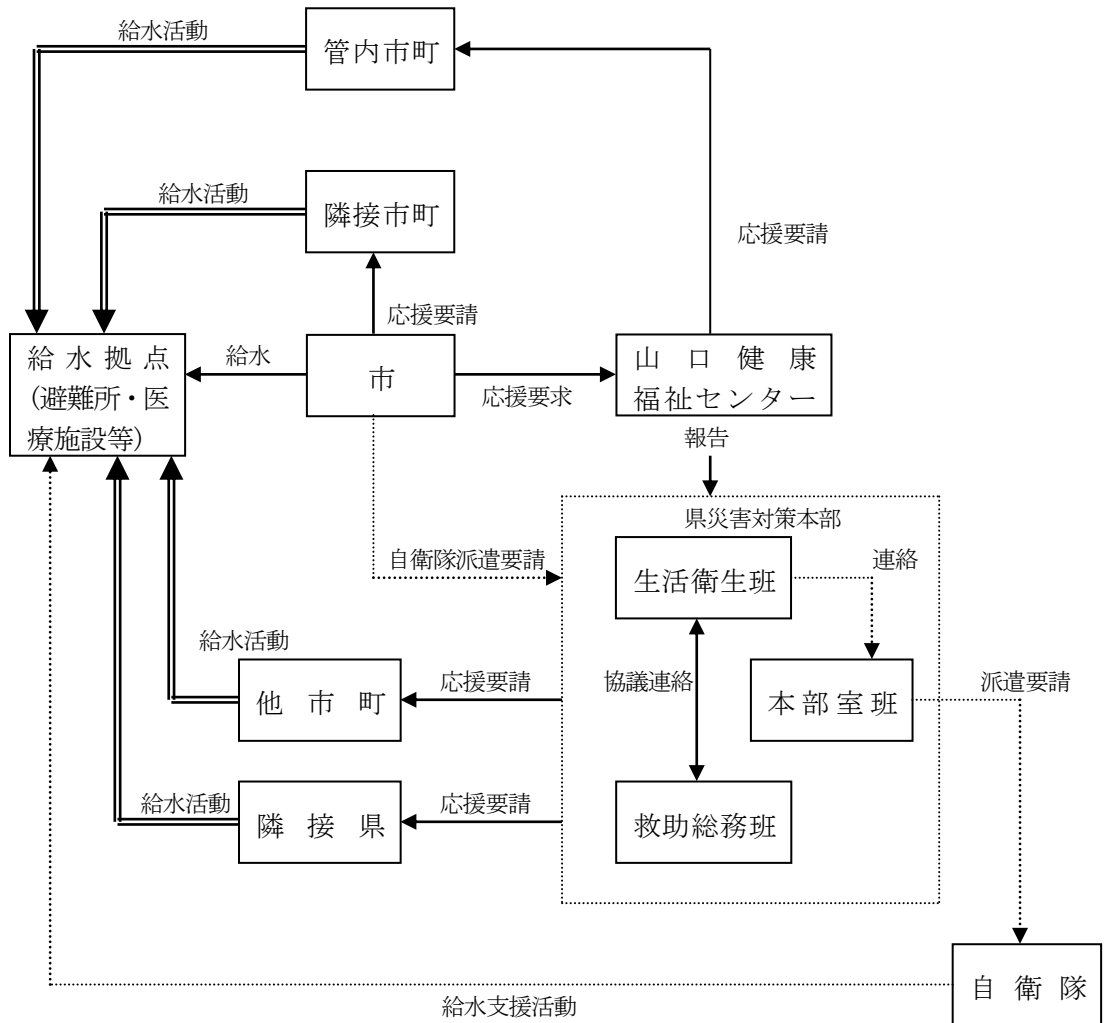
炊き出しその他の食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の範囲で期間を延長することができる。

第2節 飲料水供給計画【上下水道対策部】

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要となるが、大規模災害発生時には、給水施設設備の被災あるいは家庭、事業所等の被災により給水機能が麻痺することが考えられる。
このため、飲料水の確保及び応急給水活動の実施等に関し必要な事項を定める。

第1項 応急給水活動

1 応急給水活動系統図



2 実施機関

- (1) 災害の発生により給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合、市長は直ちに被災者に対する応急給水活動を開始する。
- (2) 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供するとともに、他市町、隣接県に対し応援要請を行う。また、自衛隊に対し応急給水活動の実施を要請する。

3 実施場所

市があらかじめ定めた場所(避難所等)を給水拠点とし、応急給水活動を実施する。

4 給水の方法

(1) 災害時における供給水量の基準

ア 災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低量として、1人1日3リットルの給水を基準とする。

イ 生活用水については、給水体制の確保及び復旧状況等を勘案し、必要に応じて実施する。

給 水 条 件	給 水 基 準 量	備 考
災害救助法による飲料水の供給	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	〃 14リットル	上記用途＋飲料水、雑用水 (洗面、食器洗い)
給水できる状況であるが、現地で雑用水が確保できない場合	〃 21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	〃 35リットル	上記用途＋入浴用

(2) 給水の確保

ア 被災地において、飲料水の確保ができないときは、被災地に近い水道及び耐震性貯水槽等から給水車又は容器により運搬して確保する。

イ 通常使用していない井戸水又は汚染した飲料水にあつては、ろ水器により浄化し、かつ消毒して供給するとともに、必要に応じ検査を実施する。

ウ 防疫その他衛生上、浄水(消毒)の必要がある時は、浄水剤(消毒剤)を投入の上、給水し又は使用者に浄水剤(消毒剤)を交付して飲料水を確保する。

5 給水体制

(1) 市長は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況等、必要な情報を把握し、応急給水計画を具体的に定め給水体制を確立する。

(2) 車両輸送を必要とする給水拠点については、給水タンク、ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、上下水道局保有車両及び雇い上げ車両等により輸送する。

(3) 道路啓開が遅れ、輸送活動が困難な場合は、受水槽の水、ろ水器により処理した井戸・プールの水等を利用するなどあらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

(4) 後方医療機関となる病院、透析医療機関、医療救護所及び重症重度心身障害者施設等への給水については、必要な情報収集に努め万全を期する。

6 給水の応援要求

市において、飲料水の確保及び供給ができないときは、市長は、次により応援の要求を県(山口健康福祉センター【山口環境保健所】)に行う。

(1) 応援要求に必要な事項

ア 供給水量(何人分又は1日何リットル)

イ 供給の方法(自動車運送、その他の方法)

ウ 供給地(場所)及び現地への道路状況

エ 供給を必要とする期間

オ その他参考となる事項

7 給水施設、給水拠点の整備及び資機材の整備

大規模災害が発生すると、貯水施設、水道管の破損等により一時的な断水が避けられないものとなる。

(1) 給水施設等の整備

ア 市

(ア) 市長、上下水道事業管理者は、水道施設設備等の災害に対する安全性を確保するため、必要に応じ施設の補強を計画的に実施するよう努める。

- (イ) 市長、上下水道事業管理者は、被災時の飲料水確保対策のため、配水池等に緊急遮断弁を計画的に整備するよう努める。
- イ 病院、透析医療機関、避難所、多数の入園(所)者を要する施設の管理者等は、災害発生時の断水に対処できるよう所要の措置を講じる。
- (2) 給水拠点の整備
市は、災害発生時の円滑な給水活動を確保するため、避難場所・避難所又はその周辺地域に給水設備、応急給水槽を計画的に整備する。
- (3) 資機材の整備
市は、応急給水に必要な資機材を計画的に整備しておく。
資料編〔P 1 5 6〕・・・応急給水用機器材所在状況

第2項 水道対策

- 1 災害発生のおそれがあるとき又は発生した場合における水道応急対策は、上下水道対策部が行う。
- 2 水道施設被害報告
市は、下記の報告を山口健康福祉センター(環境保健所)を通して県生活衛生課に報告する。
 - (1) 市長・・・「水道、飲料水施設被害状況等調査報告書」
 - (2) 上下水道事業管理者・・・「水道事故報告書」

第3項 災害救助法による飲料水の供給

災害の発生は、水道、井戸等の給水施設を破壊し、又は飲料水を汚染させる等により飲料水の確保が困難な状況になることが多く、飲料水の供給は被災者が生命の維持を図るうえで最も重要であることから、飲料水を得ることができなくなった者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給し、これを保護する必要がある。

- 1 実施機関
被災者に対する飲料水の供給は市長が実施する。
- 2 飲料水供給の措置
 - (1) 対象者
災害の発生により現に飲料水を得ることができない者
 - (2) 飲料水供給の方法
 - ア 災害により飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。
 - イ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲料水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
 - (3) 給水量の基準
おおむね1人1日最大おおむね3リットル
※法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
 - (4) 飲料水供給のための費用
救助法に基づく飲料水の供給に必要な経費は、県が負担する。
 - ア 水の購入費
 - イ 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費、燃料費
 - ウ 浄水用の薬品及び資材費
 - エ 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は対象とならない。
 - (5) 飲料水供給の期間
災害発生の日から7日以内
ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

第3節 生活必需品等の供給計画【総務対策部・地域生活対策部・商工振興対策部】

大規模な災害では、住家の全壊、全焼等により日常生活に必要な物資の喪失あるいは損傷することが予想される。被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者の生活安定に必要な物資の確保、調達について必要な事項を定める。

第1項 生活必需品等の供給体制

生活必需品の不足状況や入出荷の管理等については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

1 生活必需品等需要の把握

生活必需品等の供給対象者の把握は、下記のとおりである。なお、供給数は被災程度で異なることから、被害程度及び世帯構成人員を考慮し、住家被害程度別に被災者数を把握する。

(1) 供給対象者

住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受け、被服、寝具その他生活必需品等を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 実施方法

住宅残留者及び縁故先等の避難者については、地域交流センター班及び総合サービス班が、地区の協力を得て把握する。

2 公的備蓄・業者調達可能量の把握

災害が発生した時、商工振興対策部は、直ちに市内の小売業者又は卸売業者が保有している生活必需品等の調達可能量を把握する。

3 生活必需品等の供給方針の決定

生活必需品等の供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には上記1、2の状況把握に基づき決定する。

(1) 供給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要な毛布及び布団等(季節を考慮すること。)
外 衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、手ぬぐい、軍手、長靴、傘等
炊 事 用 具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食 器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日 用 品	懐中電灯、乾電池、石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ウェットティッシュ等
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
そ の 他	紙おむつ、風邪薬等医薬品、衛生用品、AM/FMラジオ等

(2) 品目の要望把握

上記の品目以外の要望については、地域交流センター班又は総合サービス班が地区を把握し、被災者の健康上必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達する。

また、高齢者、幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者や女性に必要な生活必需品等の需要の把握については特に考慮して行う。

4 生活必需品等の供給活動の実施

(1) 生活必需品等の調達

生活必需品等については、市内業者からの調達で対応する。

ただし、市で調達が困難な場合は、知事に対して、調達支援の要請を行い、迅速・的確な生活必需品等の確保を行う。

市は、被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、その配分方法等について県(厚政課)と協議し、あらかじめ定めておく。

その他、義援物資として救援を受ける等の手段により適宜確保する。

(2) 生活必需品等の輸送

総務班は、上記で調達した生活必需品等を指定の集積地に集め、避難所等の需要地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先からの直接輸送、又は調達先の業者による輸送を行う。(配送要員、車両の手配の依頼等を要請する。)

集積地は、避難所及び交通・連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

(3) 生活必需品等の配布

調達した生活必需物資は、供給方針に基づき、避難者等へ配布を行う。

この際、地区の協力を得て行う。

5 個人からの義援物資の受入

小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり負担となることから、個人からは原則として義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合は真に必要とするものに限定する。

6 災害救助法が適用された場合の留意点

(1) 対象者

本節第1項1に規定する者

(2) 費用の限度額

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内に、対象世帯に対する支給を完了する。

(4) 特別基準の協議(対内閣総理大臣)

ア 季別変更

イ 費用の限度額の変更

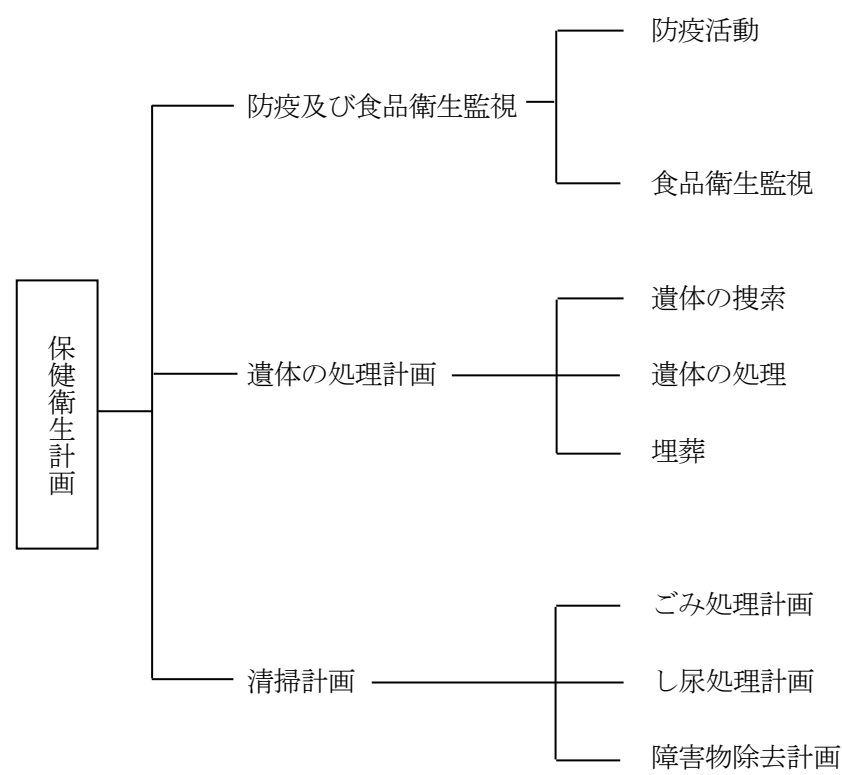
ウ 支給期間の延長

第 10 章 保健衛生計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のごみやがれきの発生、また多数の死者・行方不明者の発生さらには感染症や食中毒等の発生も危惧される。

被災住民の安定を図るには、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



第 1 節 防疫及び食品衛生監視【環境対策部・健康福祉対策部】

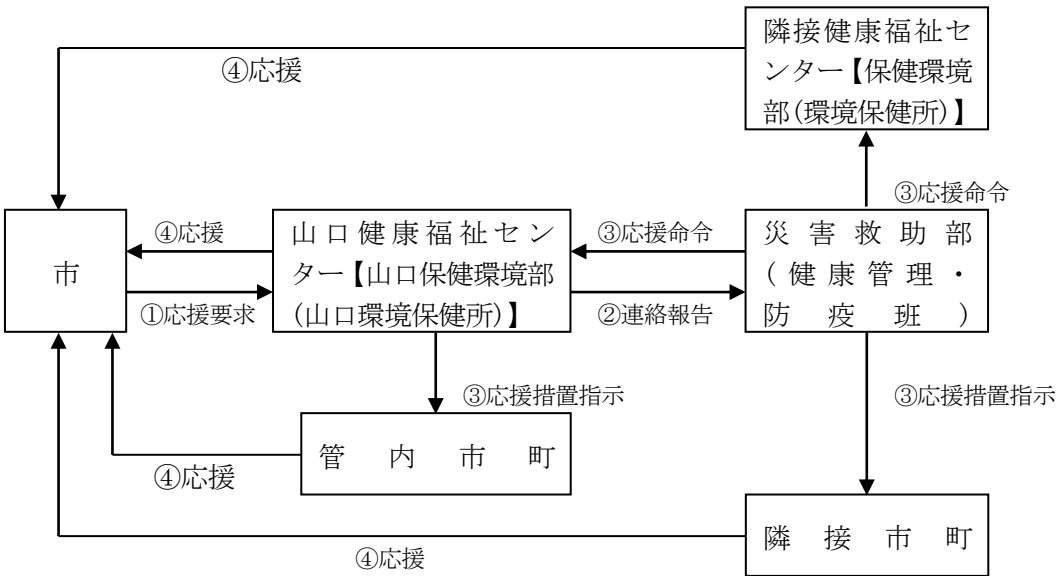
災害時には、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症及び食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

第 1 項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき市が実施するものであり、環境衛生班が山口市医師会等との連携協力により実施する。ただし、災害の状況により人員の不足が生じ、市のみによる対応が困難である場合は、市は、県及び他の市町と相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

〈対策系統図〉



1 防疫措置

市は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族、昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

市は、被災地の防疫活動を迅速に実施するため、防疫班及び検病調査班を編成する。
防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じ医師等を編入する等弾力的に行う。【環境衛生班・健康増進班】

防 疫 班	事務職員 1 名・作業員 2 名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師 2 名

(2) 防疫活動の内容

市は、山口健康福祉センター所長（山口保健環境部長）の指揮のもと、次の業務実施基準に従い迅速かつ的確に行う。

(県の業務実施基準)

防 疫 班	① 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ② 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③ 井戸の消毒を実施する。 ④ 感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ ねずみ族、昆虫等の駆除について、地域、期間を定めて実施する。 ⑥ 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市に対して行う。 ⑦ 被災地域の清掃を実施する。 ⑧ 感染症発生予防の広報(ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。)
検 病 調 査 班	① 災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・ 滞水地域・・・週1回以上 ・ 避難所等・・・状況に応じた適切な回数 ② 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき使用の禁止又は許可を行う。 ③ 一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④ 健康診断を実施する。 ⑤ 就業制限を実施する。 ⑥ 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管する。

2 防疫体制及び防疫資機材の備蓄・調達

(1) 防疫体制

資料編〔P 1 5 6〕・・・防疫機械器具の保有状況

(2) 防疫・保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄・調達

ア 市は、防疫及び保健衛生用資機材（防疫薬剤を含む）の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

イ 資機材の保有状況の把握

環境対策部環境衛生班は、毎年、市の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

3 防疫薬剤の使用

(1) 防疫薬剤の使用に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条及び第15条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(1) 使用の薬剤及び使用方法（参考）

種別	対 象		使用薬剤	調整方法	使用方法など
一般防疫	井戸水の消毒		次亜塩素酸 ナトリウム	残留塩素として1 ～2 ppmの濃度にな るように調整 (10%製品の場合、 水1ℓにつき1 滴を加える。)	水質検査で使用可能 となるまで使用しな い。やむを得ず使用す る場合は、煮沸してから 使用。薬剤を使用する 場合は、次亜塩素酸 ナトリウムを規定の 量加えて調整。
	浸水家屋、 便所等の 消毒 全浸水家屋	屋 内 (汚水が付着し た壁面や床、家財 道具)	逆性石けん (塩化ベン ザルコニウム又は塩化 ベンゼトニ ウム) ※	塩化ベンザルコニ ウム又は塩化ベン ゼトニウムとして 0.1%の濃度に希 釈。	水洗又は水拭き後、逆 性石けんを規定の濃 度に希釈し、噴霧器で 濡れる程度に散布 (又 は希釈液に浸した布 で清拭)
		屋 外 (し尿や下水が あふれた場所、動物 の死骸や腐敗 物が漂着した場 所、氾濫した汚水 が付着した壁面、 乾燥しにくい床 下)	クレゾール 石けん	クレゾール石けん 液として3%の濃 度に希釈 (クレ ゾール石けん液 30mlに水を加え1 ℓとする。)	家屋のまわりはじょ うろや噴霧器等で濡 れる程度に散布。壁面 等は、水洗で汚れを落 としてから散布 (又は 希釈液に浸した布で 清拭)
	手指の消毒 (後片付け等で、汚染された箇所 や土に触れた手指)		逆性せっけん (塩化ベン ザルコニウム又は塩化 ベンゼトニ ウム)	塩化ベンザルコニ ウム又は塩化ベン ゼトニウムとして 0.1%の濃度に希 釈。(10%製品の場合、 本剤10mlに水 を加え1ℓとする。)	汚れを石けんで洗っ た後、流水で石けんを よく落とし (石けんが 残っていると殺菌力 が低下)、洗面器等に 入れた消毒液に手首 まで浸し、30秒以上も み洗い、その後乾いた タオル等でよくふき 取る。
ねずみ族 昆虫駆除	汚物の堆積した場所等		殺そ剤、殺虫 剤	各製品の定められ た用法による。	できるだけ汚物を除 去した後、必要により 殺そ剤、殺虫剤を散 布。

※クレゾール石けんでも代用は可能だが、屋内で使用した場合の刺激臭や皮膚刺激等、問題が生じる可能性があるため、屋内では限定的な使用に限られる。

第2項 食品衛生監視

災害時には、停電、断水等により食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、県は必要に応じ食品衛生監視班による監視指導を行い、食品の安全確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1 班当たりの構成は2名とし、状況に応じ増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、山口健康福祉センター所長（山口保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

- (1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査
- (2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査
- (3) 継続的に食料供給が必要な施設（特に老人ホーム、病院等）の食品衛生指導
- (4) その他必要とされる食品衛生指導

第2節 遺体の処理計画【地域生活対策部・消防対策部】

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく搜索、遺体処理、埋火葬及び納骨が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上で重要であることから、この実施に関し必要な事項を定める。

第1項 遺体の搜索

遺体の搜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図るうえからも必要であることから実施するものである。

1 実施機関

遺体の搜索は、市長において労務者を雇い上げ、警察署等の協力を得ながら必要な機械器具等を借り上げて実施する。

2 搜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行い、行方不明者受付簿【様式3-3】により受付受理を行う。

なお、この搜索は死亡者の居住地、住家の状況及び死亡原因等に関係なく、その者の被災場所が対象となる。

3 遺体の搜索期間

- (1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。
- (2) 上記期間内の搜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行う。

4 費用の範囲

災害救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

- (1) 借上費又は購入費・・・船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接搜索作業に使用したものに限る。
- (2) 修繕費・・・・・・・・・・ 搜索のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費・・・・・・・・・・ 機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、搜索作業を行う場合の照明用灯油代等

第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会的混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施する。

1 遺体処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

(2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間の間に埋火葬が出来ない場合において、遺体を特定の場所(寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設)に集めて、埋火葬及び納骨等の処置をするまで保存する。

(3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じ医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

2 遺体処理の方法

(1) 実施機関

遺体の処理は、市が行う。

ア 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

イ 遺体の収容及び一時保存

被害現場付近の適当な場所(寺院・公共建物・公園等)に遺体収容所を開設し、収容する。
この場合、適当な建物がないときは、天幕、幕張り等の設備をする。

ウ 警察、海上保安部による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

エ 遺体の身元を確認し、遺体調書【様式3-4】及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び整理番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

(2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は厚生労働大臣に対し、期間の延長(特別基準)を協議する。

(3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害に係る国庫負担の対象となる経費の範囲及び限度は、次による。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

イ 遺体の一時保存のための費用

ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医により行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

(4) 災害救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地が社会的混乱のため、遺体の引き取りが出来ない場合に限り、次により取り扱う。

ア 遺体の身元が判明している場合

(ア) 県内の他の市町に漂着した場合

当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。

(イ) 他の県内の市町に漂着した場合

漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については救助法第35条の

規定により求償を受ける。

イ 遺体の身元が判明していない場合

(ア) 身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱う。

(イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定が出来ない場合は、漂着地の市町長が、「行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)」の規定により処理するものとする。

第3項 埋火葬及び納骨

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が、混乱のため、資力の有無にかかわらず埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋火葬及び納骨を実施する。

1 実施機関

(1) 遺体の埋火葬及び納骨は、市が実施する。

2 埋火葬及び納骨の要件

(1) 埋火葬及び納骨の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者(災害の混乱の際に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であつて、まだ、葬祭が終わっていない者も含む。)

イ 災害のため、次のような理由で埋火葬及び納骨を行うことが困難な場合

(ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき

(イ) 墓地又は火葬場が浸水若しくは流出、破損し、個人の力では埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき

(ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき

(エ) 埋火葬及び納骨すべき遺族がいないか又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬及び納骨を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬及び納骨の方法

埋火葬及び納骨は、市が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋火葬及び納骨に必要な物資の支給及び役務の提供をする。

原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 市は、遺体を火葬する場合は、「埋火葬台帳【様式3-5】」に記入し、「災害遺体埋火葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

(3) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連携し調査に当たり、埋火葬する。

イ 身元不明の遺体の取扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬及び納骨する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、市に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

(4) 埋火葬及び納骨の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、この期間内に埋火葬及び納骨を打ち切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺（付属品を含む）

イ 埋葬又は火葬、納骨（賃金職員等雇上費及び輸送費を含む）

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋火葬及び納骨の際の供花代、読経代、酒代等はこの経費の対象としない。

(6) 体制の確保

市は、平常作業及び臨時雇い上げ等により処理体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達迅速に図られるよう、業者との連携体制を確立しておく。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合には、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口市広域火葬実施要領に基づき、広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋火葬を必要とすることから、県は、近隣市町等、関係者、業界等との間に応援協力体制を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき市町と連携した広域的な埋葬（火葬）に必要な対応を行うほか、葬祭業者、その他事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、棺、骨つぼ等の確保について情報提供、調整を行う。また関係部局等の協力による運搬体制の確立を図るものとする。

ウ 市は、必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

〈火葬場所〉

名 称	所 在 地	電話番号
山 口 市 仁 保 斎 場	山口市仁保下郷１００３５－１	083-929-0990
山 口 市 徳 地 斎 場	山口市徳地野谷１００３２－５	0835-56-0690
山 口 市 嘉 川 斎 場	山口市嘉川５５００	083-989-4969
山 口 市 阿 東 火 葬 場	山口市阿東地福下１２１１２	083-952-0817

第３節 清掃計画【総務対策部・環境対策部・都市整備対策部】

大規模災害では、建物倒壊、浸水、流出、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によりし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項に関し定める。

第１項 ごみ処理計画

1 実施機関

被災地域の清掃は、市長が実施する。【清掃班】

2 ごみ排出量の推定

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがある。

そのうち、災害による発生分として排出されるごみは、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り部材、建築物の破損、窓ガラス類及び屋外広告等の破損落下物が考えられる。

排出量については、おおむね次の数量を目安に、市は、平常時における処理計画等を勘案しつつ作業計画の作成や集積場所の確保等を図る。

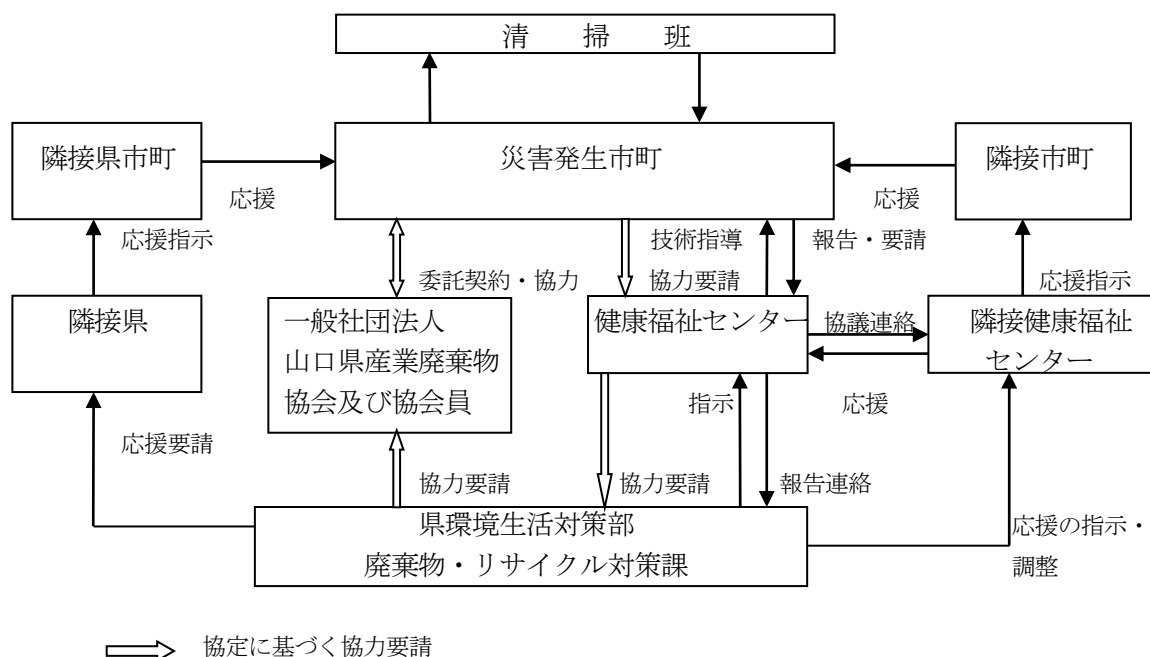
種別	推定排出量	
災害廃棄物	全壊	117トン/棟
	半壊	23トン/棟
火災焼失（全焼）	木造	78トン/棟
	非木造	98トン/棟

3 処理体制

(1) 市は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、市は、あらかじめ、民間の清掃関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受入体制、作業手順等について所要の対策を講じておく。

(2) 対策系統



4 ごみ処理対策

ごみの収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により行うことになるが、被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、緊急度等を勘案し、1次対策、2次対策、3次対策に分けて実施する。ごみ処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。

(1) 1次対策（一次仮置場）

ア 一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ごみ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点から出来る限り早急に収集する。

イ 焼却施設が被災することも考慮に入れ、処理施設の確保を図る。

その際、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、臨時ごみ集積場とする等の対策を講じる。

(2) 2次対策（二次仮置場）

ア 災害の付属物として排出される廃棄物は、粗大ごみ、不燃ごみが大量に排出されることが考えられる。このため、必要に応じ環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) 3次対策（三次仮置場）

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記2次対策終了後、速やかにがれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を作成し、計画的な処理を行う。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、市又は工事請負事業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、清掃班は、地域ごとに仮置場候補地の把握に努め、所要の資料の整理をしておく。

(4) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（山口健康福祉センター【山口環境保健所】）の指示により処分する。

(5) 放射性物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取り扱いについては、他のごみ、がれき等と同様の取扱いをすることは極めて危険である。

このため、処理方法については、専門業者等の協力を求め処理する。

5 一般廃棄物の処理施設の復旧

処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常のし尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における環境衛生の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理に関し必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、市長が行う。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、以下の指標で推計する。

項 目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人1日平均排出量

仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	$[\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})] \times \text{断水率} \times 1 / 2$
非水洗化区域し尿収集人口	$\text{し尿収集人口} - \text{避難者数} \times (\text{し尿収集人口} / \text{総人口})$
一人1日平均排出量	$\text{し尿収集量} / \text{し尿収集人口}$

3 し尿処理の方式

(1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空き地等に素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

(3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素掘の可否等避難所の状況により、素掘式又は便槽付の仮設トイレを確保する。

(4) 市は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備する。

(5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、おおむね次によるものとする。

項 目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の一人1日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	400L とする。
収集頻度	3日／回

注意事項

- ・ 立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没する。
- ・ 迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておく。

(6) 要配慮者への配慮

仮設トイレの設置等については、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮するものとする。

4 処理体制

(1) 市は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整える。このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておく。

(2) 対策系統

第1項3(2)対策系統参照

5 処理対策

避難所、空き地等の仮設トイレのし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの利用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について広報活動を通じ指導する。

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い、各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。

このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被害者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

救助法が適用された災害による障害物の除去は、市長が実施する。(救助法が適用された都度、知事から委任)

(2) 障害物除去の対象者等

次の条件を満たした者とする。

ア 被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活を営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所(居室、炊事場、便所等)に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 市長が、労務者、技術者を動員し、機械器具等を借上げて実施する。

(イ) 労力、機械器具等が不足する場合は、県(救助総務班)、隣接市町からの派遣を求める。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図る。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 災害発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準(期間延長)の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災害対策法第62条の規定に基づき、市が除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川、港湾、漁港等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これらの施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、市、県、関係機関が協力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。

特に緊急啓開路線については、優先的に実施する。

機 関 名	対 策
市 (道 路 管 理 班)	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力する。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに所管の道路上の障害物を除去する。
警 察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡し、復旧の促進に協力する。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路(株)	所管する道路について県、市町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

(2) 河川、港湾、漁港関係障害物除去計画

機 関 名	対 策
市 (河 川 治 水 班) (水 産 港 湾 班)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策として物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部・ 農林水産対策部)	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策として物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して海上保安部・署に連絡するなどの措置をとる。
国 土 交 通 省 中国地方整備局	所管する施設について、県・市町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部・署	海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 汚物

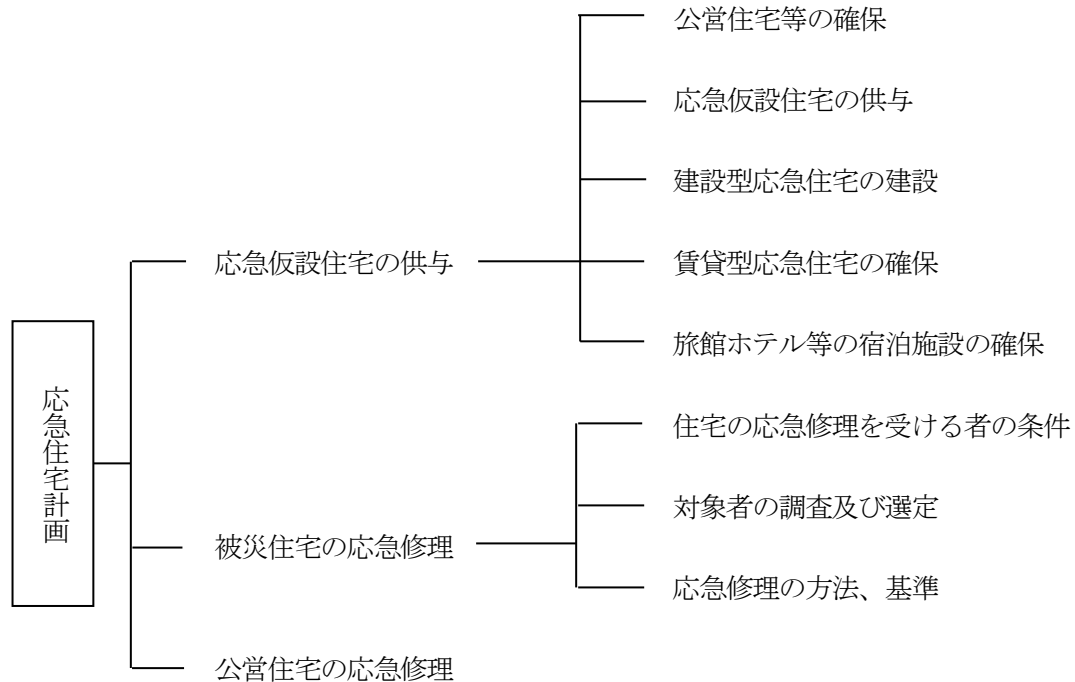
一般的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

第11章 応急住宅計画

基本的な考え方

災害のため住宅が滅失し、又は破損した世帯に対し、応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活保護の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建築資材の確保、公営住宅の修理等に関し必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与【都市整備対策部、健康福祉対策部】

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するためのものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な住居の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与するものとする。

【県（厚政課・住宅課）・市（都市整備対策部・健康福祉対策部）】

第1項 公営住宅等の確保

1 公営住宅の確保

(1) 災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

(1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。

(3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令、山口県営住宅条例及び山口市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。

ア 入居期間は、原則として1年以内とする。

イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。

エ 入居期間中は家賃及び敷金は免除する。

(4) 被災者が否かは、原則として市が発行する罹災証明等により行う。

(5) 一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。

3 他の事業主体への要請

(1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、県において隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。

(2) 独立行政法人都市再生機構等が所管する公営住宅についても、県において、その確保、提供を要請する。

(3) 企業の社宅等についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して、知事または知事からの委任を受けた市長は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）または民間賃貸住宅等を借上げ（以下「賃貸型応急住宅」という。）ることにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

(1) 住家が全焼、全壊または流出した者で、現に居住する住家がない者等

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

ア 生活保護法の被保護者ならびに要保護者

- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない一人親家庭
- エ 特定の資産がない要配慮者
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者等

(3) 災害時に、現実に救助法適用市町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急仮設住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者世帯に配慮すること。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聞くなど被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市長が知事から委任を受けた場合を除き、知事が行う。

4 応急仮設住宅の管理等

- (1) 建設型応急住宅
 - ア 県(厚政課)からの委任を受け、市長が公営住宅に準じて維持管理する。
 - イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
- (2) 賃貸型応急住宅
 - ア 県(厚政課)、民間賃貸住宅の所有者及び入居者との間で定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ウ 県(厚政課)は市に入居契約等に関する事務を委任する。

第3項 建設型応急住宅の建設

1 建設の実施期間

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長が知事からの委任を受けて実施する。

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所は、あらかじめ市が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2) (1)の候補地で不足する場合には、市が公有地等を優先して建設敷地を決定する。
なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設に当たっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)

3 建設方法

- (1) 県において定め、県が建築業者に請負わせて建設する。
- (2) 市において建設することが適当と認められるときは、県は市に対し設計図書等を示すものとする。
- (3) 建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるに当たっては、県における両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (4) 建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。

4 建設基準

- (1) 述べ床面積
1戸当たりの床面積は、29.7㎡を基準とし、世帯厚生人員等を考慮して増減するこ

とができる。

- (2) 1戸建、長屋建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。
 - (3) 同一敷地内または隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
 - (4) 高齢者、障がい者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。
- 5 設計図書
入居予定者の状況により、県が決定する。
- 6 建設期間
- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
 - (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないとき、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行うものとする。

第4項 賃貸型応急住宅の確保

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、県と各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保【交流創造対策部、商工振興対策部】

旅館ホテル等の宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障がい者等要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理【都市整備対策部】

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

- 1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
 - (1) 災害発生によって住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
 - (2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
災害発生によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者。

第2項 対象者の調査及び選定

- 1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
市が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。
- 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明書に基づき県が選定する。
- 3 上記1、2は、場合によっては、県から市への事務委任により実施する。

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は、市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会と県との協定に基づき、県から提供された業者名簿についても活用できるものとする。

なお、被災者自らが行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体等の協力を得ることが望ましい。【建築班】

- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社)日本鳶工業連合会及び(一社)災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。
- (4) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社)JBN・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合に応援を依頼する。
- (5) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。
 - ア 家主が借家を修繕する場合
 - イ 親類縁者の相互扶助による場合
 - ウ 会社が自社所有の住家(寮、社宅、飯場等)を修繕する場合

2 修理の範囲

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
住家の屋根、外壁、建具(玄関、窓、サッシ等)について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
日常生活に必要欠くことのできない部分(居室、炊事場、便所等)及び日常生活に欠くことのできない破損箇所(土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等)に限るものとする。

3 修理の期間

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理
災害発生の日から10日以内に完成させるものとする。
- (2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
災害発生の日から3ヵ月(災害対策基本法第24条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同報第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6月以内)以内に完成させるものとする。
- (3) 修理の期間の延長
上記(1)、(2)の期間内に完了できない特殊事情があるときは、知事(厚政課)は内閣総理大臣に特別基準(期間延長)の協議を行う。

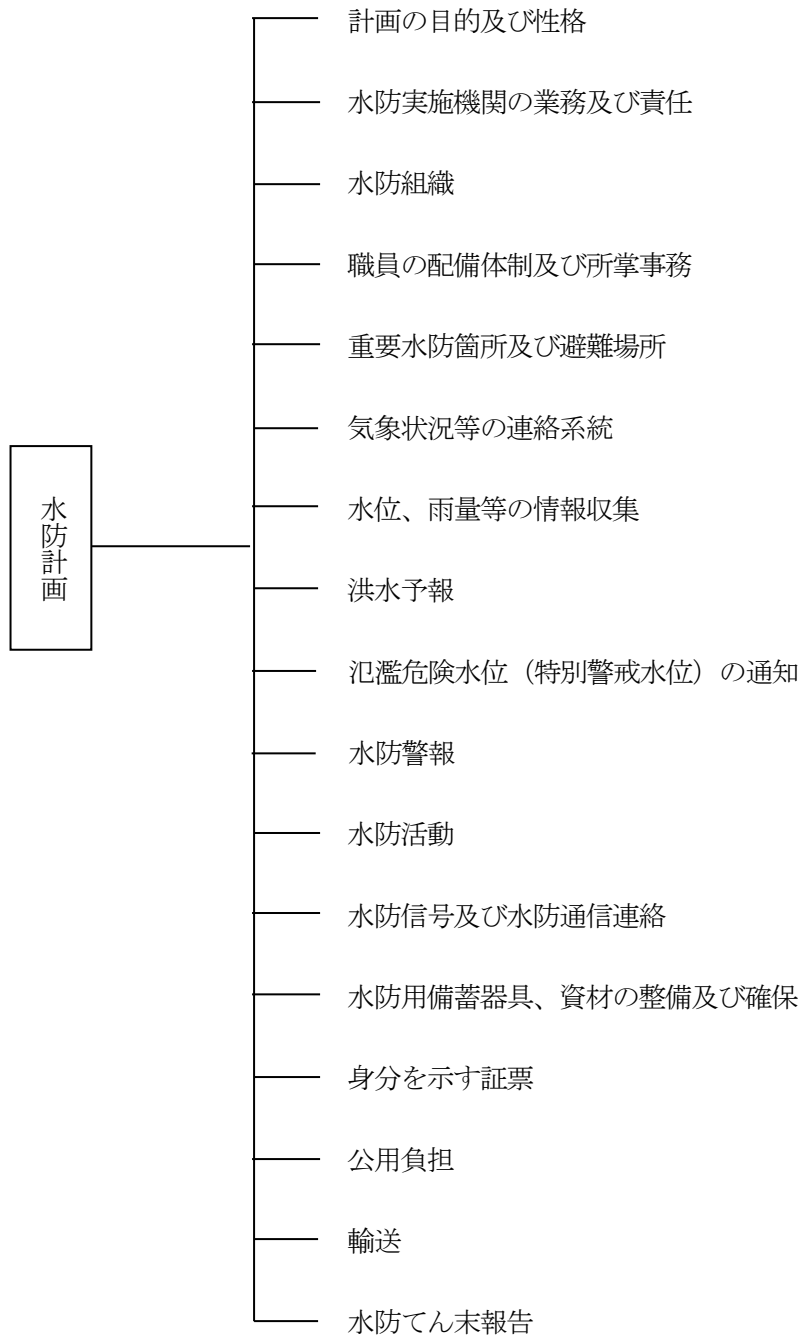
第3節 公営住宅の応急修理【都市整備対策部】

被災した市営住宅については、被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。公営住宅の応急修理については救助法の適用はない。

第12章 水防計画

基本的な考え方

洪水、雨水出水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定めるものとする。



第1節 計画の目的及び性格

第1項 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下この章においては「法」という。）第4条の規定により山口県知事から指定された指定水防管理団体たる山口市が、法第33条の規定に基づき、山口市の地域における河川、湖沼又は海岸等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 水防実施機関の業務及び責任

第1項 水防管理団体（法第3条）

- 1 山口市は、水防上公共の安全に重大な関係があるものとして山口県知事が指定した指定水防管理団体であり、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- 2 次の事項を山口市地域防災計画に定めるものとする。
 - (1) 洪水予報等の伝達方法
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地
 - (5) (4)において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
 - (6) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 上記2に掲げられた事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者（市長）は、水防計画を定めまたは変更をしようとするときは、あらかじめ市防災会議に諮らなければならない。

また、策定または変更を行なった水防計画について、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞無く知事に届け出なければならない。

指定水防管理団体の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。（法第33条）

第2項 県（法第3条の6）

県は、県の区域内の水防管理団体が行う水防活動が、円滑かつ効果的に実施できるように、的確な指導及び総合調整を行う。知事が指定した河川及び海岸について水防警報を行うことをはじめ、洪水により重大な損害を生じるおそれのある河川（洪水予報河川）を気象庁長官と協議して指定し、共同して洪水予報を行うとともに、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、水位情報を通知する。また、緊急の際の立ち退きの指示あるいは水防に要する資材の融通など

を通じて、市町が十分な水防活動を実施でき、効果を発揮するために必要な事務を行う。その他、洪水予報河川及び水位周知河川について、都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができる。

第3項 気象庁下関地方気象台（法第10条、第11条）

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、国土交通省山口河川国道事務所及び県に通知する。また、県知事が気象庁長官と協議して指定した河川について、県と共同して洪水予報を行う。なお佐波川については、山口河川国道事務所と共同して洪水予報を行い、県に通知する。さらに、これらを必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般に利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

第4項 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所（法第10条、第16条、第48条）

国土交通大臣が指定した河川（佐波川）について、水防警報を行うことをはじめ、気象台と共同して洪水予報を行い、山口県に通知するとともに、大規模氾濫減災対策協議会を組織する。また、県又は水防管理団体に対し水防上必要な勧告、助言を行う。

第5項 （都道府県）大規模氾濫減災協議会の構成員の責務（法第15条の9、第15条の10）

国土交通大臣により組織された大規模氾濫減災協議会または知事により組織された都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員は、当該協議会で協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

第6項 ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは該当ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じて門扉の開閉を行わなければならない。

第7項 居住者等の水防義務（法第24条）

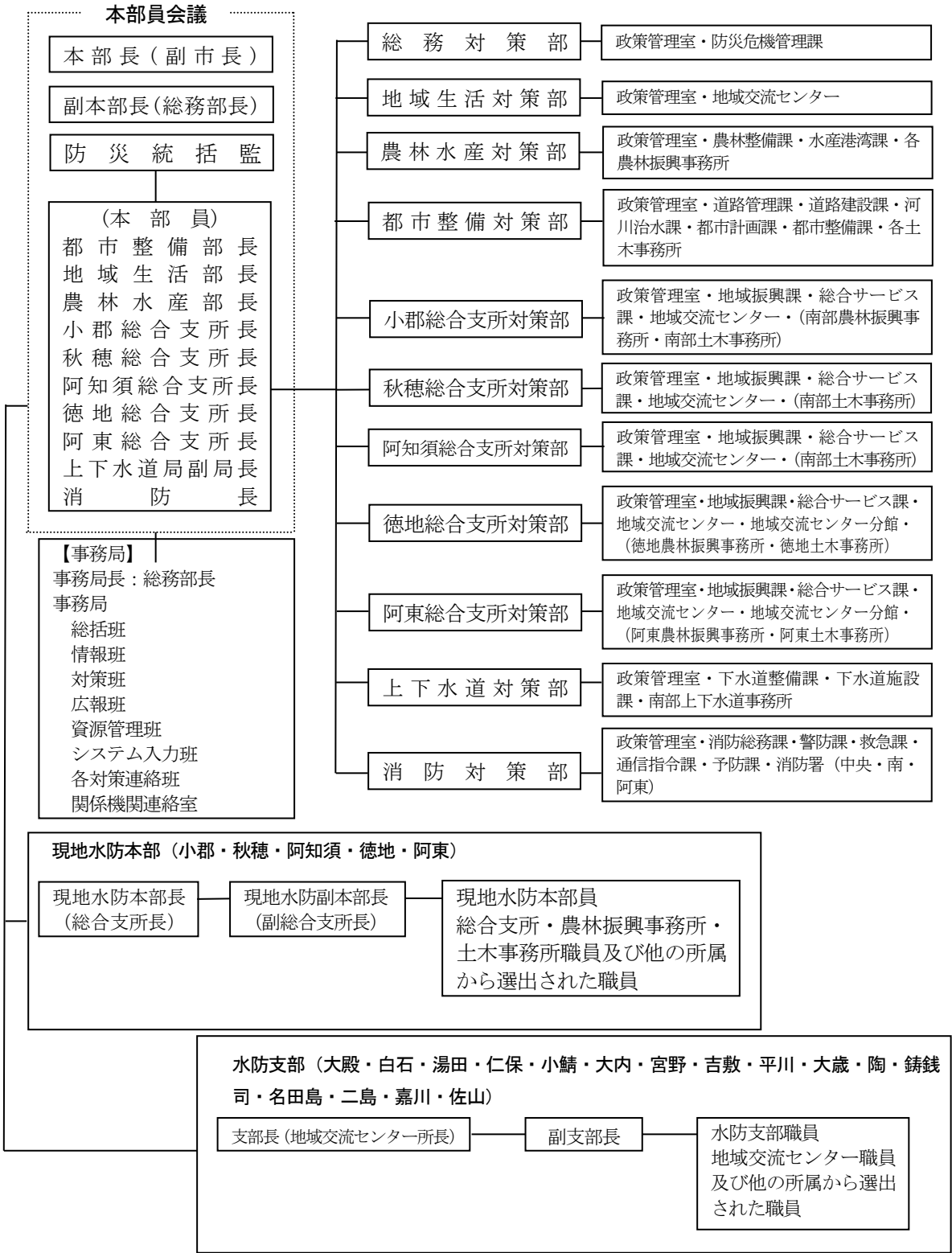
市内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長から出勤を求められた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

第3節 水防組織

- 1 山口市防災会議は、山口市における水防計画、その他水防に関する重要な事項を調査、審議する。
- 2 水防管理者は、法第10条第3項及び第11条第1項の規定により気象状況の通知又は法第16条第3項の規定により水防警報の通知を受けたとき、また水防管理者が必要と認めたときから、水災の危険が解消するまで、山口市役所に水防本部（以下「本部」という。）及び各総合支所に現地水防本部（以下「現地本部」という。）、各地域交流センター（小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く。）に水防支部（以下「支部」という。）を置き、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第4節 職員の配備体制及び所掌事務

1 体制



2 構成

(1) 水防本部

本部長（副市長）、防災統括監、副本部長（総務部長）、各対策部及び本部長の指示を受け、水防現地において水防対策業務に当たる現地水防本部及び水防支部をもって構成する。

(2) 現地水防本部

現地本部長、副本部長及び管理班、水防班をもって構成する。

ア 現地水防本部長は、水防本部長が総合支所長を指名する。

イ 現地水防本部長は、あらかじめ現地本部員を指名しておく。

(3) 水防支部

支部長、副支部長及び管理班、水防班をもって構成する。

ア 水防支部長は地域交流センター所長とする。

イ 支部長は、あらかじめ副支部長以下の水防支部職員を指名しておく。

3 所掌事務

(1) 水防本部

第3編第1章第1節第5項の部、班の編成及び業務に準じる。

(2) 現地水防本部

本部から現地水防本部設置の指示を受けた場合、水防本部同様の体制を構築するものとする。

(3) 水防支部

現地水防本部に準じる。

4 本部の配備体制

体制	配備基準	配備部署						
		本 庁	地域交流 センター (水防支部)	総 合 支 所 (現地水防本部)				
				小郡	秋穂	阿知須	徳地	阿東
水 防 本 部 体 制	1 水位情報 ○洪水予報河川 避難判断水位に到達し、氾濫 警戒情報【警戒レベル3相当 [洪水]】が発表されたとき ○水位周知河川 旧避難判断水位に到達し、 かつ、洪水警戒の危険度分布 に警戒【警戒レベル3相当】が 出現したとき 2 上記に合わせ、今後も大雨 が予想される場合 3 土砂災害危険度情報【警戒 レベル3相当】が継続し、かつ 今後も大雨が予想される場合 4 台風の暴風域が24時間 以内に山口市にかかり、かつ 大きな影響がでると予想され る場合。	本部事務局 都市整備課 道路管理課 道路建設課 河川治水課 農林整備課 水産港湾課	○	○	○	○	○	○
	5 高潮による被害が予想さ れる場合	本部事務局 都市整備課 道路管理課 道路建設課 河川治水課 農林整備課 水産港湾課	陶・鑄銭司・ 名田島・二 島・嘉川・佐 山	○	○	○		
	6 危険箇所等を発見し、災害 が起こることが予想される場 合	本部事務局 都市整備課 道路管理課 道路建設課 河川治水課 農林整備課 水産港湾課	発見された危険箇所等を管内にもつ現地水防本部及び水防支部					
	7 状況により本部長が指令 したとき	別に指令された部署						

※協働推進課・健康福祉部の配備体制は、避難情報の発表及び避難所の開設に応じて配備する。

※上下水道局・消防本部の配備体制は、別に定めておく。

※徳地及び阿東の現地水防本部に都市整備部から、必要に応じてあらかじめ指名した技術職員各2名を派遣する。

5 現地水防本部の配備体制

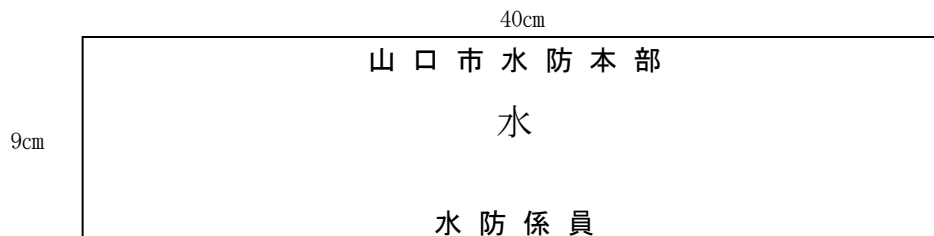
現地水防本部の配備体制については、上記水防本部体制に準じて、総合支所長（現地対策本部長）が、配備を指令する。

6 水防支部の配備体制

水防支部の配備体制については、本部と協議の上、支部長が配備を指令する。

7 水防係員の標識

指導等のため現場におもむく係員は、明確な標識を身につけるものとし、その標識は次のとおりである。



腕章とする。「水」の表示は赤、その他の文字は黒とする。

第5節 重要水防箇所及び避難場所

第1項 重要水防箇所及び避難場所

この計画に定める重要水防箇所は、資料編のとおりとする。

資料編〔P 3 8〕・・・重要水防区域、特に危険な箇所及び予定避難場所

第2項 責任者の連絡

重要水防箇所の現地水防本部長及び支部長（支部に属さない区域は本部長）は、本部長と緊密なる連絡をとり、水防の万全を期するものとする。

第6節 気象状況等の連絡系統

法第10条第3項の規定による気象状況の通知を受けたときは、本部長は直ちに次の措置をとるものとする。

- 1 必要に応じ水防体制を備えるとともに各現地水防本部長及び支部長へ状況を通知する。
- 2 勤務時間外の場合は、宿直者は連絡の任に当たり、直ちに水防管理者、本部長及び副本部長に通報する。本部長は、必要があると認めたときは、全員又は一部の非常招集を行う。

第7節 水位、雨量等の情報収集

市は県土木防災情報システム等を通じて、水位、雨量、潮位の情報収集を行い状況の把握に努める。また、現地の状況についても確認を行い情報収集に努めるものとする。

資料編〔P 1 9〕・・・観測設備の現況

第8節 洪水予報

第1項 洪水予報の種類と発表基準等（法第10条、第11条）

国土交通大臣又は県知事は、それぞれ指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

種類	発表基準	市・住民に求められる行動
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、または避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	市は水防団を出動
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	市は高齢者等避難の発令を判断し状況に応じて発令、住民は氾濫に関する情報に注意、また通常の避難行動に時間を要する方は避難を判断
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、または氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき 急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国土交通大臣が指定した河川のみ）	市は避難指示等の発令を判断し、状況に応じて発令、住民は通常の避難行動ができる方は避難を判断
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、または氾濫が継続しているとき	住民は避難を完了

第2項 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報(法第10条第2項)

国が管理を行う河川については、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通省山口河川国道事務所と下関地方気象台が共同して洪水予報を行う。洪水予報が発表された場合は県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

(1) 予報実施区域及び予報基準点

河川名	実施区域	基準点
佐波川	(左岸) 山口市徳地堀字土井の内2356の1地先から海まで (右岸) 山口市徳地堀字北野835地先から海まで	堀 漆尾 新橋

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

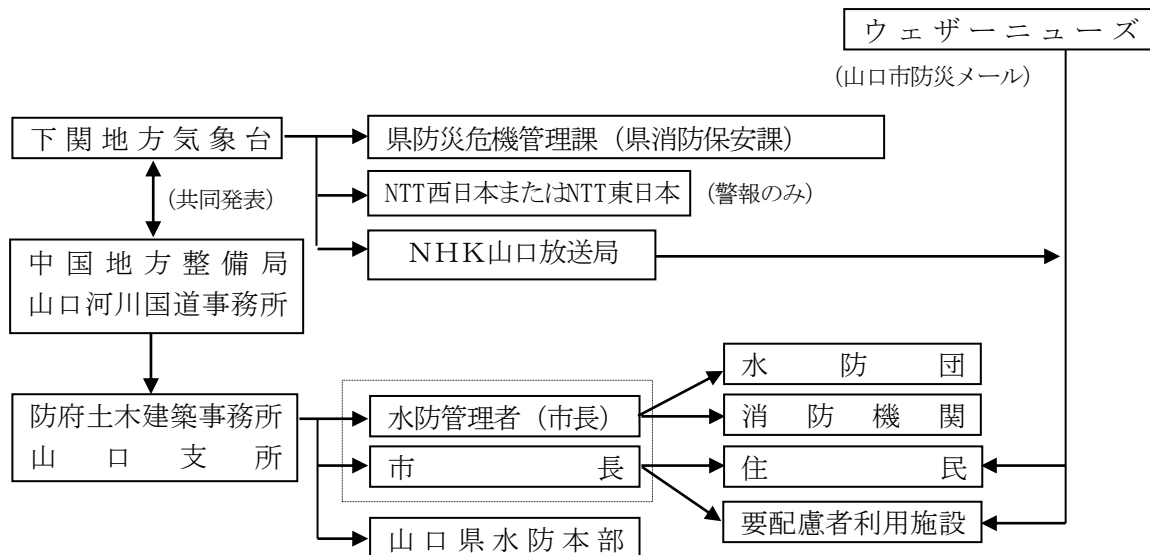
河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
佐波川	堀	山口市徳地堀	2.00	3.00	3.90	4.30
	漆尾	山口市徳地伊賀地上沖の原	2.30	3.40	3.60	4.00
	新橋	防府市新橋町	2.70	3.40	4.20	4.60

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
佐波川	山口河川国道事務所 下関地方気象台

(4) 洪水予報の伝達

佐波川洪水予報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



第3項 県と気象庁が共同で行う洪水予報(法第11条)

県が管理する河川については、法第11条及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、県と下関地方気象台が共同して洪水予報を行う。洪水予報が発表された場合は、関係市町の長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

(1) 予報実施区域及び予報基準点

河川名	区 間		基準点
	上 流 端	下流端	
榎野川水系			
榎野川	山口市杖坂川の合流点	河口	鰐石 朝田
仁保川	(左岸) 山口市仁保下郷字長田 1 5 5 4 番 2 地先 (右岸) 山口市仁保下郷字名字河内2008番3地先	榎野川の合流点	御堀橋

(2) 洪水予報の対象となる基準観測所

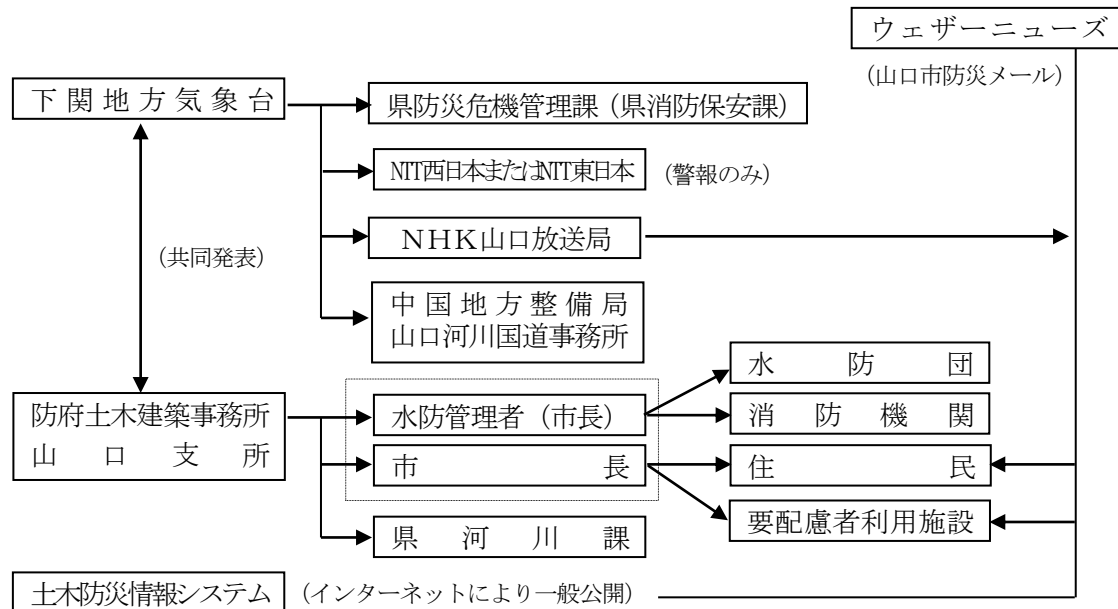
河川名	観測所名	所在地	水防団待 機水位 (m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)
榎野川	朝田	山口市朝田2726地先	3.10	3.80	5.00	6.10
	鰐石	山口市惣丈夫町261-2	1.20	2.00	2.10	2.60
仁保川	御堀橋	山口市大内御堀字下千坊 4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60

(3) 洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
樫野川	防府土木建築事務所
仁保川	下関地方気象台

(4) 洪水予報の伝達

洪水予報の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおりとする。



第9節 氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知（法第13条）

第1項 水位情報の内容

国土交通省又は県知事は、それぞれ指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知される。

第2項 国の機関が行う水位情報の通知（法第13条第1項）

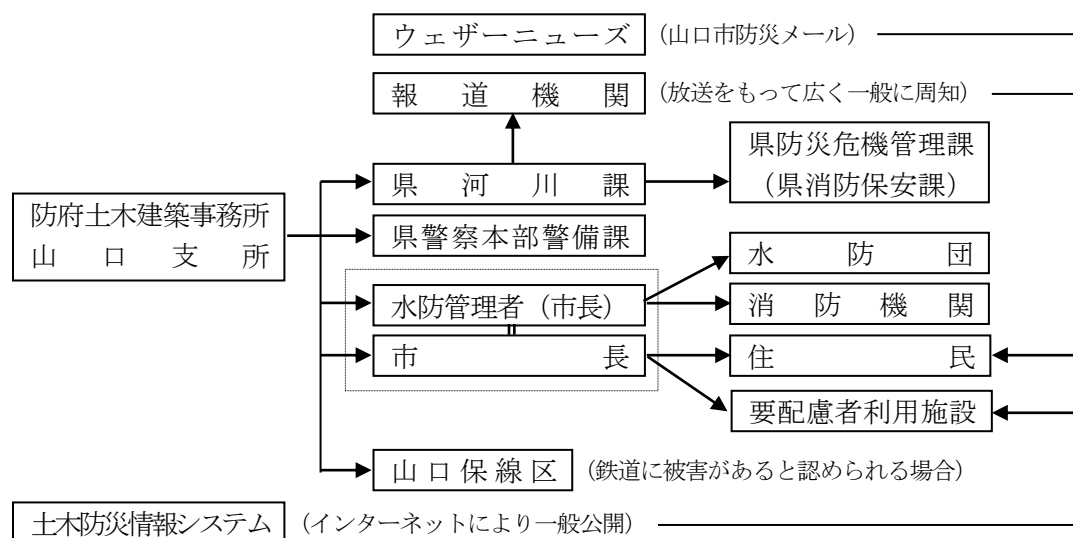
国が指定する河川について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所から県に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知される。

なお、国の管理河川（佐波川）については、すでに洪水予報河川として指定されていることから、水位周知河川としての指定は行われない。

第3項 県が行う水位情報の通知（法第13条第2項）

県が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、県防府土木建築事務所長及び同山口支所長から市長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

なお、県知事が水防警報を発する指定河川として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める河川（水位周知河川）とする。



第10節 水防警報

国土交通大臣又は県知事は、それぞれ指定した河川、湖沼、海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して水防警報を発表する。

第1項 国土交通大臣が発する水防警報（法第16条第1項、第2項）

防府土木建築事務所長は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から佐波川について、水防警報を発した旨通知を受けたとき、直ちにその旨を市水防管理者（市長）及び県河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

第2項 県知事が発する水防警報（法第16条第1項、第3項）

県知事は、河川については、既存の指定状況や流域面積、氾濫面積、氾濫区域内資産、過去の被災状況等を指標とした判定を行い総合的に評価し、海岸については、高潮災害の想定される海岸について指定することとする。

（河川）南若川、井関川、今津川、島地川、榎野川、仁保川、一の坂川、吉敷川、前田川、九田川、阿武川、蔵目喜川、生雲川

（海岸）山口南沿岸山口市地先海岸

県知事が発する水防警報は、防府土木建築事務所長が発するものとし、直ちにその旨を市水防管理者（市長）及び県河川課その他水防関係機関に通報するものとする。

第3項 水防警報の種類、内容及び発令時期

河川については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発令時期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等からみて必要と認められるとき。 特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1 水防資器材の点検、整備 2 陸閘の操作 3 逆流防止水門、ため池等の水門の開閉準備 4 河川、海岸 その他危険区域の監視	河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇し氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。

	5 水防要員の配備計画等のため水防準備を通知するもの	
出動	1 水防要員の警戒配置 2 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2 危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの	増水の状況を通知するとき、又は災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められたとき。 2 危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内 容	発 令 時 期
準備	1 陸閘の操作 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への警戒呼びかけ	気象状況等により高潮の危険が予想されるとき。 高潮注意報、高潮警報が発表された直後又は高潮発生が予想される12時間程度前に発令する。
出動	1 水防要員の警戒配置 2 防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始 3 危険箇所への応急措置 4 住民への避難誘導 5 水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される4時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの	気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

第11節 水防活動

水防活動は原則として複数人で行なうものとし、洪水、津波または高潮いずれにおいても、水防団または消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、必要に応じてライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等により、水防団または消防機関自身の安全を確保しなければならない。

津波浸水想定のある区域内にある水防団または消防機関は、気象庁が発表する津波警戒等の情報を入力し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。

第1項 本部職員及び現地本部職員、支部職員の責務

本部職員及び現地本部職員、支部職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令が予想されるときは自宅に待機していなければならない。

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに土木建築事務所に通報し必要な措置を求めるものとする。

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられた後、水防警報が発せられた河川はもとより、重要水防区域の監視、警戒を厳重にし、異常を発見したときは直ちに土木建築事務所に通報するものとする。

河川管理者中国地方整備局長及び山口県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
- 2 関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達に代えることができる。）
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 災害に係る情報の収集及び情報交換を行うための職員の派遣

[illegible]

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般の交通に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 3-12-14

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6項 消防機関の出動

水防管理者は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めたときは、消防機関を出動させることができる。

第7項 警察官の派遣要請（法第22条）

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第8項 応援

現地本部長及び支部長は、その箇所において水防のため緊急の必要があるときは、本部長及び他の支部長又は消防機関の長に応援を求めることができる。この場合、応援を求められた者はできる限りその求めに応じなければならない。

第9項 水防開始等の報告

次の場合は、現地水防本部長及び支部長は直ちに本部長に報告するものとする。

- 1 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外の緊急の場合に、他の支部又は消防機関の応援を求めたとき。
- 2 水防作業を開始したとき及び終了したとき。

第10項 警戒区域の設定の通知

水防管理者（市長）は、法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場合によっては水防作業等の円滑を図るため、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、または退去を命じることができる。警戒区域が設定されたときは、所轄の県土木建築事務所長及び警察署長に通知するものとする。

第11項 堤防の決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、現地本部長及び支部長は、直ちにその旨を本部長、氾濫のある隣接支部長その他関係者に通報し、本部長は所轄の県土木建築事務所長及び警察署長及び氾濫の方向の水防管理者に通報するものとする。

第12項 立退指示

立退指示の方法は、第12節第1項の水防信号による。

第13項 水防体制の解除

水位が氾濫注意水位以下に減少し、水防警戒の必要がなくなり、水防体制を解除した場合は、本部長は、これを一般に周知させるとともに所轄県土木建築事務所長に報告するものとする。

第14項 関係機関連絡室の設置

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、初動を含めた応急対策の充実を図るため、警察、自衛隊、消防等の関係機関が常駐・協議できる関係機関連絡室を設置する。

第 1 2 節 水防信号及び水防通信連絡

第 1 項 水防信号

水防に用いる信号は、水防法施行細則（昭和 3 4 年山口県規則第 5 4 号）第 3 条の規定に基づき、次により行うものとする。

種類	発信の方法	警鐘による場合	サイレンによる場合 (約)
警 戒 信 号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 15秒 5秒 休止 ○ー
出 動 信 号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○	15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 5秒 15秒 休止 ○ー
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○	30秒 5秒 30秒 ○ー 休止 ○ー
退 避 信 号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー

- 備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第 2 項 水防通信

水防上緊急を要する通信については、非常公衆電話、電報によるほか、非常の場合ラジオ、テレビ、広報車等による連絡方法も考慮しておくものとする。

近距離連絡確保のため、水防通信発着点、資材等備蓄場、水防作業現場には必ず伝令等を配置しておくものとする。

水防通信系統は、次のとおりである。

1 電話（N T T 西日本）

山口県 防府土木建築事務所山口支所
083-922-1070、1071

	支 部 名	電話番号
山口市本部 山口市総務部防災危機管理課 083-934-2723	小郡現地対策本部	083-973-2411
	秋穂現地対策本部	083-984-2121
	阿知須現地対策本部	0836-65-4111
	徳地現地対策本部	0835-52-1112
	阿東現地対策本部	083-956-0111
	大殿支部	083-924-5592
	白石支部	083-922-0381

	湯田支部	083-922-8218
	仁保支部	083-929-0411
	小鯖支部	083-927-0050
	大内支部	083-927-0301
	宮野支部	083-928-0234
	吉敷支部	083-922-0668
	平川支部	083-922-0026
	大歳支部	083-922-2461
	陶支部	083-972-0702
	鑄銭司支部	083-986-2001
	名田島支部	083-972-0710
	秋穂二島支部	083-987-2121
	嘉川支部	083-989-2001
	佐山支部	083-989-3001

山口市消防本部警防課	083-932-2602
山口市消防本部通信指令課	083-932-2603
山口市中央消防署	083-933-0119
山口市中央消防署大内出張所	083-941-0119
山口市中央消防署徳地出張所	0835-53-0119
山口市南消防署	083-974-0119
山口市南消防署阿知須出張所	0836-66-0119
山口市南消防署秋穂出張所	083-984-0119
山口市阿東消防署	083-957-0119

山口警察署	083-924-0110
山口南警察署	083-972-0110
NHK山口放送局	083-921-3707
山口放送株式会社	0834-22-2727
テレビ山口株式会社	083-924-3301
山口朝日放送株式会社	083-933-1142
山口ケーブルビジョン株式会社	083-934-1234
株式会社エフエム山口	083-924-4535

参考 非常取扱電話電報(電気通信事業法第8条 電話サービス契約約款第106条、107条)を利用できる機関は、県庁、土木事務所、社会福祉事務所、市町村、消防機関等である。

2 無線通信電話

(1) 市防災行政無線

資料編 P 2 1 による

(2) MCA無線

資料編 P 2 3 による

(3) IP無線

資料編 P 2 4 による

(4) 山口県防災行政無線

種 別	局 名	設 置 箇 所
山口県防災行政無線	201-3770	山口県 河川課
〃	201-2360	山口県 防災危機管理課
〃	246-28	山口県 防府土木建築事務所
〃	247-28	山口県 防府土木建築事務所 山口支所
〃	403-2212	山口市防災危機管理課
〃	420-331	山口市阿東土木事務所

第 1 3 節 水防用備蓄器具、資材の整備及び確保

- 1 水防倉庫の備蓄資材及び器具の配置は、資料編のとおりとし、その使用は現地本部長及び支部長の要請により本部長が決定する。

資料編〔P 1 5 2〕・・・水防用備蓄器具、備蓄資材配備計画一覧表

- 2 備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは、早急に補充、若しくは修理し緊急水防時に支障のないように留意するものとする。

第 1 4 節 身分を示す証票

第 1 項 水防緊急通行身分証明書

法第 1 9 条の規定による水防上緊急通行する場合における身分を証明する証票を次のとおり定める。

(表)

(裏)

9cm

第 号
水防用緊急通行身分証明書
所属 氏名
年 月 日
水防管理者
(又は消防機関の長) 印

6cm

水防法抜粋(第19条)
水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。
※本証は他人に貸与してはならない。

第 2 項 身分証票

法第 4 9 条第 2 項の規定による身分を示す証票を次のとおり定める。

(表)

(裏)

9cm

第 号
水防公務証
所属 氏名
上記の者は、水防法(昭和24年法律第193号)第49条第1項の規定により立入りを する者であることを証明します。
年 月 日発行
水防管理者 印

6cm

水防法抜粋(第49条)
1 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
※本証は他人に貸与してはならない。

第 15 節 公用負担

水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資材の使用、収容
- 3 車両、その他運搬用機器の使用
- 4 排水用機器の使用
- 5 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記 1 から 4（2 における収容を除く。）の権限を行使することができる。

第 1 項 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、本部長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示するものとする。

	(表)	(裏)
	第 号	水防法抜粋(第28条)
	公用負担命令権限証	1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
9cm	山口市 氏 名	2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
	上記の者 の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	※本証は他人に貸与してはならない。
	年 月 日 水防管理者 (又は消防機関の長) 印	
	6cm	

第2項 公用負担命令書

法第28条の規定により、公用を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

9cm	第 号	
	公用負担命令書	
	目的物	種 類
	員 数	負担の内容
	使 用	収 用
	処 分	
	年 月 日	
	水防管理者	
(又は消防機関の長) 印		
事務取扱者 印		
6cm		

第16節 輸送

第1項 輸送用運搬車の標識等

水防のため出動する輸送用運搬車の標識は、次のとおりである。



- 備考
- 1 標識の大きさは、縦15cm、横21cmとする。
 - 2 標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
 - 3 地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

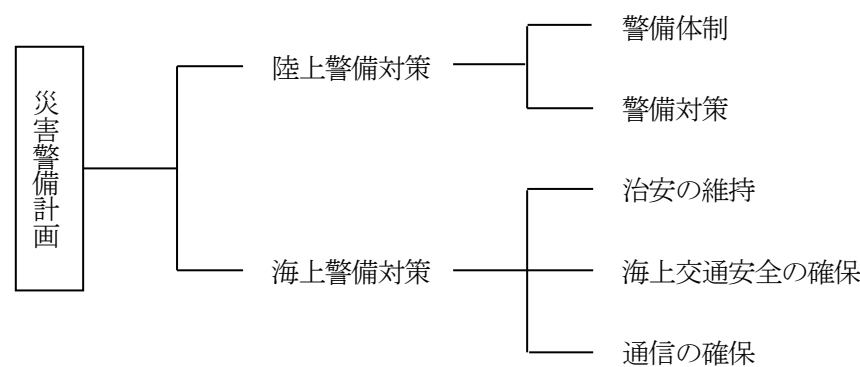
第17節 水防てん末報告

水防活動(警戒のみに終わった場合を除く。)を行ったときは、現地本部長及び支部長は所定の様式により報告書を作成し、当該水防活動の終了後2日以内に本部長に提出し、本部長は各現地本部及び支部の水防活動を取りまとめて、当該水防活動の終了後5日以内に防府土木建築事務所山口支所を経由して、知事(河川課経由)に報告するものとする。

第 13 章 災害警備計画

基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、住民の生命、財産の保護及び社会秩序の維持に当たる。



第1節 陸上警備対策

山口警察署、山口南警察署が次の対策を実施する。

第1項 警備体制

1 職員の招集・参集

職員は管轄区域に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、行動するものとする。

2 警備体制への移行

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、あらかじめ定められた警備体制へ移行する。

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、定められたところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害対策本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、県警察災害対策本部は、県災害対策本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、あらかじめ定められたところによる。

5 警察署の管轄区域

山口市を管轄する警察署

警察署名	所在地	管轄区域
山口警察署	山口市古敷下東4-17-10	山口南警察署の管轄区域以外の山口市の区域
山口南警察署	山口市小郡下郷3848-1	陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、小郡、秋穂及び阿知須の区域

第2項 警備対策

大規模な災害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター等による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。

また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。

(3) 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障がい者等要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無の調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を講じる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上緊急の必要があると認める場合は、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

ア 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両または物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3の規定に基づき、その物件の管理者等に対し道路外等への移動命令等必要な措置を講じる。

イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。

6 遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれがある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携し関係住民の避難措置を講じる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取り締まり等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。また、避難所等の被災者の不安を和らげるため警察官の立ち寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察通信設備及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第2節 海上警備対策

第1項 治安の維持

海上保安部・署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

海上保安部・署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対し移動を命じる等規制を行うものとする。
- 2 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 3 海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 4 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急処置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。
- 5 水路の水深に異常が生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じ応急標識の設置に努めるものとする。
- 7 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

海上保安部・署は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。

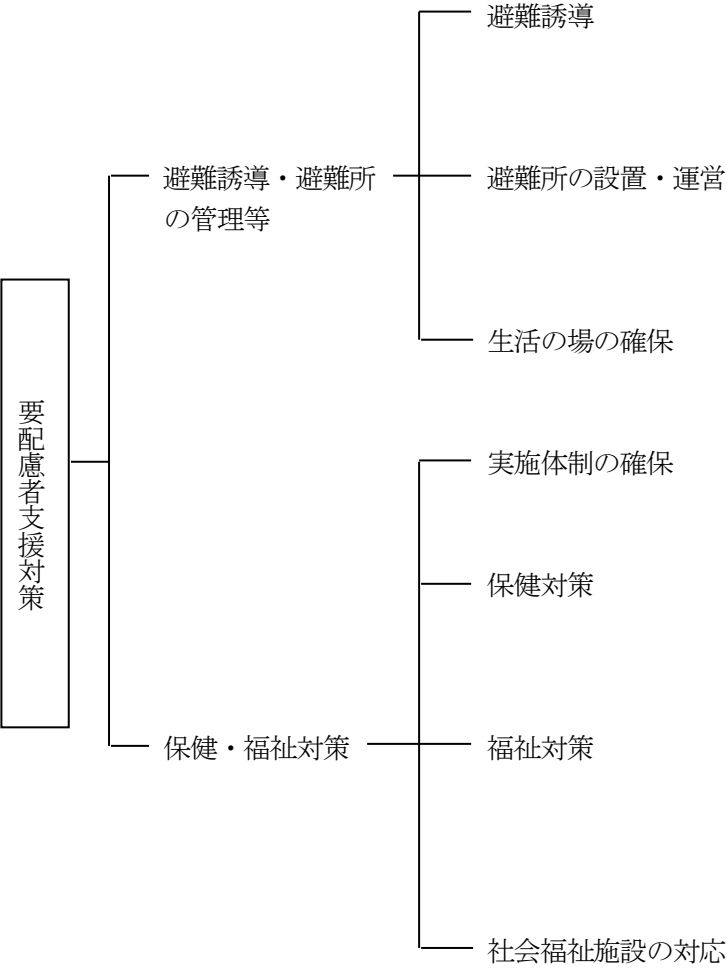
- 1 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- 2 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- 3 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配備を行う。
- 5 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- 6 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、または関係機関等の職員の派遣を要請する。

第14章 要配慮者支援計画

基本的な考え方

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細やかな支援策を保健・福祉施設等の連携のもとに総合的に講じていく必要がある。

このため、避難誘導、避難所の運営、保健福祉サービスの実施など、要配慮者に配慮する必要がある事項について定める。



第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市整備対策部】

市は、避難計画の実施に当たり、次の事項に留意し要配慮者に配慮した避難誘導等を行う。また、高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供与等生活の場の確保に努める。

【地域交流センター班・各総合支所対策部・高齢福祉班】

第1項 避難誘導

1 避難指示等の伝達

避難指示等を行う市長等は、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等への伝達や夜間における伝達には特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も、同様とする。

また、地理に不案内な外国人旅行者を含む観光客にも配慮するものとする。

2 高齢者等避難及び自主避難

避難に時間を要する傾向にある要配慮者に配慮し、市は、避難指示を出す事態を可能な限り予測し、事前に高齢者等避難を発表するよう努めるものとする。

また、高齢者や独居世帯等の心理的な不安にも十分配慮し、市は、自主避難を希望する者に柔軟な対応をするものとする。

3 避難誘導の方法

避難指示等が発令された場合、市は、警察署、消防署及び消防団・自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等を優先する。

4 移送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中に危険がある場合、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2項 避難所の設置・運営

市は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連携・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した適正な対応を行う。

県は、市からの応援要請があれば、広域的な福祉支援を実施するものとする。

1 避難所の管理

(1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。

(2) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。介護職員などの福祉人材が不足する場合は、県に応援要請を行うことができるものとする。県は市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行うものとする。

(3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。

(4) 自らでは情報把握の困難な高齢者、障がい者等への情報伝達が徹底されるよう努める。とりわけひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障がい者については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する。

(5) 避難所においては、生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品、車椅子等の確保にも配慮するとともに、ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。

また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

2 被災者の他地区等への移送

要配慮者の障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らないまでの者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。

避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者、妊婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送等必要な配慮を行う。市は、要配慮者の移送手段が不足する場合、県に応援要請を行うことができるものとする。県は市からの応援要請を受けた場合、関係福祉団体と調整し、必要な福祉人材の派遣を行うものとする。

また、外国人旅行者を含む観光客の移送について、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確に行う。

第3項 生活の場の確保

高齢者、障がい者等の避難生活のハンディキャップを少しでも取り除くため、生活の場として次のような応急住宅の確保に努める。【建築班】

1 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 応急仮設住宅の建設に当たっては、入居予定者の状況により、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。

(2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。

2 公営住宅、一般住宅の確保

設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障がい者等健康面で不安のある者にあつては最も適した住居となることから、その確保に努める。

3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障がい者等の一時収容先として確保に努める。

第2節 保健・福祉対策【健康福祉対策部・こども未来対策部】

災害時には、平常時において在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障がい者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い健康の確保や福祉対策が重要となってくる。

このため、市は関係団体、社会福祉施設、ボランティア等と連携し、高齢者、障がい者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

第1項 実施体制の確保

災害時における保健・福祉関係業務としては、災害救助関連業務のほか、新たな要配慮者への対応等膨大な種類と量の業務が発生するとともに、応急仮設住宅における保健福祉サービス等のように、災害発生後一定の期間を経て開始される業務が数多く存在することから、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえながら業務実施体制を確保し、各段階におけるニーズに応じたサービスの提供等を行う。

市は、災害救助業務等と平行して、時間経過に応じた組織と人員の投入等に留意し、保健・福祉に係る応急対策を実施する。

この場合、必要に応じ、県又は他の市町等への応援職員の派遣を要請し、援護等の措置事務や相談業務が早急に講じられる体制を確保する。

第2項 保健対策

被災者にとっては、心身の健康の確保が特に重要であることから、市及び県は、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施する中で、高齢者、障がい者等の健康管理に十分配慮する。

- (1) 市及び県の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- (2) 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター（山口環境保健所）等におけるメンタルヘルスケア
- (3) 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障がい者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるため、市及び県は、他県等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に組織的、継続的な福祉サービスを実施する。

1 要配慮者の把握等

市及び県は、発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障がい者、さらには家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行うとともに、定期的な巡回活動によりニーズの把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。

この場合、市社協が福祉の輪づくり運動を通して行う訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。

2 福祉サービスの提供

- (1) 市及び県は、介護の必要な高齢者、障がい者について、特別養護老人ホーム、障がい者施設への緊急一時入所等手続きの弾力的な運用により柔軟な対応を行う。
- (2) 市は、関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障がい者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。

3 情報の提供

市及び県は、災害に関する情報、医療、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう掲示板、パソコン、FAX等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。

また、視覚障がい者、聴覚障がい者については、手話・点字通訳者、要約筆者等の確保に配慮する。

4 生活資金等の貸付

県は、緊急に生活資金の必要な低所得者等の生活安定を図るため、生活福祉資金特例貸付の実施について国に要請するとともに、貸付主体である県及び市社会福祉協議会と連携した周知など、適切かつ速やかな対応を行う。また、生活福祉資金、母子・父子寡婦福祉資金等の貸付等の支援措置を講じる。

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を果たすことが求められる。

このため、被災社会福祉施設は、市、県等の協力を得つつ、早急に施設機能の回復を図るとともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障がい者等のための速やかな対応を行う。

1 入所者等の安全確保

- (1) 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速かつ的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は症状、負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。
- (2) 発災後直ちに火元の点検、初期消火活動を実施するとともに、ガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等二次災害の原因となるもの及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。
- (3) 市及び県は、ライフラインの復旧について優先的に対応が行われるよう事業者に要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。

2 要配慮者の受入れ

- (1) 被災地の社会福祉施設は、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用し、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障がい者等の緊急一時受入を行うものとする。

なお、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は市、県に対し支援を要請する。

市及び県は、これら社会福祉施設の対応を支援する。

- (2) 被災地以外の地域の施設は、市又は県の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で要配慮者の受入れに協力する。

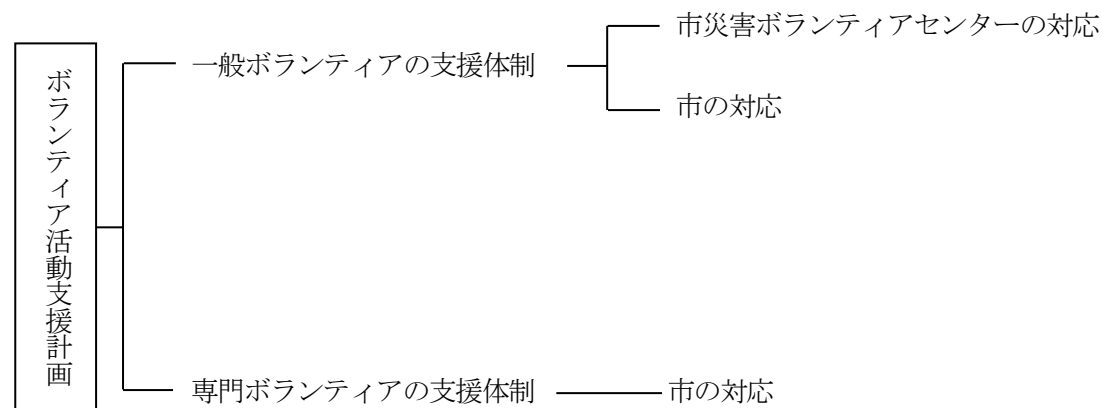
第15章 ボランティア活動支援計画

基本的な考え方

大規模災害時には、市、県及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。
また、一方において、被災を免れた市民等の救援活動への参加も予想される。

これらの者の善意を救助活動等に効果的に活かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア(個人及び団体)の活動が円滑かつ効率的に行うため、その支援計画について定める。



第1節 一般ボランティアの支援体制

第1項 市災害ボランティアセンターの対応

大規模災害発生時には、次のとおり、ボランティア活動支援のための体制を確立し、市災害対策本部、県との連携を図りながら必要な支援を行う。

1 救援センターの設置

県ボランティアセンターに救援センターを設置し、市災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、県・市災害対策本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

- (1) ボランティアの登録・募集
- (2) ボランティアのコーディネート、市災害ボランティアセンターへの派遣
- (3) ボランティア募集のための広報
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

2 市災害ボランティアセンターの設置及び解散

市社会福祉協議会は市と協議をし、市からの要請に基づき市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置し、一般ボランティアの受入れを行う。その後、災害状況により市災害ボランティアセンターを解散する。

3 市災害ボランティアセンターの活動内容

- (1) ボランティアセンター運営スタッフの確保
- (2) ボランティア活動保険の加入状況の把握
- (3) 行政情報の提供(避難予定場所情報、物資情報、交通情報)
- (4) ボランティア活動に伴う材料費等の負担についての協議
- (5) 被災者ニーズの把握
- (6) ボランティアの募集及び受付
- (7) ボランティア名簿の作成
- (8) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示
- (9) ボランティア活動に必要な資機材等の提供等
- (10) 民間ボランティアセンター及び県の受入窓口との連絡調整

4 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

- (1) 県内ボランティアの登録・派遣及びコーディネート
- (2) ボランティアセンター運営スタッフの派遣
- (3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 市の対応

市災害対策本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、市災害ボランティアセンターと一体となってボランティアの活動支援を行い、次の対応を行う。【地域福祉班・協働推進班】

1 市の対応

- (1) 県、市災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整
- (2) 被災者ニーズの把握
協働推進班及び地域福祉班は、ボランティア需要を把握し、取りまとめのうえ、市災害ボランティアセンターに対し情報提供を行い、ボランティアの派遣の有無について確認する。
- (3) 報道機関等への情報提供
- (4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
- (5) その他市災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 活動内容

- (1) 行政情報の提供(避難予定場所情報、物資情報、交通情報)
- (2) ボランティア活動に伴う材料費等の負担についての協議
- (3) 市災害ボランティアセンターとの連携
- (4) 民間ボランティアセンター及び県の受入窓口との連絡調整

第3項 関係団体、NPO法人、民間企業等の対応

ボランティアや県・市災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎりの配慮に努める。

第2節 専門ボランティアの支援体制

第1項 市の対応

1 専門ボランティアの受入窓口

- (1) 市において担当窓口が定められている活動項目(事前登録活動等)
担当窓口(部・班)が受け付け、活動を依頼する。
- (2) 市において担当窓口が定められていない活動項目
協働推進班で受け付け、関係部・班に振り分けるか協働推進班が直接活動を依頼する。

2 県へのボランティアの派遣要請

専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災害対策本部に専門ボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示、資機材の提供、活動拠点の確保等必要な支援を行う。

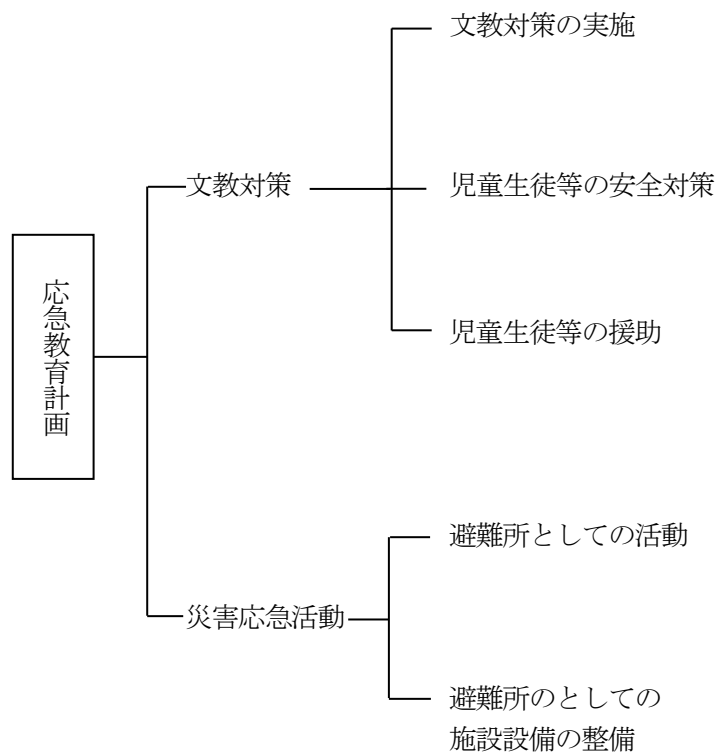
第16章 応急教育計画

基本的な考え方

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小・中学校(以下「学校等」という。)は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保も重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に関し必要な事項を定める。

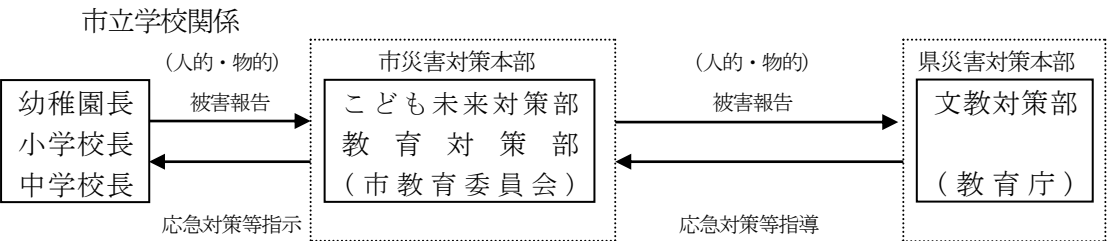


第1節 文教対策【こども未来対策部・教育対策部】

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	・ 災害速報 ・ 学校等の人的被害に関する報告 ・ 学校等の物的被害に関する報告(施設、教科書等) ・ 学校給食関係被災状況調査報告
(2) 報告者、報告系統	・ 第1項1「文教対策実施系統図」による。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」による。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまで計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

【取組の主な視点】

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ 通学路の安全点検
- オ 家庭及び地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校等における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保に必要な措置を実施し、また、指導、助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校等における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、校長又は園長(以下「校長等」という。)に、学校等の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画の策定を指示するとともにその計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。市教育委員会は、上記について校長等に指導する。

【応急対策計画の主な項目】

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設に係る市との連絡体制
- (サ) 児童生徒等の登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等へ参加し、又は自ら防災訓練を実施する。

学校等における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校等で行う訓練（年1回以上の実施）

ウ 学校等の施設設備及び通学路の安全点検

校長等は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校等の施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておく。

- (ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ
避 難 ・ 救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ、防火扉
医療品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

- (イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室等	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、廊下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食調理場	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガストーブ	教室・職員室・事務室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食器類	調理室・給食調理場	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食調理場・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無

テレビ	教室・視聴覚室	落下、転倒の有無
コンピュータ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

エ 気象情報の収集

学校は、市教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前6時まで決定し、連絡することとする。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告することとする。

(2) 災害時の対応

ア 市教育委員会は、所管する学校等において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言、及び支援に努める。

イ 学校等教育施設の確保を図るため、下記(4)アに定める学校等施設の応急復旧に必要な措置を実施し、又は指導、助言を行う。

【校長等】

ア 校長等は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一とし、策定した「応急対策計画」に基づき必要な措置を講じる。

(ア) 学校等の管理する危険物の安全措置

学校等が管理する危険物(電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等)については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

(イ) 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関し必要な指導、助言を行う。

- ・ 飲料水(井戸等利用の場合)汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・ 汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・ 被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項1「文教対策実施系統図」により、市教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして、行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

災害速報を次の様式により把握の都度報告する。【様式1-13 被害状況報告】

ウ 校長等は、状況に応じ市教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長等は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育委員会教職員課に休校の状況を報告すること。

エ 校長等は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)のイに記述する「学校等施設の被害に応じた施設確保の基準」により行う。

オ 校長等は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長等は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

【市教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、市教育委員会は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校等施設の被害に

応じた施設確保の基準」による授業再開に必要な施設の確保について市教育委員会での対応が困難な場合は、必要に応じて県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 市教育委員会は、地域交流センター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校等を指導助言し、及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保(臨時的任用、近隣学校からの応援)

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指導等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図る。

ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を隣接市町に対し行うことができる。

エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を県及び他の市町教育委員会に依頼する。

【校長等】

ア 校長等は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材等の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長等は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難しているものについては、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

ウ 校長等は、避難場所として学校等施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

エ 校長等は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長等は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

(4) 被災後の教育施設等の確保

ア 学校等施設の応急復旧	(ア) 施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録(写真等) (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校等施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ 学校等施設の被害に応じた施設確保の基準	(ア) 応急的な修理で利用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校等施設の一部が使用できない場合 特別教室、屋内体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない場合

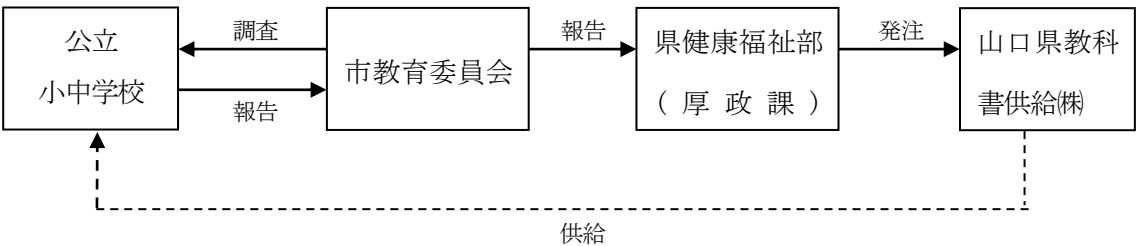
	地域交流センター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 (エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄の学校、被災を免れた地域交流センター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）による。

＜教科書の供給あっせん系統図＞



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し学習遅延防止も目的に以下のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒。

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、市教育委員会及び校長等の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

ア 教科書及び教材

(ア) 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

(イ) 教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1ヵ月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

市教育委員会は、災害時における学校給食物資の確保及び給食の実施を図るため、県教育委員会の指導及び援助を受け、次の措置を行う。

また、必要に応じ、学校給食関係団体等に対し、学校給食再開について協力を要請する。

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校又は共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校又は共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場の設置者は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場の設置者は、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

県教育委員会及び市教育委員会は、調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場の設置者は、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は共同調理場もしくは市で対応できない場合は、県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 市教育委員会は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

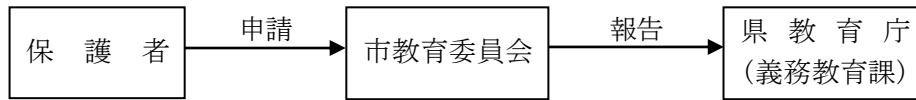
4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

大規模災害に起因して経済的に就学困難な状況になり、本市就学援助制度の認定基準を満た

す家庭の児童、生徒については、以下のような措置が講じられる。

ア 援助を希望される家庭から申請



イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費

(イ) 補助率

県 2/3、市 1/3

(被災児童生徒等就学支援事業補助金交付要綱による)

ウ 交付手続き

市からの交付申請

第2節 災害応急活動

学校等は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校等が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校等が避難所となる場合、その運営は地域生活対策部が行う。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長等を中心とした学校等教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

第2項 避難所としての施設設備の整備

本計画において、避難所に指定された施設設備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

(1) 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

(2) 必要な設備の整備

学校等が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

(3) 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

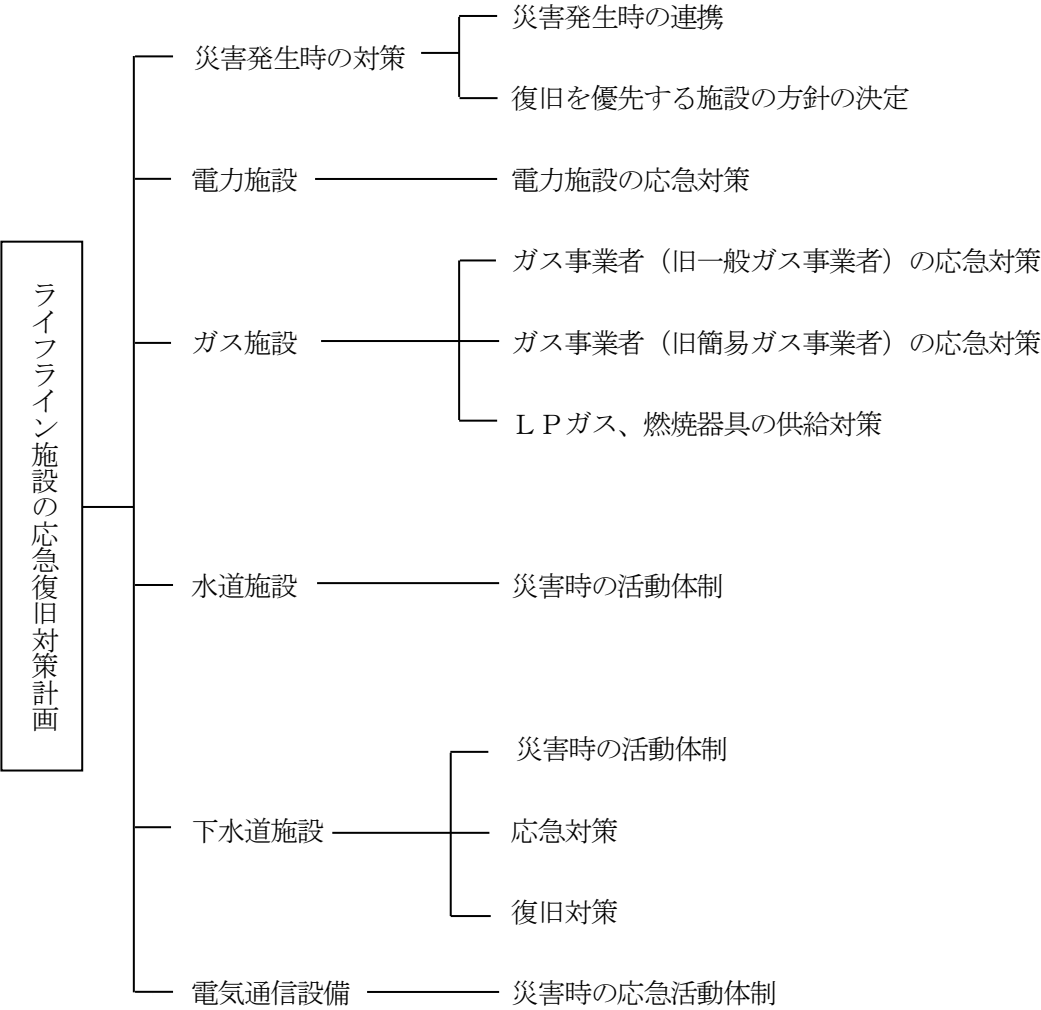
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

基本的な考え方

大規模災害が発生すると、電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、市民の日常生活に欠かすことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧を必要とする。

市は、ライフライン事業者の迅速な応急復旧活動を支援するため、道路被害、規制等の情報を提供する必要がある。



第1節 災害発生時の対策

第1項 災害発生時の連携

災害発生時における電力、通信、ガス機関と市災害対策本部(本部事務局)は、次のように連携をとる。

- 1 本部事務局は、電力、通信、ガス機関に対し、必要に応じ市災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。
この際、連絡員は各社災害対策本部(設置しない場合は営業所)との通信手段を確保できる携帯電話等を携帯するよう要請を行う。
- 2 関係各機関は、連絡員の派遣ができない場合は、相互において確実に連絡ができる連絡手段若しくは電話回線を確保し、定期的な情報交換に努める。
- 3 本部事務局は、関係各機関との被害情報の共有化を図るため、電力、通信、ガス機関において把握した各被害状況の速やかな伝達を要請する。
- 4 応急復旧工事や代替施設による供給等(衛星通信車載局・ポータブル衛星通信システム、高圧発電気車、LPガス、燃焼器具等)の措置を講ずることにより、速やかな機能確保を図る。

第2項 復旧を優先する施設の方針の決定

電力、通信、ガスの復旧に当たっては、災害対策事業を進めるうえでの重要な施設から復旧を優先することが望ましく、これについては市災害対策本部と電力、通信、ガス機関との協議によって決定するが、一般的には下記の施設からの優先復旧について配慮する必要がある。

- 1 市災害対策本部(市庁舎)、消防署
- 2 山口警察署、山口南警察署
- 3 市内医療機関
- 4 市内避難場所
- 5 その他公共機関

第2節 電力施設

災害等により電気施設に被害があった場合、中国電力(株)及び中国電力ネットワーク(株)は二次災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための応急復旧に努める。

第1項 電力施設の応急対策

災害時における、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターが行う電気施設の防護及び電力供給の確保に関する対策は、災対法第39条の規定に基づき、中国電力ネットワーク(株)が作成する防災業務計画により実施する。

1 災害発生時の防災体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、必要な防災体制を発令する。

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。

＜防災体制の発令・解除の考え方＞

区 分	発令の考え方	解除の考え方
警 戒 体 制 (災害対策準備本部)	- 山口県内のネットワークセンター担当区域に一定の被害が予想される場合 - 山口県内のネットワークセンター担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	応急対応をする必要がなくなり、かつ山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生するおそれがなくなった場合
非 常 体 制 (災害対策本部)	山口県内のネットワークセンター担当区域で大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生するおそれなくなり、かつ大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特 別 非 常 体 制 (特別災害対策本部)	山口県内のネットワークセンター担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合	山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに甚大な被害が発生するおそれなくなり、かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

【市本部との連絡体制】

山口市防災危機管理課に提出している「大規模停電時の連絡先」に記載のとおり

第3節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図ることが求められる。

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

非常災害が発生した場合の応急対策は、山口合同ガス㈱があらかじめ定める計画に基づき必要な活動体制を確立する。

この際、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各支店に地区非常災害対策本部を設置し、全体的な応急対策活動をとる。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

1 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）

- (1) ガス事業者（旧一般ガス事業者）に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及び供給の再開に努める。
- (2) （一社）日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえで重要な対策である。

L Pガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果が期待できるため、市は（一社）山口県L Pガス協会と災害時における物資の供給に関する協定を締結している。

1 調達・供給確保

- (1) 市においてL Pガス等の確保が必要となった場合は、県災害対策本部(防災危機管理課)にあつせんを要請する。
- (2) 県災害対策本部は、L Pガス、ガス器具等の供給について、(社)山口県L Pガス協会に要請する。
- (3) (一社)山口県L Pガス協会は、県災害対策本部の要請に基づき、供給可能な事業者を、県災害対策本部に連絡する。
- (4) 県災害対策本部は、市に連絡するとともに、物資の引渡し場所について、市と調整のうえ、決定する。
- (5) 市は連絡を受けたときは、当該事業者に連絡し、必要なL Pガスを調達する。
また、引渡しに当たっては県災害対策本部又は市は物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。

第4節 水道施設【上下水道対策部】

災害により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため市（上下水道対策部）は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施する。

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

- (1) 要員の確保
 - ア 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
 - イ 上下水道対策部の職員が不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接・近接の市町、日本水道協会、県災害対策本部(生活衛生班)に応援を求める。
この場合の手順については、あらかじめ防災担当部局と協議しておく。
 - ウ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、所属事業所又は最寄りの事業所に参集し、応急対策に従事する。
- (2) 関係機関及び関係業者への協力要請
 - ア 被災施設の応急措置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者、山口市水道工事協同組合等へ協力要請を行う。
この場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災害対策本部(生活衛生班)に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
 - イ 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災害対策本部(生活衛生班)に対して、他県等への要請を依頼する。
- (3) 情報連絡活動
応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

2 応急対策

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 災害復旧用資機材の整備	ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ 不足する場合は、取扱店及び他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。
(2) 施設の点検	災害発生後速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ア 貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ 管路等について巡回点検を実施し、水圧の状況や漏水、道路の陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。 (ア) 主要送水、配水管路 (イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 (ウ) 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 (エ) 河川、鉄道等の横断箇所
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水、浄水施設 取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて、取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水、配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者及び警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないよう努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 取水、導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施する。 ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 イ 資機材の調達、復旧体制及び緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。

	ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位 (7) 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 (4) 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給 水拠点へ至る管路 エ 給水装置の復旧活動 (7) 配水管の復旧及び通水と平行して実施する。 (4) 需要家の給水措置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療 施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	ア 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす 役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適 時的確な広報を実施する。 イ 広報活動は、広報車、ラジオ、ウェブサイト及び新聞等の報道機関を 併用して実施する。 ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期す。

第5節 下水道施設【上下水道対策部】

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、災害等により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、市（上下水道対策部）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し対応する。

第1項 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようしておく。

- (2) 上下水道対策部の職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接・近接の市町、県災害対策本部に対し応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ実施する。
- (2) 大規模災害発生の場合、市内の業者については、被災していることが考えられることから、隣接・近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あつせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 市災害対策本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して、支援が必要な場合は、「中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行うものとする。

また、災害により下水道施設が被災したときは、その状況を県に報告するものとする。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材(発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等)等について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じ応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じ現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設便所の確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策を行う。

この場合、衛生関係部局と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場、ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、排水枳、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活に直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第6節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は非常に大きなウェイトを占めている。

災害時においても、通信の途絶は災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等に関し必要な事項を定める。

第1項 災害時の応急活動体制

災害が発生した場合には、NTT西日本株式会社山口支店（以下「山口支店」という。以下この項において同じ。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「NTT西日本株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

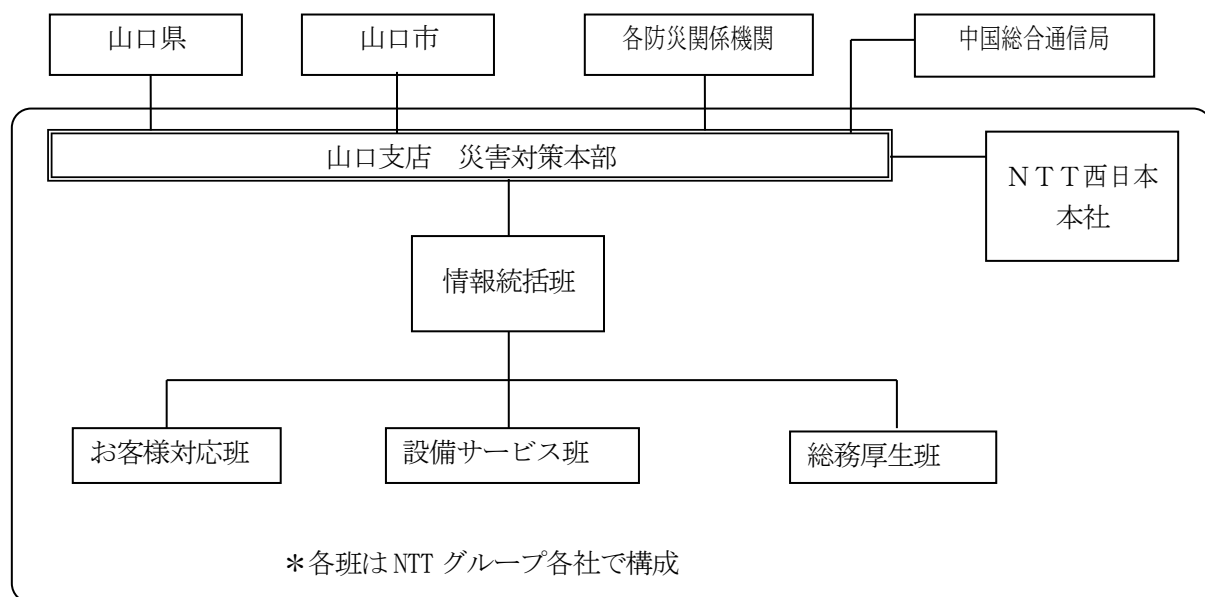
1 災害対策本部の設置

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、NTT西日本株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客様対応班」及び「総務厚生班」を設け、本部長の指示のもとに、被害情報、通信その他の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

地震等による災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

山口支店災害対策本部は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本本社に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

ウ 災害対策情報の広報及び報告

- (ア) 県（災害対策本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は設備部災害対策室）が行う。

(イ) 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

(ウ) 県へ伝達を要する場合

- ・重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・気象警報発表中における一般電話のり障状況

(エ) 伝達様式 省略

エ 災害速報

(ア) 災害速報と災害概況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。

(イ) 報告様式 省略

(ウ) 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがあるまで行うものとする。

(エ) 速報の経路

災害速報経路図による。

カ 災害対策本部設置報告

災害対策本部を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。

キ 社内外への災害情報の周知

(ア) 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

(イ) 社外

- ・総務厚生班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

ア 非常用可搬形交換設備類

災害により、NTT西日本株式会社の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。

イ 無線装置

通信途絶の恐れがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

エ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを各事業所に配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付

ア 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む。）や事変その他の非常事態が発生した場合には、開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

イ 緊急・非常扱い電報の受付

(ア) 非常扱いの電報又は、緊急扱いの電報は受付番号 1 1 5 番で受け付ける。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

(イ) 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

地震による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

ア 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備

ウ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

ア 臨時回線の作成

イ 中継順路の変更

ウ 規制等による疎通確保

エ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の運用

オ 特設公衆電話の設置

カ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

(3) 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。

(4) 災害復旧工事の計画

ア 応急復旧工事

イ 現状復旧工事

ウ 本復旧工事

(5) 復旧の順位等

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 災害時の応急活動体制

災害発生に際し、(株)NTTドコモ中国支社は、移動通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動通信の確保を図る。

1 応急対策

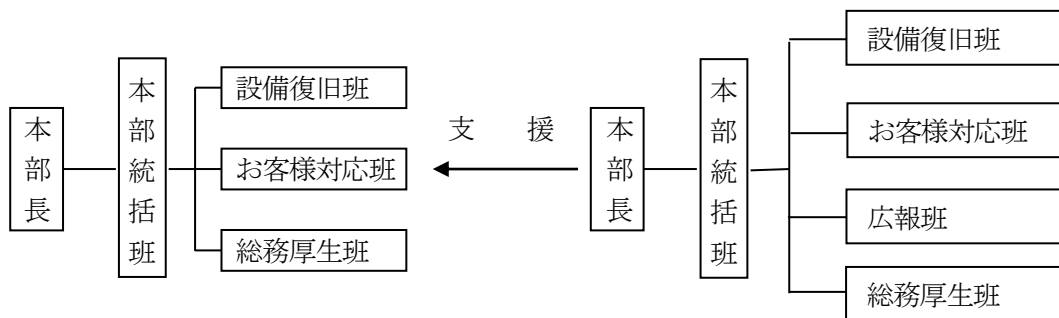
(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生の恐れがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

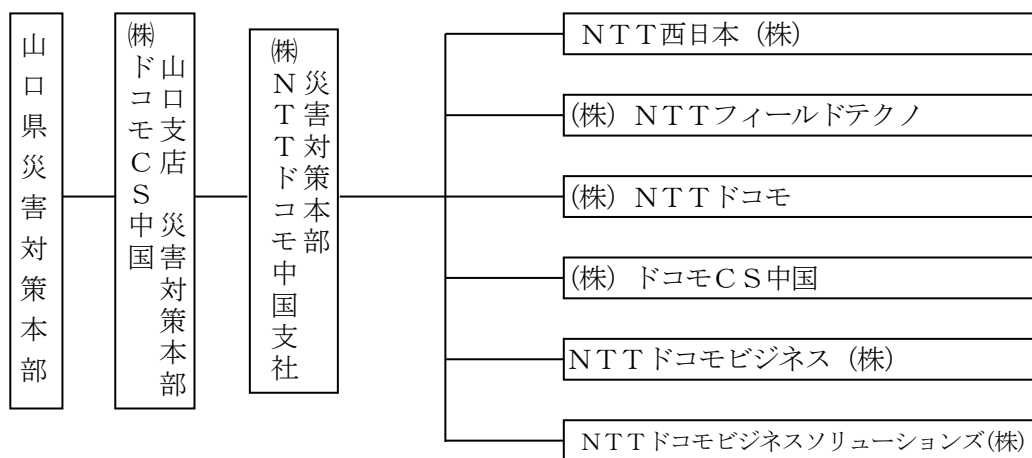
ア 災害対策本部組織

〈支店災害対策本部〉

〈本社災害対策本部〉



イ 情報連絡体制



(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するため、以下の措置を行う。なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。

順位	復旧サービス	
第1順位	携帯電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第2順位	携帯電話サービス	一般電話サービス
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公衆通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等へ、携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P-BTS）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。

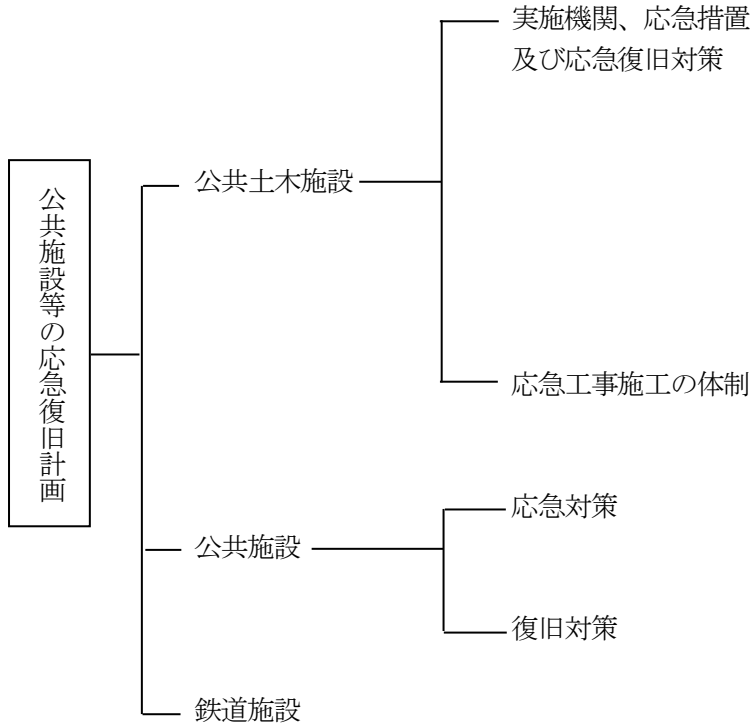
第 18 章 公共施設等の応急復旧計画

基本的な考え方

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、人及び物資等の輸送等を通して社会経済から市民の日常生活にまで大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も市民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合の、速やかな応急復旧対策が必要となる。



第1節 公共土木施設【都市整備対策部・農林水産対策部】

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路、橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置あるいは迂回路の選定等通行車両の安全対策を講ずるとともに、道路状況等についてパトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

(1) 災害時の応急措置

被災状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、各機関のとりべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応 急 措 置
都市整備対策部	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における災害発生直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送道路の確保に全力を挙げ、必要な措置を講じる。 ウ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 措 置
都市整備対策部	ア 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。 イ その後、一般道路のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所(陥没、隆起、決壊等)の応急復旧工事を実施する。 ウ 応急工事は、被害の状況に応じ必要な仮工事を実施する。 エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが事後速やかに関係者に連絡する。

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

台風等により堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破損、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応 急 措 置
都市整備対策部 農林水産対策部 上下水道対策部	(1) 水防活動に平行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 (2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講ずる。 (3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして、内水による浸水被害の拡大を防止する。 (4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けたときは、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。

3 港湾、漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に大規模災害が発生し、陸上輸送が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応 急 措 置
農林水産対策部	(1) 港湾施設 陸海から港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに県（港湾課）に報告する。 (2) 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 (3) 海上輸送基地として指定された港湾、漁港施設については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 (4) 港湾、漁港施設に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は潮止工事、拡大防止応急工事を行う。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により、航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

4 海岸保全施設

海岸保全施設が暴風・高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、防御し、被害が生じたときは、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 措 置
農林水産対策部	(1) 気象情報等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 (2) 管理する施設が高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門、排水機場の全壊又は決壊で、放置すれば著しい被害が生じるおそれのあるもの

5 砂防、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応 急 措 置
都市整備対策部 農林水産対策部	災害により著しい被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。 (1) 砂防施設 ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事若しくは天然護岸の全壊又は決壊

	で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの イ 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの (2) 地すべり防止施設 施設の全壊、決壊、埋そく又は埋没で、放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの (3) 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの (4) 溪流保全工に係る応急工事 ア 溪流保全工が決壊したときの、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。 イ 仮設工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 (5) 砂防えん提に係る応急工事 砂防えん提が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

6 治山、林道施設

治山、林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 措 置
農林水産対策部	(1) 治山施設 えん提、谷止、床固、防潮提、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物(生鮮食品の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2項 応急工事施工の体制

市は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

1 要員・資材の確保

市は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

市は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じる。

(2) 建設業界の現況把握及び動員

市は、災害緊急協力業者登録制度などにより、地元建設業者の施工能力を常に把握し、災害時において緊急動員できるよう適切な措置を講ずる。

2 関係機関に対する応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、県等に必要な資材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械、応急復旧用資材の確保

市は、応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、大型建設機械及び土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講ずる。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておく。

第2節 公共施設

市が所管する学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難場所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図る上で重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者、入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

ア 被災当日及びその後における施設の運営

イ 施設管理に必要な職員の確保及び施設設備の保全措置

ウ 利用者、入所者の家族への連絡措置

(4) 報告

管理者は、被災状況について市に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課(市・県)と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

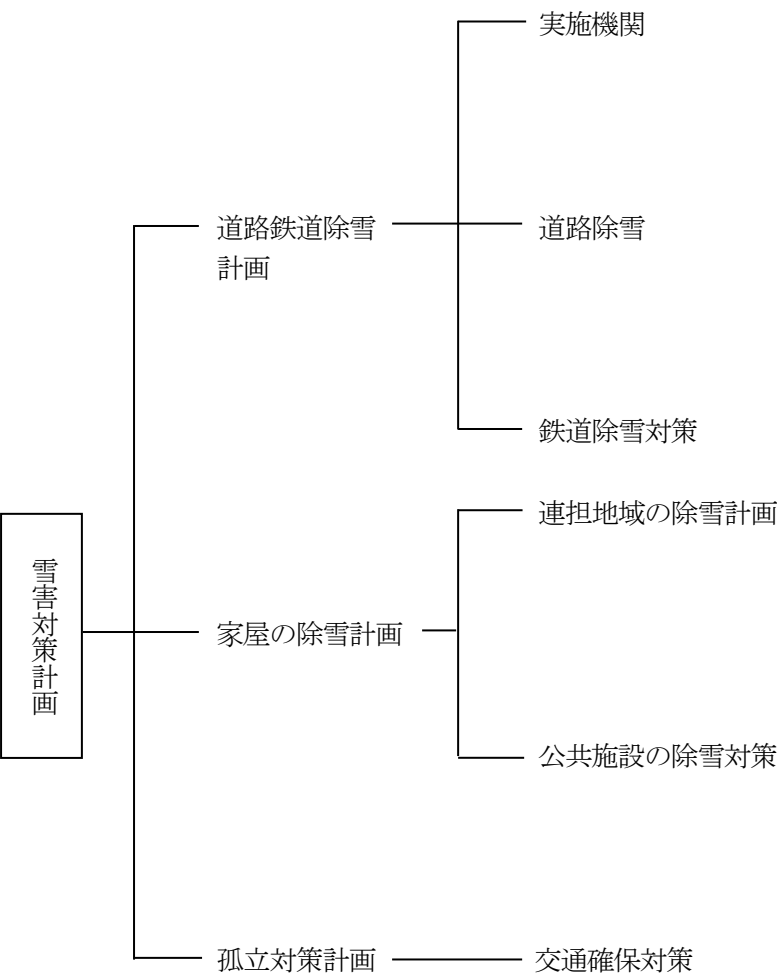
＜非常時の連絡先＞

西日本旅客鉄道㈱ 中国統括本部	運転事故又は災害対策本部	TEL： 082-264-6311
山陽新幹線統括本部	運転事故又は災害対策本部	TEL： 06-6101-6101

第 19 章 雪害対策計画

基本的な考え方

雪害による交通の途絶、農林業をはじめとする各種産業に及ぼす被害及びなだれ等による災害の拡大を防止し、市民生活の安定に寄与するため、必要な事項を定める。



第1節 道路鉄道除雪計画【都市整備対策部】

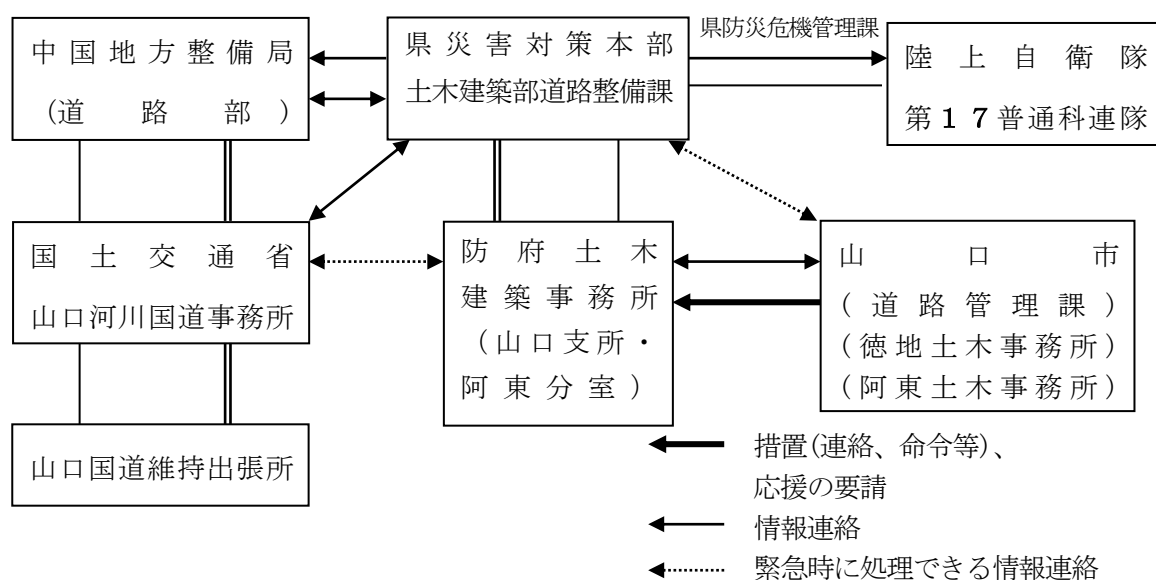
第1項 実施機関

積雪時における交通確保のための除雪対策は、次の機関が実施するものとする。

- 1 国道（国の管理）の除雪
直轄道路については中国地方整備局(国土交通省山口河川国道事務所)
- 2 県道及び国道（県の管理）の除雪
山口県土木建築部道路整備課(防府土木建築事務所)
- 3 市道の除雪
市(道路管理課、徳地・阿東土木事務所)
- 4 西日本高速道路株式会社が管理する道路の除雪
西日本高速道路株式会社
- 5 鉄道除雪
西日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

第2項 道路除雪

1 対策系統



2 市の除雪対策

市（道路管理課、徳地・阿東土木事務所）は、市管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図る。

(1) 情報収集

降雪量等の情報については、次の方法により収集する。

- ア 積雪等観測装置のデータ確認
- イ 市によるパトロール
- ウ 下関地方気象台等からの情報
- エ 県関係機関や一般市民からの情報提供

(2) 除雪体制（除雪基準）

気象の状況等により積雪が予想される場合、次の措置をとる。

- ア 情報連絡の強化（パトロールの実施を含む）
- イ 市除雪体制の整備及び土木建設業者への協力要請等の準備

ウ 凍結防止剤の配布・補充

エ 除雪体制（１５cm以上の降雪が予想される場合）

市有車両等を使用し、市及び委託業者等において除雪作業を行う。

(3) 除雪機械等の確保及び整備

市は、円滑な除雪作業の実施のため、除雪機械の確保及び保有する除雪機械の整備に努める。また、市内建設業者等に対し、事前に除雪対応の準備等の協力を要請するなど、必要となる除雪機械（スキッドステアローダ等）の確保や保有機械の更新に努める。

(4) 警戒体制及び緊急体制への移行

市内に暴風雪警報又は大雪警報が発表された場合、又は１５cm以上の降雪が予想される場合は、地域防災計画に基づく各警戒体制の配備につくとともに、除雪対策の実施に備える。

(5) 中国地方整備局所有の除雪機械の借用

災対法に基づき県が災害対策本部を設置し、中国地方整備局長に対し応援の要請を求めた場合は、中国地方整備局から除雪機械を借り受けることができる。なお、費用負担については、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」（平成２０年８月２０日）によるものとする。

3 県が行う除雪

県は、県管理道路のうち除雪可能区間について、機械除雪を実施し、冬期道路交通の確保を図るものとする。

(1) 除雪区分

区 分	除雪路線の種別	除雪目標	緊急確保区分
第 1 種	日交通量がおおむね 1,000台以上の区間	2車線以上の幅員確保を 原則とし、異常な降雪時以外 は常時交通を確保する。	異常降雪時には、 5日以内に2車線確保を 図る。
第 2 種	日交通量がおおむね 500～1,000台の区 間	2車線幅員確保を原則と するが、状況によっては1車 線幅員で待機所を設ける。	異常降雪時には、約10 日以内に2車線又は1車 線確保を図る。
第 3 種	日交通量が500台未 満の区間で次に該当する もの 1 国道その他重要な路 線 2 代替路線のない路線 又はバス路線で民政安 定上特に重要な路線	1車線幅員で必要な待避 所を設けることを原則とす る。状況によっては一時交通 不能となってもやむを得な い。	

(2) 除雪路線の指定

県（道路整備課）は、毎年対策実施時期に、関係土木建築事務所管内毎に除雪路線及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立するものとする。

(3) 除雪機械及びオペレーターの配置計画等の整備

ア 土木建築事務所は、管内の市町及び建設業者等の所有する除雪用機械数オペレーター動員可能数を把握し、配置及び輸送方法を検討して、これらとの協力体制を確立しておくものとする。

イ 県（道路整備課）は、県内全般の除雪用機械の配置状況を把握し、毎年所要の資料を整備して、各土木建築事務所間の運用調整を図るものとする

(ア) 除雪用機械確保計画

ア 雪量観測点

設置機関	観測点名	警戒積雪深
防府土木建築事務所	徳佐	5 0 cm
	嘉年	5 0 cm
	生雲	5 0 cm
山口市	徳地総合支所	5 0 cm
	徳地地域交流センター柚野分館	5 0 cm
	阿東総合支所	5 0 cm
	阿東地域交流センター嘉年分館	5 0 cm

イ 警戒積雪深

警戒体制に入る基準の積雪深として、雪量観測点における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近 5 ヶ年以上の間における平均をいう。）をその観測点の警戒積雪深とする。警戒積雪深は、毎年県道路整備課において所要の資料を作成している。

5 国土交通省山口河川国道事務所が行う除雪

国土交通省(山口河川国道事務所)は、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づき、毎年具体的な計画を整備するものとする。

計画の概要は、おおむね次のとおりである。

- (1) 凍結防止及び除雪区間並びに重点実施区間
- (2) 情報、措置等の連絡体制
- (3) 警戒体制における措置

ア 情報連絡の強化

イ 除雪機械及びオペレーターの借り上げ、応援に関する事前手配

ウ 除雪作業、凍結防止作業の強化

- (4) 緊急の体制における措置

ア 情報連絡の強化

イ 除雪機械及びオペレーター、その他必要機材の確保

6 「市民除雪」の協力体制の確立

県及び市が行う道路除雪に関連して地域住民による除雪作業の協力体制の確立を推進する。

第3項 鉄道除雪対策

西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)関西支社広島支店は、除雪対策を樹立し、積雪時には、除雪対策を実施する。

1 除雪計画の樹立

降積雪がはなはだしい場合は、早期にラッセル車を運転する。この場合、必要により一部の営業列車を運転休止することもあり得るものとする。

- (1) 積雪状況の把握及び段階的想定
- (2) ラッセル車運転計画の樹立
- (3) 一部営業列車の運転規制及び列車の迂回運転計画の樹立

2 除雪列車等の運転基準

段 階	降積雪の状況	運転計画
第 1 次	・ レール面上20cm以上の降雪が予想されるとき ・ レール面上20cm以上の積雪があるとき	・ 必要により除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する
第 2 次	・ レール面上30cm以上の積雪があるとき	・ 除雪列車及びモーターカーラッセルを運転する

※ 「降雪が予想されるとき」とは、「大雪に関する予想」及び「その他の情報」により、降雪が予想されることをいう。

第2節 家屋の除雪計画

第1項 連担地域の除雪対策

県土木建築事務所及び市は、屋根の雪おろし時期、雪の排除方法又は雪捨て場の指定について相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努めるものとする。

第2項 公共施設の除雪対策(一般的基準)

公共施設の管理者は、次の基準に基づいて除雪に努めるものとする。

- (1) 多雪地域では、屋根上50センチ以上の積雪の場合に除雪開始
- (2) 両方屋根面の均等除雪の実施
- (3) 排雪場所、処分方法の計画的実施
- (4) 長期降雪が予想されるときに残雪の除排雪

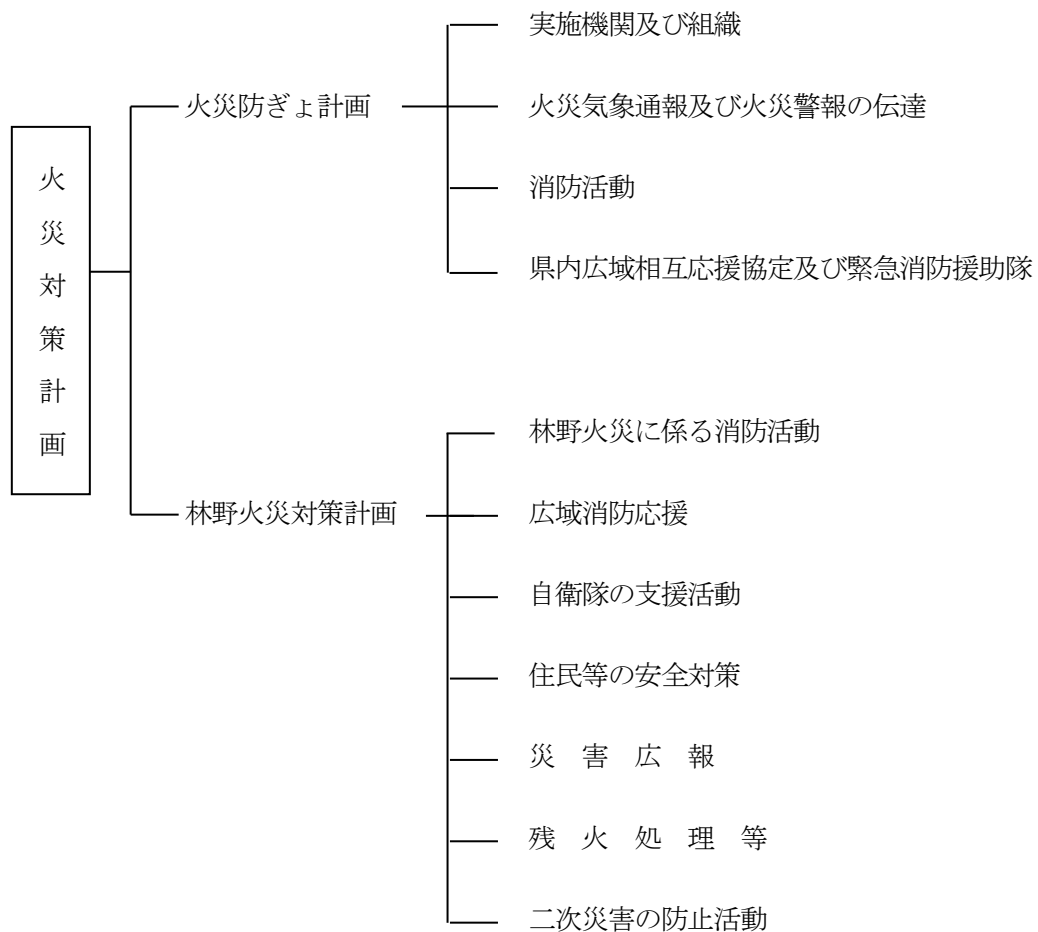
第3節 孤立対策計画【徳地総合支所・阿東総合支所対策部】

第1項 交通確保対策

市は、必要に応じて所管路線の巡視警戒並びに除雪を実施し、交通確保のための対策を実施するとともに、警察及び運輸関係機関との連絡調整を図るものとする。

第20章 火災対策計画

火災による被害の軽減を図るため、消防活動及び消防応援等についての火災防ぎょ計画を定めるとともに、大規模林野火災の自衛隊災害派遣等について林野火災対策計画を定める。



第1節 火災防ぎょ計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防ぎょに必要な対策について定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第2編第11章第1節「火災予防対策」に定めている。

第1項 実施機関及び組織

1 実施機関

(1) 市

現行の消防組織は市消防が原則であり、従って区域内における建物、山林、船きょ又は埠頭にけい留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(2) 徳山海上保安部

海上における船舶等の火災にかかる防ぎょ活動を実施する。

(3) 県

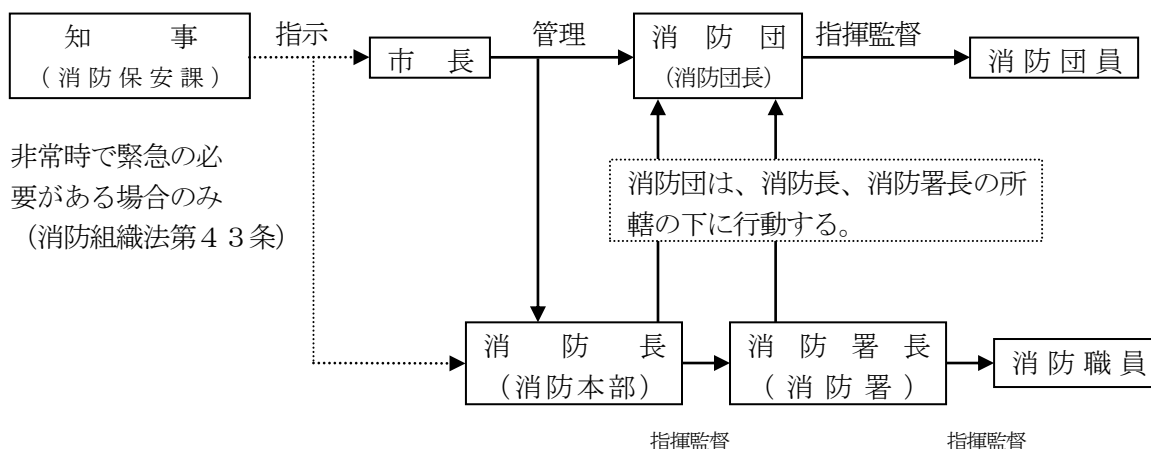
大規模火災で必要がある場合、又は市町からの要請のある場合、市町相互間の連絡調整又は火災防ぎょのための必要な指導、助言若しくは勧告等を行い市町を支援する。

(4) 警察本部

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防ぎょに必要な措置（交通規制等）を行う。

2 消防の組織体制

市消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



第2項 火災気象通報及び火災警報の伝達

1 火災気象通報

(1) 下関地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

ア 定時に行う火災気象通報

気象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

イ 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると 予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される 場合。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が10m/s以上予想される場合
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	(上段二つの条件に該当する場合。)

- (2) 知事（防災危機管理課）は、下関地方気象台長から気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったときは直ちにこれを市町長に通報する。

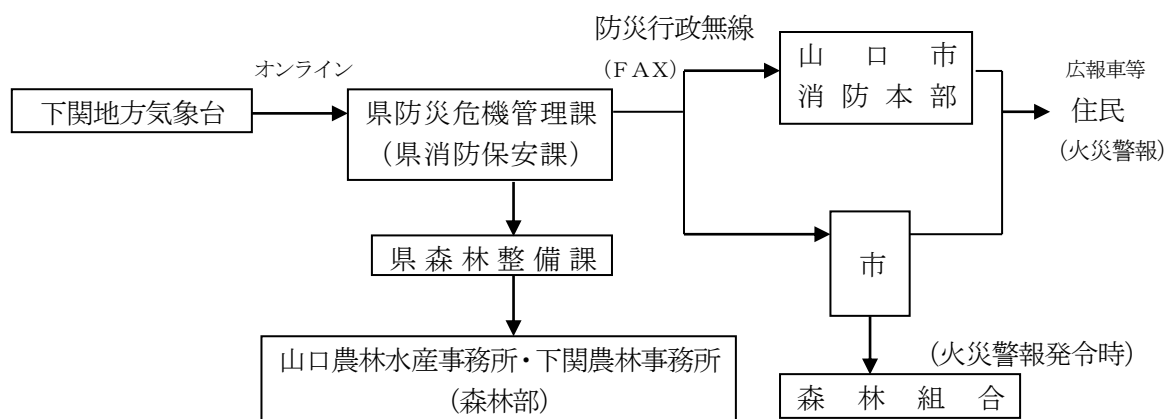
2 火災警報の発令

市長は、知事（防災危機管理課）から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認める次の各号の一に該当する場合、住民に対して火災の警戒を喚起するため「火災警報」を発令することができる。警報の発令基準は、次のとおりとする。ただし、日降雨量が1mm未満のときに限る。

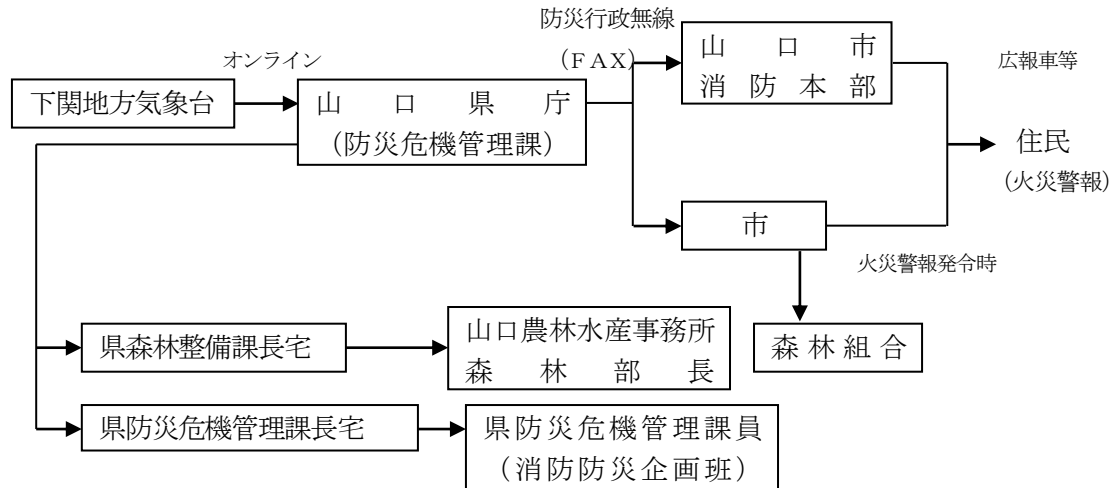
- (1) 実効湿度65%以下であって、最低湿度40%を下り、かつ、最大風速が7m/s以上となる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が55%以下となる見込みのとき。
- (3) 風速が13m/s以上となる見込みのとき。

3 火災気象通報・火災警報の連絡系統

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



4 火災気象通報・火災警報の周知

(1) 火災発生防止のための住民への呼び掛け

ア 県（防災危機管理課）は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防本部に防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。

イ 県から通報を受けた市長（消防長）は、防災行政無線、有線放送、広報車等を活用して住民に対して火の元の確認、焚き火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

(2) 市は火災警報を発令したときは以下の方法により（単独で又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

ア 広報車による巡回広報

イ 防災行政無線（同報系）、有線放送等を使用しての周知

5 防火パトロールの実施

火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに乾燥・強風時（火災気象通報・注意報・警報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等でパトロールを強化する。

第3項 消防活動

消防長は、管轄区域内における消防に関して定めている「消防計画」及び「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

1 情報収集活動

火災発生時における応急対策活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市、消防本部は情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初 期 情 報	中 期 情 報
・ 火災の発生場所、程度、延焼方向 ・ 大規模救助、救急事象の発生場所及び程度 ・ 付近の消防水利の状況 ・ 進入路確保の有無 ・ その他必要事項	・ 延焼拡大発生場所、程度、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向 ・ 消火活動の見通し ・ 交通混雑による通行不能箇所及び状況 ・ 住民の避難状況及び避難者の動向 ・ 危険物、高圧ガス等の漏洩・流出及び火災危険の状況 ・ その他必要事項

2 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防隊等に適切な資機材、物資の供給が必要となることから、平時から次により、必要資機材の把握に努める。

- (1) 資機材の配置状況
- (2) 必要資機材等の種別
- (3) 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況
- (4) 資機材等の調達先（協力先）の状況
- (5) 資機材等の使用期間

資料編〔P 1 5 3, 1 5 4〕

- ・ 消防水利の現況
- ・ 消防ポンプ車現有台数

3 情報伝達

(1) 関係機関への伝達

ア 消防本部は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について必要に応じて、関係機関（県、山口・山口南警察署、隣接市町等）に対し速やかに伝達するものとする。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を速報するものとし、具体的、詳細な情報は判明次第逐次伝達する。

イ 消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については火災発生後直ちに電話・FAXにより報告するものとする、

- (ア) 死者が3人以上生じた火災又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた火災
- (イ) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (ロ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
- (エ) 定期点検報告制度の特例認定を受けた防火対象物等の火災
- (オ) 空中消火を要請した林野火災
- (カ) タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災等社会的に影響が大きいもの
- (キ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- (ク) 危険物の漏洩、流出、爆発等の事故
- (ケ) 放射性物質の漏洩等の事故
- (コ) 可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故で、社会的影響の大きいもの

(2) 応援要請必要時の情報連絡

第23章広域消防応援・受援基本計画参照

4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じるものとする。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらのものから委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近住民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。
- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。掲示板による表示には、立ち入り禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏洩、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

ア 一般的な避難判断基準

(ア) 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

(イ) 危険物の流出

危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。

(ウ) ガス等の漏洩

燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

イ 市長等の避難指示

第5章第1節参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については第5章第1節「避難指示」及び第2節「避難所の設置運営」参照。

なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

市防災計画に定める予定避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、市職員によるほか、警察官、防火クラブ員・自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議するものとする。

なお、広報活動は、住民に対する広報と報道機関に対する報道広報に大別して行う。

(1) 住民広報

住民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する。

ア 災害情報

(ア) 気象情報

(イ) 被害状況

(ウ) 危険区域の状況、警戒区域設定状況

(エ) 安否情報

(オ) 道路交通情報

(カ) その他必要事項

イ 避難広報

(ア) 避難指示等の出された地域の範囲等

(イ) 避難先（一時避難場所又は予定避難場所の所在地、名称）

(ウ) 避難経路

(エ) 避難の理由（危険切迫の理由）

(オ) 避難上の留意事項（戸締り、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）

(カ) 避難順位

(キ) その他必要事項

(2) 報道広報

山口警察署、山口南警察署、山口市消防本部、市部局等と調整のうえ、次の事項について発表する。

なお、市災害対策本部が設置された場合は、消防本部単独の発表は行わない。

ア 被害状況等

(ア) 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等

(イ) 災害危険区域等

(ウ) 避難、警戒区域設定状況

(エ) 避難状況、災害に対する留意事項

(3) 伝達・広報手段

ア 広報は、防災行政無線（同報系）、有線放送、広報車、口頭伝達、テレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

イ 住民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。この場合の手続き等については、第2章第5節「広報計画」参照

第2節 林野火災対策計画

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

第1項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

(1) 市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、林野火災防ぎょ図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

(2) 県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任にあたる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要があるときは、市町長、消防長に対して知事は災害防ぎょ措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

(3) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(4) 住民及び自主防災組織等は発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消防活動の組織体制

本章第1節「火災防ぎょ計画」第1項第2参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備	1 下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2 山口県 (1) 防災危機管理課 市町・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達

	(2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員（団員）の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	(2) 森林整備課（山口農林水産事務所（森林部）） 森林保全巡視員によるパトロールの強化
出 火	覚知（通報受信） 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防ぎよ体制 ア 非番職員、団員の非常招集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請	1 覚知情報入手 (1) 県の対応 ア 消防防災ヘリコプターによる状況把握 イ 自衛隊への通報・協議 ウ 県警察ヘリによる状況把握要請 エ 市町からの情報収集 オ 関係先連絡 カ 下関地方気象台からの情報収集 (2) 森林組合等 (3) 隣接市町・消防機関 ア 警戒体制 イ 応援出動準備 ・ 応援隊員の確保 ・ 資機材の確保と点検 ・ 応援隊輸送準備
火災拡大	1 広域応援要請（隣接・他県消防） 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市町等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近住民に対する広報と協力要請 5 危険地域住民に対する避難指示 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 1 消防防災ヘリコプターによる空中消火 2 隣接県への広域応援要請 (1) 消防庁への要請 (2) 隣接県防災危機管理課への連絡 3 自衛隊災害派遣要請 (1) ヘリコプター・要員の派遣 (2) 消火資機材の搬送 (3) 地上部隊員の派遣 4 消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮 圧	1 残火処理 (1) 再燃防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置	県の対応 1 関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県

	2 関係機関への連絡	(3)自衛隊部隊派遣先 2 派遣部隊撤収要請
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1)部隊人員、負傷者の確認 (2)利用資機材の点検 3 火災調査 (1)火災原因関係 (2)火災防ぎょ鎮圧活動関係	県の対応 1 関係機関への報告等 (1)消防庁、林野庁 (2)部隊派遣関係県 (3)自衛隊部隊派遣先 警察の対応 (1)火災原因の究明等

4 消防資機材の貸付け

(1) 県（防災危機管理課・農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう、樹木伐採用のチェーンソー等の整備を進め関係先に寄託している。

また、農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

(2) 借受け手続き

ア 市の手続き

別記「災害対策用資機材貸付け申請書（様式1号）」を、空中消火用資機材にあつては山口県総務部防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。

ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内 山口県総務部防災危機管理課（TEL 083-933-2367 または 2360）
山口農林水産事務所森林部（TEL 083-922-6700 ）

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課長宅（守衛室経由）、農林水産事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受にかかる資機材を受領するときは、別記「資機材借用証（別記様式第2号）」を山口県総務部防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付条件

(ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。

(イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付けたものとする。

この場合の借受手続きは(2)及び(3)の手続きによる。

(ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用にかかるオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。

(エ) 借受資機材を滅失または破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行なう。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りではない。

(オ) 借受者は借受資機材を目的外に使用してはならない。

(カ) その他貸付者が必要と認めた事項

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消化薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については、「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

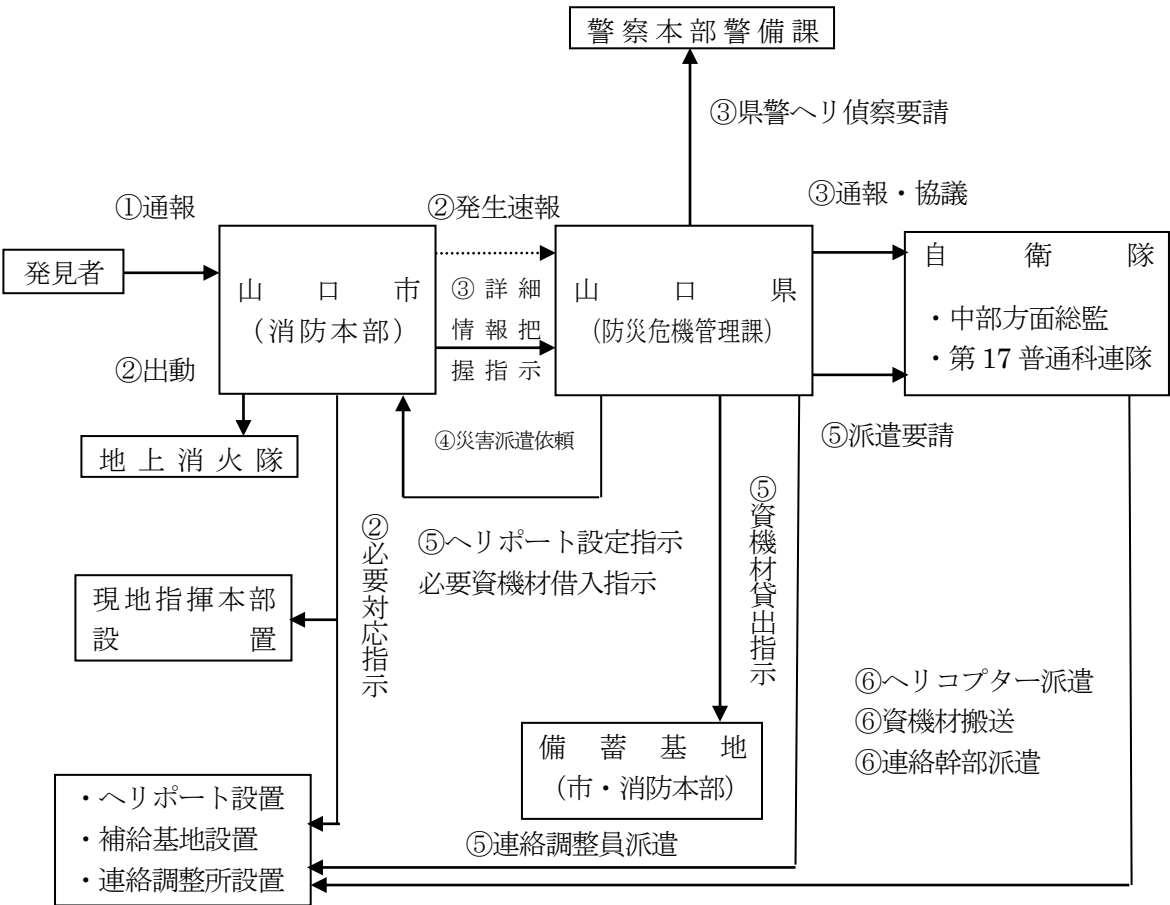
第2項 広域消防応援

市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町及び他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対策することになる。広域消防応援要請に必要な手続き等については、第23章参照。

第3項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

- 1 自衛隊の災害派遣要請
災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、第6章第2節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照
- 2 ヘリコプターの派遣要請に当たっての留意事項
派遣要請にあたっては、次のことを十分考慮する。
 - (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
 - (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
 - (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点等）設営の準備に要する時間
 - (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間
- 3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防ぎよ戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

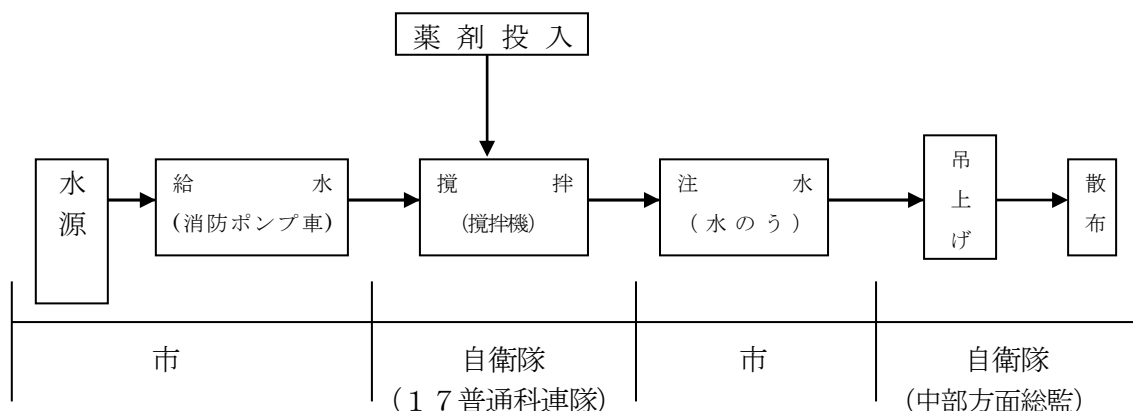
(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向きに正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業

ア 補給作業体系



イ 補給作業の内容

(ア) 給水作業

(イ) 薬剤準備・投入作業

(ウ) 攪拌作業

(エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保にあたってこれを目安に要員を確保するものであること。

班 長	給 水 係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備 考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車（1台）・ 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマ イク・手旗等用意

5 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにするものとする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防ぎょ方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

6 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図るものとする。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合わせた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て、関係者以外立ち入りを禁止するとともにヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意思の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第4項 住民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

(1) 市長は林野火災の延焼拡大により住民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、消防

長等は火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、住民の生命身体安全確保を図る。避難指示及び警戒区域の設定にかかる事項については、第1節「火災防ぎょ計画」第3項4参照

(2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

2 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は第1節「火災防ぎょ計画」第3項4(2)ウ参照

第5項 災害広報

県、市及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。林野火災時において住民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては、第1節「火災防ぎょ計画」第3項5参照。

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関すること。
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- (5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 市防災行政無線（同報系）、有線放送等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

第6項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意するものとする。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
また、注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認するものとする。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項はおおむね次のとおりとする。

ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況および発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防ぎょ鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防ぎょ活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況
- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防ぎょ指揮及び防ぎょ作業の経過措置
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

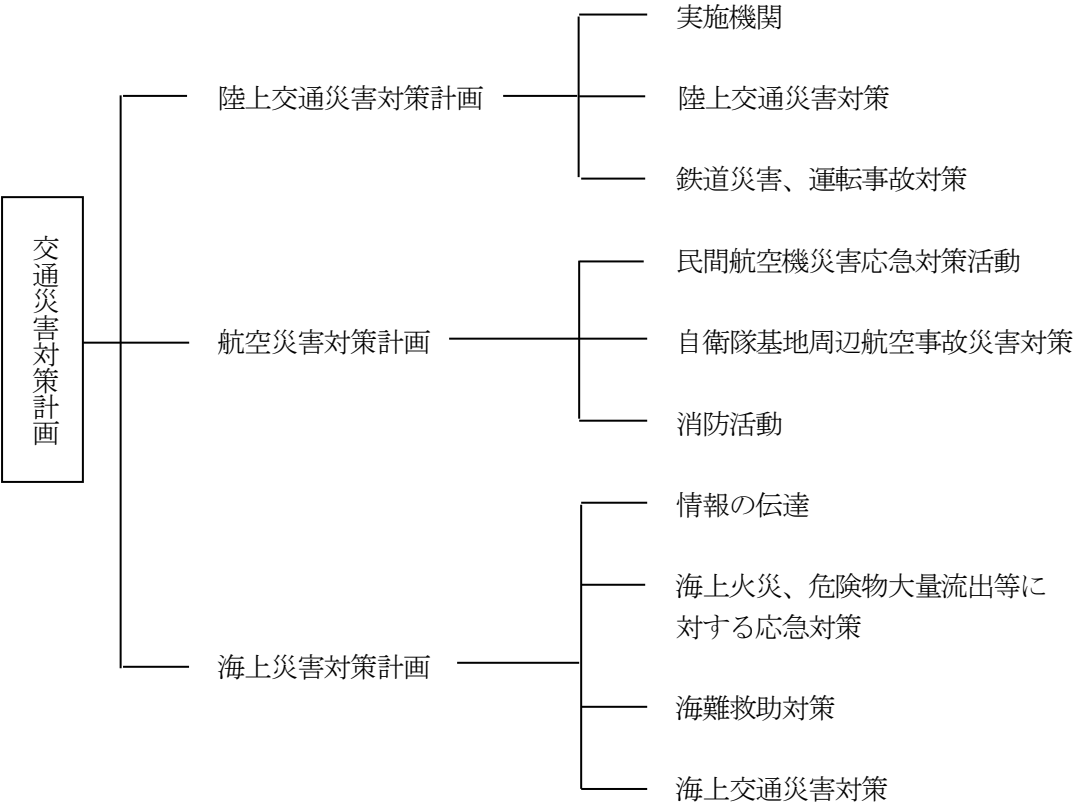
第7項 二次災害の防止活動

- 1 市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 市、県及び国は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第21章 交通災害対策計画

基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、陸上交通災害、航空災害及び海上災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、市、県、国をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



第1節 陸上交通災害対策計画【都市整備対策部・農産水産対策部】

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故等における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について各防災関係機関は、本節並びに県地域防災計画の定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする

第1項 実施機関

企業、市、県、警察、道路管理者、西日本高速道路株式会社中国支社、防災関係各機関

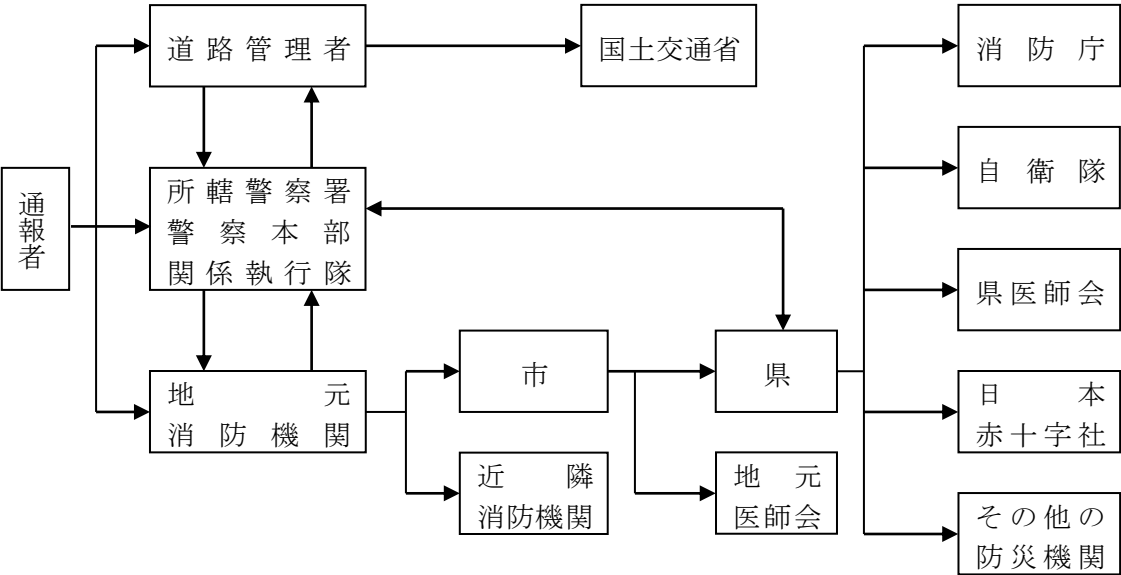
第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を必要とするときは速やかに次の連絡系統により通報するものとする。



3 交通規制措置

本編第7章「緊急輸送計画」第6節参照

4 道路情報の周知徹底

- (1) 県警本部(交通規制課)は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び迂回路線の状況等を、関係機関(道路管理者等)及び一般(住民、運行管理者、運転者等)に周知させるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合は、その内容等を管轄する警察署長、関係機関(道路法第95条の2の規定に基づく公安委員会(日本道路交通情報センター)を含む。)に通知するとともに、運行管理者及び運転者の注意又は運転停止等の処置を喚起する。
- (3) 道路における異常事態の発生状況を速やかに把握するため、一般の協力を得ることとし、災害危険箇所周辺の住民等に道路モニターを依頼する。

第3項 鉄道災害・運転事故対策

1 応急対策実施機関

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 応急処置及び復旧

災害及び運転事故が発生したときは、西日本旅客鉄道株式会社の事故対策計画により応急処置及び復旧を実施する。

第2節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上事故の発生又は発生が予測される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動に関し必要な事項を定める。

第1項 民間航空機災害応急対策活動

1 実施機関

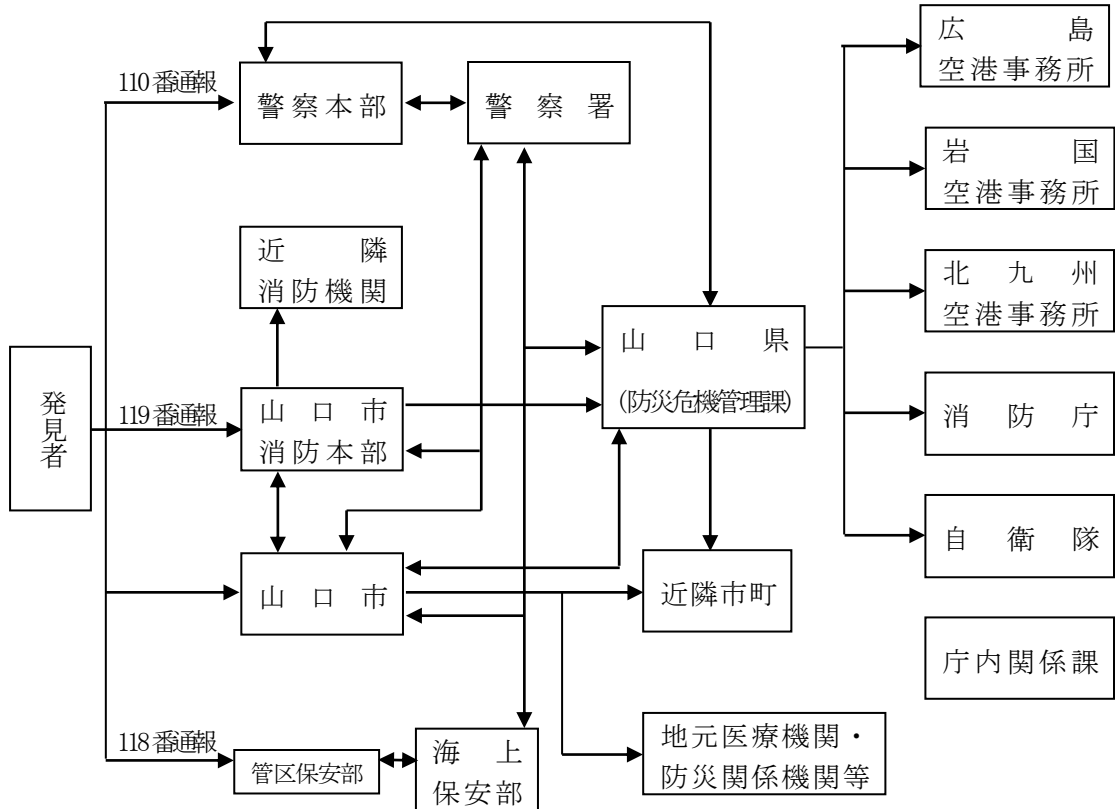
市域で民間航空機による墜落事故が発生した場合において、市(消防機関)が実施する活動内容は次のとおりとする。

- (1) 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命じる。
- (3) 空港事務所、地元関係機関の協力を得て、被災者の救助及び消防活動を実施する。
この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対し応援を要請するなどして被害の軽減に努める。
- (4) 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに、地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。
- (5) 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また、家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。
- (7) 救助活動に関し自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県(防災危機管理課)に対して自衛隊の派遣要請をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。
- (8) 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣についてあっせんを求める。

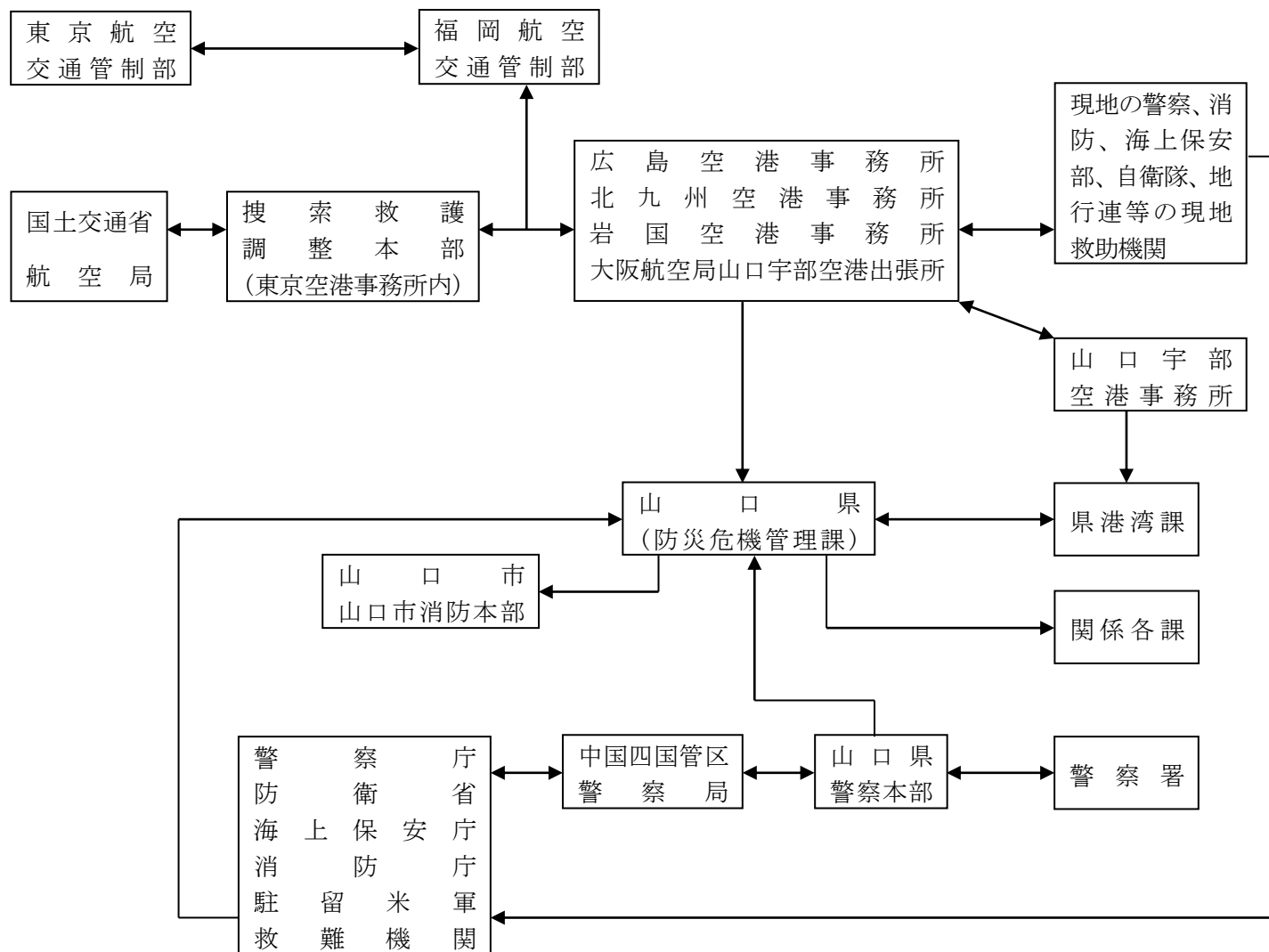
2 関係機関に対する通報連絡

市域で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。

(1) 市内で発生した場合
ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合(遭難機の搜索)



(参考) 空港事務所の山口県の管轄区域

- 1 岩国空港事務所・・・北九州空港事務所の管轄区域を除く山口県全域
- 2 北九州空港事務所・・・下関市、宇部市、山陽小野田市、美祢市、長門市
- 3 山口宇部空港出張所・・・山口宇部空港及びその周辺

3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 市、消防本部

ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2号に定める通報連絡系統により県(防災危機管理課)、近隣市町(近隣消防本部)、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。

イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。

ウ 県への通報は、国が定める「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。

(ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。

(イ) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、第4号様式(その2)「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

(ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、第1号様式「火災即報」又は第3号様式「救急・救助事故即報」により報告する。

第2項 自衛隊基地周辺事故災害対策

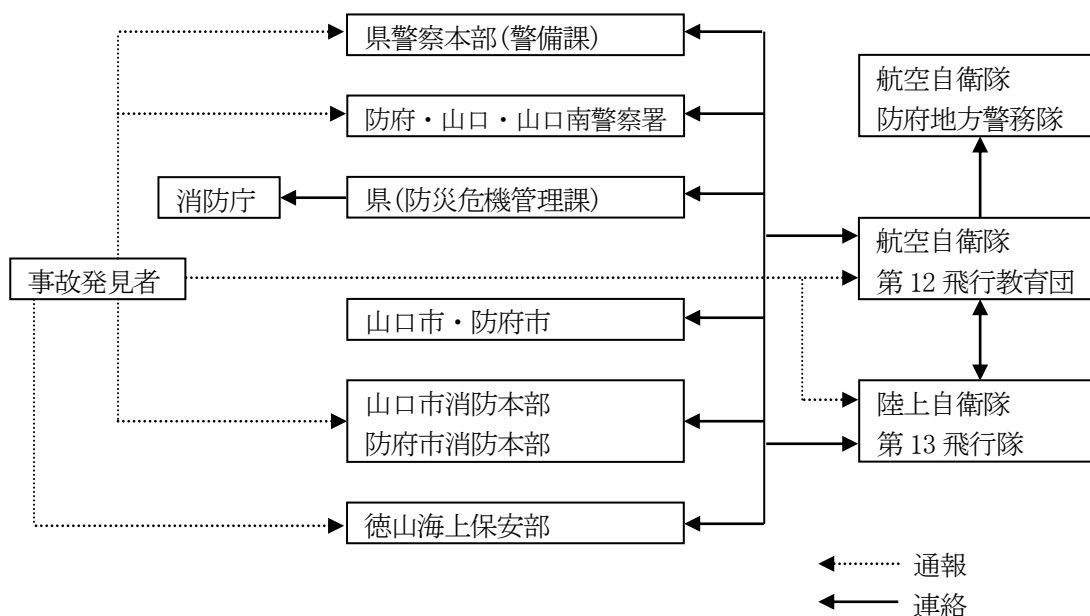
防府飛行場周辺における航空事故災害対策については、「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」により実施することになるが、市は、消防本部と連絡を密にし応急救助活動を実施するとともに、関係機関との連絡調整体制を確立する。

1 活動内容

- (1) 連絡通報(県(防災危機管理課)、警察署)
- (2) 現場連絡所の設置に必要な措置
- (3) 応急救助活動(救急救助活動)
- (4) 広報・警戒区域・避難勧告・避難指示(緊急)

2 事故発生時における通報連絡経路及び窓口

(1) 通報連絡系統



(2) 事故発生時の通報内容

消防機関、市町から県への通報は、「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」第1項3号に定める即報内容を付加し、次の事項について通報するものとする。

- ア 事故の種類
- イ 発生の日時、場所(現場の状況)
- ウ 事故機の種別、乗員数
- エ 危険物積載(燃料積載量、弾薬類等)
- オ 人身及び財産等の被害状況
- カ 事故による負傷者の救急救助活動の概況
- キ 消火活動の状況
- ク その他必要事項(活動体制、応援の必要性)

第3項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合は、地元消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用し、早期の鎮火に努める。

この場合において、地元消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は直ちに隣接消防機関等に対し応援要請を行い必要な消火活動を行う。

- (1) 消防資機材、化学消化剤の保有状況

消防機関が保有する化学消防車、化学消火剤については資料編参照。

- (2) 消防相互応援協定

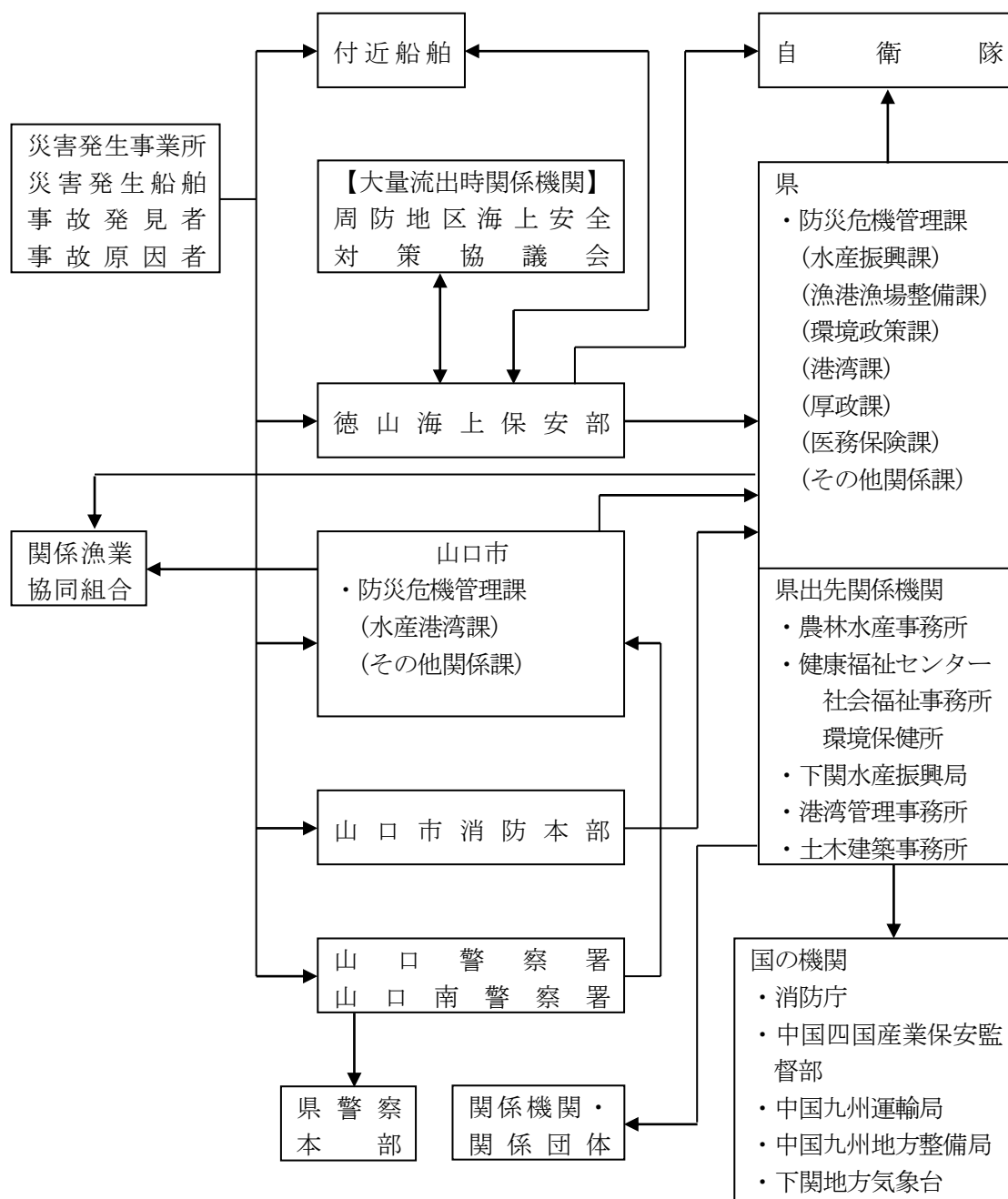
県下市町長及び消防組合管理者は、「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、広域的な消防応援体制を整備している。

第3節 海上災害対策計画

タンカー等による重油等危険物の大量流出等による海洋及び海岸の汚染、火災、爆発等の発生又は船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、浸水等の海難事故の発生による多数の被災者の発生を防止し、また、発生した被害を最小限に食い止めるため、必要な対策を推進する。

第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な情報連絡体制は、次のとおりとする。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処するが、市は海上保安部、地方整備局、県、警察等関係機関相互の緊密な連携のもと、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体(港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等)、地域住民に対し協力を求めるものとする。

1 応急対策活動実施体制

【第1警戒体制(連絡調整会議)】

- 本市近海で大量の油流出事故が発生し、沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。
- 沿岸地域で少量の油流出事故等が発生したとき。
 - 1 体制
応急対策関係課の担当で連絡調整会議を設置する。
 - 2 構成
防災危機管理課、水産港湾課、関係総合支所、関係地域交流センター、消防本部
 - 3 活動概要
 - (1) 早期情報収集体制の確立
 - ア 海上保安部、警察、自衛隊、県等関係機関からの情報収集
 - イ 沿岸海面の巡視・警戒
 - ウ 市関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示
 - エ 漁協等への早期情報収集体制確立の要請
 - (2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の所在地、数量の確保
 - (3) 漂着油回収資機材(蓋付き空ドラム缶等)の調達先、数量の確認
 - (4) 応援要請への対応

【第2警戒体制(警戒本部)】

- 本市近海で大量の油流出事故が発生し、沿岸に漂着する可能性が高いと認められるとき。
- 沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、総力をあげて対応するまで至らないとき。
 - 1 体制
総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。
 - 2 構成
防災危機管理課、水産港湾課、環境衛生課、協働推進課、関係総合支所、関係地域交流センター、消防本部
 - 3 活動概要
 - (1) 海上保安部、自衛隊その他関係機関から情報収集
 - (2) 油防除資機材(オイルフェンス、処理剤、吸着材等)の現地への搬送
 - (3) 漂着油回収資機材(蓋付きドラム缶等)の現地への搬送
 - (4) 不足資機材の確保
 - (5) 応援要請事項の整理及び窓口、手順の確認
 - (6) 防除活動要員(ボランティアを含む。)の確保
 - (7) 状況により自衛隊の派遣要請

【災害対策本部体制】

- 流出油等が大量に漂着すると認められるとき。
 - 1 体制
市長を本部長とし、災害対策本部を設置する。
 - 2 構成
全課
 - 3 活動概要
 - (1) 市の総力をあげての防除活動及び応急対策の実施
 - (2) 関係者、関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。

- (3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及び埠頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
- (4) 沿岸漂着油等の防除装置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また、必要に応じ避難勧告又は指示を行う。
- (5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油流出防止措置について指導する。
- (6) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、徳山海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
- (7) 火災、救助規模が大きくなり、市の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県その他関係機関に対し応援の要請を行う。
- (8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
- (9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
- (10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。

第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は、最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法（明治32年法律第95号））ことになっており、市長は海上保安部と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに、県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関し海上保安部、県、市町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・市町地域防災計画に基づき、必要な対策を実施するものとする。

海上保安部、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安部は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られている。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに、応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ、応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。
 - ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。
 - イ 災害対策基本法の規定により海上保安部・署に保管し、又は公売、所有者への引き渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、津波、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

5 災害事象別防災措置の一般的基準

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難勧告	台風の進路方向により、びょう地を選定し、移動するよう勧告する。 風速15m/sec以上の場合、危険物荷役を中止させる。
津波	避難勧告	台風に準じて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による消火	(1) 他船への延焼を防止するため、曳航により移動し、消火に当たる。 (2) 曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限 注意喚起 障害の除去	必要に応じ、港則法等により船舶の航行を制限するほか、所有者に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ、又は勧告する。

6 二次災害の防止活動

気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等の水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。

7 その他の防災上の措置

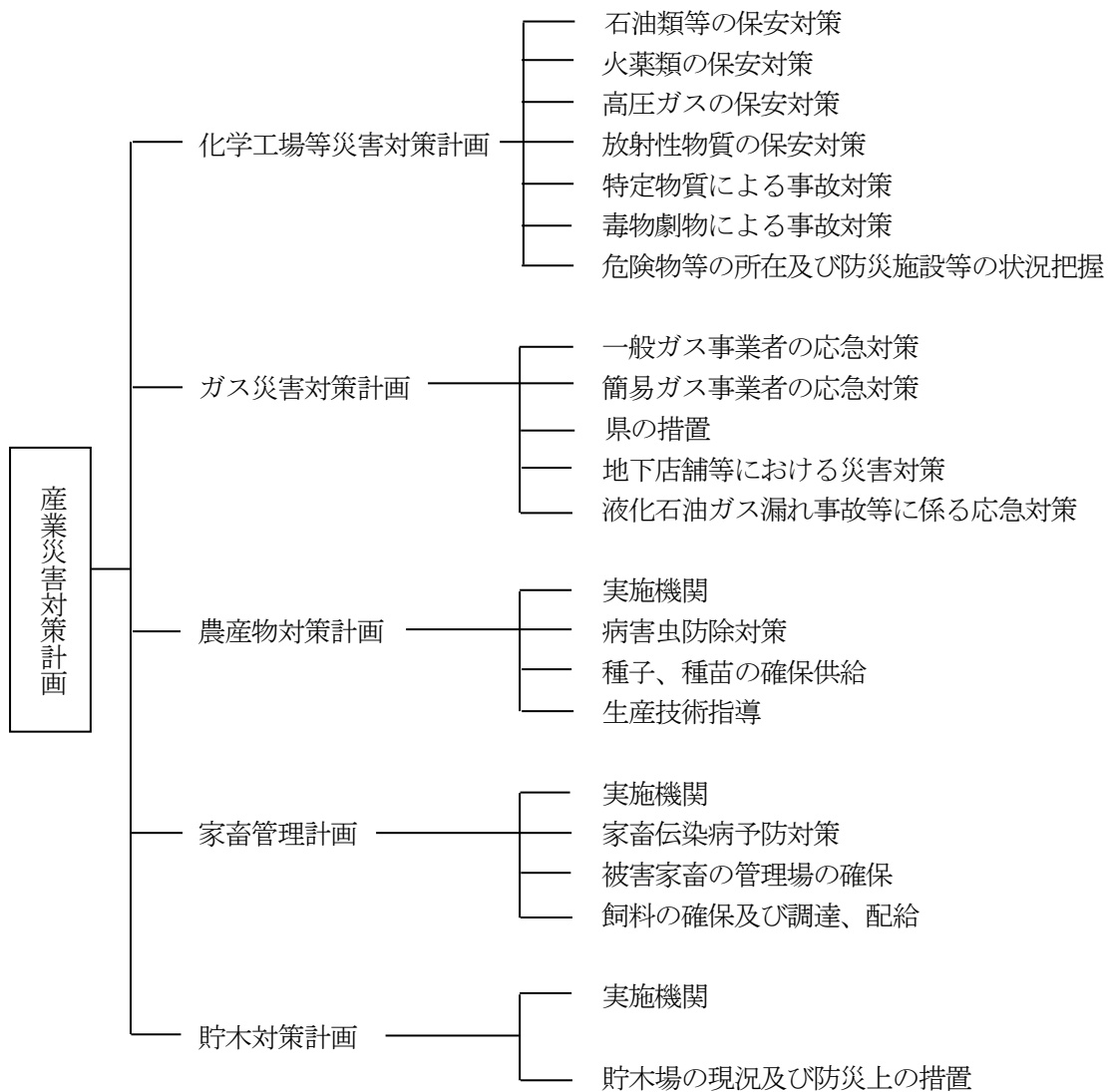
海上交通災害防止に関連して概ね次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推薦
- (4) 必要に応じ、係留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は船舶制限の摘要
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2章 産業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏洩等又は、農産物対策、家畜対策及び貯木対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



第1節 化学工場等災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 市長
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
 - ア 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び緊急措置等を講ずる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 市の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。
 - オ 火災の防ぎよは、市の消防機関が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
 - カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
 - キ さらに消防力を必要とする場合は、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
 - ク 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (3) 県の措置
 - ア 国への災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

ウ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

オ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

カ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

キ 専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

ア 県及び市、市消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

イ 市長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じることが指示する。

(5) 徳山海上保安部の措置

ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 危険物荷役中の船舶に対し、当該荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる

オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

第2項 火薬類の保安対策

1 実施機関(火薬類取締法)

(1) 火薬類の製造者及び火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者

(2) 中国四国産業保安監督部

(3) 知事・市長(火薬類取締法施行令第16条により知事が行うこととされている経済産業大臣の権限に属する事項も含む。)

(4) 警察

(5) 海上保安部

2 応急措置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者若しくは占有者の措置(指導方針)

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。

イ 危険又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。

ウ 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、必要によっては、付近住民に避難の警告を行う。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県（商政課）・市の措置

ア 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。

ウ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。

エ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。

（注） 緊急措置命令（火薬類取締法第45条）

経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、航空機による運搬については国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察の措置（第1項に準じる。）

(4) 徳山海上保安部の措置（第1項に準じる。）

第3項 高圧ガスの保安対策

1 実施機関

(1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスを貯蔵する者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）

(2) 知事

(3) 警察

(4) 中国四国産業保安監督部

(5) 海上保安部

2 応急措置

(1) 製造業者等の措置（指導方針）

ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは、製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、当該作業に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。

ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又は充てん容器を水中若しくは地中に埋める。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県の措置（防災危機管理課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注） 緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

(3) 警察（第1項に準じる。）

(4) 徳山海上保安部（第1項に準じる。）

第4項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者
- (2) 市（消防機関）
- (3) 県
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置

(1) 施設の所有者及び管理者の措置

- ア 放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、市、警察、海上保安部・署等に通報する。
- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。

(2) 市の措置（消防署）

- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報する。
- イ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
- ウ 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。
- エ 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。

(3) 県の措置（医務保険課・防災危機管理課）

- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。
- イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資料機材のあっせんを行う。
- ウ 放射性物質使用病院で被害が発生した場合、観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。
- エ 放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。

(4) 警察の措置

- ア 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。
- イ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

(5) 徳山海上保安部の措置

- ア 第1項（5）ア～エの措置に準じた措置を講じる。
- イ 海上における緊急時モニタリングに関し、知事から要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

第5項 特定物質による事故対策

1 実施機関

- (1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）
- (2) 知事

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出された時には直ちに次の措置を講じる。

- ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置
- イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 知事の措置

2-(1)イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対し事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに、関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

この他、第1項に準じた措置を講じる。

第6項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

- (1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取扱う者
- (2) 知事（薬務課）
- (3) 市長
- (4) 警察
- (5) 海上保安部

2 応急措置対策

- (1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）

ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。

イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (2) 知事又は市長の措置

ア 被害の状況により、保健衛生上の被害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡を取り、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

- (3) 警察の措置

県及び市消防機関と連絡を取り、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

- (4) 徳山海上保安部の措置

ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。

イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。

ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。

エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第7項 危険物等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設の責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び市地域防災計画に掲げるものとする。

第8項 周南地区化学消化剤共同備蓄会

周南地区化学消化剤共同備蓄会に関する規約等

消防機関及び関係企業は、周南地区において危険物火災、その他特殊火災の消化を有効適切に

行うため、周南地区化学消化剤共同備蓄規約等を定めている。

第2節 ガス災害対策計画

第1項 一般ガス事業者の応急対策

1 実施機関

山口合同ガス株式会社

2 ガス事業者が実施する応急対策等は、おおむね次のとおりとする。

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。

出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な措置がとれるよう体制を整えておくものとする。

(2) 消防署、警察、関係官署への連絡、通報

事故の状況、内容により消防署、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。

(3) 事故発生時の措置

ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。

イ ガス事故等により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により事故拡大の防止に努めなければならない。

(4) 供給停止の場合の措置

ア やむを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。

イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。

第2項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

簡易ガス事業者

2 応急対策

(1) 一般ガス事業者に準じた応急対策をとるものとする。

(2) 日本簡易ガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3項 県の措置

1 国(危険物等の取扱規制担当省庁)に災害発生について速やかに通報する。

2 市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

3 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4 市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

5 市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対しそのあつせんを求めるとともに、他の都道府県に対し応援を要請する。

第4項 地下店舗等における災害対策

1 実施機関

- (1) 施設管理者(ガス使用者)
- (2) ガス供給業者(地下店舗等にガスを供給する者をいう。以下この項において同じ。)
- (3) 市(消防機関)
- (4) 警察
- (5) 県(防災危機管理課)

2 「地下店舗等」の範囲

- (1) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、延面積が1,000㎡以上で、かつ同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
- (2) 消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- (3) 消防法施行令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、かつ同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの

3 応急対策

(1) 施設管理者(ガス使用者)の措置

- ア ガス漏れ等、消費設備に事故が発生したときは、ガスの消費を中止し、ガス供給業者又は消防機関に通報するとともに、必要に応じ応急措置に必要な人員以外は退避させるものとする。
- イ 事故によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全が確認されるまでは消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

- ア 事故が発生したときは、事故状況を的確に把握し、速やかに初動措置を講じなければならない。
- イ 事故の状況、内容により関係機関に連絡し、必要に応じ協力、指示を求めるものとする。
- ウ 災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、避難、立入制限等の措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。
- エ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 市(消防機関)の措置

- ア 事故が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。
- イ 事故の状況により、災害が拡大、波及するおそれがあるときは、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(4) 警察の措置

事故の状況により、関係機関と連携しながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり、被害の拡大防止に努めるものとする。

(5) 県の措置

第3項に準じた措置を講じる。

4 事前対策

(1) ガス供給業者と関係機関との協議

ガス供給業者と消防機関は、事故に備え、あらかじめ次の各事項について協議し、防災体制を確立しておくものとする。

- ア ガス供給業者の初動体制
- イ 連絡通報体制
- ウ ガス漏れ等の現場におけるガス供給業者と消防機関との連携体制
- エ 初動時におけるガス供給停止

(2) 共同点検の実施

ガス供給業者は、地下店舗等の定期点検の実施に当たっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地下店舗等に対する予防査察について協力するものとする。

(3) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び共同訓練の実施

ガス供給業者及び関係機関は、ガス漏れ等の緊急時におけるガス供給業者及び消防機関への連絡方法について地下店舗等の管理者、ガスの使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して随時、これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(4) 連絡会議等への参加

消防機関等が主催する地下店舗等のガス保安対策についての連絡会議に、ガス供給業者は積極的に参加し、関係機関との連携、強化に努めるものとする。

第5項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限るものとする。以下、この項において同じ。)
- (3) 保安機関
- (4) 市(消防機関)
- (5) 県(防災危機管理課)
- (6) 警察
- (7) 中国四国産業保安監督部(保安課)

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じるとともに、ガス供給業者又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市(消防機関)と協議された事項に基づいて、市(消防機関)に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開し

てはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 市(消防機関)の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡を取りながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他、本章第2節第3項に準じた措置を講じる。

(6) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により関係機関と連絡を取りながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置を取り被害の拡大防止に努めるものとする。

4 事前対策

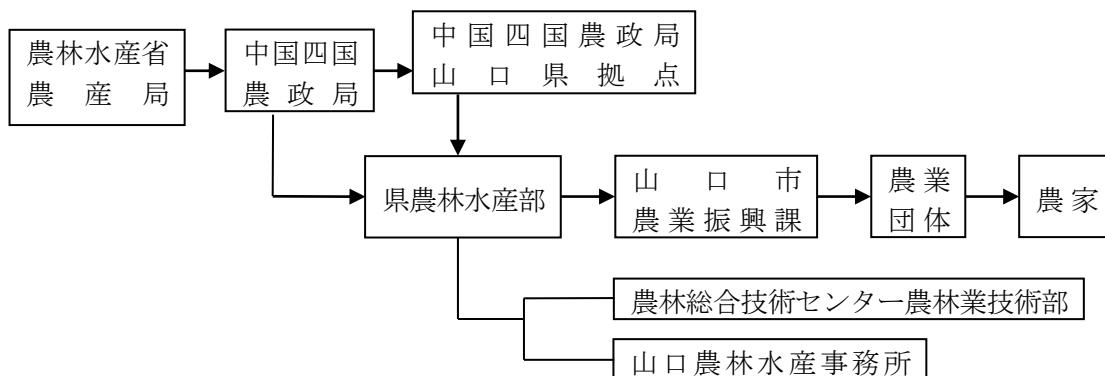
ガス供給業者と市(消防機関)は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

- (1) 連絡通報体制
- (2) 出動体制
- (3) 現場における連携体制
- (4) 任務分担
- (5) 事後の措置
- (6) 共同訓練等の実施
- (7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画

第1項 実施機関

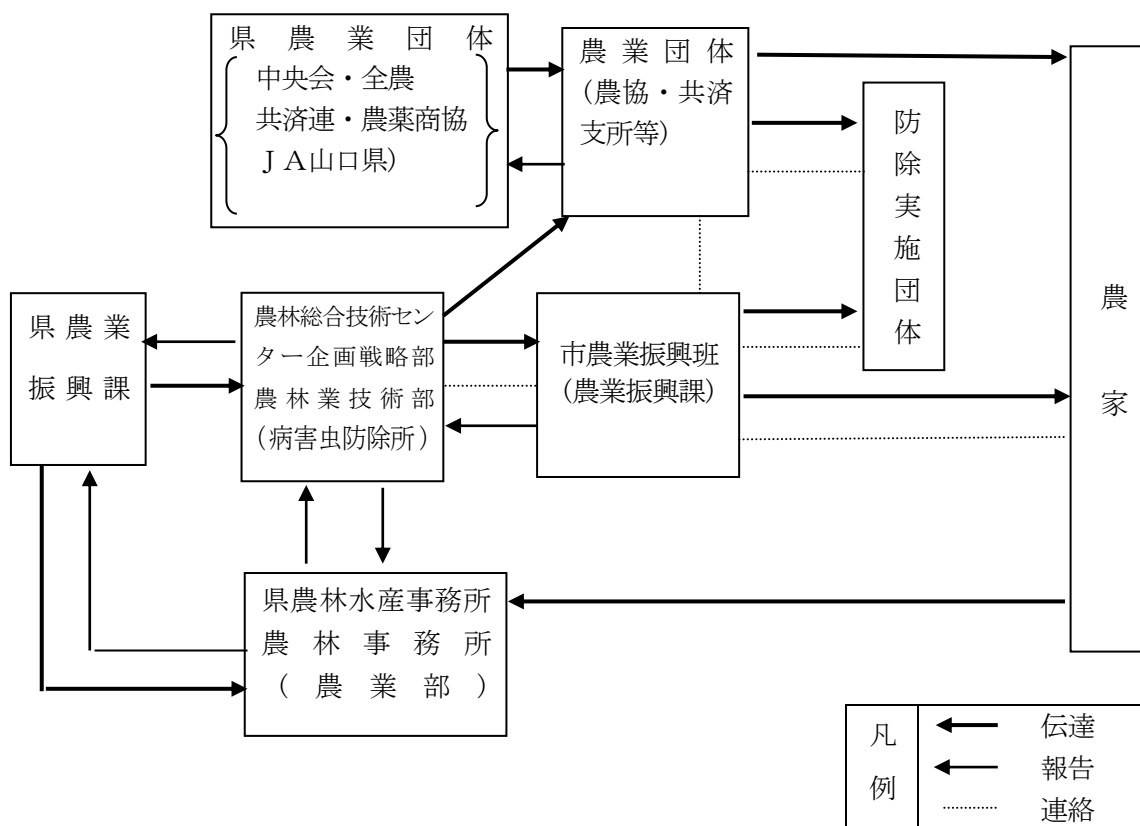
農産物対策全般の実施系統は次のとおりとする。



第2項 病虫害防除対策

1 病虫害発生予察

予察体系は次のとおり。



2 県の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

県農林水産部は、病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成する。

(2) 防除活動

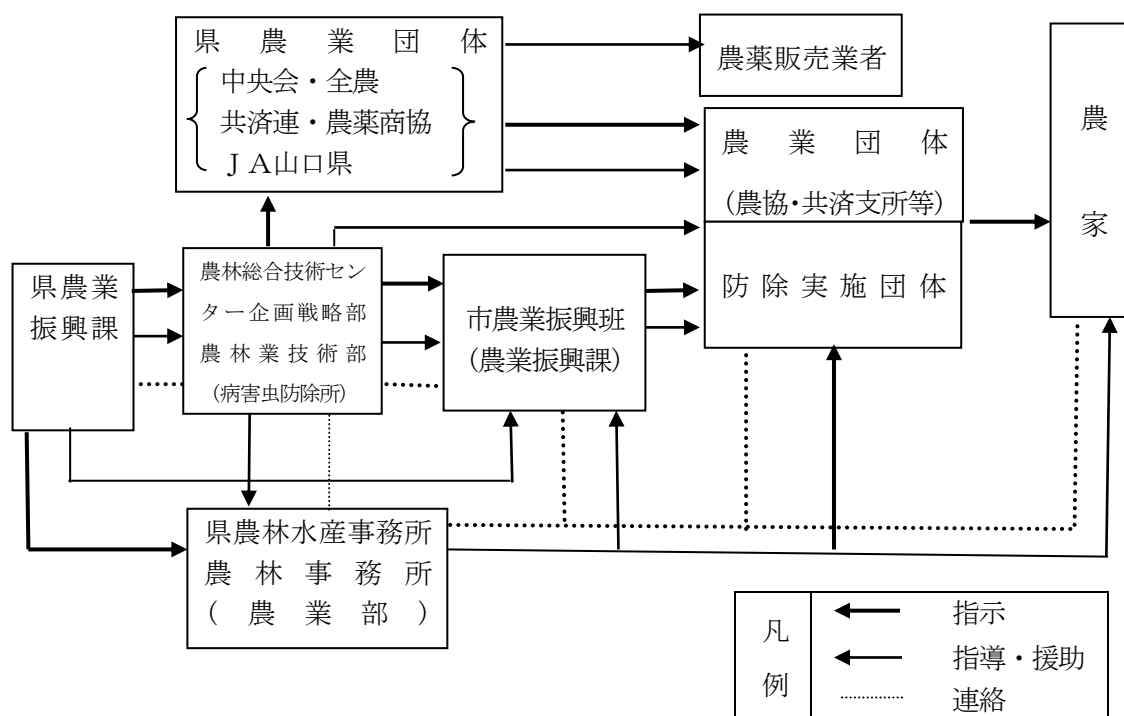
県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市町に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農林業技術部（病虫害防除所）は、発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し、緊急防除の申請を行う。

(3) 病虫害防除対策実施系統図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について、山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

3 市の防除体制

県の防除体制に準じて体制を整えるとともに必要な事項について定めることとする。

第3項 種子、種苗の確保供給

1 確保の措置

(1) 水稻関係

災害応急用水稻粳の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

(3) 飼料作物関係

災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

(1) 種粳については市からの要請により、山口県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行う。

(2) 野菜・飼料作物関係については、市からの要請により、山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。

第4項 生産技術指導

農林水産事務所は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに、直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

1 水稻関係の対策

台風襲来時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策

2 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病虫害対策

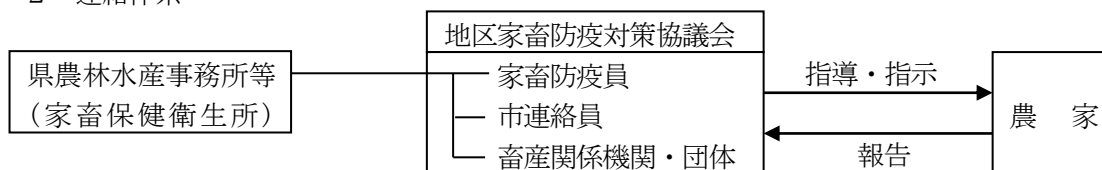
第4節 家畜管理計画

第1項 実施機関

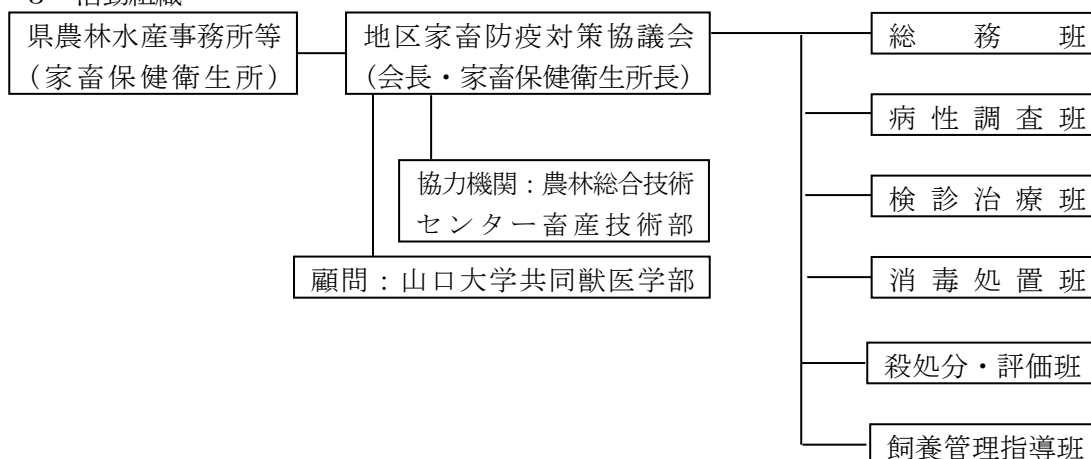
1 実施機関及び関係機関

- (1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県家畜保健衛生所を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。
- (2) その他家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は、農業振興班が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策

1 組織

- (1) 農林水産事務所等(家畜保健衛生所(東部、中部、西部、北部))
- (2) 地区家畜防疫対策協議会の構成
農林水産事務所等(家畜保健衛生所)、健康福祉センター(環境保健所)、県畜産振興協会、市、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓もう指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 疑似患畜及び患畜の病生鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査

- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地図の作製
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 疑似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処置班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 疑似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋焼却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理上の設置基準

- (1) おおむね3.3平方メートル当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、子豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点(場所、施設)とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繋養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

市は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、市の関係地区ごとに予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料

山口県農業協同組合等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

山口県農業協同組合等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。

第5節 貯木対策計画

第1項 実施機関

1 実施責任

- (1) 公共管理者が管理する施設及び水面については、公共管理者の指示に基づいて利用関係者が実施する。
- (2) 民間貯木場は、所有者自体の責任において、所有者自身又は荷役業者により実施する。
- (3) 内陸部の河川流域等における貯木場は木材所有者が実施する。

2 指導体制

- (1) 県
港湾関係：土木建築部港湾課－関係港湾管理事務所・関係土木建築事務所・土木事務所
貯木工場関係：農林水産部森林企画課－関係農林水産事務所等（森林部）－関係市町
- (2) 第六管区海上保安本部（港湾関係）
徳山海上保安部
- (3) 警察（事前措置）

第2項 貯木場の現況及び防災上の措置

貯木工場

1 所在

- ・株新宮山口市場 山口市鑄銭司1005-8
- ・山口県森林組合連合会山口木材共販所 山口市下小鯖546

2 指導基準

- (1) 災害季節には、気象情報の収集及び現場への周知に努めること。
- (2) 貯木場所は、流失、崩壊、埋没等の危険のない場所を選ぶこと。
- (3) 災害季節中は、常に現場の検分を行い、危険の有無を確認すること。
- (4) 貯木工場ごとに責任者を定めておき、気象予警報に従い警戒配置につくこと。
- (5) 現地の最高水位を調査把握しておき、災害発生のおそれがあるときは、安全な場所に移動させる等の措置を講じること。
- (6) はえ積は、必ず両端とも機組とし矢をさすこと。
- (7) はえ積の高さは、洪水、高潮時において、はえ足を洗う水位の3倍以上とすること。
- (8) 2つ以上のはえ積の場合は、各はえを連けいし、安定させるため必ずつなぎ材及び長材を巻き込むこと。
- (9) 危険が予想される場合は必ずワイヤーをかけ、けい縛又は袋網羽を張ること。

3 流木のおそれがある貯木場

- ### (1) 現況把握

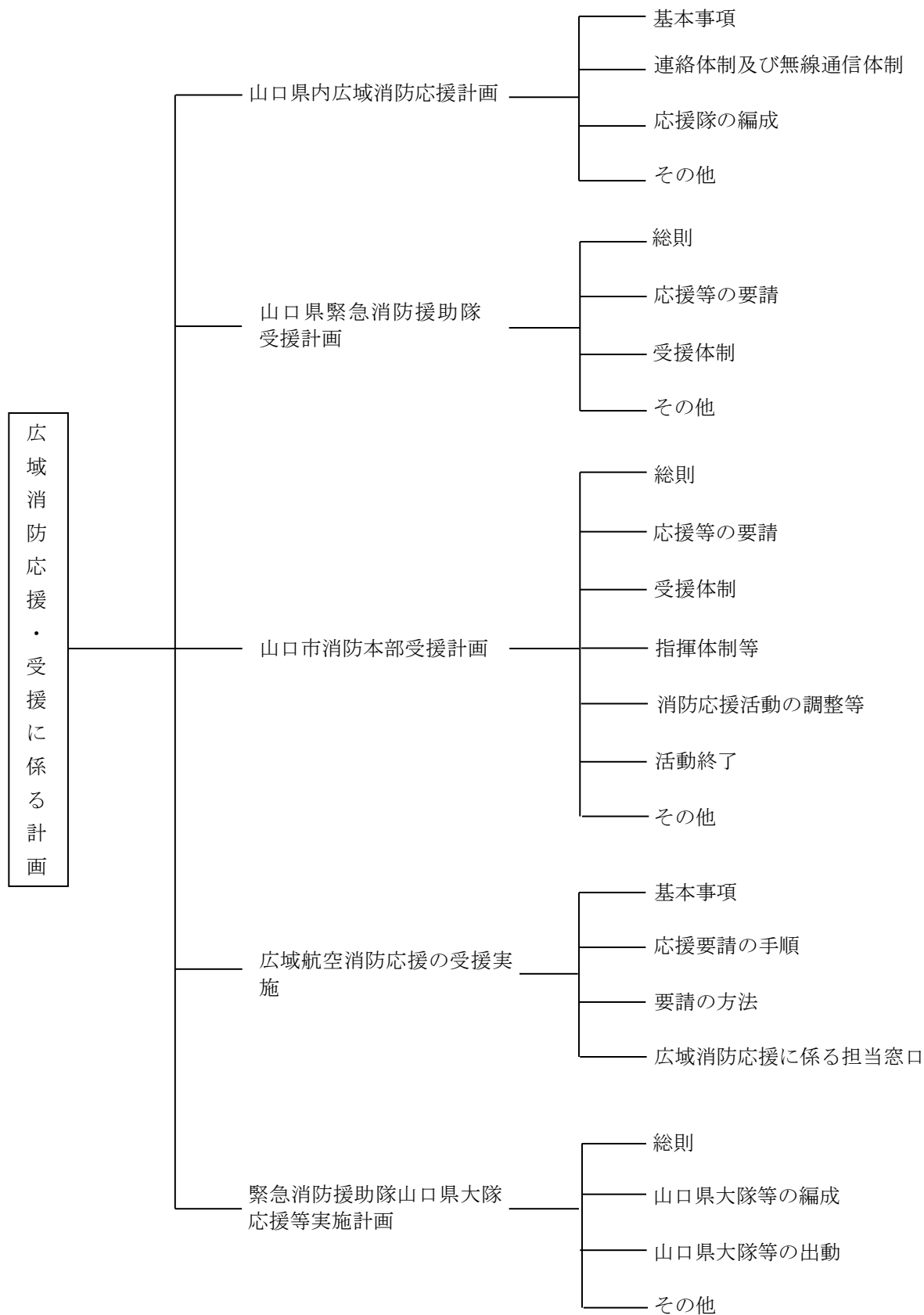
警察署又は徳山海上保安部は、管内において流木のおそれがある貯木場の現況(所在場所、管理者、貯木量、予想される原因、水系名等)を把握し、災害時における応急措置に万全を期する。

- (2) 応急措置（災対法第59条）

流木のおそれがある場合は、警察署長又は徳山海上保安部長は、市長と連絡を取り、関係者に対し事前措置を講じる。

第 2 3 章 広域消防応援・受援に係る計画

水火災、地震及びその他災害の発生に際し、市の所有する消防力だけでは対応できない場合に、県及び県内市町村並びに各消防一部事務組合、さらには他の都道府県が、相互の消防力を活用して、災害の被害を軽減し、拡大防止を図るための、消防応援及び受援等について定める。



第1節 山口県内広域消防応援計画

第1項 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2項 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	[次のいずれかに該当する場合] ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3項 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第1のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

- (1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。
ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。
- (2) 応援市町等の間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第4項 応援隊の編成

1 応援隊の編成

- (1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援可能資機材は、別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

- (1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。
- (2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5項 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

- (1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。
応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量の連絡事項 ウ 応援隊の活動内容 エ 応援隊の到着希望日及び集結場所 等

- (2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

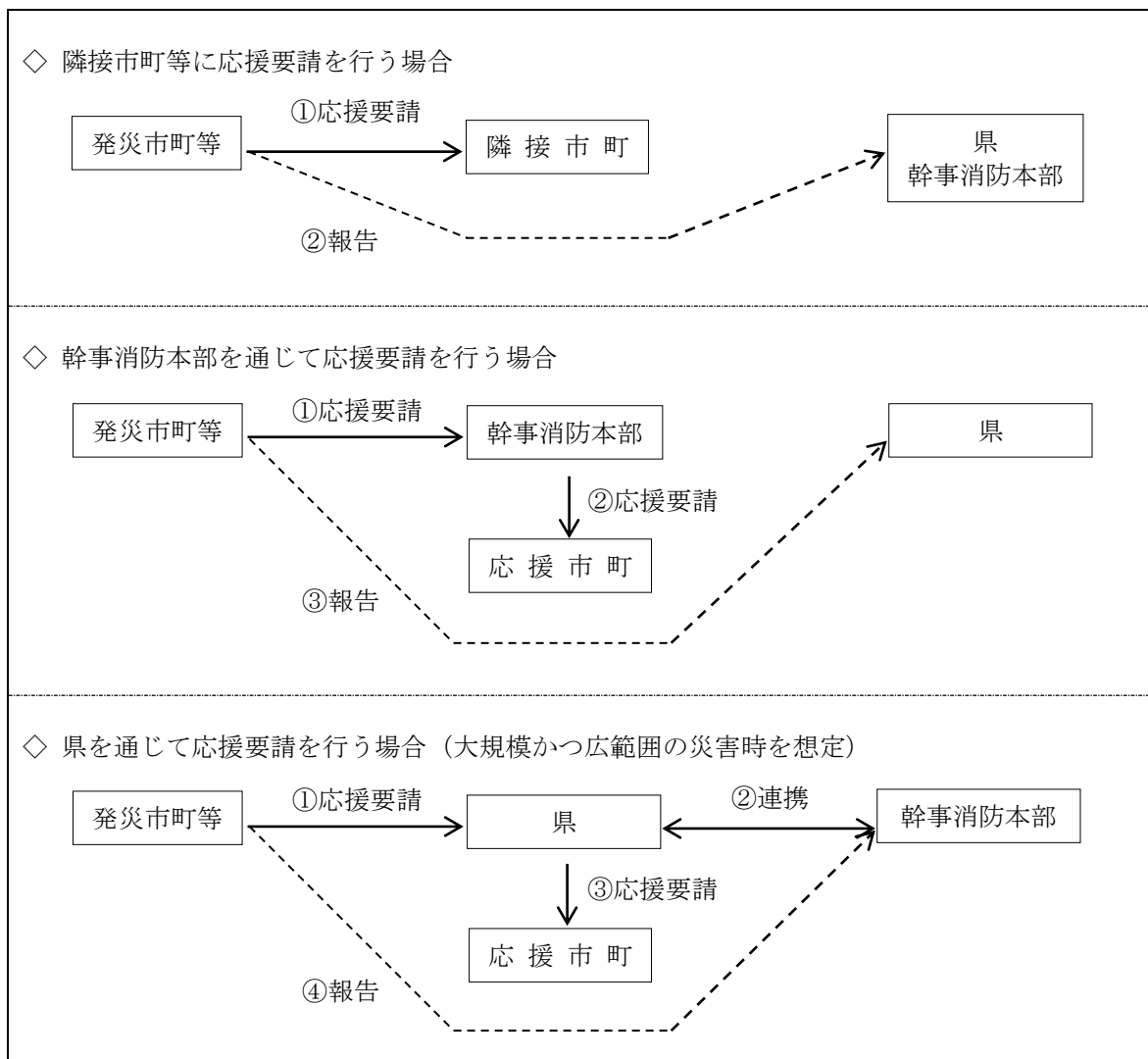
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4 集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5 応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

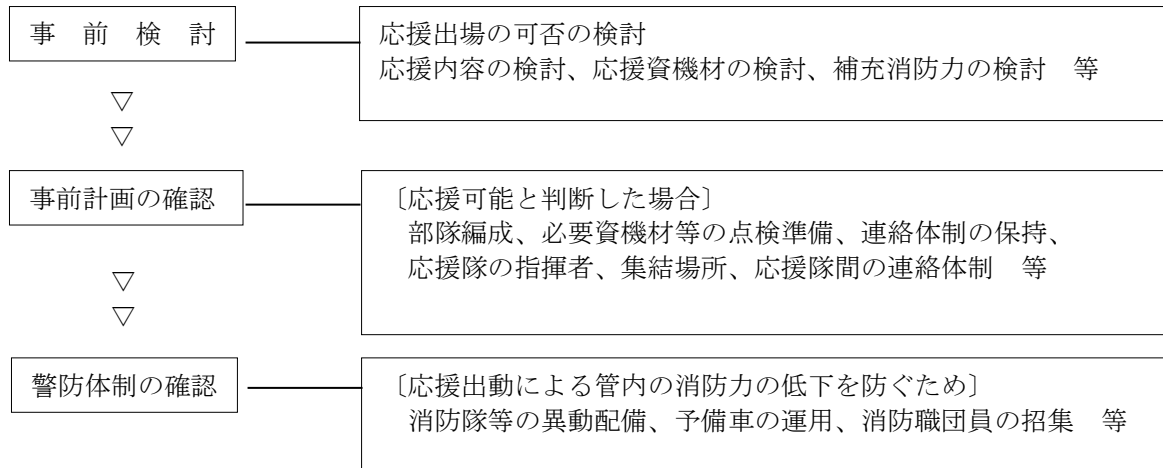
第6項 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】



2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7項 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路 等

2 集結場所到着時の報告

応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。

3 現場到着時の報告

応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。

なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

4 活動に係る指示事項

応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

報告事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項

5 応援の中断

応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。

なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6 現場引き揚げ

指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要
	イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無
	ウ 応援隊の現場引き揚げ日時

第8項 その他

1 応援の始期及び終期

- (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。

2 経費の負担

- (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。

なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費
	イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費
	ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
	エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費
	イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費
	ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。

3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

第2節 山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

3 連絡体制

- (1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第2項 応援等の要請

1 応援等要請の手続き

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

2 知事による緊急消防援助隊の応援等の要請

- (1) 山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

ア 災害の概況

イ 出動が必要な区域や活動内容

ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- (2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- (3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- (4) 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- (5) 知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- (6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

3 応援等要請のための市町長等の連絡

- (1) 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨計画改訂を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- (2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、

その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

(3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。

(4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

4 緊急消防援助隊の応援等決定通知等

(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

(2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

5 迅速出動等適用時の対応

(1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

ア 最大震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 大津波警報が発表された場合

ウ 噴火警報（居住区域）が発表された場合

(2) 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3項 受援体制

1 消防応援活動調整本部の設置

(1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一つの場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

(2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎2階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

(3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

(4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

(5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

ア 消防保安課の職員

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ 被災地を管轄する消防本部の職員

エ 消防防災航空隊の職員

(6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）

イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

(7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

- (8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- (9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - ク その他必要な事項に関すること。
- (10) 山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- (11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し運用するものとする。
- (12) 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- (13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- (14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

2 指揮本部の設置

- (1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- (2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
- ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- (3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- (4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- (5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

3 進出拠点

- (1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
- ア 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4のとおりとする。
 - イ 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- (4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

4 活動拠点ヘリベース

航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

5 宿営場所

- (1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

1 指揮体制等

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (6) 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (8) N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (9) 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

2 通信運用体制

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。
- (2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

1 任務付与

- (1) 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
 - ア 被害状況
 - イ 活動方針
 - ウ 活動地域及び任務
 - エ 安全管理に関する体制
 - オ 使用無線系統
 - カ 地理及び水利の状況
 - キ 燃料補給場所
 - ク その他活動上必要な事項

2 関係機関との活動調整

知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

3 資機材の貸出し及び地図の配付

- (1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- (2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。
- 4 ヘリコプター離着陸場所
ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。
- 5 燃料補給場所
(1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
(2) 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
(3) 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
(4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。
- 6 燃料調達要請
(1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
(2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第12のとおりとする。
- 7 重機派遣要請
(1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
(2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第13のとおりとする。
(3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。
- 8 物資等調達要請
(1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
(2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第14のとおりとする。
- 9 増隊要請
知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。
- 10 部隊移動
緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。
- 11 長官の求め又は指示による部隊移動
(1) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。
(2) 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
(3) 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
(4) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。
(5) 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。
- 12 知事による部隊移動
(1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
(2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
(3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
(4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。
(5) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
(6) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。
- 13 部隊移動に係る連絡
調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

1 4 活動中止の判断

- (1) 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙 1 - 1 を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。
なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。
- (2) 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙 1 - 2 により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。
なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第 6 項 応援等の引揚げの決定

1 活動終了及び引揚げの決定

- (1) 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統一的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知を F A X により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式 4 - 1）
- (3) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第 7 項 その他

1 情報共有

- (1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- (2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

2 災害時の体制整備

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

3 都道府県の受援計画の変更

- (1) 知事は、受援計画の変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- (2) 知事は、受援計画の変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

4 消防本部の受援計画の策定

- (1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- (2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

5 航空隊の受援計画

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

6 地理情報

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

ア 広域地図

イ 住宅地図

ウ ヘリコプターの離着陸場所位置図

エ 燃料補給場所位置図

オ 消防水利位置図

カ 物資等の調達可能場所位置図

キ 救急搬送医療機関位置図

7 都道府県の訓練

山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

第3節 山口市消防本部受援計画

第1項 総則

(目的)

この計画は、本市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、法第39条第2項の規定に基づく県内応援協定による応援又は法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、応援部隊等が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

用語については別表第1のとおりとする。

第2項 応援等の要請

(関係機関連絡先)

関係機関連絡先は、別表第2のとおりとする。

(応援等要請の基準)

指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生し、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合
- イ 地震の揺れにより3棟以上の民家が倒壊し、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合
- ウ 地震に伴う土砂災害により3棟以上の民家が倒壊し、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 風水害

- ア 河川若しくはそれらの支流又は沿岸部の堤防が決壊し、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により3棟以上の民家が倒壊し、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合
- エ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3) 火災

- ア 3件以上の火災が同時に発生している場合
- イ 特定防火対象物、住宅密集地及び危険物施設等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(4) 特殊災害

化学災害、生物災害又は放射性物質災害等の特殊災害が発生又は発生のおそれがあり、人的被害が発生又は発生するおそれがある場合

(5) その他

上記以外の災害により多数の傷病者が発生する等、本市の消防力のみでは対応が十分にできないと見込まれる場合

(県内応援協定の応援要請の手続)

指揮者は、第4に基づき応援等が必要であると判断した場合は、県内応援協定第5条の規定に基づき、山口県内応援隊の応援要請を行うものとする。

(緊急消防援助隊の応援要請の手続)

- 1 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、別に定める緊急消防援助隊の要請判断基準に基づき行うものとし、当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

- 2 指揮者は、第5による山口県内応援隊の出動が困難な場合又山口県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、県知事に対して緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。
- 3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、県知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

5 指揮者は、県知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1－2）。

(迅速出動適用時の対応)

1 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

(1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合（震央が海域の場合を除く。）

(2) 大津波警報が発表された場合

第3項 受援体制

(緊急消防援助隊の応援部隊)

山口県内で大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合、応援を行う緊急消防援助隊の応援部隊は、基本計画及び要請要綱の規定に基づき、別表第3のとおりとする。

(指揮本部の設置)

1 指揮者は、応援部隊等の応援等が決定した場合、被災地での応援部隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防本部に指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部の設置場所は、消防本部3階「講堂」とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、南消防署2階「会議室」に設置するものとする。

3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てる。

4 指揮本部の副本部長は、消防長の次席職員をもって充て、指揮本部長に事故があるとき又は不在のときは、副本部長がその職務を代行するものとする。

5 指揮本部の編成及び任務は、別表第4のとおりとし市災対本部消防対策部の業務を兼ねるものとする。

6 指揮本部は、運営を効率的に行うため、様式1、様式2及び様式3を活用するものとする。

(指揮本部員等の派遣)

指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、必要により別表第5のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

(緊急消防援助隊の受入れ対応)

1 指揮本部は、指揮支援部長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所（消防本部3階「講堂」又は南消防署2階「会議室」）を報告するものとする。

2 指揮支援本部長に指名された指揮支援隊長がヘリコプターで本市に飛来する場合は、調整本部（調整本部が設置されない場合は山口県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、別表第6から指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所を決定するものとし、別表第5のとおり地上支援要員及び当該離着陸場から指揮支援本部までの移動のための送迎員を派遣するものとする。ただし、別表第6からの選定が困難な場合等は、県受援計画で定める候補地から決定するものとする。

3 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力する

ものとする。

- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、本市消防本部及び消防団の活動状況、応援部隊等の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、都道府県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の協議）

- 1 指揮本部は、災害の状況、道路の状況及び緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の選定について、調整本部と協議するものとする。
なお、宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、市災対本部と調整の上、被災者と共用しない宿営場所を選定するものとする。
- 2 緊急消防援助隊の進出拠点の候補地は、別表第7のとおりとする。ただし、別表第7からの選定が困難な場合等は、県受援計画で定める候補地から決定するものとする。
- 3 宿営場所の候補地は、別表第8のとおりとする。ただし、別表第8からの選定が困難な場合等は、県受援計画で定める候補地から決定するものとする。
- 4 指揮本部は、調整本部から進出拠点及び宿営場所の決定の連絡を受けた後、別表第5のとおり進出拠点及び宿営場所に連絡調整員を派遣するものとする。
- 5 進出拠点に派遣された連絡調整員は、到着した都道府県大隊等の名称、種別及び規模等を様式2及び様式3をもとに確認し、指揮本部に対して報告するものとする。また、都道府県大隊等の長に対して、第15に基づき情報提供及び任務伝達するものとする。

第4項 指揮体制等

（指揮体制等）

- 1 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、山口県内応援隊の指揮を行うとともに、指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊等（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。
- 2 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者又は都道府県災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合には同班に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（無線運用体制）

- 1 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第9のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第10のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

（任務付与）

指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した応援部隊等に対して情報提供を行うとともに、様式4により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

（情報共有）

- 1 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及びヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、応援部隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(関係機関との活動調整)

- 1 指揮者は、市災対本部（関係機関連絡室）において、警察及び自衛隊等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うものとする。
- 2 指揮本部は、災害現場において、警察及び自衛隊等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場を管轄する消防署所長又は消防署所長が指名した者が行う。
- 4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、山口県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
 - (2) 活動エリア
 - (3) 活動時間
 - (4) 活動の中止基準
 - (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
 - (6) 緊急避難等の合図
 - (7) 連絡手段
 - (8) その他活動上、必要な事項
- 5 指揮本部は、現地合同調整所が設置された場合、調整本部及び市災対本部と連絡を密にし、情報の共有を図るものとする。

(応援部隊等との連携)

災害現場を管轄する消防署所長等は、応援部隊等と緊密に連携を図るため、別表第5のとおり職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

- 1 指揮本部又は災害現場を管轄する消防署所は、応援部隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 前項により貸し出すスピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端四角×口径は38mm」とする。
- 3 指揮本部又は災害現場を管轄する消防署所は、応援部隊等に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。
 - (1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図
 - (4) 燃料補給場所位置図
 - (5) 消防水利位置図
 - (6) 物資等の調達可能場所位置図
 - (7) 救急搬送医療機関位置図

(フォワードベース及びランディングポイントの協議)

- 1 指揮本部は、航空部隊のフォワードベース及びランディングポイントの設定場所について、別表第6から調整本部及びヘリベース指揮者と協議するものとする。ただし、別表第6からの選定が困難な場合は、県受援計画で定める候補地から決定するものとする。
- 2 指揮本部は、航空部隊の支援を行うため、別表第5のとおりフォワードベース及びランディングポイントに地上支援要員を派遣するものとする。

(燃料補給)

- 1 本市消防本部管内における中核給油所は、別表第11の上表のとおりとする。（情報は部外秘）
- 2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第11の下表のとおりとする。
- 3 陸上隊、航空隊及び消防庁舎の非常用自家発電設備等への燃料補給（以下「部隊等への給油」という。）体制の確保が困難な場合は、速やかに調整本部を通じて県にあつせんを要請するものとする。
- 4 予防課は、部隊等への給油を目的として、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があった場合は、別に定める応援部隊等への給油に係る実施計画に基づき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等を調達する必要があると判断した場合には、災害時における物資供給に関する協定等に基づき、市災対本部を通じて要請するものとする。

(災害拠点病院等)

災害拠点病院等は、別表第12のとおりとする。

(二次災害防止のための活動中止の判断基準等)

指揮者は、必要により指揮支援本部長と協議し、別表第13に基づき活動中止の判断基準等を定め、様式5により速やかに応援部隊等に周知するものとする。

なお、県内で一体的に活動中止の基準等を定めることが適当であると認められる場合は、調整本部、各指揮本部及び各指揮支援本部と調整して定めるものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

1 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

2 指揮者は、県知事から、要請要綱別記様式6-1により長官の求め又は指示による部隊移動に対して意見を求められた場合は、要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第6項 活動終了

(山口県内応援隊の活動終了の決定)

指揮者は、山口県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、山口県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第7項 その他

(教育等の実施)

所属長は、大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合に備え、次に掲げる事項について職員の教育及び訓練を実施し受援体制の強化を図るものとする。

- (1) 受援活動に関する関係法令(法)、運用要綱及び計画等の教育
- (2) 受援活動に関する図上訓練の実施
- (3) その他必要となる教育及び訓練

(受援計画の変更等)

消防長は、受援計画を変更した場合は、県知事に報告するものとする。

なお、資料等の内容が更新された場合は、適宜差し替えることとし、必要により県知事に報告するものとする。

第4節 広域航空消防応援の受援実施

1 広域航空消防応援

大規模な風水害等の自然災害、山林、離島等における大火災、列車事故等集団救急事象等が発生した場合に迅速な消防活動が実施されるよう、都道府県や政令指定市消防機関が所有する防災ヘリコプターを活用した広域消防応援体制が整備されている。

ここでは、山口県消防防災ヘリコプターによる消防応援の受援及び緊急消防援助隊によらない場合の広域航空消防の受援について定める。

(1) 基本事項

ア 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

県及び各市町等は、ヘリコプターによる消防応援が必要となった場合に備えて、山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「ヘリ応援協定」という。）を締結している。実際に応援を必要とする際は、ヘリ応援協定に基づき、発災市町等から県へ応援要請を行うこととなる。

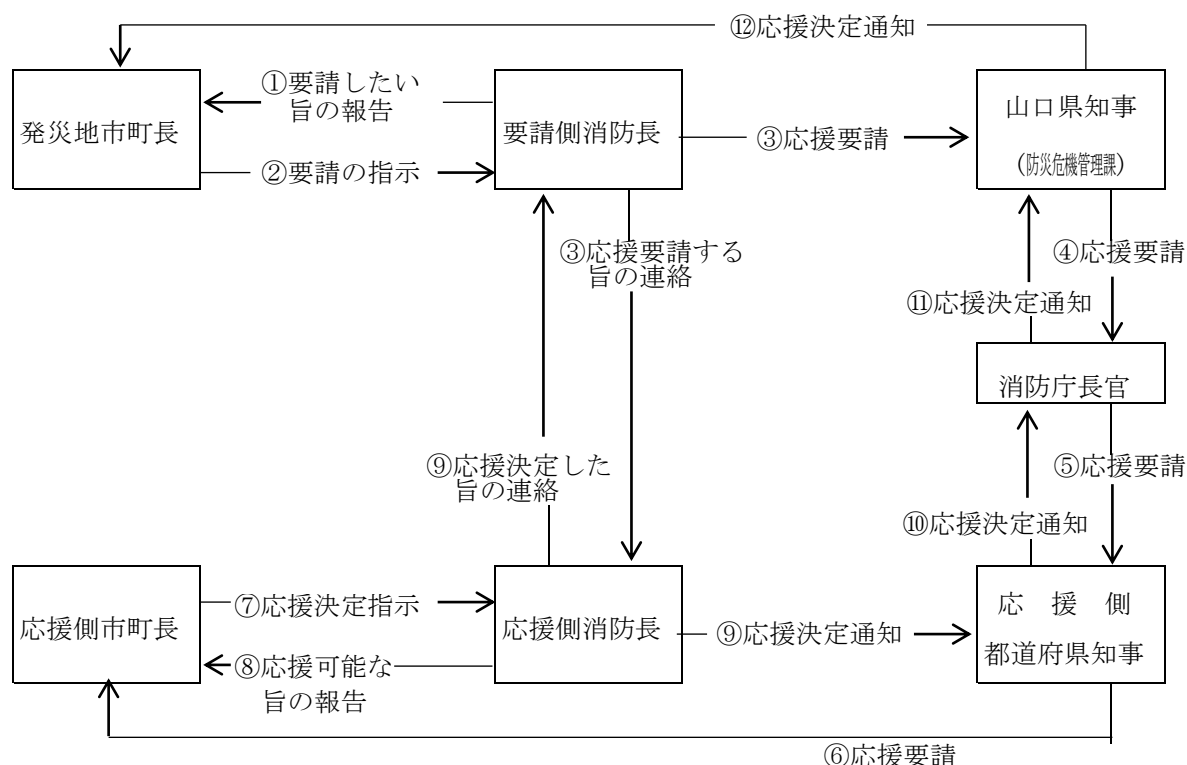
イ 大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱

都道府県域を超えた広域航空消防応援を実施できるよう、消防組織法第44条に基づき、消防庁において広域航空消防応援実施要綱（以下「航空応援要綱」という。）が定められている。県内での発災において、山口県消防防災ヘリコプターのみでは航空消防力が不足する場合（又は山口県消防防災ヘリコプターが点検等により使用不可の場合）は、航空応援要綱に基づき、消防庁長官を通じて応援要請を行う。

また、詳細な手続きは、航空応援要綱の細目に規定されている。

(2) 応援要請の手順

応援要請の手順は次のとおりである。



(3) 要請の方法

ア 発災地の消防長は、ヘリコプターによる消防応援が必要になったときは、山口県知事へヘリコプターの応援要請を行う。

イ 要請・連絡事項

知事への要請事項	応援側都道府県（消防本部）への連絡事項
(ア) 要請先市町 (イ) 要請者、要請日時 (ウ) 災害の発生日時、場所、概要 (エ) 必要な応援の概要	(ア) 必要とする応援の具体的内容 (イ) 応援活動に必要な資機材等 (ウ) 離発着可能な場所及び給油体制 (エ) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び無線による連絡の方法 (オ) 離発着場における資機材の準備状況 (カ) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況 (キ) 他にヘリコプターを要請している場合のヘリコプターを保有する消防本部名又は保有する都道府県名 (ク) 気象の状況 (ケ) ヘリコプターの誘導方法 (コ) 要請側消防本部の連絡先 (サ) その他必要事項

ウ 消防庁長官、応援側消防長への要請・連絡

要請又は連絡は、航空応援要綱の細目に定める様式により行うが、とりあえずは電話・FAXで行い、事後速やかに正式文書で要請する。

(4) 広域消防応援に係る担当窓口

ア 県の窓口

平 日	休 日 ・ 夜 間
防災危機管理課危機対策班 083-933-2370	防災危機管理課 083-933-2370

イ 国の窓口

平 日	休 日 ・ 夜 間
消防庁広域応援室 電話 03-5253-7527 (衛星) 048-500-90-49013 FAX 03-5253-7537	消防庁宿直室 電話 03-5253-7777 (衛星) 048-500-90-49101 FAX 03-5253-7537

第5節 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第1項 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2項 山口県大隊等の編成

1 連絡体制等

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

イ 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

ウ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 山口県大隊等の編成

- (1) 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- (2) 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (3) 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (4) 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- (5) 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。
- (6) 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。
- (7) 山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。
- (8) 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- (9) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

- (10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消防隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。
- (11) 後方支援中隊の編成は、別表第 7 のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- (12) N B C 災害即応部隊は、別表第 8 のとおり編成し、「下関市消防局 N B C 災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局 N B C 災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。
- (13) 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第 9 のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

3 指揮体制等

- (1) 山口県大隊等の指揮体制は、別紙第 1 のとおりとする。
- (2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式 1 のとおりとする。
- (3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (4) 山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- (5) 下関市消防局 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該 N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (6) 山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) 中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- (8) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第 3 項 山口県大隊等の出動

1 地震時等の出動等に係る取決め

要請要綱別表 A-1、A-2 並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第 10 のとおりとする。

2 山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備

- (1) 別表第 10 に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - ア 県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第 5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
 - イ 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を FAX で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。
- (2) 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - ア 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
 - イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を FAX で報告するものとする。ま

た、併せて、出動準備を行うものとする。

- (3) 前2項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数をFAXで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

- (4) 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

3 集結場所

集結場所は、別表第11のとおりとする。

4 山口県大隊及び統合機動部隊の出動

- (1) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- (2) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

- (3) 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね1時間以内に集結場所に出動するものとする。

イ 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね2時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね3時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ 各消防本部は、出動小隊に原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

- (4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

5 その他の部隊の出動

- (1) 下関市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により下関市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

- (2) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

6 国家的な非常災害における出動

- (1) 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- (2) 長官から出動の指示があった場合には、第9第1項及び第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- (3) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。
- (4) 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- (5) 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

7 山口県大隊等の出動隊数の報告

- (1) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（様式5）により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書（様式5）の写しを携帯させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。
- (2) 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書（様式5）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式6）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- (3) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

8 緊急消防援助隊の車両表示

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

9 集結場所への集結完了

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 中隊長は、山口県大隊等概要（様式7）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

10 進出拠点への進出

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

ア 被災地の被害概要

イ 山口県大隊等の活動地域及び任務

ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート

エ 山口県大隊等の隊列

オ その他必要な事項

- (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

11 高速自動車国道等の通行

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

ア 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

イ 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。

ウ 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。

エ 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

1 2 情報共有

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

1 3 進出拠点到着

- (1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。
なお、進出拠点到受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

1 4 現地到着

- (1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- ア 災害状況
- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 山口県大隊本部の設置場所
- オ 安全管理に関する体制
- カ 使用無線系統
- キ 地理及び水利の状況
- ク その他活動上必要な事項

- (2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- (4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4項 現場活動

1 山口県大隊本部の設置

- (1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。
- (2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- (3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- (4) 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

2 活動時における無線通信運用及び情報収集

- (1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

3 各隊の保有資機材等

- (1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。
- (2) 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

4 県大隊長への報告等

- (1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式9）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。
- (2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

5 日報

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5項 後方支援活動

1 後方支援本部の設置

- (1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。
- (2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。
- (3) 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- (4) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。
- (5) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- (6) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - ウ 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - エ 山口県大隊等の活動記録の集約
 - オ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - カ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - キ 必要な資機材等の手配及び提供
 - ク 食糧（3日目以降）の手配に関する調整
 - ケ 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - コ その他必要な事項
- (7) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- (8) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

2 後方支援中隊の任務等

- (1) 後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ア 後方支援本部との連絡
 - イ 宿営場所の設置及び維持
 - ウ 物資の調達及び搬送
 - エ 車両及び資機材の保守管理
 - オ 交替要員の搬送
 - カ 活動の記録
 - キ その他必要な事項
- (2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

3 相互協力

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6項 活動終了

1 山口県大隊等の引揚げ

- (1) 山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
- (2) 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - ア 山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
 - イ 活動中の異常の有無
 - ウ 隊員の負傷の有無
 - エ 車両、資機材等の損傷の有無
 - オ その他必要な事項

2 帰署（所）報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県に対して速やかに報告するものとする。
- (2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7項 活動報告等

1 活動結果報告

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。
- (2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8項 その他

1 航空部隊の応援等

航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

2 事前準備

- (1) 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- (2) 県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

第 4 編

災害復旧・復興計画

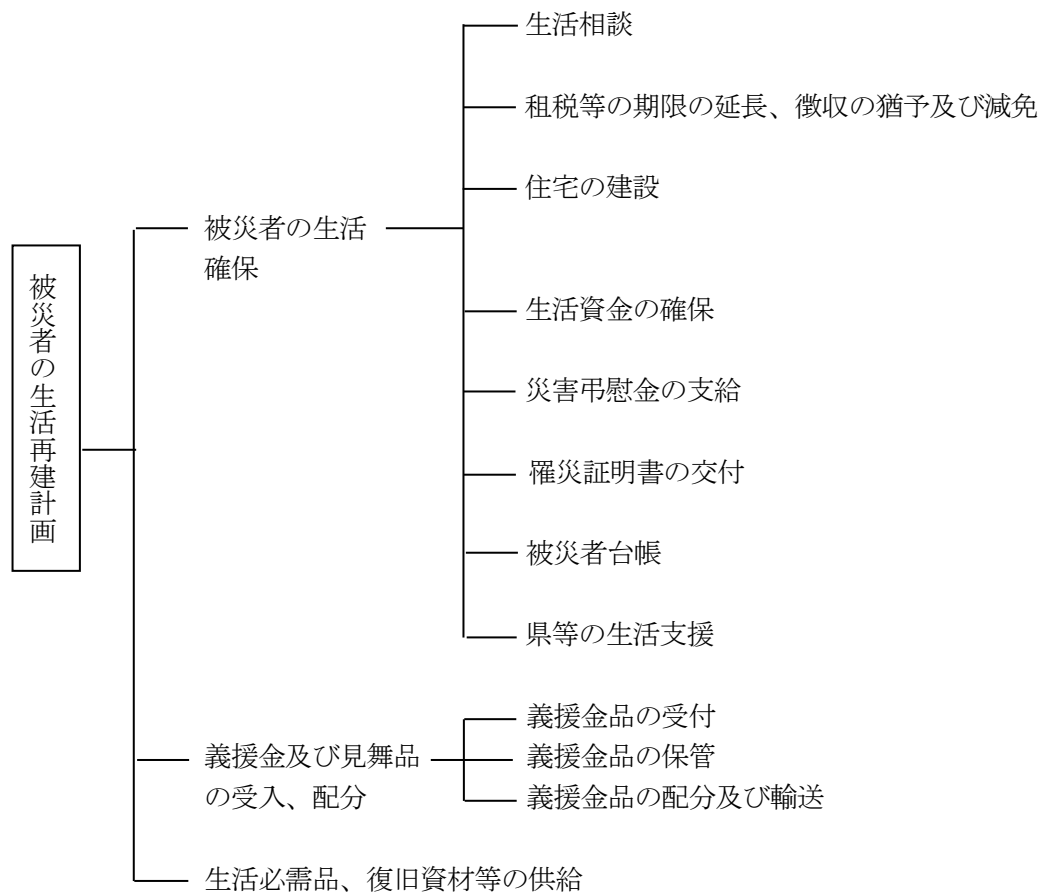
第4編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

基本的な考え方

大規模災害が発生した場合は、多数の者が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会は大きな混乱に陥る可能性がある。

こうした社会の混乱を防ぎ、民心の安定と社会秩序の維持を図るには、被災者の生活再建を一日も早く図る必要があり、市をはじめとする防災関係機関は協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災者の生活確保

災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう市は、被災者に対する生活相談、職業のあっせん、租税等の期限の延長、徴収の猶予及び減免、住宅・援助資金の貸付等に関し必要な措置を講じる。

第1項 生活相談

1 被災者相談所の設置

災害発生後には、被災者、一般市民、マスコミ、県等各方面から様々な問い合わせ、要望が数多く寄せられ、それらに的確・迅速に応えるには、総合的な情報提供及び相談窓口の開設が必要となることから、市は次の措置を講じる。

機 関 名	措 置 事 項
総合政策対策部	1 市は、被災者のための相談所を庁舎、各総合支所、避難所等に設置し苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を行う。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。 4 災害ケースマネジメントの実施に努める。

2 相談体制の充実強化

相談内容に的確に対応するためには、県及び国の担当部局と連携し、職員及び専門家の派遣を要請する。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者、外国人に対する通訳ボランティア等にも参加してもらうなど、相談体制の充実強化を図る。

(1) 考慮すべき相談内容

- ア がれき処理、被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関する相談
- イ 安否確認、行方不明者の捜索等に関する相談
- ウ 罹災証明書の発行及び災害弔慰金、災害融資に関する相談
- エ 避難生活、教育、福祉等の生活相談
- オ 各ライフラインの復旧見通し及び応急修理に関する相談
- カ 各種法律及び保険相談
- キ 建物応急危険度判定の手続き
- ク メンタルケア等健康管理及び医療相談
- ケ 生業資金のあっせん、融資及び税金に関する相談

(2) 事後処理対応の迅速化

相談可能な事項を迅速に処理するのみならず、解決困難なものについても、その内容を関係機関に連絡する等速やかな対応を行う。

第2項 租税等の期限の延長、徴収の猶予及び減免

1 租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税 務 署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予
県 (税 務 課) (市 町 課)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対し地方税法及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずる。

(県税事務所)	また、市町においても適切な対応がなされるよう助言する。
市	市は、市が賦課する税目に関して、地方税法及び山口市税条例(平成17年山口市条例第52号)等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免についてそれぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずる。

※ 地方税の減免基準については、各都道府県知事あて自治事務次官通達「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の中で主な税目ごとの減免基準が示されている。

2 国民健康保険料の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納付義務者に対し国民健康保険法及び山口市国民健康保険条例及び同施行規則に基づき、国民健康保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応し、適時、適切な措置を講じる。

3 介護保険料の徴収の猶予及び減免

市は、被災した納付義務者に対し介護保険法、山口市介護保険条例及び同施行規則、山口市介護保険料減免要綱に基づき、介護保険料の徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応し、適時、適切な措置を講じる。

第3項 住宅の建設

災害により居住していた住宅を喪失した者については、住居の確保が必要になる。

このため、喪失世帯のうち自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図るとともに、自力で住宅建設を行う者に対しては公的資金のあっせん等を行うなどして住宅の再建を図る。

1 応急仮設住宅の建設

第3編第11章 応急住宅計画による。

2 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅法に基づき、災害公営住宅を建設する。

3 既設公営住宅等の修理

市は、災害により被災した既設の公営住宅、既設の改良住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあっせん

独立行政法人住宅金融支援機構が行う災害関連融資として、「災害復興住宅融資」、「災害予防関連融資」がある。

ア 災害復興住宅融資

暴風雨、地震等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。

市は、被災者の被災家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構が指定する災害に該当するときは、融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融通を早くするため、市においては罹災証明書の発行等所要の手続について配慮する。

イ 災害予防関連融資

(ア) 地すべり等関連住宅融資

地すべり等防止法第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等により被害を被るおそれのある者が家屋の建設若しくは借地権を取得しようとするとき貸し付けられる。

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第項、第23条第1項、第2項、第41条第2項、第42条第1項、第2項、第46条第2項、第47条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項及び第2項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸し付けられる。

(2) その他の災害関連住宅資金の確保

低所得者世帯、障がい者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付又は母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付を受けることができる。

ア 生活福祉資金の住宅資金

低所得者世帯又は身体障がい者世帯が、住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要とする経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付を受けることができる。

災害により特に必要な場合は、貸付限度額、据置期間等について優遇措置が講じられる。

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

資金貸付けの対象者が災害による被害を受けたときは、住宅資金の貸付けに際し、貸付限度額、据置期間の延長、支払猶予等の優遇措置が講じられる。

第4項 生活資金の確保

災害により住居・家財等に被害を受けた者(個人)が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられている。市は、これら資金の融資が円滑に行われるよう被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談、指導等を行う。

1 生活福祉資金の貸付

低所得者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進を目的として設けられ、救助法の適用を受けるに至らない小災害等により負傷又は住居・家財等に被害をうけた低所得者世帯等に対して貸し付けられるものとして災害救護資金がある。貸付業務は、県社会福祉協議会が民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、必要な資金の融資を行う。

ただし、資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者に限る。

(1) 資金の種類

資金の種類は、更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、教育支援資金、住宅資金、修学資金、療養資金及び災害救護資金がある。

(2) 申込先

市社会福祉協議会

2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

母子福祉資金、父子福祉資金・寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。

(1) 母子福祉資金

配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するために貸し付けられるもので、県が貸付けを行う。

ア 資金の種類

資金の種類は、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金があ

る。

イ 申込先

市福祉事務所、山口健康福祉センター

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(2) 父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20才未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するために貸付けられるもので、県が貸付けを行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様。

※ 相談については、母子・父子自立支援員が当たる。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦(配偶者と死別、離婚した女子であって現に婚姻していない者、配偶者の生死が明らかでない女子等)に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため貸し付けられるもので、県が貸付を行う。

資金の種類、貸付限度額等については、母子福祉資金と同様

3 県市町中小企業勤労者小口資金の貸付け

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対し貸し付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内
- (3) 利 率 年1.24% (保証料別途)
- (4) 申 込 先 中国労働金庫

4 災害援護資金の貸付

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立直しに必要な資金を貸し付けるもので、市が貸付を行う。

貸 付 対 象	根拠法令等	貸 付 金 額	貸 付 条 件
救助法が適用された自然災害により世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が、次の額未満の世帯 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	(1)根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2)実施主体 市(条例) (3)経費負担 国 2/3 県 1/3 (4)対象となる災害 山口県内において救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害	貸付区分及び貸付限度額 (1)世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円以内 (2)家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失、流出又はこれと同等と認められる特別の事情が認められる場合 350万円以内 (3)上記(1)と(2)が重複した場合 ア (1)と(2)のアの重複 250万円以内	(1)貸付申請時期 被害を受けた後3ヶ月以内 (2)据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) (3)償還期間 10年(うち据置期間3年) 特例:据置期間5年 償還期間5年 (4)償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (5)貸付利率 年3%以内で条例で定める額 (6)保証人 各市町の条例によ

		イ (1)と(2)のイの重複 270万円以内 ウ (1)と(2)のウの重複 350万円以内 (4) 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合 ア (1)に該当せず(2)のイの場合 250万円以内 イ (1)に該当せず(2)のウの場合 350万円以内 ウ (1)に該当し(2)のイの場合 350万円以内	る

第5項 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障がい見舞金を市が支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 市の区域内において、住居滅失世帯数が5以上である場合 2 県内において、住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合 3 県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担 国 2/4 県 1/4 市 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	1 死亡者が遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内 2 それ以外の場合 250万円以内	1 支給の制限 (1) 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(市長の判断による) (2) 次に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金を支給される場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 (3) その他市長が支給を不適当と認める場合 2 支給の方法等 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する。
災害障がい見舞金	4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合		対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき次に掲げる程度の障がいを持つ場合支給する ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1 障がいを受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内 2 それ以外の場合 125万円以内	

第6項 罹災証明書の交付

被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を明らかにし、住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第7項 被災者台帳

1 作成

市は、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(様式作成、台帳管理は防災危機管理班、様式への入力各関係対策部)

2 利用及び提供

市は、次の場合にあつては、被災者台帳に記載し、又は記録された情報を自ら利用し、又は申請者に提供することができる。

- (1) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第8項 県等の生活支援

1 職業のあっせん・雇用保険の給付対策等

地震等の災害により、失職した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所及び県(商工労働対策部)は、職業相談、求人開拓、職業のあっせん等を行うとともに、雇用保険の失業等給付及びこれに必要な措置を講じる。

(1) 職業あっせん

ア 県(労働政策課)は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっせんを図る。

また、他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、雇用の安定を図る。

イ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人、求職の動向を速やかに把握するとともに、必要な措置を行い、離職者の早期再就職を図る。

(2) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

公共職業安定所の措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を所管する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。

イ 激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、当該地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業している者とみなして、基本手当を支給する。

(3) 被災事業主に関する措置

ア 労働保険料の徴収の猶予等

災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じる。

イ 制度の周知徹底

制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町及び労働保険事務組合等関係団体に對して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。

2 災害被災者に対する援護措置

県内において発生した災害に係る被災者に対して、「災害見舞金支給要綱」に基づき見舞金を支給する。

対 象 と な る 事 項	金	額
住家の全壊、全焼又は流出	1 世帯につき	1 0 0, 0 0 0 円
住家の半壊又は半焼	1 世帯につき	1 0 0, 0 0 0 円
死 亡	死亡者 1 人につき	1 0 0, 0 0 0 円
重傷者	重傷者 1 人につき	5 0, 0 0 0 円

3 被災者の生活再建支援

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対し円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱について必要な事項を定める。

【県（厚政課）、市町、被災者生活再建支援法人】

(1) 被災者生活再建支援法の概要

ア 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法(以下「法」という。以下この章において同じ。)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

イ 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害(同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町の区域に係る自然災害
- b 1 0 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- c 1 0 0 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- d a または b の市町を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町(人口10万人未満に限る)の区域に係る自然災害
- e a ～ c の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- f a 若しくは b の市町を含む都道府県又は c の都道府県が 2 以上ある場合で、5 世帯(人口 5 人未満の市町にあっては、2 世帯)以上の住宅全壊被害が発生した市町(人口 1 0 万人未満に限る)の区域に係る自然災害。

(2) 被災者生活再建支援制度

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

(ア) 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の(1)イ(イ) a～fの自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(イ) 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全壊 (ア(ア)①に該当)	解体 (ア(ア)②に該当)	長期避難 (ア(ア)③に該当)	大規模半壊 (ア(ア)④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

*「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額

*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。（「中規模半壊世帯」は1/2の額）

(3) 支援金の支給申請等

① 申請期間

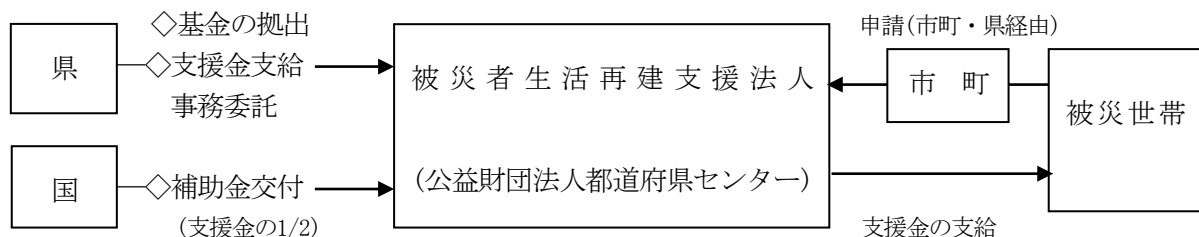
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

② 申請時の添付書類

- (ア) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- (イ) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

③ 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



④ その他

平成19年12月14日から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律が施行されたが、改正法の公布日（平成19年11月16日）より前に生じた災害（平成17年台風第14号）については、なお旧法令が適用される。

(4) 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1／2、市町1／2）。

4 物価安定対策

地震災害等発生時には、交通、通信機能の麻痺等により流通機構の混乱等が生じ、食料品、日用品等生活必需物資の供給が円滑にできず、これに伴い物価等に影響が出ることが考えられる。

このため、消費者保護の観点から次の対策を講じる。

(1) 相談体制

- ア 被災者総合相談窓口及び消費生活センターにおいて、市民からの苦情、相談に対応する。
- イ 売り惜しみ、便乗値上げ等の疑いのある業者に対しては、速やかに事実確認の上、不当な行為については、是正指導を行う。

(2) 物価の安定と物資の安定供給

物価の安定を図るため、価格動向や需給状況について調査・監視を行うとともに、関係業界、国等へ要請を行い、円滑な物資の流通及び価格の確保を図る。

ア 市職員による調査

生活関連物資及び応急復旧資材、緊急生活物資等について、県、関係対策部の応援を受けて、店頭価格、需給動向を調査する。

イ 民間調査員による調査・監視

- (ア) 消費者団体の協力を得て、価格及び需給動向を調査する。
- (イ) 住宅需要の増加に伴う家賃の高騰を未然に防止するため、家賃状況の動向把握について、山口県宅地建物取引業協会等に対して協力を要請するとともに、賃貸住宅取扱業者に対する高騰抑制の要請、指導等を実施する。

5 郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

郵便事業株式会社・郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便業務関係

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用物資の料金免除

(2) 簡易保険業務関係

- ア 保険料払込猶予期間の延伸
- イ 保険料前納払込の取消しによる保険料還付金の即時払
- ウ 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- エ 解約還付金の非常即時払
- オ 保険貸付金の非常即時払

6 放送受信料の免除

日本放送協会は、災害救助法による救助が行われた区域内で半壊または床上浸水以上の程度

の被害を受けた場合、2か月間放送受信料を免除。そのほか非常災害があった場合、総務大臣が承認した放送受信契約の範囲及び期間につき、放送受信料を免除。

7 電話料金等の減免

NTT西日本株式会社は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、随時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。

8 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。

このため、県(経営金融課)は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営安定が図られるよう必要な措置を講じる。

- (1) (株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対し必要な措置を行う。
- (2) 必要に応じ県独自の融資制度を設け、被災者に対し低利、長期の融資を行う。
- (3) 被災した中小企業者への融資の円滑化を図るため、信用保証協会の積極的な保証増大を要望し、協力を求める。
- (4) 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向けの融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (5) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講ずる。
- (6) 金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- (7) 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について速やかに把握する。
- (8) 市町及び中小企業関係団体を通じ、災害時の特別措置について、中小企業者に対し周知、徹底を図る。

9 被災農林漁業関係者の援助措置

災害により、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)又は農林漁業者の組織する団体(以下「被害組合」という。)に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

- (1) 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく、経営資金の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施
- (3) 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あつせん及び既往貸付金の償還期限の延長措置
- (4) 自作農維持資金融通法に基づく、災害資金のあつせん
- (5) 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請
- (6) 林業改善資金助成法に基づく、被害森林整備資金の融通
- (7) 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第2節 義援金及び見舞金の受入・配分【健康福祉対策部・協力対策部】

地震災害等の大規模な災害が発生した場合、県内はもとより、全国、外国から多数の義援金品が寄せられ、寄託された義援金品は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金品を、迅速・確実に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤山口県支部が取る対応について、必要な事項を定める。

第1項 義援金品の受付

- 1 義援金品の寄託は、災害発生当日から行われることが予想され、各機関は、災害発生後おおむね12時間以内に受付窓口を開設する。
- 2 義援品は、原則として、補修又は修繕を要するもの及び中古衣料、中古雑誌等で使用に耐えないもの、また、腐食しやすい食料品等は受け付けないものとする。
- 3 義援金品寄託者への配慮及び円滑な受付業務を行うため、募集窓口の連絡方法、口座番号、必要義援物資の種類、物資搬送場所、募集期間等について、報道機関の協力を得て広報し、寄託者等への周知を図る。
- 4 小口・混載の義援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、負担となることから、個人からは原則として義援金による支援を呼びかけ、物資を受け入れる場合は真に必要なとするものに限定する。
- 5 受付に係る各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	措 置 内 容
市	(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。【様式：義援金品受付簿5-2】 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。【様式：義援金品受領書5-1】 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。 (4) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は、受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 義援金受付のために普通預金口座を開設する。 (3) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領証を発行しない。 (4) 義援品の受入については、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。 また、市町からの応援要請についても対応できる体制を確立する。
日赤山口県支部	県民及び他の都道府県から日赤に寄託された義援金について、日赤山口県支部及び市町において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

第2項 義援金品の保管

被災地に寄せられた義援金品は、被災者に配布するまでの間、善良なる管理のもとに保管する。

機 関 名	措 置 内 容
市	1 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、払い出しまでの間保管する。 2 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受け入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている場所に保管する。 ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
県	1 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、被災地区の市町に配分するまでの間、会計管理者名義の普通預金口座を設け、保管する。 2 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点

	(広域輸送基地)のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。 ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
日赤山口県支部	1 義援金 日赤山口県支部が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

第3項 義援金品の配分及び輸送

義援金品の配分については、公平かつ適正に配分する。

機 関 名	措 置 内 容
市	市長は、義援金品の配分を公平かつ適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配分するものとする。 1 義援金 (1) 市に直接寄託された義援金及び県、日赤山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金する。 (2) 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、この発行が迅速に行われるよう、必要な体制を確立及び手続の簡素化等の措置を講じる。 2 義援品 (1) 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 (2) 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得る。
県	1 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 2 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、引き渡す。
日赤山口県支部	1 日赤山口県支部に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 2 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。

第3節 生活必需品、復旧資材等の供給【総務対策部・地域生活対策部】

市は、県が実施する被災地における民生の安定を図り、社会生活の正常化を早急に実現するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給の確保、物資の滞貨の解消、原材料等の確保等について情報提供等に協力する。

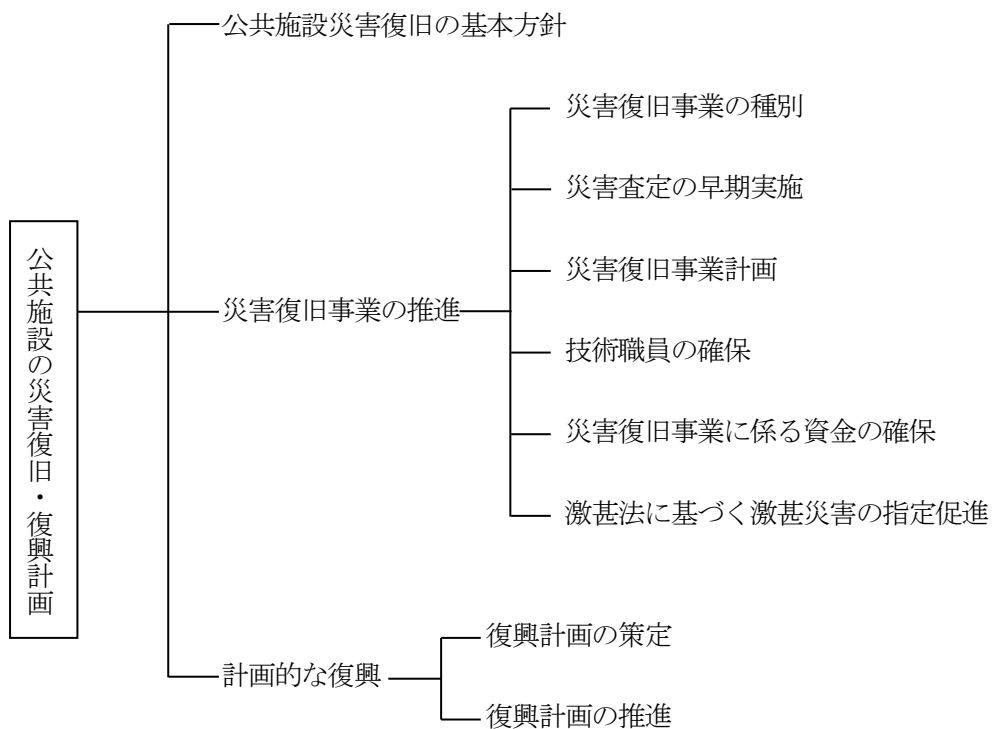
- 1 生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。
- 2 特定物資の指定等
状況により特定物資の指定を行い、適正価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。
- 3 関係機関等への協力要請
生活必需品、復旧資材等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他県、事業者及び関係団体等に対して、必要に応じ次の協力要請を行う。
 - (1) 情報提供
 - (2) 調査
 - (3) 集中出荷
 - (4) その他の協力

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本的な考え方

道路、河川、農業用施設、学校及び社会福祉施設等の公共施設は、住民の日常生活、また、公共の福祉施設の確保や農林水産業の維持等に欠かすことのできない施設であり、災害により大きな被害を被ったときは、これらの施設の迅速な復旧・復興が必要となる。

このため、災害復旧事業の実施責任者は、迅速に被害調査を実施の上、復旧・復興計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。



第1節 公共施設災害復旧の基本方針

災害により被害を被った公共施設の復旧は、第3編による応急対策を講じた後実施することになる。

被災した施設の管理者は、原形復旧を基本としつつも、再度災害の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧、耐震、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するよう努める。

第2節 災害復旧事業の推進

市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが管理する公共施設の災害復旧計画を速やかに作成する。

第1項 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧事業は、おおむね次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 地すべり防止施設
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (7) 道路
 - (8) 港湾
 - (9) 漁港
 - (10) 水道
 - (11) 下水道
 - (12) 公園
- 2 農林水産施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 社会福祉施設災害復旧事業
- 5 公立学校災害復旧事業
- 6 公営住宅災害復旧事業
- 7 公立医療施設災害復旧事業
- 8 その他の災害復旧事業

第2項 災害査定の早期実施

市は、災害発生後できるかぎり速やかに公共施設の被害実態の把握及び必要な資料調製を行い、早期の災害査定又は緊急査定の実施に努める。

なお、査定に当たっては事前打合せ制度を活用するなど、迅速な査定が行われるよう努める。

第3項 災害復旧事業計画

- 1 災害復旧に当たっては、原状回復を基本としつつも再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
- 2 災害復旧事業の計画に際しては、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、緊急事業を定め計画的な復旧を図る。なお、復旧に当たり可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

- 3 災害復旧に当たっては、事業規模・難易度等を勘案し、迅速かつ円滑な事業推進に努めるとともに、環境汚染の未然防止等住民の健康管理についても配慮する。

第4項 技術職員の確保

被災施設の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、関係機関に応援派遣を求めて技術職員の確保を図る。

市において、技術職員の不足が生じるときは、被災を免れた他の市町又は県職員の派遣を求めて対処する。

この場合、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

第5項 災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため国庫補助金の申請、起債の同意等、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施を図られるようにする。

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令としては、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱
- (20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(昭和59年9月7日厚生省社会局長児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債としては、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債

- (4) 地方公営企業災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん債等

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定対象となる災害が発生した場合には、市は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の円滑、迅速な復旧を行う。

1 激甚災害に関する調査

市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告するとともに、県が実施する調査等について協力する。

2 激甚災害に対する特別な財政措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業

(イ) 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業

(イ) 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業

セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(天災融資法が発動された場合適用)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 計画的な復興

大規模な災害により地域が壊滅状態となった場合、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する大規模事業となることから、市は、県と連携を図り、復興計画を作成するとともに、推進体制の整備をし、計画的な復興を進める。

第1項 復興計画の策定

- 1 計画策定組織の整備
学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。
- 2 計画策定の目標
再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 復興計画の策定
 - (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
 - (2) 計画策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震・不燃化等を基本的な目標とする。
 - (3) ライフラインの共同収容施設については、各事業者と調整を図り、進める。
 - (4) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から市街地再開発事業等の適切な推進により解消に努める。
- 4 住民への情報提供
復興計画の策定に当たっては、住民に情報提供をし、コンセンサスづくりに努める。

第2項 復興計画の推進

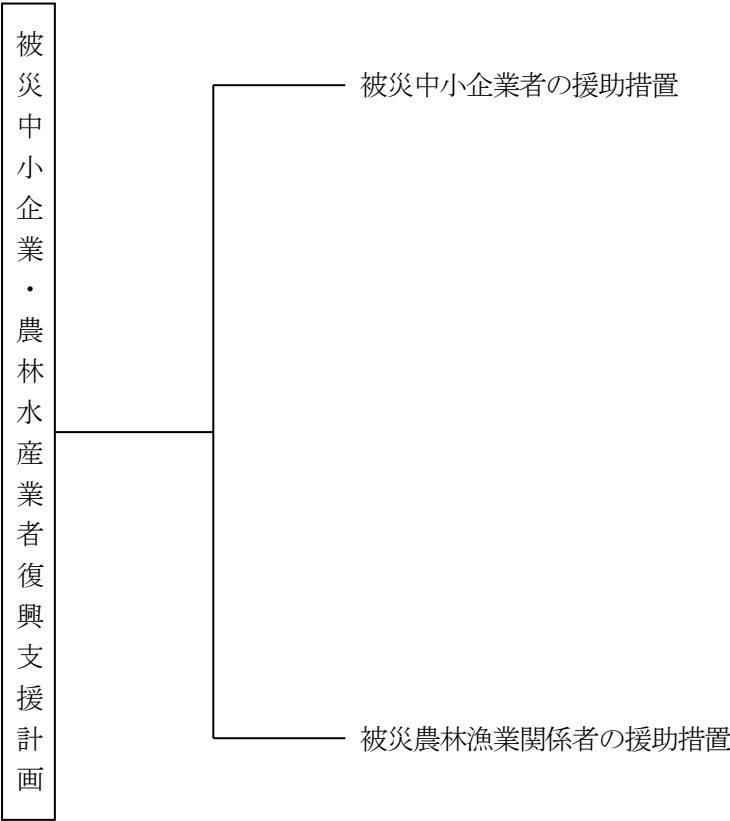
事業の実施に当たっては、市、県等関係機関による横断的な推進組織を設置し、事業の計画的推進を図る。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本的な考え方

大規模地震等の発生時には、地域の中小企業、農林水産業等における生産施設設備についても大きな被害を被ることが考えられる。

地域の生産活動や雇用を支えるこれら事業者の活動の回復・維持と経営の安定は、被災後の社会生活の安定を図るうえで重要なものとなることから、県及び関係機関は、協力して必要な措置を講じる。



第1節 被災中小企業者の援助措置

中小企業者が被災したときの救済援助措置は、主に公的資金の融資及び信用保証により措置される。

このため、県（経営金融課）は、被災した中小企業の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資等が円滑に行われて、早期に経営安定が図られるよう、必要な措置を講じる。

- 1 ㈱日本政策金融公庫及び㈱商工組合中央金庫の政府系金融機関等の貸付制度による融資を促進するため、これら関係機関に対して、必要な要請を行う。
- 2 必要に応じて、県独自の融資制度を設け、被災者に対して低利、長期の融資を行う。
- 3 被災した中小企業者の融資の円滑を図るため、信用保証協会の積極的な保障増大を要望し、協力を求める。
- 4 地元銀行、その他の金融機関に対して、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定に必要な措置を講じる。
- 6 金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いを行うよう要請する。
- 7 中小企業関係の被害状況について迅速な調査を行い、再建のための資金需要について、速やかに把握する。
- 8 市町及び中小企業関係団体を通じて、災害時の特別措置について、中小企業者に対して周知、徹底を図る。

第2節 被災農林漁業関係者の援助措置

地震災害等により、被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持、回復と経営の安定化を図るため県は必要な資金の確保措置について迅速、適切に対応する。

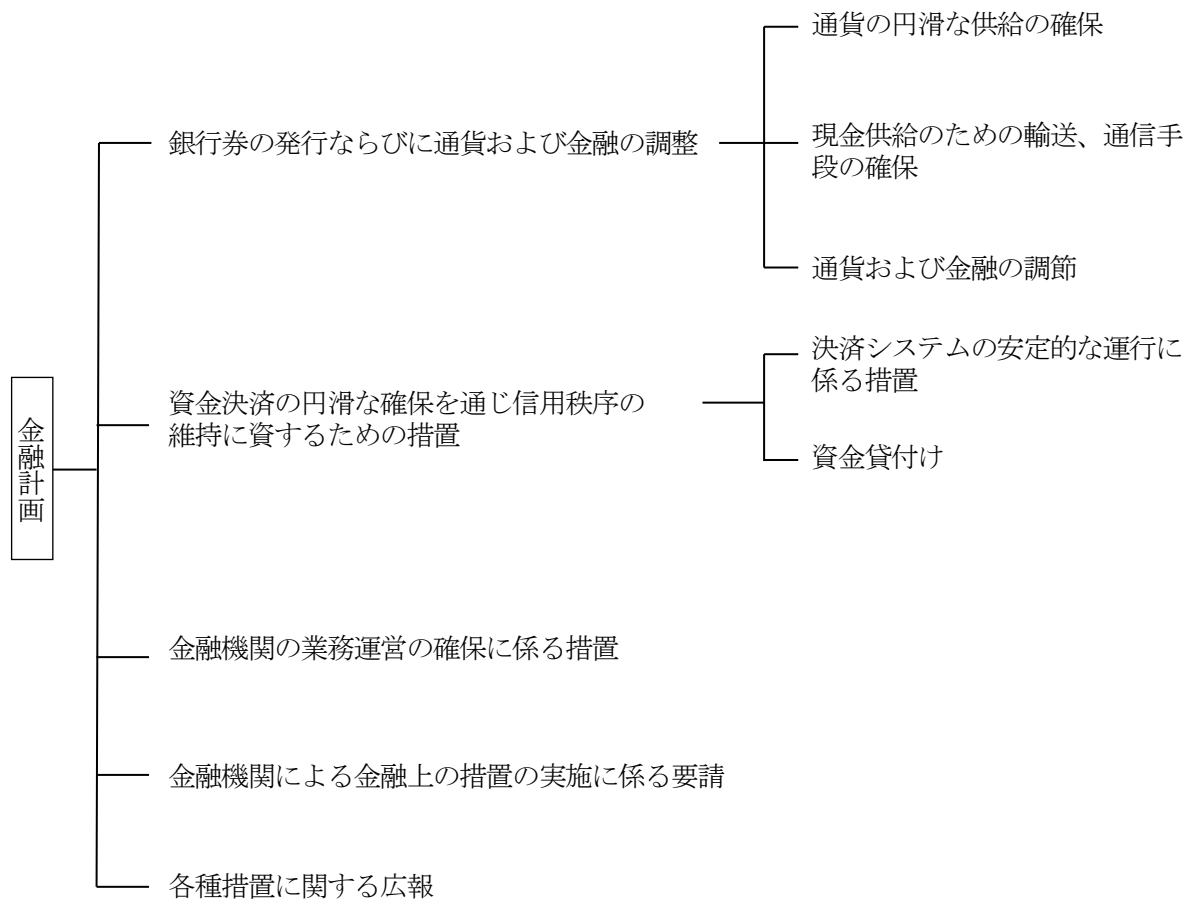
- 1 農林漁業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者及び被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導、あつせん。
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による、経営資金等の融資措置の促進及び利子補給並びに損失補償の実施。
- 3 被害農林漁業者に対する、株式会社日本政策金融公庫法に基づく、災害復旧資金の融資のあつせん並びに既住貸付金の償還期限の延長措置等。
- 4 農業保険法に基づく、農業共済団体の災害補償業務の的確、迅速化の要請。
- 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく災害補償業務の迅速、適正化の要請。

第4章 金融計画

基本的な考え方

大規模地震等の災害発生は、地域の産業、住民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。



第1節 通貨の供給の確保

日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨および金融の調節

必要に応じ適切な通貨および金融の調整を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

(1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

(2) 資金の貸付け

金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、日本銀行は災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(1) 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(2) 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに金融機関に対し、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について、金融機関等に対し要請したときは、関係行政機関と協議の上、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。